

令和3年度調査
駅前放置自転車等の現況と対策

目 次

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況	
(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移	3
(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移	6
(3) 区市町村別駅周辺の放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	7
(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況	8
(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)	22
(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)	24
(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)	25
(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移	26
2 自転車等駐車場の整備状況	
(1) 自転車等駐車場数の推移	28
(2) 収容能力及び実収容台数の推移	28
(3) 設置者別収容能力の推移	29
(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の内訳	29
(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、収容能力等)	30
(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等	38
(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況	46
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況	
(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移	50
(2) 撤去した自転車等の処分内訳(令和2年度)	50
(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(令和2年度)	51
(4) 処分の内訳(区市町村別)	52
(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先	55
(6) 撤去自転車等の保管場所の状況	56

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織	59
2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等	61
3 放置自転車対策費	

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移	63
(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移	64
(3) 区市町村における対策費の概況	65
(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳	66
(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳	67
4 区市町村における条例制定等	
(1) 制定状況一覧	71
(2) 条例の主な制定内容	72
5 放置禁止区域等の指定状況	84
6 条例による自転車等の駐車場附置義務	86
7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)	90
8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況	96

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度	99
2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)	101
3 社会資本整備総合交付金(道路事業)	103
4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)	108
5 都市構造再編集中支援事業(国庫補助金)	109
6 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))	110
7 特別区都市計画交付金(都支出金)	112
8 市町村土木費補助事業(都支出金)	115
9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	116
10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業	118

第4 参考

1 自転車等の保有・登録・生産状況	131
2 自転車関係団体	138
3 関係法令等	141

－ 凡 例 －

1 用語の定義

(1) 自転車等

自転車及び原動機付自転車をいう。

(2) 原動機付自転車

道路交通法第2条に規定する排気量50cc以下の原動機付自転車(以下略記は、「原付」とする。)をいう。

(3) 自転車等の放置

自転車等が自転車等駐車場以外の道路に置かれ、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態をいう。

(4) 駅周辺

原則として鉄軌道駅から概ね半径500m以内の区域をいう。

(5) 放置台数

駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下、略記は「自二」とする。)の放置台数をいう。

(6) 収容能力

自転車等駐車場の整備計画上の収容予定台数をいう。ただし、整備計画に台数の定めがない場合は、原則として、自転車は一台当たり幅40cm、原動機付自転車は一台当たり幅60cmで算出した。なお、実収容台数が収容予定台数を上回る場合は、実収容台数を収容能力として採用した。

(7) 実収容台数

調査時において、自転車等駐車場に実際に駐車している台数をいう。

(8) 乗入台数

調査時における放置台数と実収容台数を合わせた台数をいう。

2 調査方法

主として以下の項目について、区市町村へ調査を依頼し、結果を集計した。

(1) 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

令和3年10月中、晴天の平日のうち任意の一日、概ね午前11時頃の駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

(2) 駅周辺における自転車等駐車場の設置状況等

令和3年8月末現在の自転車等駐車場の設置及び利用状況

(3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

令和2年度中の撤去・返還・処分状況

なお、撤去台数と「返還台数と処分台数」の合計値は、以下により一致しない。

- ① 返還台数、処分台数には、令和元年度中に撤去した自転車等の返還台数、処分台数が含まれる場合がある。また、令和2年度中に撤去した自転車等の中には、令和3年度中に返還又は処分されるものが含まれる。
- ② 処分台数には、粗大ごみとして収集されたもの及び自転車駐車場内に長期間放置された撤去台数に含まれないものも計上している場合がある。

3 調査対象区域

島しょ地区を除く東京都内区市町村

4 集計方法

(1) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置台数

東京駅のように、複数の区市町村が関係する駅については、それぞれの区市町村ごとに計上した。

また、小川町駅・淡路町駅のように、異なる路線の複数の駅が近接している場合、複数の駅を一つの駅とみなして調査していることもある(駅名を併記)。

(2) 撤去自転車等の処分台数

廃棄、資源活用、リサイクル用途活用の三つに区分し、それぞれ集計した。

※ 廃棄とは、処分費用を支払い(有償)又は無償で自転車等を処分するものをいう。

※ 資源活用とは、鉄くず等再資源化を前提とした売却及び譲渡をいう。

※ リサイクル用途活用とは、自転車等の機能をとどめたまま売却、譲渡、地方公共団体の自己利用等の形で再利用に供されたものを指す。

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

- (1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移
- (2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移
- (3) 区市町村別駅周辺の放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況
- (5) 放置台数が多い駅（上位10駅）
- (6) 区市町村別乗入状況（乗入駅数、乗入台数）
- (7) 乗入台数が多い駅（上位20駅）
- (8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

2 自転車等駐車場の整備状況

- (1) 自転車等駐車場数の推移
- (2) 収容能力及び実収容台数の推移
- (3) 設置者別収容能力の推移
- (4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の内訳
- (5) 自転車等駐車場の整備状況（構造、敷地形態、面積、収容能力等）
- (6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等
- (7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

- (1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移
- (2) 撤去した自転車等の処分内訳（令和2年度）
- (3) 区市町村の撤去・返還・処分状況（令和2年度）
- (4) 処分の内訳（区市町村別）
- (5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先
- (6) 撤去自転車等の保管場所の状況

第1 放置自転車を取り巻く状況

1 駅周辺における自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の放置状況

(1) 放置台数・実収容台数・収容能力・乗入台数の推移

- ・ 放置台数は、平成2年の約24.3万台をピークに年々減少傾向にあり、令和3年度の調査では19,430台（前年度比 1,605台減少）となった。
- ・ 平成23年度までの調査方法（自転車は100台以上、原付と自二は合わせて50台以上のみを計上）による放置台数は、7,405台（前年度比 1,495台減少）となった。
- ・ 駅前放置自転車等実態調査は、昭和52年から総理府（現 国土交通省）が隔年で全国調査を実施し、全国調査が行われない年は、都が単独で調査を実施している。

－ 調査方法の変更について －

放置台数

きめ細かく放置の実態を把握し、放置自転車対策に活かすため、都では**平成24年度調査から**、全国調査の方法（自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の放置がある駅を調査対象とする。）に加えて、自転車、原付及び自二各1台以上の放置がある駅を調査対象としている。なお、平成29年度から、全国調査は国土交通省の所管となった。

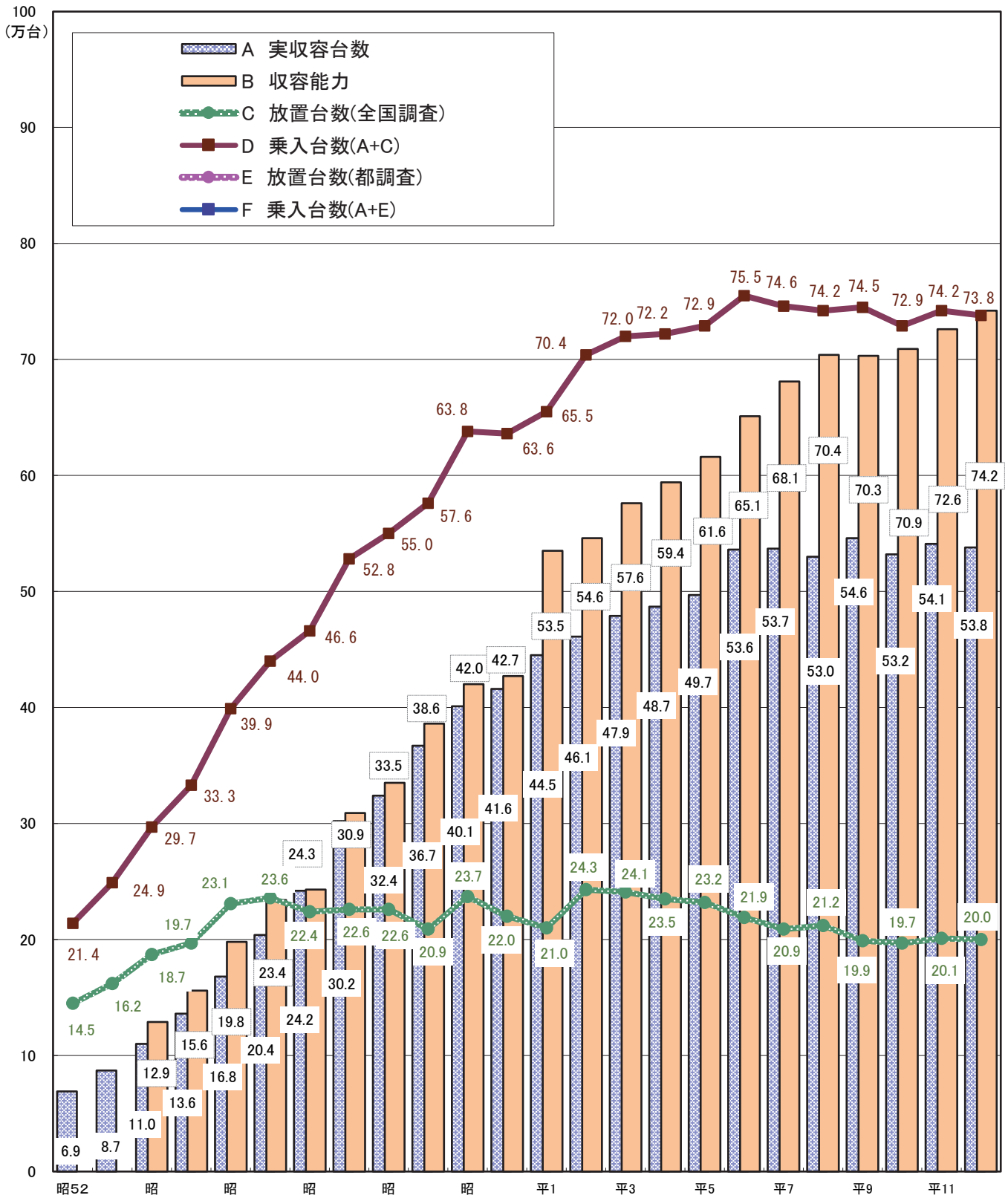
原付及び自二の放置台数については、平成23年度までの調査において調査対象の駅及び放置台数の大幅な減少がみられたことから、内閣府は放置車両対策が十分に進んだと判断し、また、各自治体における作業負担軽減にも考慮し、平成25年度から、原付及び自二を全国調査の対象としないこととした。しかしながら、前述のようにきめ細かく放置の実態を把握する必要性や統計の連続性を考慮し、都では引き続き原付及び自二についても調査の対象としている。

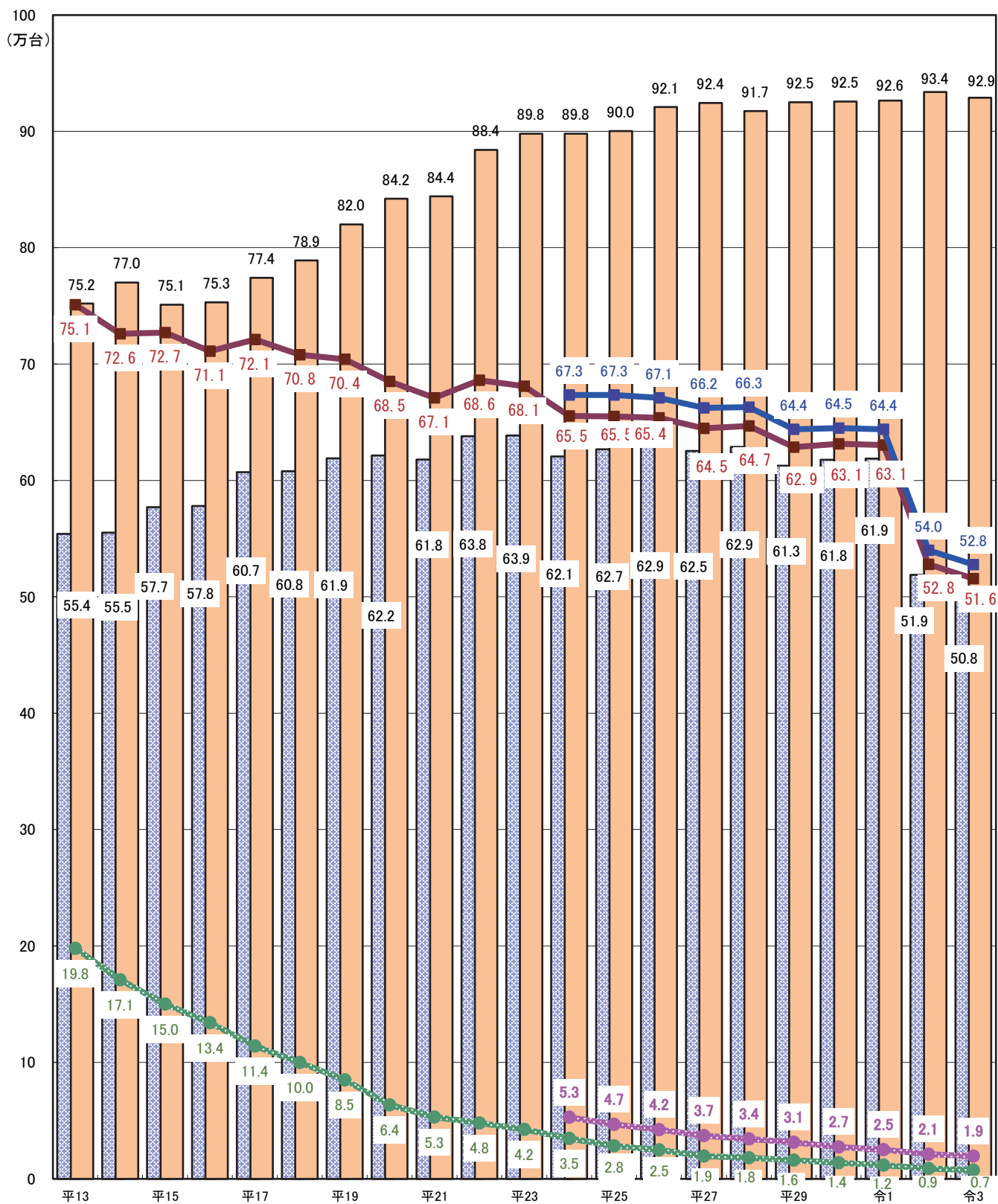
（調査対象となる駅）

	～平成23年度		平成24・26・28・30・令和2年度		平成25・27・29・令和元・3年度	
	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二	自転車	原付・自二
都調査	100台以上	合わせて 50台以上	1台以上	各1台以上	1台以上	各1台以上
全国調査					100台以上	

<下図の凡例について>

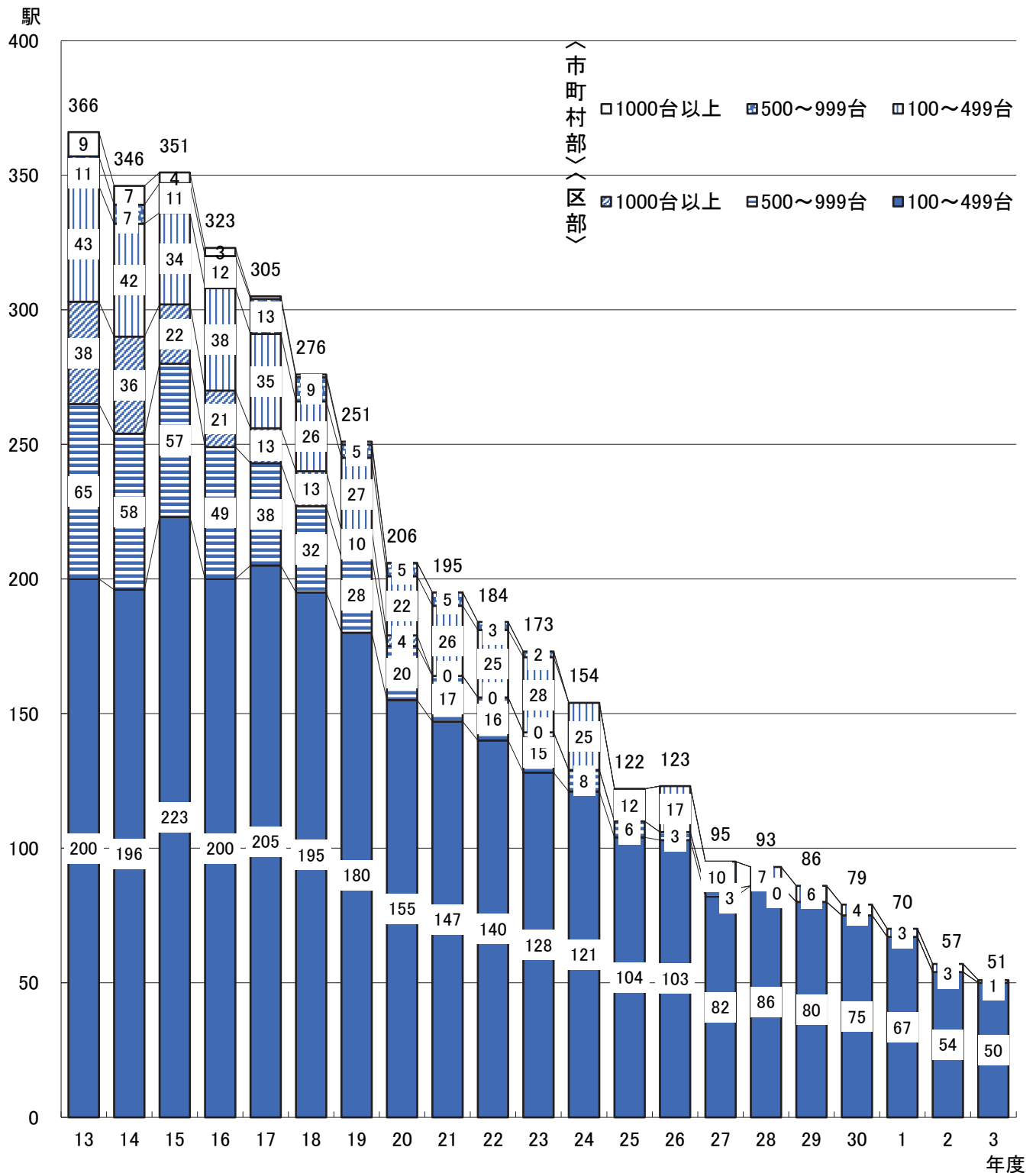
C 放置台数(全国調査) : 自転車100台以上、原付と自二は合わせて50台以上のみを計上
 E 放置台数(都調査) : 自転車、原付及び自二各1台から計上





(2) 放置自転車が100台以上ある駅数の推移

- ・ 駅周辺の放置自転車が100台以上の駅は51駅である。
- ・ 駅周辺の放置自転車が1000台以上の駅は平成20年以降、500台以上の駅は平成28年以降、それぞれ存在しない。
- ・ 放置自転車が100台以上ある駅数はピーク時（平成13年）の約7分の1であり、区部が98%を占めている。



(3) 区市町村別駅周辺の放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

	放置台数(台)				放置自転車のある駅数(箇所)			自転車の 放置率(%)
	自転車	原付	自二	計	1～99台	100～499台	計	
合計	17,917	848	665	19,430	502	51	553	3.5
区部計	16,513	751	612	17,876	401	50	451	5.2
千代田区	1,333	23	31	1,387	8	7	15	37.5
中央区	818	6	9	833	20	1	21	18.6
港区	1,478	28	28	1,534	30	3	33	28.2
新宿区	580	19	26	625	31	1	32	9.4
文京区	509	24	13	546	17		17	20.5
台東区	1,578	52	25	1,655	4	8	12	25.2
墨田区	434	18	23	475	13	1	14	6.4
江東区	686	43	66	795	22	1	23	5.7
品川区	1,024	45	15	1,084	23	4	27	13.0
目黒区	300	19	27	346	13		13	6.1
大田区	514	20	49	583	31	2	33	2.1
世田谷区	822	30	129	981	38	1	39	2.4
渋谷区	1,712	62	58	1,832	9	9	18	30.7
中野区	426	29	15	470	13	1	14	5.7
杉並区	930	47	21	998	20	3	23	4.2
豊島区	400	5	4	409	13	2	15	4.4
北区	404	25	12	441	11	2	13	3.2
荒川区	417	8	3	428	10	1	11	6.1
板橋区	544	68	31	643	21		21	3.2
練馬区	247	17	8	272	19		19	0.8
足立区	175	26	4	205	17		17	0.5
葛飾区	1,005	119	15	1,139	9	3	12	3.8
江戸川区	177	18		195	9		9	0.7
市部計	1,401	97	53	1,551	100	1	101	0.7
八王子市	403	60	31	494	16	1	17	2.5
立川市	50		1	51	5		5	0.4
武蔵野市	72	3	4	79	3		3	0.4
三鷹市	60	3		63	4		4	1.2
青梅市	6			6	3		3	0.2
府中市	91	4		95	9		9	0.7
昭島市	2			2	2		2	0.0
調布市	189	4	5	198	9		9	1.8
町田市	12	1		13	6		6	0.1
小金井市	12			12	2		2	0.1
小平市	10			10	5		5	0.1
日野市	186	6	4	196	6		6	2.5
東村山市	94	3	1	98	5		5	0.9
国分寺市	15	1		16	2		2	0.3
国立市	8			8	3		3	0.2
福生市	8			8	3		3	0.4
狛江市	46	1	3	50	3		3	1.0
東大和市								
清瀬市	14			14	1		1	0.3
東久留米市	21	4		25	1		1	0.6
武蔵村山市								
多摩市	20	4	3	27	4		4	0.6
稲城市	2			2	1		1	0.1
羽村市	3			3	1		1	0.1
あきる野市	11			11	1		1	0.3
西東京市	66	3	1	70	5		5	0.5
町村部計	3			3	1		1	0.4
瑞穂町	3			3	1		1	0.4
日の出町								
檜原村								
奥多摩町								

(注) 放置率とは、乗入台数に占める放置台数の割合をいう。

(4) 駅別放置自転車、原動機付自転車及び自動二輪車の状況

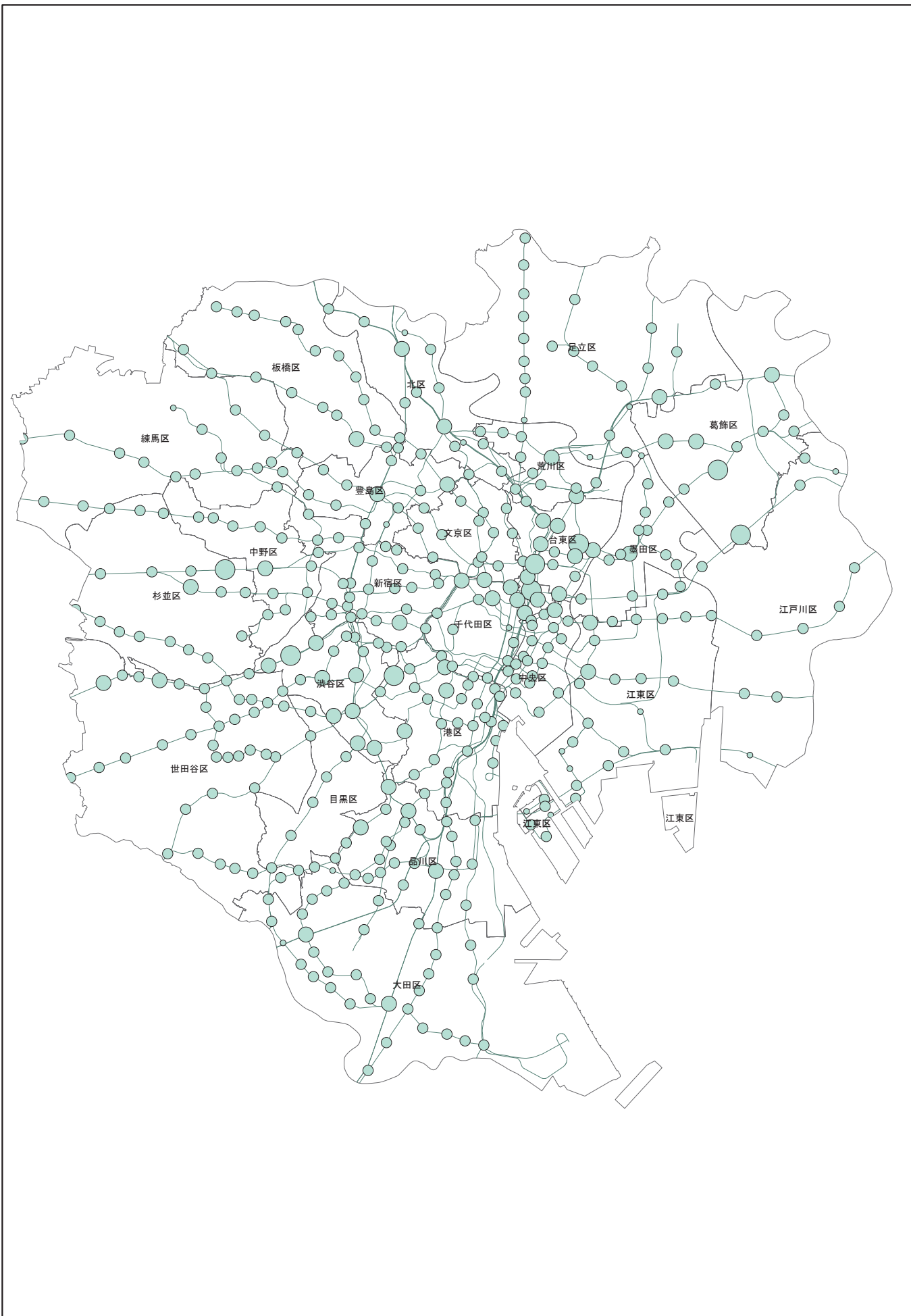
令和3年度調査 放置自転車等台数マップ



R03放置自転車台数
(原付、自動二輪を含む)

- 0台
- 1 - 100台
- 101 - 200台
- 201 - 300台

この地図は、国土地理院長の承認(平24関公第269号)を得て作成した東京都地形図(S=1:2,500)を使用(3都市基交第974号)して作成したものである。無断複製を禁ずる。



駅名 (*放置禁止区域に指定)	放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)	
	自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計		
総数	17,917	848	665	19,430	493,118	15,146	508,264	894,970	33,829	928,799	527,694	
区部計	16,513	751	612	17,876	300,413	5,130	305,543	537,790	12,487	550,277	323,419	
千代田区	* 有楽町駅	24	0	0	24	112	0	112	244	0	244	136
	* 東京駅	28	0	0	28	0	0	0	0	0	0	28
	* 神田駅	161	5	5	171	153	21	174	225	27	252	345
	* 秋葉原駅	200	0	1	201	538	22	560	760	32	792	761
	* 御茶ノ水駅	101	4	2	107	60	9	69	80	10	90	176
	* 水道橋駅	78	3	5	86	122	12	134	127	12	139	220
	* 飯田橋駅	52	1	4	57	163	19	182	270	20	290	239
	* 市ヶ谷駅	33	1	0	34	43	5	48	85	10	95	82
	* 四ツ谷駅	19	0	2	21	55	5	60	160	20	180	81
	* 岩本町駅	159	1	0	160	21	0	21	38	0	38	181
	小川町駅、淡路町駅	138	0	5	143	0	0	0	0	0	0	143
	神保町駅	136	5	2	143	60	0	60	64	0	64	203
	* 九段下駅	26	0	3	29	68	19	87	95	19	114	116
末広町駅	119	1	2	122	0	0	0	0	0	0	122	
半蔵門駅	59	2	0	61	0	0	0	0	0	0	61	
大手町駅				-	824	48	872	1,238	79	1,317	872	
計	1,333	23	31	1,387	2,219	160	2,379	3,386	229	3,615	3,766	
中央区	銀座駅	40	0	1	41	26	0	26	50	0	50	67
	東銀座駅	49	0	1	50	359	0	359	400	0	400	409
	* 銀座一丁目駅	26	0	1	27	0	0	0	0	0	0	27
	* 築地駅	17	0	0	17	151	20	171	226	20	246	188
	* 築地市場駅	7	0	0	7	148	30	178	516	30	546	185
	* 新富町駅	41	0	0	41	82	32	114	184	32	216	155
	京橋駅	33	0	0	33	35	0	35	108	4	112	68
	宝町駅	22	0	2	24	68	0	68	90	0	90	92
	* 八丁堀駅	67	0	2	69	196	0	196	291	0	291	265
	茅場町駅	79	0	0	79	114	0	114	114	0	114	193
	新日本橋駅	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	小伝馬町駅	37	0	0	37	0	0	0	0	0	0	37
	三越前駅	15	0	0	15	22	3	25	69	30	99	40
	日本橋駅	45	1	0	46	101	2	103	204	4	208	149
	水天宮前駅	74	0	0	74	313	0	313	535	0	535	387
	* 人形町駅	21	0	0	21	169	0	169	189	0	189	190
	* 浜町駅	9	0	0	9	150	53	203	262	53	315	212
馬喰町駅、馬喰横山駅、東日本橋駅	143	4	0	147	138	0	138	159	0	159	285	
* 勝どき駅	28	0	1	29	485	0	485	855	0	855	514	
* 月島駅	57	1	0	58	751	26	777	1,277	26	1,303	835	
* 東京駅	5	0	1	6	283	0	283	407	0	407	289	
計	818	6	9	833	3,591	166	3,757	5,936	199	6,135	4,590	
港区	* 新橋駅	33	5	1	39	228	0	228	556	0	556	267
	* 浜松町駅	14			14	172	10	182	238	50	288	196
	* 田町駅、三田駅	78	5	9	92	755	33	788	1,523	58	1,581	880
	* 品川駅	20	4	1	25	1,014	31	1,045	2,148	132	2,280	1,070
	* 芝公園駅	22			22	55	0	55	70	0	70	77
	御成門駅	39			39	0	0	0	0	0	0	39
	内幸町駅	36	1	3	40	0	0	0	0	0	0	40
	大門駅	40			40	0	0	0	0	0	0	40
	泉岳寺駅	53			53	0	0	0	0	0	0	53
	高輪台駅	30	1		31	0	0	0	0	0	0	31
	神谷町駅	28			28	0	0	0	0	0	0	28
	* 六本木駅	90			90	204	0	204	684	0	684	294
* 広尾駅	26			26	76	0	76	195	0	195	102	
虎ノ門駅	17			17	46	0	46	88	0	88	63	
* 赤坂見附駅	22			22	64	8	72	68	54	122	94	

- (注) ・ *印がある駅周辺には自転車等駐車場が整備され、放置禁止区域が指定されている。
・ 実収容台数の「自転車」には、一部「原付」の数値が含まれる場合もある。
・ 収容能力の「原付」は、原則として、専用の駐車スペースが設けられている数値を記載している。
・ 駅の立地によっては、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
港 区	* 青山一丁目駅	14	1		15	112	0	112	140	0	140	127
	外苑前駅	232			232	0	0	0	0	0	0	232
	赤坂駅	116	2	1	119	0	0	0	0	0	0	119
	乃木坂駅	27			27	72	0	72	72	0	72	99
	* 表参道駅	46			46	157	0	157	312	0	312	203
	汐留駅	56	5	3	64	0	0	0	0	0	0	64
	* 芝浦ふ頭駅	14		1	15	38	0	38	104	0	104	53
	日の出駅	17			17	0	0	0	0	0	0	17
	竹芝駅	14	2	2	18	0	0	0	0	0	0	18
	* お台場海浜公園駅	2			2	246	20	266	246	20	266	268
	台場駅				0	0	0	0	0	0	0	0
	溜池山王駅	35			35	0	0	0	0	0	0	35
	* 麻布十番駅	68	2		70	220	9	229	418	30	448	299
	六本木一丁目駅	114		4	118	0	0	0	0	0	0	118
* 白金高輪駅	35		1	36	199	0	199	330	0	330	235	
* 白金台駅	10			10	74	0	74	281	0	281	84	
赤羽橋駅	66			66	0	0	0	0	0	0	66	
虎ノ門ヒルズ駅	43			43	0	0	0	0	0	0	43	
* 高輪ゲートウェイ駅	21		2	23	35	0	35	68	0	68	58	
計	1,478	28	28	1,534	3,767	111	3,878	7,541	344	7,885	5,412	
新 宿 区	* 新宿駅	55	4	5	64	1,422	65	1,487	2,536	176	2,712	1,551
	* 新宿西口駅	6	1	1	8	61	3	64	71	7	78	72
	* 西武新宿駅	7	1	0	8	132	0	132	188	0	188	140
	* 西新宿駅	31	1	1	33	274	0	274	307	0	307	307
	* 新大久保駅	17	1	1	19	221	19	240	670	72	742	259
	* 大久保駅	12	1	0	13	99	6	105	130	10	140	118
	* 四ツ谷駅	30	0	1	31	223	0	223	313	0	313	254
	* 信濃町駅	5	0	0	5	50	0	50	155	0	155	55
	* 四谷三丁目駅	103	0	2	105	140	0	140	286	0	286	245
	* 新宿御苑前駅	12	0	0	12	7	0	7	119	0	119	19
	* 新宿三丁目駅	4	1	0	5	132	0	132	223	26	249	137
	* 曙橋駅	31	0	1	32	100	7	107	200	20	220	139
	* 市ヶ谷駅	33	0	1	34	48	0	48	124	0	124	82
	* 飯田橋駅	37	1	1	39	102	10	112	317	19	336	151
	* 神楽坂駅	7	0	0	7	42	0	42	104	0	104	49
	* 早稲田駅	22	1	0	23	136	2	138	230	7	237	161
	* 高田馬場駅	40	1	1	42	759	30	789	1,170	113	1,283	831
	* 落合駅	17	0	0	17	54	0	54	99	0	99	71
	* 下落合駅	3	0	0	3	31	3	34	85	10	95	37
	* 中井駅	8	2	2	12	307	10	317	460	45	505	329
	* 都電早稲田駅	10	1	0	11	9	0	9	18	0	18	20
	都電面影橋駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	* 都庁前駅	5	1	1	7	544	0	544	902	0	902	551
	* 西新宿五丁目駅	7	0	0	7	220	3	223	252	16	268	230
* 落合南長崎駅	6	0	1	7	43	0	43	81	9	90	50	
* 東新宿駅	33	0	0	33	243	0	243	344	0	344	276	
* 若松河田駅	5	1	0	6	61	0	61	90	0	90	67	
* 牛込柳町駅	10	0	7	17	49	4	53	71	4	75	70	
* 牛込神楽坂駅	11	0	0	11	57	0	57	57	0	57	68	
* 国立競技場駅	2	0	0	2	3	0	3	10	0	10	5	
* 西早稲田駅	5	1	0	6	41	0	41	68	0	68	47	
* 初台駅	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	
計	580	19	26	625	5,610	162	5,772	9,680	534	10,214	6,397	
文 京 区	* 新大塚駅	0	0	0	0	38	0	38	90	0	90	38
	* 茗荷谷駅	44	4	0	48	240	0	240	510	0	510	288
	* 後楽園駅	90	1	3	94	618	0	618	901	0	901	712
	* 本郷三丁目駅	52	1	0	53	119	0	119	256	0	256	172
	御茶ノ水駅	7	0	0	7	0	0	0	0	0	7	
	湯島駅	16	0	0	16	10	0	10	50	0	50	26
	* 根津駅	22	6	0	28	25	0	25	60	0	60	53
	* 千駄木駅	6	0	0	6	61	0	61	114	0	114	67
	* 護国寺駅	7	0	0	7	54	0	54	140	0	140	61
	* 江戸川橋駅	42	2	1	45	224	0	224	393	0	393	269
* 飯田橋駅	12	1	3	16	33	0	33	110	0	110	49	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
文 京 区	* 東大前駅	5	0	0	5	27	0	27	115	0	115	32
	* 本駒込駅	9	0	0	9	61	0	61	115	0	115	70
	* 駒込駅	30	0	1	31	0	0	0	0	0	0	31
	* 巢鴨駅	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	* 千石駅	48	1	1	50	132	0	132	393	0	393	182
	* 白山駅	43	4	0	47	80	0	80	237	0	237	127
	* 春日駅	61	3	0	64	167	0	167	262	0	262	231
	* 水道橋駅	15	0	4	19	89	0	89	223	0	223	108
	計	509	24	13	546	1,978	0	1,978	3,969	0	3,969	2,524
台 東 区	* 鶯谷駅	126	6	4	136	481	0	481	670	0	670	617
	* 御徒町駅、上野御徒町駅、 上野広小路駅、仲御徒町駅	217	2	1	220	678	0	678	1,049	0	1,049	898
	* 上野駅	101	3	3	107	800	8	808	1,114	23	1,137	915
	* 稲荷町駅	84	1	1	86	69	0	69	70	0	70	155
	* 入谷駅	183	8	2	193	328	0	328	476	22	498	521
	* 三ノ輪駅	95	6	3	104	235	0	235	402	0	402	339
	* 浅草駅	135	8	2	145	951	0	951	1,387	0	1,387	1,096
	* つくばエクスプレス浅草駅	233	7	3	243	309	0	309	760	0	760	552
	* 田原町駅	129	2	0	131	0	0	0	0	0	0	131
	* 浅草橋駅	133	5	3	141	411	15	426	500	75	575	567
	* 蔵前駅	83	2	1	86	132	0	132	270	0	270	218
	* 新御徒町駅	59	2	2	63	177	0	177	680	0	680	240
	* 日暮里駅	0	0	0	0	108	0	108	250	0	250	108
計	1,578	52	25	1,655	4,679	23	4,702	7,628	120	7,748	6,357	
墨 田 区	* 押上駅	129	3	1	133	1,941	9	1,950	3,000	37	3,037	2,083
	* 小村井駅	2	0	0	2	82	0	82	379	0	379	84
	* 鐘ヶ淵駅	3	0	0	3	131	4	135	402	5	407	138
	* 菊川駅	33	4	3	40	136	0	136	258	0	258	176
	* 錦糸町駅	65	7	15	87	1,855	0	1,855	4,736	0	4,736	1,942
	* 京成曳舟駅	10	0	0	10	281	0	281	467	0	467	291
	* とうきょうスカイツリー駅	15	1	0	16	55	0	55	92	0	92	71
	* 東あずま駅	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2
	* 東向島駅	8	0	0	8	218	0	218	497	0	497	226
	* 曳舟駅	9	0	0	9	535	4	539	1,071	4	1,075	548
	* 本所吾妻橋駅	53	1	0	54	226	0	226	361	0	361	280
	* 森下駅	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5
	* 八広駅	14	1	3	18	253	0	253	627	0	627	271
* 両国駅	87	1	0	88	590	0	590	1,101	0	1,101	678	
計	434	18	23	475	6,303	17	6,320	12,991	46	13,037	6,795	
江 東 区	* 東陽町駅	50	3	9	62	718	6	724	1,192	55	1,247	786
	* 亀戸駅	62	5	3	70	1,775	32	1,807	3,619	84	3,703	1,877
	* 亀戸水神駅	5	0	1	6	71	0	71	71	0	71	77
	* 南砂町駅	15	0	0	15	1,619	9	1,628	2,671	67	2,738	1,643
	* 新木場駅	10	1	5	16	294	10	304	563	45	608	320
	* 住吉駅	27	4	1	32	773	11	784	1,019	26	1,045	816
	* 西大島駅	37	4	2	43	344	0	344	644	0	644	387
	* 大島駅	63	4	5	72	523	0	523	689	18	707	595
	* 東大島駅	31	1	0	32	985	21	1,006	1,333	25	1,358	1,038
	* 木場駅	38	5	3	46	581	0	581	985	0	985	627
	* 門前仲町駅	84	7	11	102	510	24	534	1,565	66	1,631	636
	* 清澄白河駅	34	3	4	41	460	0	460	460	30	490	501
	* 森下駅	103	3	6	112	311	8	319	375	10	385	431
	* 潮見駅	0	0	0	0	223	5	228	435	20	455	228
	* 越中島駅	5	0	0	5	162	0	162	239	0	239	167
	* 辰巳駅	5	0	0	5	507	0	507	1,669	0	1,669	512
	* 豊洲駅	45	1	3	49	1,218	31	1,249	3,816	46	3,862	1,298
	* 東雲駅	19	1	8	28	131	8	139	238	10	248	167
* 東京テレポート駅	2	0	0	2	40	4	44	190	10	200	46	
* 国際展示場駅、有明駅	4	1	0	5	56	0	56	375	0	375	61	
* 新豊洲駅	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	
* 市場前駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
* 有明テニスの森駅	0	0	0	0	23	0	23	80	0	80	23	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
江東区	東京ビッグサイト駅	25	0	5	30	0	0	0	0	0	0	30
	青海駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	テレコムセンター駅	18	0	0	18	0	0	0	0	0	0	18
	東京国際クルーズターミナル駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	計	686	43	66	795	11,324	169	11,493	22,228	512	22,740	12,288
品川区	* 大崎駅	21	3	0	24	759	138	897	1,126	223	1,349	921
	* 大井町駅	123	4	3	130	1,058	73	1,131	1,758	153	1,911	1,261
	* 戸越公園駅	12	0	0	12	64	0	64	121	0	121	76
	* 戸越駅	17	1	0	18	90	0	90	152	1	153	108
	* 中延駅	18	3	1	22	260	19	279	379	29	408	301
	* 新馬場駅	6	0	1	7	143	78	221	219	109	328	228
	* 旗の台駅	22	1	0	23	150	20	170	232	52	284	193
	* 五反田駅	171	14	3	188	311	51	362	403	81	484	550
	* 大井競馬場前駅	3	0	0	3	86	6	92	411	19	430	95
	* 下神明駅	3	0	0	3	34	0	34	141	0	141	37
	* 戸越銀座駅	16	1	1	18	49	2	51	93	2	95	69
	* 天王洲アイランド駅	10	2	1	13	92	43	135	267	100	367	148
	* 品川シーサイド駅	27	1	1	29	236	7	243	485	20	505	272
	* 大森駅	15	1	2	18	693	16	709	1,211	26	1,237	727
	* 西大井駅	46	2	0	48	392	1	393	558	4	562	441
	* 荏原町駅	32	0	0	32	156	0	156	232	4	236	188
	* 青物横丁駅	36	2	1	39	197	11	208	436	19	455	247
	* 立会川駅	3	1	0	4	198	55	253	285	96	381	257
	* 荏原中延駅	17	0	0	17	100	20	120	165	20	185	137
	* 西小山駅	31	1	0	32	338	18	356	1,031	23	1,054	388
	* 武蔵小山駅	187	4	1	192	875	17	892	1,776	30	1,806	1,084
	* 目黒駅	101	3	0	104	323	55	378	324	77	401	482
	* 不動前駅	21	1	0	22	180	0	180	236	0	236	202
	北品川駅	20	0	0	20	30	30	60	44	38	82	80
	鮫洲駅	26	0	0	26	51	15	66	73	16	89	92
	大森海岸駅	19	0	0	19	0	0	0	0	0	0	19
	大崎広小路駅	21	0	0	21	5	0	5	16	0	16	26
計	1,024	45	15	1,084	6,870	675	7,545	12,174	1,142	13,316	8,629	
目黒区	* 中目黒駅	41	4	11	56	1,051	13	1,064	2,713	45	2,758	1,120
	* 学芸大学駅	80	1	1	82	1,007	30	1,037	1,908	57	1,965	1,119
	* 都立大学駅	16	1	0	17	1,100	21	1,121	3,488	35	3,523	1,138
	* 自由が丘駅	43	4	3	50	194	0	194	424	0	424	244
	* 池尻大橋駅	11	0	5	16	277	24	301	611	40	651	317
	* 駒場東大前駅	4	0	2	6	71	11	82	144	15	159	88
	* 目黒駅	8	0	0	8	50	0	50	155	5	160	58
	* 祐天寺駅	22	2	1	25	448	4	452	1,035	7	1,042	477
	* 武蔵小山駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
	* 西小山駅	46	6	0	52	25	0	25	85	0	85	77
	* 洗足駅	12	0	1	13	162	14	176	391	30	421	189
	* 大岡山駅	0	0	0	0	13	2	15	82	5	87	15
	* 緑が丘駅	15	1	3	19	232	2	234	432	2	434	253
	* 駒沢大学駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	300	19	27	346	4,630	121	4,751	11,468	241	11,709	5,097	
大田区	* 大森駅	57	8	12	77	2,802	14	2,816	4,154	40	4,194	2,893
	* 大森海岸駅	1	0	0	1	37	0	37	138	0	138	38
	* 平和島駅	4	0	0	4	1,051	3	1,054	1,551	16	1,567	1,058
	* 大森町駅	12	0	0	12	347	0	347	625	0	625	359
	* 梅屋敷駅	1	0	0	1	268	1	269	555	9	564	270
	* 馬込駅	2	0	0	2	370	13	383	620	24	644	385
	* 西馬込駅	7	0	6	13	680	0	680	890	0	890	693
	* 池上駅	27	0	0	27	325	6	331	605	12	617	358
	* 昭和島駅	1	0	0	1	323	0	323	600	0	600	324
	* 北千束駅	0	0	0	0	19	0	19	55	0	55	19
	* 大岡山駅	1	0	2	3	463	5	468	521	10	531	471
	* 長原駅	3	0	2	5	312	7	319	435	10	445	324
	* 洗足池駅	1	0	0	1	261	0	261	469	0	469	262
	* 石川台駅	3	0	4	7	294	5	299	539	10	549	306
* 雪が谷大塚駅	6	1	1	8	173	0	173	297	0	297	181	
* 御嶽山駅	118	1	2	121	96	0	96	129	0	129	217	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
大田区	* 久が原駅	5	0	1	6	224	0	224	377	0	377	230
	* 千鳥町駅	2	0	0	2	175	0	175	245	0	245	177
	* 田園調布駅	5	0	0	5	349	9	358	425	29	454	363
	* 多摩川駅	6	0	0	6	431	9	440	745	27	772	446
	* 沼部駅	0	0	0	0	24	0	24	50	0	50	24
	* 鶴の木駅	4	0	0	4	72	0	72	123	0	123	76
	* 蒲田駅	169	10	15	194	8,089	71	8,160	13,763	160	13,923	8,354
	* 京急蒲田駅	7	0	1	8	1,736	0	1,736	3,189	2	3,191	1,744
	* 蓮沼駅	7	0	0	7	70	29	99	138	30	168	106
	* 矢口渡駅	8	0	0	8	589	0	589	701	0	701	597
	* 武蔵新田駅	11	0	0	11	551	10	561	1,205	42	1,247	572
	* 下丸子駅	13	0	0	13	361	3	364	450	10	460	377
	* 雑色駅	15	0	0	15	1,085	5	1,090	2,221	15	2,236	1,105
	* 六郷土手駅	1	0	1	2	616	4	620	654	5	659	622
	* 糞谷駅	10	0	1	11	643	0	643	1,644	0	1,644	654
	* 大鳥居駅	4	0	1	5	110	0	110	828	23	851	115
	* 穴守稲荷駅	1	0	0	1	202	0	202	361	0	361	203
	* 天空橋駅	1	0	0	1	159	6	165	260	15	275	166
	* 流通センター駅	1	0	0	1	106	21	127	185	37	222	128
	計	514	20	49	583	23,413	221	23,634	39,747	526	40,273	24,217
世田谷区	* 池尻大橋駅	13	0	14	27	310	4	314	449	30	479	341
	* 三軒茶屋駅	72	3	16	91	2,430	34	2,464	3,275	66	3,341	2,555
	* 駒沢大学駅	57	3	8	68	751	9	760	948	18	966	828
	* 桜新町駅	40	5	9	54	1,941	44	1,985	2,688	62	2,750	2,039
	* 用賀駅	27	0	5	32	2,790	26	2,816	3,504	59	3,563	2,848
	* 二子玉川駅	21	1	4	26	3,648	67	3,715	6,469	187	6,656	3,741
	* 自由が丘駅	7	1	8	16	295	15	310	385	24	409	326
	* 九品仏駅	3	0	3	6	76	0	76	139	0	139	82
	* 尾山台駅	27	0	5	32	522	9	531	526	27	553	563
	* 等々力駅	13	0	3	16	276	14	290	284	24	308	306
	* 上野毛駅	5	0	3	8	307	0	307	415	0	415	315
	* 奥沢駅	7	3	4	14	117	0	117	200	0	200	131
	西太子堂駅	1	0	3	4	0	0	0	0	0	0	4
	若林駅	8	0	4	12	0	0	0	0	0	0	12
	松陰神社前駅	6	0	0	6	0	0	0	0	0	0	6
	* 世田谷駅	9	0	0	9	58	0	58	60	0	60	67
	* 上町駅	13	0	4	17	84	2	86	183	5	188	103
	宮の坂駅	7	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7
	* 松原駅	1	0	1	2	40	3	43	146	14	160	45
	* 東北沢駅	0	0	1	1	40	0	40	100	0	100	41
* 下北沢駅	69	1	3	73	597	4	601	1,017	35	1,052	674	
* 世田谷代田駅	2	0	1	3	74	0	74	189	0	189	77	
* 梅ヶ丘駅	14	0	5	19	369	25	394	576	59	635	413	
* 豪徳寺駅、山下駅	4	1	2	7	294	20	314	597	46	643	321	
* 経堂駅	57	5	8	70	3,349	59	3,408	4,633	137	4,770	3,478	
* 千歳船橋駅	54	3	2	59	2,017	35	2,052	3,094	77	3,171	2,111	
* 祖師ヶ谷大蔵駅	9	0	1	10	2,285	63	2,348	3,371	141	3,512	2,358	
* 成城学園前駅	5	0	2	7	2,919	79	2,998	5,053	242	5,295	3,005	
* 喜多見駅	16	0	3	19	1,590	21	1,611	2,035	53	2,088	1,630	
* 池ノ上駅	1	0	0	1	52	0	52	120	0	120	53	
* 新代田駅	2	0	0	2	69	0	69	83	0	83	71	
* 東松原駅	7	0	0	7	67	0	67	68	0	68	74	
* 代田橋駅	5	1	2	8	20	0	20	70	0	70	28	
* 明大前駅	9	0	2	11	638	39	677	996	71	1,067	688	
* 下高井戸駅	1	0	0	1	228	0	228	553	32	585	229	
* 桜上水駅	2	0	0	2	958	13	971	1,644	20	1,664	973	
* 上北沢駅	23	0	1	24	0	0	0	0	0	0	24	
* 八幡山駅	11	0	1	12	410	18	428	1,028	39	1,067	440	
* 芦花公園駅	9	1	0	10	109	0	109	218	0	218	119	
* 千歳烏山駅	185	2	1	188	4,239	32	4,271	6,346	92	6,438	4,459	
計	822	30	129	981	33,969	635	34,604	51,462	1,560	53,022	35,585	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
渋谷区	* 渋谷駅	127	4	9	140	500	21	521	925	52	977	661
	神泉駅	132	5	5	142	0	0	0	0	0	0	142
	* 広尾駅	100	2	1	103	30	0	30	50	0	50	133
	* 恵比寿駅	160	8	15	183	736	84	820	1,097	130	1,227	1,003
	代官山駅	139	7	8	154	0	0	0	0	0	0	154
	* 原宿駅、明治神宮前駅	114	1	1	116	39	0	39	79	0	79	155
	* 参宮橋駅	28	0	0	28	30	17	47	68	28	96	75
	* 代々木駅	70	1	4	75	153	29	182	212	66	278	257
	* 代々木八幡駅、代々木公園駅	107	3	2	112	431	85	516	601	111	712	628
	* 代々木上原駅	55	11	2	68	241	25	266	353	81	434	334
	* 千駄ヶ谷駅、国立競技場駅	26	1	0	27	94	9	103	174	26	200	130
	* 新宿駅	32	0	2	34	210	31	241	280	41	321	275
	南新宿駅	44	1	3	48	0	0	0	0	0	0	48
	* 初台駅	95	3	1	99	456	41	497	679	65	744	596
	* 幡ヶ谷駅	214	1	0	215	277	64	341	403	233	636	556
* 笹塚駅	117	10	1	128	630	81	711	1,199	189	1,388	839	
北参道駅	81	2	0	83	30	26	56	60	27	87	139	
* 西新宿五丁目駅	71	2	4	77	0	0	0	0	0	0	77	
計	1,712	62	58	1,832	3,857	513	4,370	6,180	1,049	7,229	6,202	
中野区	* 中野駅	121	6	3	130	2,931	63	2,994	5,059	152	5,211	3,124
	* 東中野駅	21	0	2	23	778	0	778	1,476	0	1,476	801
	* 中野坂上駅	44	0	0	44	507	0	507	1,336	0	1,336	551
	* 新中野駅	46	0	1	47	123	0	123	490	0	490	170
	* 中野新橋駅	30	2	0	32	113	0	113	250	0	250	145
	* 中野富士見町駅	3	1	0	4	45	0	45	90	0	90	49
	* 落合駅	1	0	0	1	146	0	146	160	0	160	147
	* 新江古田駅	14	1	1	16	165	0	165	300	0	300	181
	* 鷲ノ宮駅	20	2	0	22	956	7	963	1,824	50	1,874	985
	* 都立家駅	19	1	1	21	329	0	329	801	0	801	350
	* 野方駅	35	4	3	42	420	0	420	1,026	0	1,026	462
	* 沼袋駅	40	10	1	51	255	14	269	724	14	738	320
	* 新井薬師前駅	28	2	0	30	182	0	182	387	2	389	212
	* 富士見台駅	4	0	3	7	43	0	43	43	0	43	50
	計	426	29	15	470	6,993	84	7,077	13,966	218	14,184	7,547
杉並区	* 下井草駅	25	2	0	27	411	9	420	1,123	39	1,162	447
	* 井荻駅	35	7	4	46	552	2	554	1,459	11	1,470	600
	* 上井草駅	4	2	0	6	297	3	300	606	12	618	306
	* 高円寺駅	242	16	5	263	2,017	23	2,040	3,343	118	3,461	2,303
	* 阿佐ヶ谷駅	75	2	5	82	2,532	10	2,542	3,982	38	4,020	2,624
	* 荻窪駅	57	10	4	71	6,441	4	6,445	9,820	20	9,840	6,516
	* 西荻窪駅	39	3	2	44	2,211	3	2,214	3,245	18	3,263	2,258
	* 東高円寺駅	22	0	0	22	471	2	473	905	10	915	495
	* 新高円寺駅	59	1	0	60	700	0	700	1,270	0	1,270	760
	* 南阿佐ヶ谷駅	103	4	0	107	666	0	666	943	0	943	773
	* 中野富士見町駅	6	0	0	6	111	0	111	188	0	188	117
	* 方南町駅	36	0	0	36	391	6	397	578	10	588	433
	* 永福町駅	45	0	0	45	722	1	723	1,381	7	1,388	768
	* 西永福駅	5	0	0	5	210	0	210	522	0	522	215
	* 浜田山駅	32	0	0	32	578	7	585	1,404	20	1,424	617
* 高井戸駅	9	0	0	9	462	0	462	1,411	0	1,411	471	
* 富士見ヶ丘駅	6	0	0	6	286	2	288	632	2	634	294	
* 久我山駅	5	0	0	5	1,390	15	1,405	2,597	29	2,626	1,410	
三鷹台駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
* 代田橋駅	6	0	0	6	67	1	68	149	15	164	74	
明大前駅	0	0	0	0	422	0	422	422	0	422	422	
* 下高井戸駅	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
* 桜上水駅	10	0	1	11	208	0	208	407	0	407	219	
上北沢駅	102	0	0	102	102	0	102	200	0	200	204	
* 八幡山駅	6	0	0	6	226	2	228	386	13	399	234	
芦花公園駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	930	47	21	998	21,473	90	21,563	36,973	362	37,335	22,561	

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
豊島区	* 高田馬場駅	2	0	1	3	68	0	68	68	0	68	71
	* 目白駅	18	0	0	18	629	8	637	1,247	28	1,275	655
	* 池袋駅	144	2	2	148	2,586	15	2,601	4,535	28	4,563	2,749
	* 大塚駅	25	1	1	27	933	9	942	1,790	50	1,840	969
	* 巣鴨駅	113	1	0	114	905	5	910	1,656	23	1,679	1,024
	* 駒込駅	17	0	0	17	291	0	291	722	11	733	308
	* 新大塚駅	15	0	0	15	105	0	105	146	0	146	120
	* 雑司が谷駅	0	0	0	0	49	0	49	50	0	50	49
	* 東池袋駅	1	0	0	1	344	28	372	625	29	654	373
	* 要町駅	21	0	0	21	620	1	621	1,034	10	1,044	642
	* 千川駅	8	1	0	9	1,114	11	1,125	1,687	30	1,717	1,134
	北池袋駅	2	0	0	2	85	0	85	125	0	125	87
	* 下板橋駅	0	0	0	0	137	0	137	240	0	240	137
	* 板橋駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 椎名町駅	9	0	0	9	256	0	256	670	0	670	265
	* 東長崎駅	12	0	0	12	219	0	219	570	0	570	231
* 落合南長崎駅	8	0	0	8	175	5	180	559	17	576	188	
* 西巣鴨駅	5	0	0	5	146	0	146	238	0	238	151	
計	400	5	4	409	8,662	82	8,744	15,962	226	16,188	9,153	
北区	* 浮間舟渡駅	8	0	0	8	302	5	307	581	6	587	315
	* 北赤羽駅	17	0	0	17	579	11	590	1,344	27	1,371	607
	* 赤羽駅	137	6	1	144	3,872	113	3,985	7,842	248	8,090	4,129
	* 十条駅	14	1	5	20	1,033	20	1,053	2,135	44	2,179	1,073
	* 板橋駅	17	1	0	18	254	0	254	529	0	529	272
	* 東十条駅	24	1	0	25	706	20	726	2,062	116	2,178	751
	* 王子駅	131	9	4	144	2,204	39	2,243	3,294	87	3,381	2,387
	* 上中里駅	0	0	0	0	64	0	64	200	0	200	64
	* 田端駅	3	1	0	4	1,854	16	1,870	2,981	80	3,061	1,874
	* 駒込駅	8	2	0	10	247	0	247	515	0	515	257
	* 尾久駅	12	3	0	15	409	0	409	565	0	565	424
	* 赤羽岩淵駅	0	0	0	0	136	0	136	192	0	192	136
	* 志茂駅	13	0	0	13	78	0	78	100	0	100	91
	* 王子神谷駅	17	1	2	20	482	17	499	1,184	45	1,229	519
	* 西ヶ原駅	3	0	0	3	66	0	66	149	0	149	69
	* 西巣鴨駅	0	0	0	0	94	0	94	371	0	371	94
計	404	25	12	441	12,380	241	12,621	24,044	653	24,697	13,062	
荒川区	* 南千住駅	31			31	1,934	15	1,949	3,083	35	3,118	1,980
	* 町屋駅	114	3		117	2,015	16	2,031	3,050	33	3,083	2,148
	* 日暮里駅	32			32	441	0	441	944	11	955	473
	* 西日暮里駅	44	1	1	46	1,356	14	1,370	2,340	14	2,354	1,416
	* 三河島駅	21	2		23	111	0	111	440	0	440	134
	* 熊野前駅	3			3	267	0	267	478	8	486	270
	* 赤土小学校前駅	1			1	26	0	26	50	0	50	27
	新三河島駅	4		2	6	13	0	13	70	0	70	19
	三ノ輪橋駅	85	2		87	276	0	276	333	0	333	363
	小台駅	45			45	0	0	0	0	0	0	45
荒川車庫前駅	37			37	0	0	0	0	0	0	37	
計	417	8	3	428	6,439	45	6,484	10,788	101	10,889	6,912	
板橋区	* 板橋駅	31	4	0	35	607	16	623	802	30	832	658
	* 浮間舟渡駅	11	0	1	12	734	16	750	1,514	54	1,568	762
	* 新板橋駅	75	10	0	85	157	25	182	281	90	371	267
	* 板橋区役所前駅	47	6	1	54	594	55	649	853	117	970	703
	* 板橋本町駅	7	0	0	7	648	17	665	905	34	939	672
	* 本蓮沼駅	15	0	0	15	290	0	290	533	5	538	305
	* 志村坂上駅	5	1	1	7	235	4	239	736	5	741	246
	* 志村三丁目駅	3	1	0	4	1,018	41	1,059	1,367	110	1,477	1,063
	* 蓮根駅	39	3	4	46	505	6	511	1,263	32	1,295	557
	* 西台駅	10	1	2	13	307	19	326	719	90	809	339
	* 高島平駅	28	2	1	31	1,247	32	1,279	2,146	110	2,256	1,310
* 新高島平駅	0	1	0	1	175	14	189	402	18	420	190	
* 西高島平駅	6	1	0	7	680	27	707	1,265	100	1,365	714	
* 小竹向原駅	2	2	0	4	861	7	868	1,160	63	1,223	872	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
板橋区	* 下板橋駅	24	0	1	25	159	11	170	398	38	436	195
	* 大山駅	99	3	3	105	655	22	677	1,662	37	1,699	782
	* 中板橋駅	48	5	2	55	331	0	331	504	2	506	386
	* ときわ台駅	13	6	5	24	720	16	736	1,649	55	1,704	760
	* 上板橋駅	58	20	3	81	1,118	14	1,132	2,865	104	2,969	1,213
	* 東武練馬駅	6	1	1	8	1,193	55	1,248	2,497	162	2,659	1,256
	* 下赤塚駅、地下鉄赤塚駅	6	0	2	8	969	7	976	1,829	11	1,840	984
	* 成増駅、地下鉄成増駅	11	1	4	16	3,030	109	3,139	5,165	230	5,395	3,155
計	544	68	31	643	16,233	513	16,746	30,515	1,497	32,012	17,389	
練馬区	* 豊島園駅	3	0	0	3	468	0	468	842	13	855	471
	* 練馬駅	28	5	0	33	1,779	52	1,831	3,330	120	3,450	1,864
	* 江古田駅	24	0	1	25	337	28	365	1,249	46	1,295	390
	* 大泉学園駅	26	5	0	31	4,527	57	4,584	8,116	128	8,244	4,615
	* 中村橋駅	40	2	0	42	961	32	993	2,211	76	2,287	1,035
	* 桜台駅	22	0	1	23	240	20	260	707	30	737	283
	* 平和台駅	7	1	1	9	2,373	33	2,406	5,298	66	5,364	2,415
	* 石神井公園駅	15	0	0	15	5,192	55	5,247	7,776	90	7,866	5,262
	* 東武練馬駅	7	0	0	7	149	4	153	369	9	378	160
	* 武蔵関駅	13	1	0	14	1,025	3	1,028	2,512	16	2,528	1,042
	* 光が丘駅	0	0	0	0	4,174	21	4,195	6,808	137	6,945	4,195
	* 練馬高野台駅	13	0	0	13	990	5	995	1,452	39	1,491	1,008
	* 上石神井駅	6	0	0	6	1,355	11	1,366	3,161	35	3,196	1,372
	* 富士見台駅	4	2	2	8	895	12	907	1,313	40	1,353	915
	* 地下鉄赤塚駅	13	0	0	13	716	7	723	1,070	17	1,087	736
	* 練馬春日町駅	10	0	0	10	590	1	591	1,044	10	1,054	601
	* 保谷駅	0	0	0	0	1,759	23	1,782	3,407	78	3,485	1,782
	* 小竹向原駅	1	0	1	2	563	0	563	790	0	790	565
* 新江古田駅	2	0	0	2	130	0	130	186	0	186	132	
* 氷川台駅	9	1	2	12	1,388	10	1,398	3,245	47	3,292	1,410	
* 上井草駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
* 新桜台駅	4	0	0	4	59	0	59	231	0	231	63	
計	247	17	8	272	29,670	374	30,044	55,117	997	56,114	30,316	
足立区	* 北千住駅	2	0	0	2	4,116	38	4,154	6,055	140	6,195	4,156
	* 小菅駅	0	0	0	0	157	3	160	463	15	478	160
	* 五反野駅	0	1	0	1	1,639	19	1,658	2,806	39	2,845	1,659
	* 梅島駅	7	0	0	7	1,145	18	1,163	2,415	47	2,462	1,170
	* 西新井駅	7	0	0	7	4,485	22	4,507	7,666	124	7,790	4,514
	* 竹ノ塚駅	9	1	0	10	6,686	90	6,776	12,211	197	12,408	6,786
	* 大師前駅	2	1	0	3	148	0	148	361	0	361	151
	* 牛田駅、京成関屋駅	2	1	0	3	72	0	72	248	0	248	75
	* 千住大橋駅	0	0	0	0	514	2	516	962	10	972	516
	* 綾瀬駅	95	13	4	112	5,085	80	5,165	10,704	168	10,872	5,277
	* 北綾瀬駅	11	2	0	13	1,824	6	1,830	2,938	53	2,991	1,843
	* 青井駅	0	1	0	1	414	0	414	1,613	0	1,613	415
	* 六町駅	7	0	0	7	3,448	49	3,497	5,887	113	6,000	3,504
	* 見沼代親水公園駅	4	2	0	6	1,010	15	1,025	1,811	28	1,839	1,031
	* 舎人駅	3	1	0	4	469	9	478	721	24	745	482
	* 舎人公園駅	2	0	0	2	320	0	320	648	0	648	322
	* 谷在家駅	3	0	0	3	743	0	743	1,146	0	1,146	746
	* 西新井大師西駅	4	0	0	4	679	3	682	1,023	3	1,026	686
	* 江北駅	7	0	0	7	438	2	440	610	16	626	447
	* 高野駅	4	2	0	6	221	2	223	463	5	468	229
* 扇大橋駅	6	1	0	7	401	0	401	531	0	531	408	
* 足立小台駅	0	0	0	0	36	3	39	79	21	100	39	
* 堀切駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	175	26	4	205	34,050	361	34,411	61,361	1,003	62,364	34,616	

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
葛 飾 区	* 金町駅、京成金町駅	87	20	2	109	6,049	61	6,110	9,910	211	10,121	6,219
	* 亀有駅	93	5	0	98	3,468	60	3,528	6,795	154	6,949	3,626
	* 綾瀬駅	4	3	0	7	50	0	50	85	6	91	57
	* 新小岩駅	190	33	7	230	7,303	0	7,303	11,127	0	11,127	7,533
	* 柴又駅	52	6	0	58	20	0	20	40	0	40	78
	* 京成高砂駅	33	7	1	41	2,185	8	2,193	3,481	20	3,501	2,234
	* 青砥駅	52	3	1	56	1,786	6	1,792	3,023	27	3,050	1,848
	* お花茶屋駅	124	7	0	131	1,548	12	1,560	3,340	58	3,398	1,691
	* 堀切菖蒲園駅	97	4	0	101	734	0	734	1,140	0	1,140	835
	* 京成立石駅	242	29	3	274	984	1	985	1,824	2	1,826	1,259
	* 四ツ木駅	28	2	1	31	1,272	0	1,272	1,935	0	1,935	1,303
	* 新柴又駅	3	0	0	3	81	0	81	552	0	552	84
	計	1,005	119	15	1,139	25,480	148	25,628	43,252	478	43,730	26,767
江 戸 川 区	* 平井駅	58	3	0	61	2,009	4	2,013	4,053	35	4,088	2,074
	* 小岩駅	17	7	0	24	2,679	44	2,723	5,670	70	5,740	2,747
	* 東大島駅	0	0	0	0	216	0	216	1,200	10	1,210	216
	* 瑞江駅	3	0	0	3	4,045	10	4,055	6,820	30	6,850	4,058
	* 西葛西駅	41	6	0	47	3,136	49	3,185	6,150	90	6,240	3,232
	* 篠崎駅	4	0	0	4	2,536	15	2,551	3,900	30	3,930	2,555
	* 一之江駅	21	0	0	21	2,724	24	2,748	4,636	45	4,681	2,769
	* 船堀駅	5	0	0	5	2,269	26	2,295	4,000	47	4,047	2,300
	* 葛西駅	16	1	0	17	5,083	32	5,115	9,800	70	9,870	5,132
	* 葛西臨海公園駅	0	0	0	0	1,495	7	1,502	3,370	10	3,380	1,502
	* 京成小岩駅 京成江戸川駅	12 0	1 0	0 0	13 0	631 0	8 0	639 0	1,823 0	13 0	1,836 0	652 0
計	177	18	0	195	26,823	219	27,042	51,422	450	51,872	27,237	

【市部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
市部計		1,401	97	53	1,551	191,986	9,974	201,960	355,705	21,251	376,956	203,511
八 王 子 市	* 八王子駅	96	19	11	126	4,678	504	5,182	8,694	1,523	10,217	5,308
	* 西八王子駅	22	7	4	33	2,835	187	3,022	5,261	544	5,805	3,055
	* 高尾駅	6	2	1	9	1,339	168	1,507	2,343	709	3,052	1,516
	* 片倉駅	13	7	1	21	193	22	215	785	128	913	236
	* 八王子みなみ野駅	1	0	0	1	1,062	27	1,089	1,519	196	1,715	1,090
	北八王子駅	167	0	0	167	296	20	316	484	20	504	483
	小宮駅	10	2	1	13	324	17	341	541	48	589	354
	* 京王八王子駅	30	12	6	48	832	52	884	1,721	169	1,890	932
	* 長沼駅	2	2	1	5	61	9	70	132	52	184	75
	* 北野駅	18	4	1	23	384	54	438	514	180	694	461
	京王片倉駅	5	1	0	6	178	20	198	210	20	230	204
	山田駅	0	0	0	0	166	33	199	170	92	262	199
	* めじろ台駅	9	1	2	12	230	54	284	484	226	710	296
	狭間駅	1	0	0	1	0	30	30	80	30	110	31
	高尾山口駅	0	0	0	0	39	6	45	74	18	92	45
* 南大沢駅	11	2	1	14	1,345	110	1,455	2,265	451	2,716	1,469	
* 京王堀之内駅	5	0	2	7	1,137	75	1,212	1,991	296	2,287	1,219	
松が谷駅	6	1	0	7	84	5	89	268	5	273	96	
大塚・帝京大学駅	1	0	0	1	369	0	369	547	8	555	370	
中央大学・明星大学駅	0	0	0	0	72	0	72	136	0	136	72	
計	403	60	31	494	15,624	1,393	17,017	28,219	4,715	32,934	17,511	
立 川 市	* 立川駅、立川北駅、立川南 駅	43	0	1	44	6,077	160	6,237	13,761	365	14,126	6,281
	* 西国立駅	1	0	0	1	433	12	445	1,238	42	1,280	446
	* 西立川駅	0	0	0	0	245	0	245	336	0	336	245
	* 玉川上水駅	3	0	0	3	2,030	0	2,030	3,242	0	3,242	2,033
	* 武蔵砂川駅	1	0	0	1	1,099	63	1,162	1,831	109	1,940	1,163

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数(A)				実収容台数(B)			収容能力(C)			乗入台数(A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
立川市	* 西武立川駅	0	0	0	0	923	12	935	1,388	31	1,419	935
	* 砂川七番駅	0	0	0	0	397	0	397	524	0	524	397
	* 泉体育館駅	0	0	0	0	494	0	494	678	0	678	494
	立飛駅	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2
	* 高松駅	0	0	0	0	262	0	262	376	0	376	262
	* 柴崎体育館駅	0	0	0	0	288	15	303	346	20	366	303
計		50	0	1	51	12,248	262	12,510	23,720	567	24,287	12,561
武蔵野市	* 吉祥寺駅	29	3	4	36	7,142	125	7,267	14,878	331	15,209	7,303
	* 三鷹駅	22	0	0	22	4,163	60	4,223	7,237	90	7,327	4,245
	* 武蔵境駅	21	0	0	21	5,335	110	5,445	10,929	248	11,177	5,466
	計		72	3	4	79	16,640	295	16,935	33,044	669	33,713
三鷹市	* 三鷹駅	30	0	0	30	4,237	45	4,282	8,198	158	8,356	4,312
	* 三鷹台駅	15	2	0	17	356	0	356	1,206	0	1,206	373
	* 井の頭公園駅	10	1	0	11	93	2	95	420	15	435	106
	* つつじヶ丘駅	5	0	0	5	87	4	91	470	27	497	96
	計		60	3	0	63	4,773	51	4,824	10,294	200	10,494
青梅市	小作駅	0	0	0	0	1,100	64	1,164	1,907	115	2,022	1,164
	* 河辺駅	4	0	0	4	1,285	68	1,353	3,134	328	3,462	1,357
	* 東青梅駅	0	0	0	0	314	61	375	624	124	748	375
	* 青梅駅	1	0	0	1	196	60	256	1,039	186	1,225	257
	宮ノ平駅	0	0	0	0	8	1	9	55	6	61	9
	日向和田駅	1	0	0	1	110	7	117	182	13	195	118
	石神前駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	二俣尾駅	0	0	0	0	19	2	21	60	5	65	21
	軍畑駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	沢井駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
御嶽駅	0	0	0	0	7	6	13	45	6	51	13	
計		6	0	0	6	3,039	269	3,308	7,046	783	7,829	3,314
府中市	* 武蔵野台駅	1			1	976	14	990	1,710	25	1,735	991
	* 多磨霊園駅	4			4	808	21	829	1,559	43	1,602	833
	* 東府中駅	11	2		13	517	9	526	1,874	20	1,894	539
	* 府中駅	3			3	2,410	161	2,571	4,662	303	4,965	2,574
	* 分倍河原駅	1			1	2,164	26	2,190	4,007	122	4,129	2,191
	* 中河原駅	2			2	2,179	23	2,202	3,044	68	3,112	2,204
	府中競馬正門前駅				0	0	0	0	0	0	0	0
	* 府中本町駅	16			16	796	87	883	896	90	986	899
	* 北府中駅	2			2	718	5	723	1,410	20	1,430	725
	* 多磨駅		1		1	279	15	294	483	43	526	295
	* 白糸台駅				0	546	0	546	830	0	830	546
	競艇場前駅	51			51	116	0	116	155	0	155	167
	* 是政駅		1		1	219	0	219	260	0	260	220
* 西府駅				0	797	28	825	1,097	29	1,126	825	
計		91	4	0	95	12,525	389	12,914	21,987	763	22,750	13,009
昭島市	* 西立川駅	0	0		0	47	9	56	288	96	384	56
	* 東中神駅	0	0		0	490	0	490	642	0	642	490
	* 中神駅	1	0		1	1,234	19	1,253	2,320	100	2,420	1,254
	* 昭島駅	1	0		1	1,694	0	1,694	5,345	0	5,345	1,695
	* 拝島駅	0	0		0	1,415	19	1,434	2,920	110	3,030	1,434
	* 西武立川駅	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
計		2	0	0	2	4,880	47	4,927	11,515	306	11,821	4,929
調布市	* 飛田給駅	26	2	0	28	339	6	345	1,300	55	1,355	373
	* 西調布駅	7	0	0	7	823	14	837	2,078	58	2,136	844
	* 調布駅	91	0	0	91	3,863	35	3,898	6,853	71	6,924	3,989
	* 布田駅	2	0	0	2	97	2	99	320	8	328	101
	* 国領駅	7	0	1	8	614	7	621	1,453	65	1,518	629
	* 柴崎駅	7	0	0	7	376	4	380	1,251	34	1,285	387
	* つつじヶ丘駅	15	1	2	18	1,680	3	1,683	4,750	41	4,791	1,701
	* 仙川駅	29	1	2	32	2,251	41	2,292	4,563	201	4,764	2,324
	* 京王多摩川駅	5	0	0	5	302	2	304	446	33	479	309
計		189	4	5	198	10,345	114	10,459	23,014	566	23,580	10,657

駅名 (* 放置禁止区域に指定)		放置台数 (A)				実収容台数 (B)			収容能力 (C)			乗入台数 (A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	
町田市	* 町田駅	4	1	0	5	8,640	1,969	10,609	9,247	2,558	11,805	10,614
	* 成瀬駅	2	0	0	2	1,190	225	1,415	1,214	236	1,450	1,417
	* 相原駅	0	0	0	0	1,081	149	1,230	1,972	377	2,349	1,230
	* 多摩境駅	0	0	0	0	1,100	97	1,197	1,161	112	1,273	1,197
	* 玉川学園前駅	3	0	0	3	812	374	1,186	988	418	1,406	1,189
	* 鶴川駅	1	0	0	1	3,851	645	4,496	4,014	652	4,666	4,497
	* 南町田グランベリーパーク駅	1	0	0	1	1,298	103	1,401	1,670	202	1,872	1,402
	* すずかけ台駅	1	0	0	1	254	59	313	254	80	334	314
	* つくし野駅				0	88	107	195	275	155	430	195
	計	12	1	0	13	18,314	3,728	22,042	20,795	4,790	25,585	22,055
小金井市	* 武蔵小金井駅	3	0	0	3	4,051	197	4,248	6,675	197	6,872	4,251
	* 東小金井駅	9	0	0	9	3,859	73	3,932	6,260	119	6,379	3,941
	* 新小金井駅	0	0	0	0	123	3	126	316	7	323	126
	計	12	0	0	12	8,033	273	8,306	13,251	323	13,574	8,318
小平市	* 東大和市駅	0	0	0	0	226	1	227	355	30	385	227
	* 小川駅	1	0	0	1	1,811	42	1,853	4,296	78	4,374	1,854
	* 鷹の台駅	1	0	0	1	941	5	946	2,339	14	2,353	947
	* 新小平駅	0	0	0	0	1,587	56	1,643	2,852	139	2,991	1,643
	* 青梅街道駅	0	0	0	0	69	0	69	180	0	180	69
	* 一橋学園駅	2	0	0	2	644	12	656	1,931	101	2,032	658
	* 小平駅	4	0	0	4	2,556	22	2,578	4,820	115	4,935	2,582
	* 花小金井駅	2	0	0	2	4,777	78	4,855	7,811	190	8,001	4,857
	計	10	0	0	10	12,611	216	12,827	24,584	667	25,251	12,837
日野市	* 高幡不動駅	68	0	1	69	1,380	87	1,467	2,686	186	2,872	1,536
	* 豊田駅	70	4	3	77	3,195	140	3,335	5,688	487	6,175	3,412
	* 日野駅	37	1	0	38	1,332	86	1,418	3,209	281	3,490	1,456
	* 百草園駅	6	0	0	6	141	20	161	609	45	654	167
	* 南平駅	4	1	0	5	284	7	291	812	40	852	296
	* 平山城址公園駅	0	0	0	0	239	41	280	493	81	574	280
	* 万願寺駅	0	0	0	0	125	2	127	508	10	518	127
	* 多摩動物公園駅	0	0	0	0	57	21	78	78	21	99	78
	* 甲州街道駅	1	0	0	1	302	4	306	566	29	595	307
	* 程久保駅	0	0	0	0	56	8	64	86	26	112	64
	計	186	6	4	196	7,111	416	7,527	14,735	1,206	15,941	7,723
東村山市	* 久米川駅	60	3	1	64	1,740	22	1,762	2,997	32	3,029	1,826
	* 東村山駅	20	0	0	20	3,365	88	3,453	5,044	198	5,242	3,473
	* 新秋津駅	7	0	0	7	2,076	36	2,112	3,714	183	3,897	2,119
	* 秋津駅	5	0	0	5	2,046	19	2,065	2,860	102	2,962	2,070
	* 萩山駅	0	0	0	0	192	1	193	384	10	394	193
	* 八坂駅	0	0	0	0	556	0	556	556	0	556	556
	* 多摩湖駅	0	0	0	0	56	20	76	352	20	372	76
	* 西武園駅	2	0	0	2	109	3	112	132	3	135	114
	* 武蔵大和駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	94	3	1	98	10,140	189	10,329	16,039	548	16,587	10,427	
国分寺市	* 国分寺駅	10	1		11	3,659	78	3,737	8,077	228	8,305	3,748
	* 西国分寺駅	5	0		5	1,995	36	2,031	3,971	117	4,088	2,036
	* 国立駅	0	0		0	-	-	-	2,900	100	3,000	0
	* 恋ヶ窪駅	0	0		0	-	-	-	519	7	526	0
計	15	1	0	16	5,654	114	5,768	15,467	452	15,919	5,784	
国立市	* 国立駅	4			4	3,697	22	3,719	7,239	58	7,297	3,723
	* 谷保駅	1			1	555	5	560	1,253	40	1,293	561
	* 矢川駅	3			3	418	8	426	1,152	40	1,192	429
	計	8	0	0	8	4,670	35	4,705	9,644	138	9,782	4,713
福生市	* 福生駅	1	0	0	1	1,694	74	1,768	4,041	243	4,284	1,769
	* 牛浜駅	1	0	0	1	225	12	237	1,130	87	1,217	238
	* 拝島駅	6	0	0	6	128	38	166	369	57	426	172
	* 熊川駅	0	0	0	0	9	1	10	69	7	76	10
	* 東福生駅	0	0	0	0	178	6	184	258	10	268	184
	計	8	0	0	8	2,234	131	2,365	5,867	404	6,271	2,373

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数(A)				実収容台数(B)			収容能力(C)			乗入台数(A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
狛江市	* 狛江駅	31	0	0	31	2,898	64	2,962	3,590	115	3,705	2,993
	* 和泉多摩川駅	12	1	3	16	831	58	889	1,190	81	1,271	905
	* 喜多見駅	3	0	0	3	1,052	11	1,063	1,333	30	1,363	1,066
	計	46	1	3	50	4,781	133	4,914	6,113	226	6,339	4,964
東大和市	* 東大和市駅	0	0	0	0	1,678	20	1,698	2,877	20	2,897	1,698
	* 玉川上水駅	0	0	0	0	1,026	27	1,053	1,592	34	1,626	1,053
	* 武蔵大和駅	0	0	0	0	639	10	649	1,491	30	1,521	649
	* 上北台駅	0	0	0	0	884	34	918	1,597	56	1,653	918
	* 桜街道駅	0	0	0	0	262	0	262	526	32	558	262
計	0	0	0	0	4,489	91	4,580	8,083	172	8,255	4,580	
清瀬市	* 清瀬駅	14	0	0	14	3,543	102	3,645	6,214	207	6,421	3,659
	* 秋津駅	0	0	0	0	548	27	575	1,233	77	1,310	575
	計	14	0	0	14	4,091	129	4,220	7,447	284	7,731	4,234
東久留米市	* 東久留米駅	21	4		25	3,268	134	3,402	5,279	262	5,541	3,427
	計	21	4	0	25	3,268	134	3,402	5,279	262	5,541	3,427
武蔵村山市	上北台駅	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-
	桜街道駅	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-
	玉川上水駅	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-
多摩市	* 永山駅	4	0	0	4	1,078	197	1,275	1,992	443	2,435	1,279
	* 多摩センター駅	1	0	0	1	956	327	1,283	2,680	544	3,224	1,284
	* 唐木田駅	1	1	2	4	185	59	244	240	69	309	248
	* 聖蹟桜ヶ丘駅	14	3	1	18	1,292	140	1,432	2,232	346	2,578	1,450
	計	20	4	3	27	3,511	723	4,234	7,144	1,402	8,546	4,261
稲城市	* 南多摩駅	0			0	391	43	434	773	69	842	434
	* 稲城長沼駅	0			0	586	48	634	1,045	107	1,152	634
	* 矢野口駅	2			2	927	53	980	1,228	124	1,352	982
	* 若葉台駅	0			0	638	82	720	844	104	948	720
	* 稲城駅	0			0	632	72	704	968	155	1,123	704
	* 京王よみうりランド駅	0			0	630	40	670	656	92	748	670
計	2	0	0	2	3,804	338	4,142	5,514	651	6,165	4,144	
羽村市	* 羽村駅	3			3	1,948	20	1,968	3,680	60	3,740	1,971
	* 小作駅	0			0	1,260	96	1,356	2,090	130	2,220	1,356
	計	3	0	0	3	3,208	116	3,324	5,770	190	5,960	3,327
あきる野市	東秋留駅	0			0	1,082	28	1,110	2,096	78	2,174	1,110
	秋川駅	11			11	867	30	897	1,736	68	1,804	908
	武蔵引田駅	0			0	570	26	596	989	55	1,044	596
	武蔵増戸駅	0			0	322	20	342	854	50	904	342
	武蔵五日市駅	0			0	349	64	413	744	83	827	413
計	11	0	0	11	3,190	168	3,358	6,419	334	6,753	3,369	
西東京市	* 保谷駅	5	0	0	5	3,036	71	3,107	6,129	238	6,367	3,112
	* ひばりヶ丘駅	17	1	1	19	3,385	69	3,454	5,458	139	5,597	3,473
	* 田無駅	24	2	0	26	4,803	58	4,861	8,944	173	9,117	4,887
	* 西武柳沢駅	13	0	0	13	889	16	905	2,556	42	2,598	918
	* 東伏見駅	7	0	0	7	690	6	696	1,628	41	1,669	703
計	66	3	1	70	12,803	220	13,023	24,715	633	25,348	13,093	

【町部】

駅名 (*放置禁止区域に指定)		放置台数(A)				実収容台数(B)			収容能力(C)			乗入台数(A)+(B)
		自転車	原付	自二	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	計
町村部計		3	0	0	3	719	42	761	1,475	91	1,566	764
瑞穂町	箱根ヶ崎駅	3			3	706	32	738	1,362	77	1,439	741
	計	3	0	0	3	706	32	738	1,362	77	1,439	741
日の出町	武蔵増戸駅	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-
	武蔵引田駅	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-
	計	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-
奥多摩町	* 奥多摩駅	0	0	0	0	7	4	11	25	5	30	11
	* 白丸駅	0	0	0	0	2	2	4	21	2	23	4
	* 鳩ノ巣駅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	* 古里駅	0	0	0	0	1	1	2	27	3	30	2
	* 川井駅	0	0	0	0	3	3	6	40	4	44	6
計	0	0	0	0	13	10	23	113	14	127	23	

(5) 放置台数が多い駅(上位10駅)

[単位：台]

順位	令和3年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	京成立石	京成押上線	葛飾区	274 (32)
2	高円寺	JR中央線・ 総武線	杉並区	263 (21)
3	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	243 (10)
4	外苑前	メトロ銀座線	港区	232 (0)
5	新小岩	JR総武線	葛飾区	230 (40)
6	御徒町、 上野御徒町、 上野広小路、 仲御徒町	JR山手線・JR京浜 東北線・都営大江戸 線・メトロ銀座線・ メトロ日比谷線	台東区	220 (3)
7	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	215 (1)
8	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	201 (1)
9	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	194 (25)
10	入谷	メトロ日比谷線	台東区	193 (10)
10	武蔵小山	東急目黒線	品川区 目黒区	193 (5)



順位	令和2年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	301 (15)
2	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	267 (9)
3	恵比寿	JR各線・ メトロ日比谷線	渋谷区	265 (10)
4	京成立石	京成押上線	葛飾区	262 (22)
5	新小岩	JR総武線	葛飾区	260 (53)
6	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	255 (13)
7	御徒町、 上野御徒町、 上野広小路、 仲御徒町	JR山手線・JR京浜 東北線・都営大江戸 線・メトロ銀座線・ メトロ日比谷線	台東区	227 (5)
8	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	219 (7)
9	神田	JR中央線・ 山手線・ 京浜東北線・ メトロ銀座線	千代田区	209 (3)
9	外苑前	メトロ銀座線	港区	209 (0)

順位	令和3年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	京成立石	京成押上線	葛飾区	242 (0)
2	高円寺	JR中央線・ 総武線	杉並区	242 (0)
3	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	233 (0)
4	外苑前	メトロ銀座線	港区	232 (0)
5	御徒町、 上野御徒町、 上野広小路、 仲御徒町	JR山手線・JR京浜 東北線・都営大江戸 線・メトロ銀座線・ メトロ日比谷線	台東区	217 (0)
6	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	214 (0)
7	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	200 (0)
8	新小岩	JR総武線	葛飾区	190 (0)
9	武蔵小山	東急目黒線	品川区 目黒区	188 (0)
10	千歳鳥山	京王線	世田谷区	185 (0)



順位	令和2年(100台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	286 (0)
2	新小岩	JR総武線	葛飾区	260 (53)
3	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	258 (0)
4	恵比寿	JR各線・ メトロ日比谷線	渋谷区	255 (0)
5	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	242 (0)
6	京成立石	京成押上線	葛飾区	240 (0)
7	御徒町、 上野御徒町、 上野広小路、 仲御徒町	JR山手線・JR京浜 東北線・都営大江戸 線・メトロ銀座線・ メトロ日比谷線	台東区	222 (0)
8	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	212 (0)
9	外苑前	メトロ銀座線	港区	209 (0)
10	神田	JR中央線・ 山手線・ 京浜東北線・ メトロ銀座線	千代田区	206 (0)

(注) ・台数下段の()内は原付・自二の放置台数を内数で示した。
 ・100台以上の順位については、平成23年度までの全国調査の方法に基づき、自転車100台以上、原付と自二は合わせて50台以上の場合のみ計上している。

順位	令和元年(1台以上)				平成30年(1台以上)				平成29年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	恵比寿	JR各線・ メトロ日比谷線	渋谷区	364 (8)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	391 (29)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	456 (25)
2	新小岩	JR総武線	葛飾区	310 (56)	町屋	京成本線・ メトロ千代田線・ 都電荒川線	荒川区	354 (14)	恵比寿	JR各線・メトロ日 比谷線	渋谷区	426 (26)
3	代官山	東急東横線	渋谷区	290 (6)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	319 (39)	上北台	多摩モノレール	東大和市 武蔵村山市	389 (0)
4	中野	JR中央線・ 総武線 メトロ東西線	中野区	289 (25)	中野	JR中央線・ 総武線 メトロ東西線	中野区	318 (30)	渋谷	JR各線・京王線・ 東急東横線・ メトロ銀座線・半蔵 門線・副都心線	渋谷区	379 (23)
5	幡ヶ谷	京王線	渋谷区	270 (7)	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	306 (5)	高円寺	JR中央線・ 総武線	杉並区	362 (58)
6	京成立石	京成押上線	葛飾区	268 (18)	新小岩	JR総武線	葛飾区	304 (58)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	351 (16)
7	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレ ス・ メトロ日比谷線	千代田区	256 (5)	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	290 (20)	神田	JR中央線・ 山手線・ 京浜東北線・ メトロ銀座線	千代田区	338 (0)
8	高円寺	JR中央線・ 総武線	杉並区	255 (23)	千歳烏山	京王線	世田谷区	278 (10)	岩本町	都営新宿線	千代田区	315 (4)
9	千歳烏山	京王線	世田谷区	254 (4)	御徒町、 上野御徒町、 上野広小路、 仲御徒町	JR山手線・JR京浜東 北線・都営大江戸線・ メトロ銀座線・メトロ 日比谷線	台東区	269 (13)	末広町	メトロ銀座線	千代田区	314 (3)
10	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	251 (17)	岩本町	都営新宿線	千代田区	261 (7)	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	305 (18)
					末広町	メトロ銀座線	千代田区	261 (8)				

順位	平成28年(1台以上)				平成27年(1台以上)				平成26年(1台以上)			
	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数	駅名	路線名	区市	台数
1	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	491 (29)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	645 (21)	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	872 (32)
2	渋谷	JR各線・京王線・ 東急東横線・ メトロ銀座線・半蔵 門線・副都心線	渋谷区	475 (47)	秋葉原	JR各線・ つくばエクスプレス・ メトロ日比谷線	千代田区	597 (13)	新宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸ノ 内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	677 (38)
3	錦糸町	JR総武線・ メトロ半蔵門線	墨田区	437 (77)	新宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸ノ 内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	572 (16)	赤羽	JR京浜東北線・ 埼京線・高崎線・ 宇都宮線	北区	663 (27)
4	新宿	JR各線・小田急線・ 京王線・メトロ丸ノ 内線・都営新宿線	新宿区 渋谷区	421 (21)	錦糸町	JR総武線・ メトロ半蔵門線	墨田区	544 (95)	錦糸町	JR総武線・ メトロ半蔵門線	墨田区	597 (111)
5	恵比寿	JR各線・ メトロ日比谷線	渋谷区	391 (21)	東京	JR各線・ メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	461 (9)	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	514 (34)
6	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	376 (19)	高円寺	JR中央線・ 総武線	杉並区	456 (75)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	467 (10)
7	高円寺	JR中央線・ 総武線	杉並区	371 (58)	王子	JR京浜東北線・ メトロ南北線・ 都電荒川線	北区	405 (16)	高円寺	JR中央線・ 総武線	杉並区	442 (82)
8	浅草 (TX)	つくば エクスプレス	台東区	329 (26)	蒲田	JR京浜東北線・ 東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	359 (39)	東京	JR各線・ メトロ丸ノ内線	千代田区 中央区	399 (13)
9	代官山	東急東横線	渋谷区	326 (26)	千歳烏山	京王線	世田谷区	357 (21)	千歳烏山	京王線	世田谷区	388 (17)
10	飯田橋	JR各線・メトロ東西線 ・メトロ有楽町線 ・メトロ南北線	千代田区 新宿区 文京区	318 (16)	神田	JR中央線・ 山手線・ 京浜東北線・ メトロ銀座線	千代田区	352 (31)	調布	京王線・ 相模原線	調布市	381 (27)

(6) 区市町村別乗入状況(乗入駅数、乗入台数)

	乗入駅数 (駅)	乗入台数 (台)	乗入台数別の駅数の内訳(駅)								
			1~99	100~ 499	500~ 999	1,000~ 1,999	2,000~ 2,999	3,000~ 3,999	4,000~ 4,999	5,000~ 9,999	10,000 ~
合計	636	527,694	145	237	103	76	30	19	13	12	1
区部計	477	323,419	125	190	74	45	20	8	7	8	0
千代田区	16	3,766	4	10	2	0	0	0	0	0	0
中央区	21	4,590	7	12	2	0	0	0	0	0	0
港区	33	5,412	19	12	1	1	0	0	0	0	0
新宿区	32	6,397	16	13	2	1	0	0	0	0	0
文京区	19	2,524	11	7	1	0	0	0	0	0	0
台東区	13	6,357	0	6	6	1	0	0	0	0	0
墨田区	14	6,795	4	6	2	1	1	0	0	0	0
江東区	25	12,288	8	6	7	4	0	0	0	0	0
品川区	27	8,629	8	14	3	2	0	0	0	0	0
目黒区	14	5,097	6	5	0	3	0	0	0	0	0
大田区	35	24,217	4	21	5	3	1	0	0	1	0
世田谷区	40	35,585	14	11	5	1	5	3	1	0	0
渋谷区	18	6,202	3	9	5	1	0	0	0	0	0
中野区	14	7,547	2	8	3	0	0	1	0	0	0
杉並区	24	22,561	2	12	5	1	3	0	0	1	0
豊島区	17	9,153	3	8	3	2	1	0	0	0	0
北区	16	13,062	4	5	3	2	1	0	1	0	0
荒川区	11	6,912	4	4	0	2	1	0	0	0	0
板橋区	22	17,389	0	7	10	4	0	1	0	0	0
練馬区	21	30,316	1	5	4	7	1	0	2	1	0
足立区	22	34,616	2	8	3	4	0	1	2	2	0
葛飾区	12	26,767	3	0	1	4	1	1	0	2	0
江戸川区	11	27,237	0	1	1	1	5	1	1	1	0
市部計	154	203,511	16	47	28	31	10	11	6	4	1
八王子市	20	17,511	5	8	1	4	0	1	0	1	0
立川市	11	12,561	1	6	1	1	1	0	0	1	0
武蔵野市	3	17,014	0	0	0	0	0	0	1	2	0
三鷹市	4	4,887	1	2	0	0	0	0	1	0	0
青梅市	8	3,314	3	3	0	2	0	0	0	0	0
府中市	13	13,009	0	3	7	0	3	0	0	0	0
昭島市	5	4,929	1	1	0	3	0	0	0	0	0
調布市	9	10,657	0	4	2	1	1	1	0	0	0
町田市	9	22,055	0	2	0	5	0	0	1	0	1
小金井市	3	8,318	0	1	0	0	0	1	1	0	0
小平市	8	12,837	1	1	2	2	1	0	1	0	0
日野市	10	7,723	2	5	0	2	0	1	0	0	0
東村山市	8	10,427	1	2	1	1	2	1	0	0	0
国分寺市	2	5,784	0	0	0	0	1	1	0	0	0
国立市	3	4,713	0	1	1	0	0	1	0	0	0
福生市	5	2,373	1	3	0	1	0	0	0	0	0
狛江市	3	4,964	0	0	1	1	1	0	0	0	0
東大和市	5	4,580	0	1	2	2	0	0	0	0	0
清瀬市	2	4,234	0	0	1	0	0	1	0	0	0
東久留米市	1	3,427	0	0	0	0	0	1	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	4	4,261	0	1	0	3	0	0	0	0	0
稲城市	6	4,144	0	1	5	0	0	0	0	0	0
羽村市	2	3,327	0	0	0	2	0	0	0	0	0
あきる野市	5	3,369	0	2	2	1	0	0	0	0	0
西東京市	5	13,093	0	0	2	0	0	2	1	0	0
町村部計	5	764	4	0	1	0	0	0	0	0	0
瑞穂町	1	741	0	0	1	0	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	4	23	4	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 乗入駅数は駅の立地により、例えば「東京駅」のように複数の区市町村に計上されるものもある。

(7) 乗入台数が多い駅(上位20駅)

[単位：台]

順位	駅名	路線名	関係区市	乗入台数	放置台数		
					自転車	原付 自二	計
1	町田駅	J R横浜線 小田急線	町田市	10,614	4	1	5
2	三鷹駅	J R中央線・総武線	武蔵野市 三鷹市	8,557	52	0	52
3	蒲田駅	J R京浜東北線・東急池上線・ 東急多摩川線	大田区	8,354	169	25	194
4	新小岩駅	J R総武線	葛飾区	7,533	190	40	230
5	吉祥寺駅	J R中央線・総武線 京王井の頭線	武蔵野市	7,303	29	7	36
6	竹ノ塚駅	東武伊勢崎線	足立区	6,786	9	1	10
7	荻窪駅	J R中央線・総武線 東京メトロ丸ノ内線	杉並区	6,516	57	14	71
8	立川駅、立川北 駅、立川南駅	J R中央線・南武線・青梅線・ 五日市線、多摩モノレール	立川市	6,281	43	1	44
9	金町駅、京 成金町駅	J R常磐線・京成金町線	葛飾区	6,219	87	22	109
10	武蔵境駅	J R中央線 西武多摩川線	武蔵野市	5,466	21	0	21
11	綾瀬駅	J R常磐線 東京メトロ千代田線	足立区 葛飾区	5,334	99	20	119
12	八王子駅	J R中央線・八高線・川越線・ 横浜線・相模線	八王子市	5,308	96	30	126
13	石神井公園駅	西武池袋線	練馬区	5,262	15	0	15
14	葛西駅	東京メトロ東西線	江戸川区	5,132	16	1	17
15	保谷駅	西武池袋線	練馬区 西東京市	4,894	5	0	5
16	田無駅	西武新宿線	西東京市	4,887	24	2	26
17	花小金井駅	西武新宿線	小平市	4,857	2	0	2
18	大泉学園駅	西武池袋線	練馬区	4,615	26	5	31
19	西新井駅	東武伊勢崎線・大師線	足立区	4,514	7	0	7
20	鶴川駅	小田急線	町田市	4,497	1	0	1

(8) 乗入台数・実収容台数・放置台数の推移

区 分		平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
全 国	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	3,791,544 (315,612)	-	3,699,298 (310,918)	-	3,495,192 (284,580)	-	3,495,163 (195,024)	-	3,490,719 (193,741)	-	3,591,058 (45,555)
	(イ) 自転車等実収容台数	3,090,299 (258,611)	-	3,086,897 (261,157)	-	2,911,712 (242,260)	-	3,023,743 (160,425)	-	3,074,724 (164,992)	-	3,249,156 (32,807)
	(ロ) 放置台数	701,245 (57,001)	-	612,401 (49,761)	-	583,480 (42,320)	-	471,420 (34,599)	-	415,995 (28,749)	-	341,902 (12,748)
都	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	744,358 (36,860)	728,110 (36,839)	741,994 (37,888)	738,167 (38,306)	751,498 (39,568)	725,606 (39,248)	727,387 (-)	711,109 (35,992)	720,588 (-)	707,695 (33,349)	703,873 (-)
	(イ) 自転車等実収容台数	545,999 (20,699)	531,499 (21,202)	540,754 (22,161)	537,850 (22,471)	553,541 (21,770)	554,908 (22,883)	577,267 (23,840)	577,576 (22,705)	606,815 (19,361)	607,732 (26,622)	618,791 (-)
	(ロ) 放置台数	198,359 (16,161)	196,611 (15,637)	201,240 (15,727)	200,317 (15,835)	197,957 (17,798)	170,698 (16,365)	150,120 (14,831)	133,533 (13,287)	113,773 (10,013)	99,963 (6,727)	85,082 (4,027)
区 部	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	432,012 (17,241)	421,898 (16,384)	438,436 (18,631)	448,466 (18,536)	460,927 (21,411)	434,057 (19,257)	424,769 (-)	418,348 (17,253)	431,540 (-)	418,117 (15,090)	423,659 (-)
	(イ) 自転車等実収容台数	267,865 (5,117)	258,620 (4,425)	267,349 (5,564)	274,582 (5,029)	295,646 (6,034)	290,179 (5,272)	297,343 (-)	305,814 (5,940)	337,045 (-)	331,834 (8,791)	349,734 (-)
	(ロ) 放置台数	164,147 (12,124)	163,278 (11,959)	171,087 (13,067)	173,884 (13,507)	165,281 (15,407)	143,878 (13,985)	127,426 (12,427)	112,534 (11,313)	94,495 (8,855)	86,283 (6,299)	73,925 (3,741)
市 部	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	311,136 (19,529)	305,030 (20,366)	302,348 (19,167)	288,358 (19,682)	289,344 (18,034)	290,357 (19,914)	301,771 (-)	292,058 (18,671)	287,889 (-)	288,402 (18,195)	279,294 (-)
	(イ) 自転車等実収容台数	276,924 (15,492)	271,697 (16,688)	272,195 (16,507)	262,077 (17,354)	256,668 (15,643)	263,537 (17,534)	279,077 (-)	271,059 (16,697)	268,611 (-)	274,722 (17,767)	268,137 (-)
	(ロ) 放置台数	34,212 (4,037)	33,333 (3,678)	30,153 (2,660)	26,281 (2,328)	32,676 (2,391)	26,820 (2,380)	22,694 (2,404)	20,999 (1,974)	19,278 (1,158)	13,680 (428)	11,157 (286)
町 村 部	(7)=(イ)+(ロ) 自転車、原付及び自二 乗入台数	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,343 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)
	(イ) 自転車等実収容台数	1,210 (90)	1,182 (89)	1,210 (90)	1,191 (88)	1,227 (93)	1,192 (77)	847 (-)	703 (68)	1,159 (-)	1,176 (64)	920 (-)
	(ロ) 放置台数				152 (0)							

(注)・本表の下段()内には、原付・自二を内数で記した。

- ・「全国」の数値は、内閣府(現 国土交通省)調査が隔年実施のため、データがない年は「-」で記した。
- ・「全国」の放置台数は、平成5年まで及び平成25年以降は自転車のみ、平成7年から平成23年までは原付・自二を含む。

(単位：台)

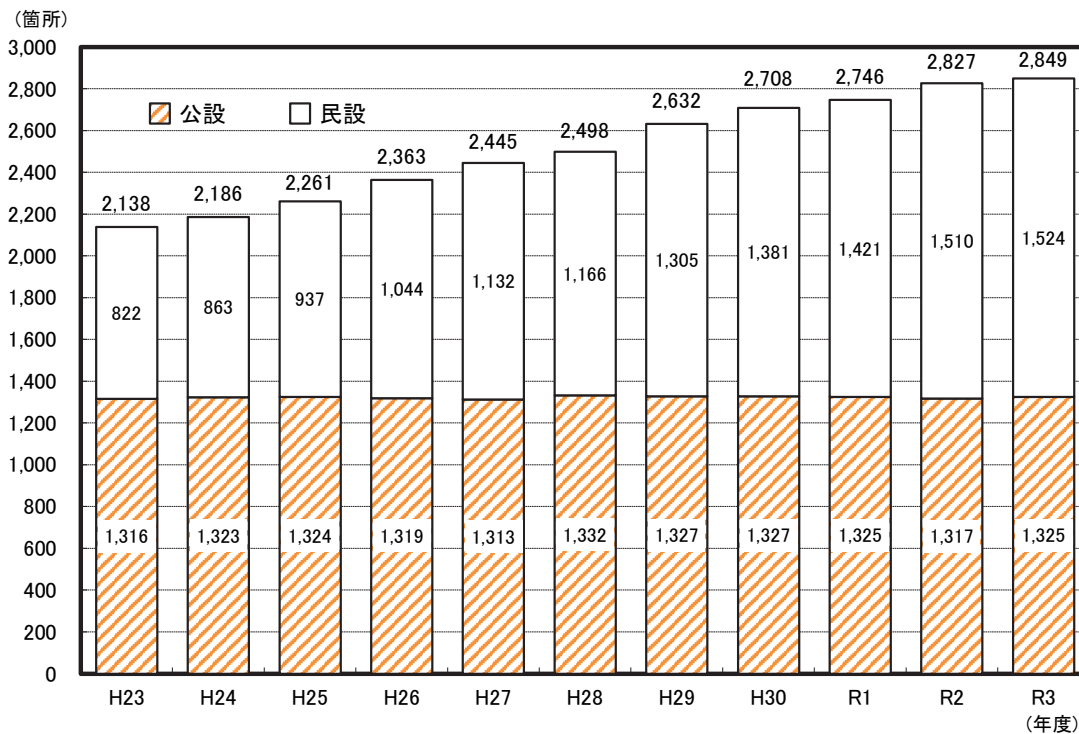
平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
-	3,410,368 (60,532)	-	2,963,118 (226,484)	-	2,955,369 (10,595)	-	2,690,460 (129,518)	-	3,001,172 (216,857)	-	3,047,736 (209,838)	-	未発表
-	3,165,708 (53,564)	-	2,783,277 (223,164)	-	2,832,372 (10,595)	-	2,609,362 (129,518)	-	2,939,412 (216,857)	-	3,003,479 (209,838)	-	未発表
-	244,660 (6,968)	-	179,841 (3,320)	-	122,997	-	81,098	-	61,760	-	44,257	-	未発表
685,011 (27,798)	670,795 (26,226)	686,508 (26,709)	680,979 (24,748)	673,403 (25,280)	673,446 (23,622)	671,020 (23,070)	662,302 (21,986)	663,021 (21,771)	643,839 (21,286)	645,027 (20,349)	643,825 (18,749)	539,998 (17,589)	527,694 (16,659)
621,505 (26,050)	617,888 (24,942)	638,418 (25,529)	638,668 (23,961)	620,691 (20,681)	626,694 (19,854)	628,850 (19,457)	625,298 (18,812)	628,774 (19,021)	612,513 (18,916)	617,695 (18,308)	618,817 (17,063)	518,963 (16,041)	508,264 (15,146)
63,506 (1,748)	52,907 (1,284)	48,090 (1,180)	42,311 (787)	52,712 (4,599)	46,752 (3,768)	42,170 (3,613)	37,004 (3,174)	34,247 (2,750)	31,326 (2,370)	27,332 (2,041)	25,008 (1,686)	21,035 (1,548)	19,430 (1,513)
408,623 (11,110)	392,865 (9,932)	406,421 (10,298)	400,945 (9,483)	405,949 (10,821)	412,245 (10,294)	416,514 (9,976)	408,717 (9,641)	412,297 (9,253)	408,726 (9,111)	403,081 (8,697)	403,278 (7,778)	328,355 (6,862)	323,419 (6,493)
353,891 (9,556)	349,161 (8,713)	366,127 (9,185)	365,339 (8,746)	360,717 (6,880)	371,549 (6,923)	379,946 (6,761)	376,166 (6,819)	381,530 (6,823)	380,542 (6,996)	377,880 (6,819)	380,185 (6,207)	308,932 (5,422)	305,543 (5,130)
54,732 (1,554)	43,704 (1,219)	40,294 (1,113)	35,606 (737)	45,232 (3,941)	40,696 (3,371)	36,568 (3,215)	32,551 (2,822)	30,767 (2,430)	28,184 (2,115)	25,201 (1,878)	23,093 (1,571)	19,423 (1,440)	17,876 (1,363)
275,421 (16,633)	276,953 (16,243)	279,072 (16,363)	279,061 (15,218)	266,199 (14,402)	260,152 (13,283)	253,182 (13,040)	253,525 (12,337)	249,204 (12,455)	233,737 (12,118)	240,580 (11,593)	239,182 (10,912)	210,290 (10,666)	203,511 (10,124)
266,647 (16,439)	267,750 (16,178)	271,276 (16,296)	272,356 (15,168)	258,720 (13,749)	254,100 (12,888)	247,612 (12,642)	249,094 (11,985)	245,749 (12,135)	230,604 (11,863)	238,454 (11,430)	237,271 (10,797)	208,680 (10,558)	201,960 (9,974)
8,774 (194)	9,203 (65)	7,796 (67)	6,705 (50)	7,479 (653)	6,052 (395)	5,570 (398)	4,431 (352)	3,455 (320)	3,133 (255)	2,126 (163)	1,911 (115)	1,610 (108)	1,551 (150)
967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,255 (52)	1,049 (45)	1,324 (54)	60 (8)	1,520 (63)	1,376 (57)	1,366 (59)	1,365 (59)	1,353 (61)	764 (42)
967 (55)	977 (51)	1,015 (48)	973 (47)	1,254 (52)	1,045 (43)	1,292 (54)	38 (8)	1,495 (63)	1,367 (57)	1,361 (59)	1,361 (59)	1,351 (61)	761 (42)
				1	4 (2)	32	22	25 (0)	9 (0)	5 (0)	4 (0)	2 (0)	3 (0)

・放置台数について、平成23年までは、「全国」「都」ともに駅ごとに、自転車は100台以上、原付・自二は合わせて50台以上の場合のみ計上していたが、平成24年以降は、それぞれ1台から計上対象としている。

2 自転車等駐車場の整備状況

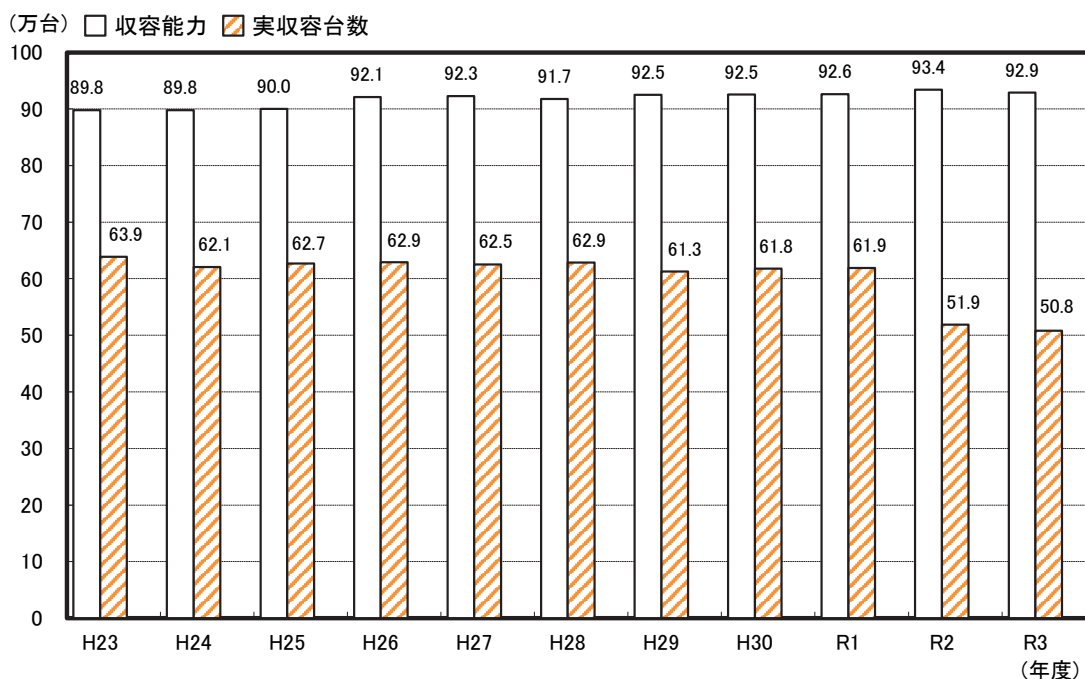
(1) 自転車等駐車場数の推移

- ・自転車等駐車場の設置数は18年連続で増加し、令和3年度調査では2,849箇所(前年度比22箇所増加)となった。
- ・公設自転車等駐車場は1,325箇所(前年度比8箇所増加)であり、全体の約47%を占めている。
- ・民設自転車等駐車場は1,524箇所(前年度比14箇所増加)であり、全体の約53%を占めている。



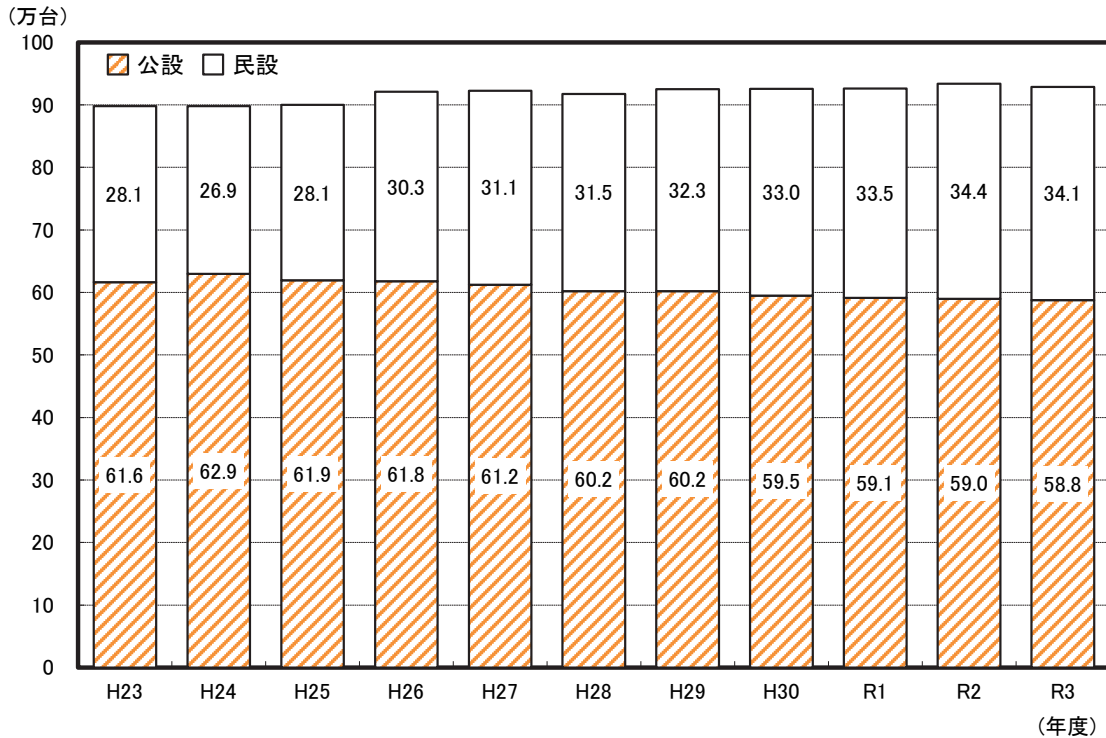
(2) 収容能力及び実収容台数の推移

- ・収容能力は928,799台(前年度比4,965台減少)、実収容台数は508,264台(前年度比10,699台減少)であった。



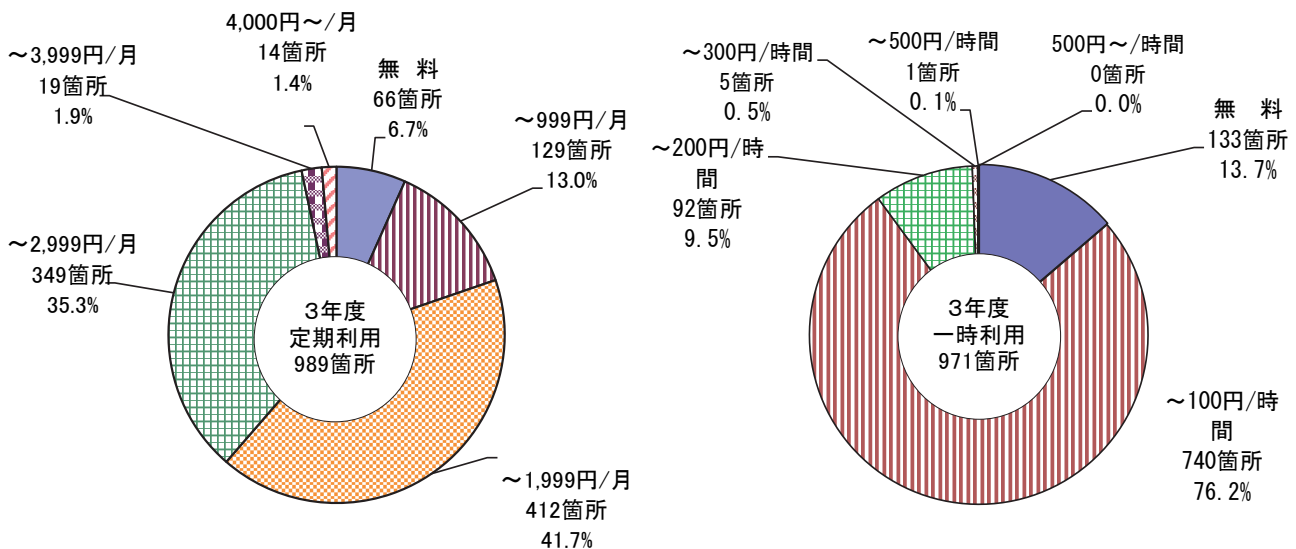
(3) 設置者別収容能力の推移

・収容能力928,799台のうち、公設自転車等駐車場の収容能力は587,620台(約63%)、民設自転車等駐車場の収容能力は341,179台(約37%)であった。



(4) 料金別公設自転車等駐車場設置数の内訳

- ・定期利用の公設自転車等駐車場は989箇所、一時利用の公設自転車等駐車場は971箇所であった。
(定期利用と一時利用を併設している箇所もあるため、合計は設置数と一致しない。)
- ・定期利用において、無料の自転車等駐車場は66箇所(6.7%)であった。
- ・一時利用において、無料の自転車等駐車場は133箇所(13.7%)であった。



(注) 一時利用料金を「最初の〇〇時間まで無料」としている場合は、無料の時間が経過した後の料金形態を回答

(5) 自転車等駐車場の整備状況(構造、敷地形態、面積、收容能力等)

	設置数			構造						敷地形態					
	計	公設	民設	平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
					自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	2,849	1,325	1,524	2,402	279	14	133	19	2	423	661	260	211	1,246	48
区部計	1,869	962	907	1,573	169	10	101	15	1	344	405	198	133	748	41
千代田区	32	29	3	31		1				24	2	2		1	3
中央区	43	26	17	29	2		10	2		18	16		3	6	
港区	31	17	14	21	2		4	4		11	13	3		1	3
新宿区	55	55	0	53			2			35	10			9	1
文京区	36	29	7	33		1	2			16	8			5	7
台東区	32	29	3	24	1		7			15	14			1	2
墨田区	52	35	17	49	1		1	1		18	9	11		9	5
江東区	54	50	4	42	6		6			18	29	3		2	2
品川区	50	26	24	41	5		3	1		9	9	10		16	6
目黒区	51	27	24	42	2	1	5	1		1	20	9		5	16
大田区	99	79	20	70	19		10			32	22	10	12	22	1
世田谷区	157	56	101	133	17		5	1	1	8	35	27	15	72	
渋谷区	52	52	0	42	5	3	1	1		29	15	4		3	1
中野区	53	27	26	44	2		6	1		5	16	1		2	5
杉並区	108	47	61	88	14		6			5	23	13	3	64	24
豊島区	62	41	21	47	6	1	8			12	19		10	21	
北区	61	43	18	49	10		2			20	9	15	3	3	11
荒川区	51	18	33	46	1		3	1		13	3	10	4	21	
板橋区	142	70	72	132	9		1			15	27	9	14	77	
練馬区	157	75	82	136	16		5			6	41	24	9	77	
足立区	255	51	204	226	27		2			11	34	17	2	190	1
葛飾区	196	40	156	181	9		6			9	22	16	2	147	
江戸川区	40	40	0	14	15	3	6	2		14	9	14	3		
市部計	974	357	617	824	109	4	32	4	1	79	252	62	77	497	7
八王子市	111	16	95	91	17		2	1		11	28	6	18	48	
立川市	63	38	25	58	1	3	1			6	20		7	30	
武蔵野市	75	0	75	56	14	1	3		1	1	19	9		2	44
三鷹市	30	25	5	23	2		4	1		1	9			2	18
青梅市	12	12	0	9	3						9			3	
府中市	47	23	24	34	12		1			2	28	7	1	9	
昭島市	18	18	0	16	1		1			4	6		2	5	1
調布市	41	41	0	33	6		2			8	13	1	2	17	
町田市	80	14	66	61	14		4	1			26	1	7	45	1
小金井市	23	10	13	19	3		1				5	5	1	12	
小平市	77	24	53	75	2					1	12		8	56	
日野市	74	38	36	67	6			1		18	22		2	31	1
東村山市	54	21	33	49	3		2				10		2	42	
国分寺市	15	9	6	10	2		3			3	2	2	3	2	3
国立市	15	15	0	14	1						4	1	2	8	
福生市	18	8	10	16	1		1				5		2	11	
狛江市	16	2	14	16						4		8		3	1
東大和市	32	0	32	32						14	3	3	4	8	
清瀬市	23	4	19	19	2		2			1	2		1	19	
東久留米市	20	6	14	19	1									20	
武蔵村山市	0	0	0												
多摩市	13	5	8	8	5					1	4	4	1	3	
稲城市	20	0	20	16	2		2				3	10		7	
羽村市	12	12	0	12						4	3			5	
あきる野市	13	13	0	13							7	1	4	1	
西東京市	72	3	69	58	11		3				12	4	3	53	
町村部計	6	6	0	5	1						4		1	1	
瑞穂町	2	2	0	1	1						1		1		
日の出町	0	0	0												
檜原村	0	0	0												
奥多摩町	4	4	0	4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		自転車	原付	自転車	原付
	敷地	延床							
総数	1,023,081	1,110,691	928,799	894,970	33,829	508,264	493,118	15,146	
区部計	622,265	670,652	550,277	537,790	12,487	305,543	300,413	5,130	
千代田区	5,275	5,275	3,615	3,386	229	2,379	2,219	160	
中央区	30,720	30,933	6,135	5,936	199	3,757	3,591	166	
港区	12,461	12,339	7,885	7,541	344	3,878	3,767	111	
新宿区	13,153	13,153	10,214	9,680	534	5,772	5,610	162	
文京区	5,956	5,956	3,969	3,969		1,978	1,978		
台東区	14,042	11,946	7,748	7,628	120	4,702	4,679	23	
墨田区	16,138	17,543	13,037	12,991	46	6,320	6,303	17	
江東区	28,964	32,932	22,740	22,228	512	11,493	11,324	169	
品川区	24,522	25,522	13,316	12,174	1,142	7,545	6,870	675	
目黒区	13,644	12,817	11,709	11,468	241	4,751	4,630	121	
大田区	38,911	44,916	40,273	39,747	526	23,634	23,413	221	
世田谷区	62,627	65,618	53,022	51,462	1,560	34,604	33,969	635	
渋谷区	11,499	12,650	7,229	6,180	1,049	4,370	3,857	513	
中野区	22,698	20,422	14,184	13,966	218	7,077	6,993	84	
杉並区	36,133	41,173	37,335	36,973	362	21,563	21,473	90	
豊島区	22,488	24,582	16,188	15,962	226	8,744	8,662	82	
北区	23,683	8,797	24,697	24,044	653	12,621	12,380	241	
荒川区	11,840	10,221	10,889	10,788	101	6,484	6,439	45	
板橋区	35,525	38,910	32,012	30,515	1,497	16,746	16,233	513	
練馬区	41,073	60,031	56,114	55,117	997	30,044	29,670	374	
足立区	63,386	70,474	62,364	61,361	1,003	34,411	34,050	361	
葛飾区	49,317	53,897	43,730	43,252	478	25,628	25,480	148	
江戸川区	38,210	50,545	51,872	51,422	450	27,042	26,823	219	
市部計	399,085	437,242	376,956	355,705	21,251	201,960	191,986	9,974	
八王子市	40,875	50,174	32,934	28,219	4,715	17,017	15,624	1,393	
立川市	24,170	24,417	24,287	23,720	567	12,510	12,248	262	
武蔵野市	26,862	38,178	33,713	33,044	669	16,935	16,640	295	
三鷹市	12,952	13,037	10,494	10,294	200	4,824	4,773	51	
青梅市	6,873	9,724	7,829	7,046	783	3,308	3,039	269	
府中市	24,600	29,613	22,750	21,987	763	12,914	12,525	389	
昭島市	12,619	13,066	11,821	11,515	306	4,927	4,880	47	
調布市	23,927	12,652	23,580	23,014	566	10,459	10,345	114	
町田市	23,237	25,678	25,585	20,795	4,790	22,042	18,314	3,728	
小金井市	16,550	17,441	13,574	13,251	323	8,306	8,033	273	
小平市	29,034	29,285	25,251	24,584	667	12,827	12,611	216	
日野市	20,484	22,021	15,941	14,735	1,206	7,527	7,111	416	
東村山市	14,798	14,798	16,587	16,039	548	10,329	10,140	189	
国分寺市	12,613	16,935	15,919	15,467	452	5,768	5,654	114	
国立市	8,947	11,636	9,782	9,644	138	4,705	4,670	35	
福生市	8,684	8,965	6,271	5,867	404	2,365	2,234	131	
狛江市	10,049	10,198	6,339	6,113	226	4,914	4,781	133	
東大和市	10,795	9,199	8,255	8,083	172	4,580	4,489	91	
清瀬市	8,040	9,413	7,731	7,447	284	4,220	4,091	129	
東久留米市	7,421	8,035	5,541	5,279	262	3,402	3,268	134	
武蔵村山市	10,078	12,977	8,546	7,144	1,402	4,234	3,511	723	
多摩市	8,059	8,856	6,165	5,514	651	4,142	3,804	338	
羽村市	5,802	5,802	5,960	5,770	190	3,324	3,208	116	
あきる野市	6,117	6,117	6,753	6,419	334	3,358	3,190	168	
西東京市	25,499	29,025	25,348	24,715	633	13,023	12,803	220	
町村部計	1,731	2,797	1,566	1,475	91	761	719	42	
瑞穂町	1,582	2,648	1,439	1,362	77	738	706	32	
日の出町									
檜原村									
奥多摩町	149	149	127	113	14	23	13	10	

ア 設置者別整備状況

(7) 区市町村

	設置数	構 造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	1,325	1,035	160	11	103	15	1	363	544	92	94	218	14
区 部 計	962	731	124	8	84	14	1	321	388	79	64	102	8
千代田区	29	29						24	1	1			3
中央区	26	14	2		8	2		6	16		3	1	
港区	17	7	2		4	4		6	10			1	
新宿区	55	53			2			35	10		9	1	
文京区	29	27			2			16	8		5		
台東区	29	22	1		6			15	14				
墨田区	35	32	1		1	1		18	9	3	3	2	
江東区	50	38	6		6			15	28	3	2	2	
品川区	26	19	3		3	1		8	9	3	5	1	
目黒区	27	21	1	1	3	1		1	20	2	2	2	
大田区	79	53	18		8			32	22	6	7	11	1
世田谷区	56	44	9		2		1	8	34		4	10	
渋谷区	52	42	5	3	1	1		29	15	4	3		1
中野区	27	20	1		5	1		5	15		1	5	1
杉並区	47	31	11		5			5	22	4	1	15	
豊島区	41	30	3	1	7			12	18		5	6	
北区	43	33	8		2			20	9	10	2		2
荒川区	18	14	1		2	1		11	3	2		2	
板橋区	70	62	8					15	27	8	4	16	
練馬区	75	56	14		5			6	39	8	3	19	
足立区	51	40	10		1			11	29	6	1	4	
葛飾区	40	30	5		5			9	21	5	1	4	
江戸川区	40	14	15	3	6	2		14	9	14	3		
市 部 計	357	299	35	3	19	1		42	152	13	29	115	6
八王子市	16	15	1						7	1	3	5	
立川市	38	33	1	3	1			6	20		2	10	
武蔵野市	0												
三鷹市	25	18	2		4	1		1	9			15	
青梅市	12	9	3						9		3		
府中市	23	18	5						12	1	1	9	
昭島市	18	16	1		1			4	6		2	5	1
調布市	41	33	6		2			8	13	1	2	17	
町田市	14	7	4		3				13			1	
小金井市	10	7	2		1				2	2	1	5	
小平市	24	22	2					1	12		4	7	
日野市	38	37	1					14	14		1	8	1
東村山市	21	18	1		2				10		2	9	
国分寺市	9	5	1		3			2	2	2			3
国立市	15	14	1						4	1	2	8	
福生市	8	6	1		1				5		2	1	
狛江市	2	2						1					1
東大和市	0												
清瀬市	4	3			1			1				3	
東久留米市	6	5	1									6	
武蔵村山市	0												
多摩市	5	3	2						3	2			
稲城市	0												
羽村市	12	12						4	3			5	
あきる野市	13	13							7	1	4	1	
西東京市	3	3							1	2			
町 村 部 計	6	5	1						4		1	1	
瑞穂町	2	1	1						1		1		
日の出町	0												
檜原村	0												
奥多摩町	4	4							3			1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	自転車	原付	実収容 台数 (台)	自転車	原付
	敷地	延床						
総数	684,743	742,319	587,620	571,490	16,130	311,447	304,477	6,970
区部計	476,728	529,497	402,322	393,632	8,690	219,090	215,372	3,718
千代田区	3,702	3,702	2,678	2,498	180	1,776	1,637	139
中央区	29,396	29,609	5,303	5,142	161	3,263	3,102	161
港区	9,179	9,057	6,300	5,996	304	2,956	2,861	95
新宿区	13,153	13,153	10,214	9,680	534	5,772	5,610	162
文京区	4,990	4,990	3,024	3,024		1,486	1,486	
台東区	10,578	10,334	6,473	6,428	45	3,745	3,737	8
墨田区	13,269	14,674	11,124	11,124		5,385	5,385	
江東区	27,951	31,919	22,123	21,611	512	11,104	10,935	169
品川区	18,886	19,886	8,587	7,808	779	4,905	4,493	412
目黒区	9,323	8,496	8,608	8,389	219	3,417	3,315	102
大田区	33,509	39,514	35,537	35,125	412	21,089	20,892	197
世田谷区	25,779	28,357	23,592	23,048	544	16,094	15,824	270
渋谷区	11,499	12,650	7,229	6,180	1,049	4,370	3,857	513
中野区	18,321	16,045	11,457	11,393	64	5,536	5,515	21
杉並区	27,733	32,586	27,574	27,469	105	15,706	15,668	38
豊島区	19,371	20,796	12,428	12,220	208	7,106	7,026	80
北区	19,810	8,797	20,797	20,175	622	10,327	10,101	226
荒川区	8,895	10,221	7,359	7,334	25	4,364	4,358	6
板橋区	29,519	32,734	22,336	21,043	1,293	12,411	11,952	459
練馬区	37,293	56,251	40,688	40,044	644	20,579	20,317	262
足立区	30,479	34,490	28,462	28,206	256	14,173	14,086	87
葛飾区	35,883	40,691	28,557	28,273	284	16,484	16,392	92
江戸川区	38,210	50,545	51,872	51,422	450	27,042	26,823	219
市部計	206,284	210,025	183,732	176,383	7,349	91,596	88,386	3,210
八王子市	4,581	4,706	2,751	2,510	241	1,659	1,528	131
立川市	23,230	23,477	18,479	18,068	411	10,215	10,000	215
武蔵野市								
三鷹市	11,569	11,654	9,525	9,339	186	4,276	4,235	41
青梅市	6,873	9,724	7,829	7,046	783	3,308	3,039	269
府中市	12,996	14,494	11,608	11,476	132	5,673	5,591	82
昭島市	12,619	13,066	11,821	11,515	306	4,927	4,880	47
調布市	23,927	12,652	23,580	23,014	566	10,459	10,345	114
町田市	8,037	8,714	6,195	5,551	644	4,957	4,428	529
小金井市	5,847	6,029	4,603	4,556	47	2,557	2,550	7
小平市	18,303	18,874	16,463	15,921	542	8,229	8,068	161
日野市	11,580	11,938	8,253	7,691	562	3,341	3,080	261
東村山市	14,798	14,798	10,776	10,428	348	6,388	6,272	116
国分寺市	8,719	11,412	11,541	11,248	293	5,768	5,654	114
国立市	8,947	11,636	9,782	9,644	138	4,705	4,670	35
福生市	6,093	6,374	4,616	4,274	342	1,528	1,419	109
狛江市	1,675	1,675	702	640	62	504	455	49
東大和市								
清瀬市	4,218	4,218	3,696	3,525	171	1,964	1,889	75
東久留米市	3,406	4,020	2,906	2,685	221	1,631	1,525	106
武蔵村山市								
多摩市	4,760	6,458	4,153	3,403	750	1,774	1,326	448
稲城市								
羽村市	5,802	5,802	5,960	5,770	190	3,324	3,208	116
あきる野市	6,117	6,117	6,753	6,419	334	3,358	3,190	168
西東京市	2,187	2,187	1,740	1,660	80	1,051	1,034	17
町村部計	1,731	2,797	1,566	1,475	91	761	719	42
瑞穂町	1,582	2,648	1,439	1,362	77	738	706	32
日の出町								
檜原村								
奥多摩町	149	149	127	113	14	23	13	10

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	241	220	19		2				123	80	36	2	
区 部 計	179	163	15		1				100	60	17	2	
千代田区	1	1							1				
台東区	1	1								1			
墨田区	16	16							8	6	2		
品川区	9	8	1						2	7			
目黒区	12	11	1						7	3	2		
大田区	9	8	1						4	5			
世田谷区	40	35	4		1				25	11	4		
中野区	2	2							1	1			
杉並区	6	3	3						4	2			
豊島区	7	5	2							5	2		
北区	7	5	2						5	1		1	
荒川区	12	12							8	4			
板橋区	11	11							1	8	2		
練馬区	21	21							14	5	2		
足立区	13	13							10		2	1	
葛飾区	12	11	1						10	1	1		
市 部 計	62	57	4		1				23	20	19		
八王子市	2	2									2		
立川市	4	4								4			
武蔵野市	8	6	2						6	2			
町田市	10	9	1							6	4		
小平市	2	2								2			
狛江市	8	8							8				
東大和市	7	7							3	4			
清瀬市	1	1								1			
東久留米市	5	5									5		
多摩市	1	1							1				
稲城市	3	3							3				
西東京市	11	9	1		1				2	1	8		

(ウ) 公益法人等

	設置数	構 造					敷地形態						
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総 数	207	141	59		5	2		25	104	25	15	37	1
区 部 計	11	11						1	4	2	1	3	
千代田区	1	1							1				
品川区	1	1						1					
中野区	1	1							1				
板橋区	1	1									1		
練馬区	7	7							2	2	1	2	
市 部 計	196	130	59		5	2		24	100	23	14	34	1
八王子市	43	24	16		2	1		2	21	4	10	6	
武蔵野市	35	24	10		1			1	19	3		12	
府中市	24	16	7		1			2	16	6			
町田市	17	9	7			1			13	1	1	1	1
小金井市	6	5	1						3	3			
日野市	14	11	3					4	8		1	1	
東大和市	19	19						14	3			2	
清瀬市	2		2						2				
多摩市	7	4	3					1	1	1	1	3	
稲城市	8	6	2						3	5			
西東京市	21	12	8		1				11		1	9	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容		実収容台数 (台)	実収容	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	86,335	85,899	74,511	71,516	2,995	45,073	43,465	1,608
区部計	59,378	56,336	52,059	50,421	1,638	29,557	28,881	676
千代田区	246	246	91	70	21	50	29	21
台東区	486	486	575	575		425	425	
墨田区	2,827	2,827	1,902	1,867	35	930	918	12
品川区	4,296	4,296	3,014	2,831	183	1,486	1,353	133
目黒区	3,406	3,406	2,264	2,264		1,083	1,083	
大田区	3,441	3,441	3,341	3,269	72	1,701	1,687	14
世田谷区	25,506	25,919	19,878	19,018	860	12,180	11,846	334
中野区	285	285	153	113	40	69	50	19
杉並区	1,971	2,199	1,702	1,579	123	868	850	18
豊島区	2,314	2,983	2,490	2,490		1,123	1,123	
北区	2,993		2,416	2,416		1,201	1,201	
荒川区	1,329		1,641	1,617	24	1,070	1,047	23
板橋区	3,282	3,282	2,090	2,067	23	854	851	3
練馬区			3,522	3,369	153	2,484	2,425	59
足立区	4,302	4,272	3,990	3,903	87	2,117	2,080	37
葛飾区	2,694	2,694	2,990	2,973	17	1,916	1,913	3
市部計	26,957	29,563	22,452	21,095	1,357	15,516	14,584	932
八王子市	297	297	175	145	30	123	123	
立川市	940	940	1,072	1,041	31	605	593	12
武蔵野市	3,548	5,733	4,827	4,753	74	2,950	2,908	42
町田市	2,021	2,293	2,649	1,999	650	2,420	1,792	628
小平市	560	560	580	580		266	266	
狛江市	7,445	7,594	4,927	4,768	159	3,902	3,823	79
東大和市	4,481	4,481	3,518	3,498	20	1,811	1,791	20
清瀬市	231	231	187	187		97	97	
東久留米市	1,924	1,924	1,311	1,304	7	896	890	6
多摩市	842	842	276	69	207	135	69	66
稲城市	2,148	2,148	1,133	977	156	950	890	60
西東京市	2,520	2,520	1,797	1,774	23	1,361	1,342	19

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容		実収容台数 (台)	実収容	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	113,875	143,796	112,567	102,800	9,767	62,406	57,770	4,636
区部計	4,589	4,589	2,883	2,760	123	1,542	1,473	69
千代田区	85	85	60	60		31	31	
品川区	239	239	82	44	38	60	30	30
中野区	485	485	80		80	39		39
板橋区			172	172		52	52	
練馬区	3,780	3,780	2,489	2,484	5	1,360	1,360	
市部計	109,286	139,207	109,684	100,040	9,644	60,864	56,297	4,567
八王子市	26,839	36,013	24,996	21,205	3,791	12,360	11,266	1,094
武蔵野市	20,764	29,895	23,969	23,519	450	11,712	11,525	187
府中市	11,604	15,119	11,142	10,511	631	7,241	6,934	307
町田市	10,007	10,728	10,993	8,244	2,749	9,965	7,941	2,024
小金井市	5,306	6,015	4,038	3,843	195	2,273	2,078	195
日野市	3,997	5,532	3,712	3,318	394	1,882	1,773	109
東大和市	5,742	4,151	4,360	4,253	107	2,525	2,458	67
清瀬市	924	2,297	1,799	1,752	47	951	930	21
多摩市	4,476	5,677	4,117	3,672	445	2,325	2,116	209
稲城市	5,379	6,176	3,896	3,452	444	2,334	2,095	239
西東京市	14,248	17,604	16,662	16,271	391	7,296	7,181	115

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	構造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	1,069	1,001	40	2	23	2	1	35	11	20	22	950	31
区部計	710	663	29	1	16	1		22	11	17	8	621	31
千代田区	1			1								1	
中央区	17	15			2			12				5	
港区	14	14						5	3	3	1	2	
文京区	5	5										5	
台東区	2	1			1							2	
墨田区	1	1										1	
江東区	4	4						3	1				
品川区	14	13	1							5	4	5	
目黒区	12	10			2							12	
大田区	11	9			2							11	
世田谷区	60	53	4		2	1				2		58	
中野区	23	21	1		1								23
杉並区	53	52			1					5		48	
豊島区	14	12	1		1				1			13	
北区	11	11										3	8
荒川区	21	20			1			2				19	
板橋区	60	58	1		1						2	58	
練馬区	54	52	2									54	
足立区	190	173	16		1				5	1	1	183	
葛飾区	143	139	3		1				1	1		141	
市部計	359	338	11	1	7	1	1	13		3	14	329	
八王子市	50	50						9		1	5	35	
立川市	21	21									1	20	
武蔵野市	32	26	2	1	2		1					32	
三鷹市	5	5									2	3	
町田市	39	36	2		1							39	
小金井市	7	7										7	
小平市	51	51									2	49	
日野市	22	19	2			1						22	
東村山市	33	31	2									33	
国分寺市	6	5	1					1			3	2	
福生市	10	10										10	
狛江市	6	6						3				3	
東大和市	6	6										6	
清瀬市	16	15			1							16	
東久留米市	9	9										9	
稲城市	9	7			2					2		7	
西東京市	37	34	2		1						1	36	

(才) その他

	設置数	構造						敷地形態					
		平面式	立体式		地下式		不明・その他	道路	公有地	鉄道用地		民有地	不明・その他
			自走式	機械式	自走式	機械式				高架下	高架下以外		
総数	7	5	1	1					2			5	
区部計	7	5	1	1					2			5	
文京区	2	1		1								2	
世田谷区	1	1							1				
杉並区	2	2							1			1	
足立区	1		1									1	
葛飾区	1	1										1	

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		実収容台数 (台)	実収容台数 (台)	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	135,399	135,948	152,064	147,317	4,747	88,016	86,120	1,896
区部計	78,841	77,501	90,976	89,130	1,846	54,032	53,401	631
千代田区	1,242	1,242	786	758	28	522	522	
中央区	1,324	1,324	832	794	38	494	489	5
港区	3,282	3,282	1,585	1,545	40	922	906	16
文京区	880	880	755	755		433	433	
台東区	2,978	1,126	700	625	75	532	517	15
墨田区	42	42	11		11	5		5
江東区	1,013	1,013	617	617		389	389	
品川区	1,101	1,101	1,633	1,491	142	1,094	994	100
目黒区	915	915	837	815	22	251	232	19
大田区	1,961	1,961	1,395	1,353	42	844	834	10
世田谷区	11,176	11,176	9,523	9,396	127	6,330	6,299	31
中野区	3,607	3,607	2,494	2,460	34	1,433	1,428	5
杉並区	6,226	6,185	7,875	7,776	99	4,917	4,888	29
豊島区	803	803	1,270	1,252	18	515	513	2
北区	880		1,484	1,453	31	1,093	1,078	15
荒川区	1,616		1,889	1,837	52	1,050	1,034	16
板橋区	2,724	2,894	7,414	7,233	181	3,429	3,378	51
練馬区			9,415	9,220	195	5,621	5,568	53
足立区	26,451	29,558	28,417	27,883	534	17,021	16,815	206
葛飾区	10,620	10,392	12,044	11,867	177	7,137	7,084	53
市部計	56,558	58,447	61,088	58,187	2,901	33,984	32,719	1,265
八王子市	9,158	9,158	5,012	4,359	653	2,875	2,707	168
立川市			4,736	4,611	125	1,690	1,655	35
武蔵野市	2,550	2,550	4,917	4,772	145	2,273	2,207	66
三鷹市	1,383	1,383	969	955	14	548	538	10
町田市	3,172	3,943	5,748	5,001	747	4,700	4,153	547
小金井市	5,397	5,397	4,933	4,852	81	3,476	3,405	71
小平市	10,171	9,851	8,208	8,083	125	4,332	4,277	55
日野市	4,907	4,551	3,976	3,726	250	2,304	2,258	46
東村山市			5,811	5,611	200	3,941	3,868	73
国分寺市	3,894	5,523	4,378	4,219	159			
福生市	2,591	2,591	1,655	1,593	62	837	815	22
狛江市	929	929	710	705	5	508	503	5
東大和市	572	567	377	332	45	244	240	4
清瀬市	2,667	2,667	2,049	1,983	66	1,208	1,175	33
東久留米市	2,091	2,091	1,324	1,290	34	875	853	22
稲城市	532	532	1,136	1,085	51	858	819	39
西東京市	6,544	6,714	5,149	5,010	139	3,315	3,246	69

	面積 (㎡)		収容能力 (台)	実収容台数 (台)		実収容台数 (台)	実収容台数 (台)	
	敷地	延床		自転車	原付		自転車	原付
総数	2,729	2,729	2,037	1,847	190	1,322	1,286	36
区部計	2,729	2,729	2,037	1,847	190	1,322	1,286	36
文京区	86	86	190	190		59	59	
世田谷区	166	166	29		29			
杉並区	203	203	184	149	35	72	67	5
足立区	2,154	2,154	1,495	1,369	126	1,100	1,069	31
葛飾区	120	120	139	139		91	91	

(6) 自転車等駐車場の駅からの距離、料金形態等

	設置数			駅からの距離			管理人		
	計	公設	民設	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	2,849	1,325	1,524	1,488	1,155	206	652	876	1,321
区部計	1,869	962	907	1,052	728	89	412	497	960
千代田区	32	29	3	30		2	1		31
中央区	43	26	17	36	7		9	15	19
港区	31	17	14	25	5	1	10		21
新宿区	55	55		45	8	2	5	50	
文京区	36	29	7	25	11		2	10	24
台東区	32	29	3	23	6	3	12	20	
墨田区	52	35	17	46	4	2	3		49
江東区	54	50	4	44	10		21	30	3
品川区	50	26	24	46	4		13	23	14
目黒区	51	27	24	33	16	2	10	19	22
大田区	99	79	20	59	33	7	32	17	50
世田谷区	157	56	101	86	62	9	37	32	88
渋谷区	52	52		29	10	13		52	
中野区	53	27	26	29	21	3	20	8	25
杉並区	108	47	61	36	68	4	36	14	58
豊島区	62	41	21	28	26	8	18	27	17
北区	61	43	18	24	33	4	18	15	28
荒川区	51	18	33	44	7		7		44
板橋区	142	70	72	84	53	5	43	15	84
練馬区	157	75	82	64	84	9	2	84	71
足立区	255	51	204	119	129	7	54	28	173
葛飾区	196	40	156	77	112	7	35	22	139
江戸川区	40	40		20	19	1	24	16	
市部計	974	357	617	430	427	117	239	378	357
八王子市	111	16	95	63	39	9	28	20	63
立川市	63	38	25	42	17	4	13	31	19
武蔵野市	75		75	4	48	23	21	25	29
三鷹市	30	25	5	4	16	10	12	15	3
青梅市	12	12		9	1	2	4	5	3
府中市	47	23	24	18	20	9	16	31	
昭島市	18	18		9	9		12	6	
調布市	41	41		16	21	4	11	30	
町田市	80	14	66	47	28	5	21	58	1
小金井市	23	10	13	4	13	6	11	4	8
小平市	77	24	53	38	32	7	15	16	46
日野市	74	38	36	27	26	21	13	13	48
東村山市	54	21	33	23	28	3	10	15	29
国分寺市	15	9	6	5	10		5	4	6
国立市	15	15		5	8	2	1	11	3
福生市	18	8	10	12	6		3	5	10
狛江市	16	2	14	9	4	3	3	6	7
東大和市	32		32	23	9		4	28	
清瀬市	23	4	19	20	3		9		14
東久留米市	20	6	14	5	15		1	18	1
武蔵村山市	0								
多摩市	13	5	8	4	8	1	8	5	
稲城市	20		20	9	11		5	3	12
羽村市	12	12			10	2		12	
あきる野市	13	13		11	2				13
西東京市	72	3	69	23	43	6	13	17	42
町村部計	6	6		6			1	1	4
瑞穂町	2	2		2			1	1	
日の出町	0								
檜原村	0								
奥多摩町	4	4		4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数	66	129	491	550	166	45	140	1,782	267	37	11	2
区部計	8	125	333	354	93	20	29	1,234	171	5	6	1
千代田区		16			1			16				
中央区			22			5		34				
港区	3		16				3	16	10			
新宿区	3	9	18	2				41	1			
文京区				21				18				
台東区		11	5	9				9	10			
墨田区		24		4		1		27				
江東区		1	39	4				36	5			
品川区			4	24	3	2		18	26			
目黒区		9		15				35				
大田区		13	32	12			9	68	4			
世田谷区			35	22		3	3	104	31		2	
渋谷区			4	3	2	3		19	25		1	
中野区		7	16	4	1			41	4			
杉並区	2		4	45	1		2	101	2	1		
豊島区		1	3	26	2		1	51				
北区		17	15	2				46	2			
荒川区		11		8	4		2	24	4		1	1
板橋区		5	10	42	5	4	4	120		1		
練馬区			34	26	5			135				
足立区			4	72	25	1	2	153	32	3	2	
葛飾区		1	33	13	43	1	3	83	15			
江戸川区			39		1			39				
市部計	58	4	158	194	73	25	107	546	96	32	5	1
八王子市			2	12	21	9	16	46	14	16	4	1
立川市			16	6			14	39				
武蔵野市			5	13	4	1		60	4	2		
鷹取市			4	12		1	2	16				
青梅市	7				5		7			5		
府中市			5	15	1		17	27				
昭島市			9	6				10	3			
調布市	4		14	15		3	3	25				
町田市			20	5	13	5	1	36	28	3	1	
小金井市			7	6	1		2	13	1			
小平市		2	17	9	5		4	53	3	2		
日野市	13	1	20	16	7	1	13	31	7	2		
東村山市	4	1	3	18	2			33	2			
国分寺市			1	6	4			3	5	1		
国立市			10				1	9				
福生市				10				16				
狛江市	2			6			2	11	1			
東大和市			12	9		1		10	8			
清瀬市			3	4	3			20	2			
東久留米市				4				16				
武蔵村山市												
多摩市			4	1	4	4		1	7			
稲城市			6	1				20				
羽村市	12						12					
あきる野市	13						13					
西東京市	3			20	3			51	11	1		
町村部計				2			4	2				
瑞穂町				2				2				
日の出町												
檜原村												
奥多摩町							4					

ア 設置者別の現況(駅からの距離、料金形態等)

(ア) 区市町村

	設置数	駅からの距離			管理人		
	計	100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	1,325	721	474	130	443	606	276
区部計	962	573	329	60	343	436	183
千代田区	29	28		1			29
中央区	26	24	2		9	15	2
港区	17	14	3		10		7
新宿区	55	45	8	2	5	50	
文京区	29	19	10		2	8	19
台東区	29	20	6	3	11	18	
墨田区	35	29	4	2	3		32
江東区	50	41	9		20	30	
品川区	26	26			13	13	
目黒区	27	14	12	1	10	15	2
大田区	79	44	31	4	31	14	34
世田谷区	56	30	22	4	24	30	2
渋谷区	52	29	10	13		52	
中野区	27	15	10	2	19	8	
杉並区	47	14	32	1	33	13	1
豊島区	41	21	14	6	15	25	1
北区	43	16	23	4	15	13	15
荒川区	18	16	2		4		14
板橋区	70	34	33	3	36	11	23
練馬区	75	30	40	5	1	74	
足立区	51	29	19	3	34	17	
葛飾区	40	15	20	5	24	14	2
江戸川区	40	20	19	1	24	16	
市部計	357	142	145	70	99	169	89
八王子市	16	15	1				16
立川市	38	22	12	4	8	24	6
武蔵野市	0						
三鷹市	25	3	13	9	10	14	1
青梅市	12	9	1	2	4	5	3
府中市	23	9	6	8	5	18	
昭島市	18	9	9		12	6	
調布市	41	16	21	4	11	30	
町田市	14	9	2	3	5	8	1
小金井市	10	1	5	4	7		3
小平市	24	3	14	7	10	11	3
日野市	38	11	9	18	2	2	34
東村山市	21	7	11	3	8	9	4
国分寺市	9	4	5		5	4	
国立市	15	5	8	2	1	11	3
福生市	8	6	2		3	5	
狛江市	2			2			2
東大和市	0						
清瀬市	4	2	2		4		
東久留米市	6		6		1	5	
武蔵村山市	0						
多摩市	5		5		3	2	
稲城市	0						
羽村市	12		10	2		12	
あきる野市	13	11	2				13
西東京市	3		1	2		3	
町村部計	6	6			1	1	4
瑞穂町	2	2			1	1	
日の出町	0						
檜原村	0						
奥多摩町	4	4					4

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円 /月	～1,999 円/月	～2,999 円/月	～3,999 円/月	4,000円 ～/月	無料	～100円 /時間	～200円 /時間	～300円 /時間	～500円 /時間	500円～ /時間
総数	66	129	412	349	19	14	133	740	92	5	1	0
区部計	8	125	311	264	6	9	22	596	74	0	1	0
千代田区		16						13				
中央区			21				5	17				
港区	3		13					4	9			
新宿区	3	9	18	2				41	1			
文京区				20				12				
台東区		11	4	9				6	10			
墨田区		24		4				10				
江東区		1	38	4				33	4			
品川区			3	17	2				21			
目黒区		9		15				11				
大田区		13	31	10				9	52			
世田谷区			33	5				2	40			
渋谷区			4	3	2	3		19	25		1	
中野区		7	16	2				18	2			
杉並区	2		3	41				2	45			
豊島区		1	2	24	1			1	30			
北区		17	15					29	1			
荒川区		11		4				5				
板橋区		5	8	42		1		57				
練馬区			31	24				58				
足立区			1	36				1	38			
葛飾区		1	31	2				2	19	1		
江戸川区			39		1			39				
市部計	58	4	101	83	13	5	107	142	18	5		
八王子市								16				
立川市			12	5				14	19			
武蔵野市												
三鷹市			4	10				2	13			
青梅市	7				5			7		5		
府中市				5				17	6			
昭島市			9	6				10	3			
調布市	4		14	15		3		3	25			
町田市			10	1	1	1		1	2	9		
小金井市			5	1				2	6			
小平市		2	16	1				4	15			
日野市	13	1	15	7	1			13	13			
東村山市	4	1		15	1				8	1		
国分寺市			1	4	3				3	2		
国立市			10					1	9			
福生市				8					7			
狛江市	2							2				
東大和市												
清瀬市			3	1					4			
東久留米市				4					2			
武蔵村山市												
多摩市			2		2	1			3			
稲城市												
羽村市	12							12				
あきる野市	13							13				
西東京市	3											
町村部計				2				4	2			
瑞穂町				2					2			
日の出町												
檜原村												
奥多摩								4				

(イ) 鉄道会社及び関連会社

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	241	164	73	4	31	53	157
区部計	179	128	48	3	19	22	138
千代田区	1	1					1
台東区	1	1				1	
墨田区	16	16					16
品川区	9	9				6	3
目黒区	12	10	1	1		4	8
大田区	9	8	1		1	3	5
世田谷区	40	21	18	1	8	1	31
中野区	2	1		1			2
杉並区	6	3	3				6
豊島区	7	4	3		2	2	3
北区	7	3	4		2	1	4
荒川区	12	11	1				12
板橋区	11	10	1		2		9
練馬区	21	10	11			1	20
足立区	13	11	2		4		9
葛飾区	12	9	3			3	9
市部計	62	36	25	1	12	31	19
八王子市	2	2					2
立川市	4	3	1				4
武蔵野市	8	2	5	1	3	2	3
町田市	10	6	4		3	7	
小平市	2	1	1		1		1
狛江市	8	5	3		3	5	
東大和市	7	6	1		1	6	
清瀬市	1	1					1
東久留米市	5	3	2			5	
多摩市	1	1			1		
稲城市	3	2	1				3
西東京市	11	4	7			6	5

(ウ) 公益法人等

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	207	69	114	24	93	100	14
区部計	11	1	8	2		7	4
千代田区	1			1			1
品川区	1		1				1
中野区	1		1				1
板橋区	1		1				1
練馬区	7	1	5	1		7	
市部計	196	68	106	22	93	93	10
八王子市	43	20	23		23	17	3
武蔵野市	35	1	21	13	15	19	1
府中市	24	9	14	1	11	13	
町田市	17	11	6		9	8	
小金井市	6		4	2	3		3
日野市	14	6	6	2	6	6	2
東大和市	19	12	7		3	16	
清瀬市	2	2			2		
多摩市	7	3	3	1	4	3	
稲城市	8	1	7		5	3	
西東京市	21	3	15	3	12	8	1

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数			10	45	6	1	1	175	50	2		
区部計			4	35	2		1	131	41			
千代田区								1				
台東区								1				
墨田区								16				
品川区				6				5	4			
目黒区								12				
大田区			1	2				6	3			
世田谷区			1	17			1	16	20			
中野区					1				1			
杉並区				1				6				
豊島区			1	2				7				
北区				2				6	1			
荒川区								8	4			
板橋区			1		1			10				
練馬区				1				21				
足立区				4				8	4			
葛飾区								8	4			
市部計			6	10	4	1		44	9	2		
八王子市								1		1		
立川市			2					2				
武蔵野市			2					7				
町田市			1	3	3	1		5	3			
小平市					1			1		1		
狛江市				5				7				
東大和市			1	1				2	4			
清瀬市								1				
東久留米市								5				
多摩市				1					1			
稲城市								3				
西東京市								10	1			

	料金形態											
	定期利用						一時利用					
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数			44	70	36	14		106	32	16	2	
区部計			3					10				
千代田区								1				
品川区								1				
中野区								1				
板橋区								1				
練馬区			3					6				
市部計			41	70	36	14		96	32	16	2	
八王子市			1	10	19	9		9	9	13	1	
武蔵野市			3	12	4	1		27	1			
府中市			5	10	1			21				
町田市			8	1	6	1			12	2	1	
小金井市			2	2	1			2	1			
日野市			3	7	2			7	3	1		
東大和市			11	6				4	2			
清瀬市				2				2				
多摩市			2		2	3		1	3			
稲城市			6	1				8				
西東京市				19	1			15	1			

(工) 民間事業者(個人営業含む)

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	1,069	530	491	48	83	115	871
区部計	710	346	340	24	48	30	632
千代田区	1	1			1		
中央区	17	12	5				17
港区	14	11	2	1			14
文京区	5	4	1				5
台東区	2	2			1	1	
墨田区	1	1					1
江東区	4	3	1		1		3
品川区	14	11	3			4	10
目黒区	12	9	3				12
大田区	11	7	1	3			11
世田谷区	60	34	22	4	5	1	54
中野区	23	13	10		1		22
杉並区	53	19	31	3	2	1	50
豊島区	14	3	9	2	1		13
北区	11	5	6		1	1	9
荒川区	21	17	4		3		18
板橋区	60	40	18	2	5	4	51
練馬区	54	23	28	3	1	2	51
足立区	190	78	108	4	15	11	164
葛飾区	143	53	88	2	11	5	127
市部計	359	184	151	24	35	85	239
八王子市	50	26	15	9	5	3	42
立川市	21	17	4		5	7	9
武蔵野市	32	1	22	9	3	4	25
三鷹市	5	1	3	1	2	1	2
町田市	39	21	16	2	4	35	
小金井市	7	3	4		1	4	2
小平市	51	34	17		4	5	42
日野市	22	10	11	1	5	5	12
東村山市	33	16	17		2	6	25
国分寺市	6	1	5				6
福生市	10	6	4				10
狛江市	6	4	1	1		1	5
東大和市	6	5	1			6	
清瀬市	16	15	1		3		13
東久留米市	9	2	7			8	1
稲城市	9	6	3				9
西東京市	37	16	20	1	1		36

(才) その他

	設置数	駅からの距離			管理人		
		100m以内	100m超 300m以内	300m超 500m以内	常駐	適宜派遣	無人・ その他
総数	7	4	3		2	2	3
区部計	7	4	3		2	2	3
文京区	2	2				2	
世田谷区	1	1					1
杉並区	2		2		1		1
足立区	1	1			1		
葛飾区	1		1				1

	料金形態											
	定期利用					一時利用						
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数			25	85	103	15	6	756	93	13	8	2
区部計			15	54	83	10	6	492	56	4	5	1
千代田区					1			1				
中央区			1					17				
港区			3					12	1			
文京区				1				4				
台東区			1					2				
墨田区						1		1				
江東区			1					3	1			
品川区			1	1	1	2		12	1			
目黒区								12				
大田区								10	1			
世田谷区			1			2		47	11		2	
中野区				2				22	1			
杉並区			1	2	1			49	2			
豊島区					1			14				
北区					1			11				
荒川区				4	4			11			1	1
板橋区			1		4	3	4	52		1		
練馬区				1	5			50				
足立区			3	32	24	1	1	106	28	3	2	
葛飾区			2	11	42	1	1	56	10			
市部計			10	31	20	5		264	37	9	3	1
八王子市			1	2	2			36	5	2	3	1
立川市			2	1				18				
武蔵野市				1				26	3	2		
三鷹市				2		1		3				
町田市			1		3	2		29	4	1		
小金井市				3				5				
小平市			1	8	4			37	3	1		
日野市			2	2	4	1		11	4	1		
村山市			3	3	1			25	1			
国分寺市				2	1				3	1		
福生市				2				9				
狛江市				1				4	1			
東大和市				2		1		4	2			
清瀬市				1	3			13	2			
東久留米市								9				
稲城市								9				
西東京市				1	2			26	9	1		

	料金形態											
	定期利用					一時利用						
	無料	～999円/月	～1,999円/月	～2,999円/月	～3,999円/月	4,000円～/月	無料	～100円/時間	～200円/時間	～300円/時間	～500円/時間	500円～/時間
総数				1	2	1		5		1		
区部計				1	2	1		5		1		
文京区								2				
世田谷区						1		1				
杉並区				1				1		1		
足立区					1			1				
葛飾区					1							

(7) 駅周辺のレンタサイクル設置状況

令和3年8月末現在

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区 市 町 村	名 称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料 金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
千代田区	千代田区コミュニティサイクル事業	九段下駅、秋葉原駅、大手町駅、東京駅、飯田橋駅など区内全域	1	5	平成26年10月	800	150円/回、1,500円/日、2,000円/月、4,000円/月	自動加入	説明あり
中央区	中央区コミュニティサイクル事業実証実験	新富町駅、小伝馬町駅、八丁堀駅など区内全域	1	5	平成27年10月	400	150円/回、1,500円/日、2,000円/月	自動加入	説明あり
港区	港区自転車シェアリング	新橋駅、六本木駅、品川駅など区内全域	5	5	平成26年10月	1,710	個人向けプラン ・一回会員 基本料0円(最初の30分:165円/回。※以降110円/30分) ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 2,000円/月(最初の30分:0円※以降30分110円) 法人向けプラン ・法人月額 2,750円/月(最初の30分:0円※以降30分110円) ・法人定額 4,400円/月(定額)	自動加入	説明なし
新宿区	新宿区自転車シェアリング	新宿三丁目駅、飯田橋駅、四谷駅など区内全域	1	5	平成28年10月	1,305	【税込】 ・一回会員 基本料0円(最初の30分:165円/回。※以降110円/30分) ・一日パス 基本料1,650円/1日分 ・月額会員 2,200円/月(最初の30分:0円※以降30分110円)	自動加入	説明あり
文京区	文京区レンタサイクル	春日駅	1	6	平成16年7月	50	500円/回	自動加入	説明なし
	文京区自転車シェアリング事業	後楽園駅、春日駅、水道橋駅、御茶ノ水駅など区内全域	1	5	平成29年1月	800	150円/回、1,500円/日、2,000円/月	自動加入	説明あり
台東区	台東区レンタサイクル						休止中		
	ヒューリック浅草橋ビル駐輪場レンタサイクル	浅草橋駅	5	5	平成25年2月	55	400円/日、5,000円/月	自動加入	説明あり
	台東区タウンサイクル事業実証実験	仲御徒町駅、つくばエクスプレス浅草駅など区内全域	5	5	平成30年4月	357	70円/15分、1,000円/12時間	自動加入	説明あり
墨田区	エクストレモ	錦糸町駅	5	5	平成16年	5	1日(初日)3,200円、1日(2日目以降)1,300円、1週間9,500円	自動加入	説明あり
	シェアサイクルコギコギ	两国駅	5	5	平成24年7月	100	半日2,310円、24時間2,400円、48時間3,600円	自動加入	説明あり
	エスシティ	两国駅、錦糸町駅	5	5	平成22年2月	15	1時間110円から1日最大530円 ※一部、1回500円の貸出場所がある。	任意加入	説明あり
	チャリチャリ	押上駅、本所吾妻橋駅、两国駅、錦糸町駅	5	5	令和2年度	90	ベーシック1分6円、電動アシスト1分15円	任意加入	説明あり
	HELLO=CYCLING	鐘ヶ淵駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅、押上駅、小村井駅、本所吾妻橋駅、两国駅、錦糸町駅	5	5	平成30年度	1,491	15分70円、1日上限開始から12時間1,000円	自動加入	説明あり
	墨田区シェアサイクル社会実験事業	鐘ヶ淵駅、東武曳舟駅、京成曳舟駅、押上駅、小村井駅、本所吾妻橋駅、两国駅、錦糸町駅	1	5	令和元年度		15分70円、1日上限開始から12時間1,000円	自動加入	説明あり
江東区	江東区コミュニティサイクル	豊洲駅・東雲駅・国際展示場駅・東京レポート駅・亀戸駅・清澄白河駅・門前仲町駅・東陽町駅など区内全域	1	5	平成24年11月	1,650	個人向けプラン ・一回会員(税込) 基本料0円/月(最初の30分:165円/回※以降110円/30分) ・月額会員(税込) 基本料2,200円/月(最初の30分:0円/回※以降110円/30分) ・一日パス(税込) 基本料1,650円/1日分 法人向けプラン ・法人プレミアム会員(税込) 基本料4,400円/月(最初の4時間:0円※以降110円/30分) ・法人月額会員(税込) 基本料2,200円/月(最初の30分:0円※以降110円/30分)	自動加入	説明あり
品川区	品川区シェアサイクル事業	大井町駅、大崎駅、天王洲アイル駅、品川シーサイド駅、鮫洲駅など区内全域	1	5	平成29年10月	720	個人向けプラン ・一回会員 基本料0円(最初の30分:150円/回。※以降100円/30分) ・一日パス 基本料1,500円/1日分 ・月額会員 2,000円/月(最初の30分:0円※以降30分100円) 法人向けプラン ・法人月額 2,000円/月(最初の30分:0円以降30分100円) ・法人定額 4,000円/月(最初の4時間:0円以降30分100円) ※金額はすべて税抜き	自動加入	説明あり
目黒区	目黒区自転車シェアリング事業	中目黒駅、駒場東大前駅、池尻大橋駅など区内全域	1	5	平成31年1月	400	165円/回、1,650円/日、2,200円/月、4,400円/月	自動加入	説明あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
大田区	大田区コミュニティサイクル事業	蒲田駅、京急蒲田駅、大森駅、池上駅など	1	5	平成29年3月	300	<ul style="list-style-type: none"> 一回会員 最初の30分：165円/回（30分超過した場合：110円/30分） 月額会員 基本料：2,200円/月 最初の30分：0円/回（30分超過した場合：110円/30分） 一日パス ＜無人登録機購入＞基本料：1,650円/1日 ＜有人窓口購入＞基本料：1,650円/1日 ＋専用ICカード発行料：550円 法人月額会員 2,200円/月（30分超過した場合：110円/30分） ＋専用ICカード発行料：1,100円 法人定額会員 4,400円/月（延長料金なし） ＋専用ICカード発行料：1,100円 ※全て税込表示	自動加入	説明あり
世田谷区	世田谷区・IHIコミュニティサイクル桜上水南レンタサイクルポート	桜上水駅	1	3	平成6年3月	322	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	三軒茶屋北レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成8年5月	46	軽快車 200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル三軒茶屋中央レンタサイクルポート	三軒茶屋駅	1	3	平成10年4月	120	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	成城北第二レンタサイクルポート	成城学園前駅	1	3	平成14年1月	204	軽快車 200円/回、2,000円/月	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル経堂駅前レンタサイクルポート	経堂駅	1	3	平成19年3月	355	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル桜新町レンタサイクルポート	桜新町駅	1	3	平成21年3月	233	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
	世田谷区・IHIコミュニティサイクル等々力レンタサイクルポート	等々力駅	1	3	平成23年4月	24	軽快車 200円/回、300円/日、2,000円/月 電動アシスト付 300円/回	自動加入	説明あり
HELLO CYCLING（総合支所、九品仏まちづくりセンター）	成城学園前駅 九品仏駅	5	5	令和2年4月	11 3	15分70円、1,000円/12時間	自動加入	説明あり	
渋谷区	渋谷区コミュニティサイクル事業	渋谷駅、恵比寿駅、代々木駅など区内全域	1	5	平成29年10月	600	150円/回、1,500円/日、2,000円/月、4,000円/月	自動加入	説明あり
中野区	中野区シェアサイクル	中野駅、東中野駅、中野坂上駅、新中野駅など区内全域	1	5	令和2年7月	200	165円/回、1,650円/日、2,200円/月	自動加入	説明あり
杉並区	バイパーク東高円寺駐輪場	東高円寺駅	5	5	平成24年9月	3	500円/日	自動加入	説明あり
豊島区	HELLO=CYCLING	巣鴨新田駅、早稲田駅、学習院下駅、落合南長崎駅	5	5	不明	21	70円/15分 1,000円/12時間	自動加入	説明なし
北区	HELLO=CYCLING	赤羽駅	5	5	平成29年11月	3	15分60円 1日/1000円（24時間）最大3日までそれ以降15分60円	自動加入	説明なし
荒川区	荒川区シェアサイクル	町屋駅、日暮里駅、西日暮里駅、南千住駅など区内全域	1・5	5	令和元年8月	361	70円/15分 /12時間上限	1000円 自動加入	説明あり
板橋区	板橋区シェアサイクリング実証実験	区内全域	1, 5	5	令和元年10月	680	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明あり
練馬区	練馬タウンサイクル	練馬駅	1	2	平成4年4月	400	200円/日、2,000円/月	自動加入	説明なし
	東武練馬タウンサイクル	東武練馬駅	1	2	平成4年4月	200	200円/日、2,000円/月	自動加入	説明なし
	石神井公園タウンサイクル	石神井公園駅	1	2	平成6年7月	400	2,000円/月	自動加入	説明なし
	大泉学園駅北口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成4年8月	600	2,000円/月	自動加入	説明なし
	上石神井タウンサイクル	上石神井駅	1	2	平成5年8月	400	2,000円/月	自動加入	説明なし
	練馬春日町タウンサイクル	練馬春日町駅	1	2	平成8年8月	200	200円/日、2,000円/月	自動加入	説明なし
	大泉学園駅南口タウンサイクル	大泉学園駅	1	2	平成14年11月	500	2,000円/月	自動加入	説明なし
	練馬区シェアサイクル事業（社会実験）	光が丘駅、大泉学園駅、石神井公園駅、上石神井駅、練馬高野台駅、地下鉄赤塚駅、下赤塚駅	1	5	平成29年10月	200	個人向けプラン ・一回会員 基本料：0円 最初の30分：150円/回（30分超過した場合：100円/30分） ・月額会員 基本料：2,000円/月 最初の30分：0円/回（30分超過した場合：100円/30分） ・一日パス ＜無人登録機購入＞基本料：1,500円/1日 ＜有人窓口購入＞基本料：1,500円/1日 ＋専用ICカード発行料：500円 法人向けプラン ・法人月額会員 2,000円/月（30分超過した場合：100円/30分） ＋専用ICカード発行料：1,000円 ・法人プレミアム会員 4,000円/月（4時間まで延長料金なし） （4時間超過した場合：100円/30分） ＋専用ICカード発行料：1,000円	自動加入	説明あり
足立区	レンタサイクル	北千住駅	1	1	平成25年4月	10	2,500円/月	自動加入	説明あり
	レンタサイクル	梅島駅	4	4	平成29年8月	10	400円/回（軽快車）、800円/回（電動アシスト付き） 3,500円/月	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING（足立区シェアサイクル事業実証実験）	北千住駅、西新井駅、竹ノ塚駅、綾瀬駅など区内主要駅	5	5	令和2年2月	216	70円/15分（12時間まで/1,000円）	自動加入	説明あり

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区 市 町 村	名 称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料 金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
江戸川区	江戸川区レンタサイクル	葛西駅	1	1	平成21年9月	260	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		西葛西駅	1	1	平成21年9月	260	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		葛西臨海公園駅	1	1	平成21年9月	150	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		船堀駅	1	1	平成23年7月	100	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		一之江駅	1	1	平成23年7月	70	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		瑞江駅	1	1	平成25年4月	130	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		篠崎駅	1	1	平成25年4月	65	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		小岩駅	1	1	平成25年4月	100	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		平井駅	1	1	平成25年4月	70	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		東大島駅	1	1	平成25年4月	20	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
		京成小岩駅	1	1	平成25年4月	25	軽快車 210円/日、2,100円/月、6,280円/3ヶ月 電動アシスト付 340円/日、4,380円/月、13,140円/3ヶ月	自動加入	説明なし
	江戸川区コミュニティサイクル (HELLO CYCLING)	小岩駅、京成小岩駅、篠崎駅、瑞江駅、一之江駅、葛西駅、西葛西駅など区域全域	5	5	令和2年4月	1,193	70円/15分、1,000円/12時間	自動加入	説明あり
八王子市	自転車のヒロセ	八王子駅	5	5	平成20年頃	12	一時利用350円/3h、700円/日 定期利用2,500円/6日 ※車種・時間による細かい料金設定あり	用意なし	説明あり
	八王子市シェアサイクル実証実験	八王子駅、西八王子駅、高尾駅、片倉駅、八王子みなみ野駅、京王八王子駅、京王片倉駅、山田駅、めじろ台駅、狭間駅、高尾山口駅	5	5	令和2年4月	100	70円/15分、1,000円/12時間	自動加入	説明あり
立川市	立川市レンタサイクル	高松駅	1	1	平成22年9月	20	0円	自動加入	説明あり
	T-BIKE	立川駅	6	6	平成29年8月	30	6時間500円、12時間800円、24時間1,100円	自動加入	説明あり
武蔵野市	吉祥寺大通り東レンタサイクル	吉祥寺駅	3	3	平成12年4月	43	300円/日	自動加入	説明あり
三鷹市	すずかけ駐輪場	三鷹駅	5	5	平成20年10月	30	300円/日	任意加入	説明なし
	三鷹市サイクルシェア事業	三鷹駅	1	2	平成31年4月 ※平成28年4月から平成31年3月31日まで社会実験を実施	120	一般：2,500円/月、学生：1,800円/月	自動加入	説明あり
青梅市	MINACLE (ミナクル)	御嶽駅	3	5	平成31年4月	25	1日/2,500円	自動加入	説明なし
府中市	HELLO CYCLING	府中駅、分倍河原駅など市内全域	5	5	平成29年5月	320	15分70円、以降15分ごとに70円 12時間最大1,000円、12時間以降15分ごとに70円	自動加入	説明なし
調布市	HELLO CYCLING	市内全域	5	5	平成31年4月	563	15分70円 1,000円/日 (12時間最大)	自動加入	説明あり
町田市	INTERSTREET	町田駅、鶴川駅、玉川学園駅、相原駅、多摩境駅、南町田グランベリーパーク駅、つくしの駅、成瀬駅	5	5	平成31年4月	30	77円/15分	自動加入	説明なし

・設置主体、運営主体は以下のとおり。

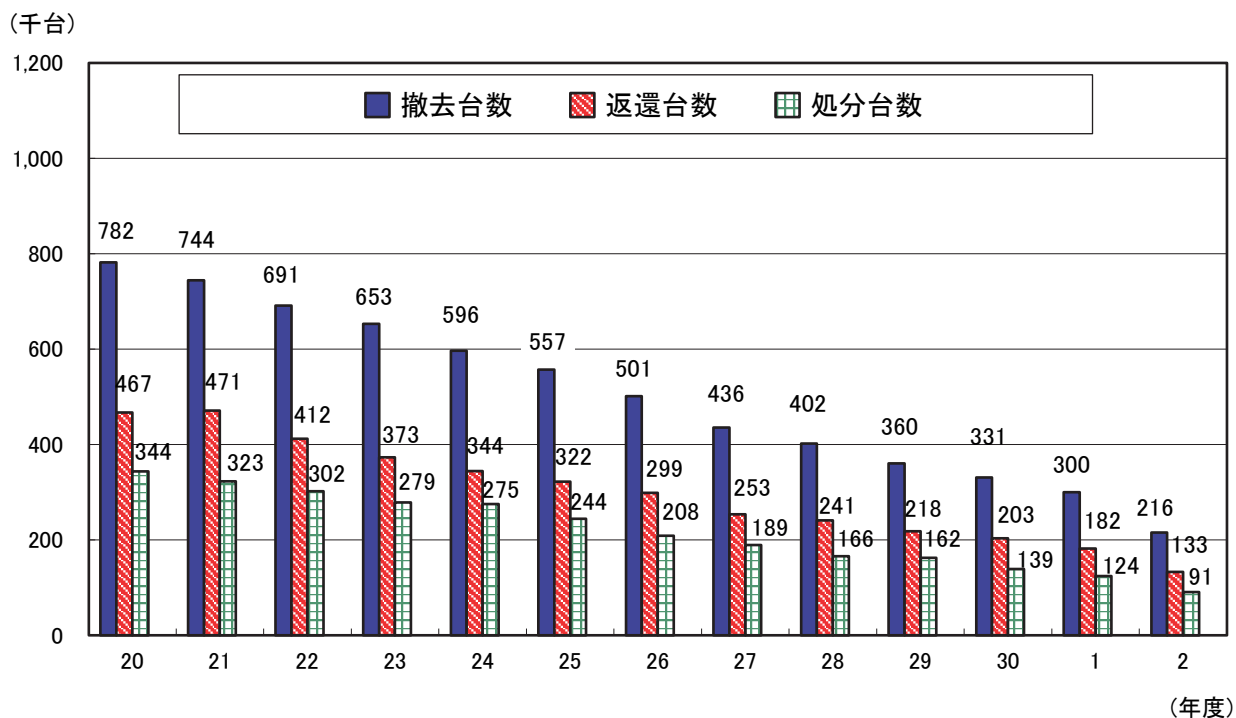
1:地方公共団体 2:区市町村出資の公社・第三セクター 3:その他の公益法人 4:鉄道事業者及び関連会社 5:その他の民間事業者 6:その他

区市町村	名称	最寄駅	設置主体	運営主体	設置年月	稼働能力(台)	料金	損害賠償責任保険	交通ルールの説明
小金井市	suicle	東小金井駅	4	4	平成25年11月	450	一時利用最初の1時間120円、以降1時間毎120円 一日利用570円 定期利用月額2,850円	自動加入	説明あり
		武蔵小金井駅	4	4	平成28年2月			自動加入	説明あり
小平市	レンタサイクル	西武新宿線花小金井駅	6	6	平成30年5月	6	無料(補償金1千円)	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING	小平駅、花小金井駅、一橋学園駅、青梅街道駅、東大和市駅、小川駅、新小平駅	6	5	令和元年8月	71	15分70円、1,000円/日(12時間)	自動加入	説明なし
日野市	レンタサイクル サービス	高幡不動駅	3	3	平成29年9月	2	一時利用 200円/日 長期利用 1,500円/月、4,000円/3ヶ月、7,200円/6ヶ月	PL保険	説明なし
		豊田駅	3	3	平成29年9月	2	一時利用 200円/日 長期利用 1,000円/月、2,700円/3ヶ月、4,800円/6ヶ月	PL保険	説明なし
東村山市	レンタサイクル	東村山駅	6	6	平成27年6月	5	200円/1日	用意なし	説明なし
		久米川駅	6	6	平成27年6月	5	200円/1日	用意なし	説明なし
		新秋津駅	6	6	平成29年6月	7	200円/1日	用意なし	説明なし
国分寺市	シェアサイクル ダイチャリ	国分寺駅	5	5	令和2年2月	3	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明なし
		西国分寺駅	5	5	令和2年8月	5	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明なし
		恋ヶ窪駅	5	5	令和2年2月	8	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明なし
	HELLO CYCLING	国分寺駅	5	5	平成30年10月	26	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明なし
		西国分寺駅	5	5	平成30年8月	9	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明なし
		国立駅	5	5	平成30年11月	4	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明なし
恋ヶ窪駅	5	5	平成30年11月	22	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明なし		
国立市	Suicle	国立駅	4	4	平成28年2月	100	定期利用月2,850円、 一時利用最初の1時間120円以降1時間毎120円	自動加入	説明あり
	HELLO CYCLING	国立駅、谷保駅、矢川駅、市内全域	5	5	平成31年4月	244	70円/15分、12時間まで1,000円	自動加入	説明なし
福生市	たっけー☆☆サイクル(サイクルシェアリング事業・電動アシスト自転車利用)	拝島駅	1	1	平成24年2月	35	50円/15分、6時間まで500円、9時間まで1,000円、 12時間まで2,000円、24時間まで3,500円 (最初の30分は無料、その後15分毎に50円)	自動加入	説明なし
		牛浜駅	1	1	平成24年2月			自動加入	説明なし
		福生駅	1	1	平成24年2月			自動加入	説明あり
多摩市	レンタサイクル	永山駅	3	3	平成9年10月	20	200円/日	用意なし	説明なし
稲城市	HELLO CYCLING	矢野口駅、稲城長沼駅、南多摩駅、若葉台駅、京玉よみうりランド駅	5	5	平成30年9月	49	15分70円、12時間1,000円	自動加入	説明あり
羽村市	レンタサイクル	羽村駅	3	3	平成29年3月	5	3時間以内300円 3時間を超える場合500円	自動加入	説明あり
あきる野市	東京裏山ベース	武蔵五日市	5	5	平成28年4月	12	2,200円/日、3,500円/日	自動加入	説明あり
西東京市	西武柳沢駅南口レンタサイクル	西武柳沢駅	3	3	平成22年3月	10	利用時間6:30~20:00、200円/日・回	自動加入	説明なし
瑞穂町	レンタサイクル事業	箱根ヶ崎駅	3	3	平成24年4月	11	軽快車 200円/日 電動アシスト付き 400円/日	自動加入	説明なし
奥多摩町	トレックリング	奥多摩駅	5	5	平成23年4月	20	2,500円/回	自動加入	説明あり

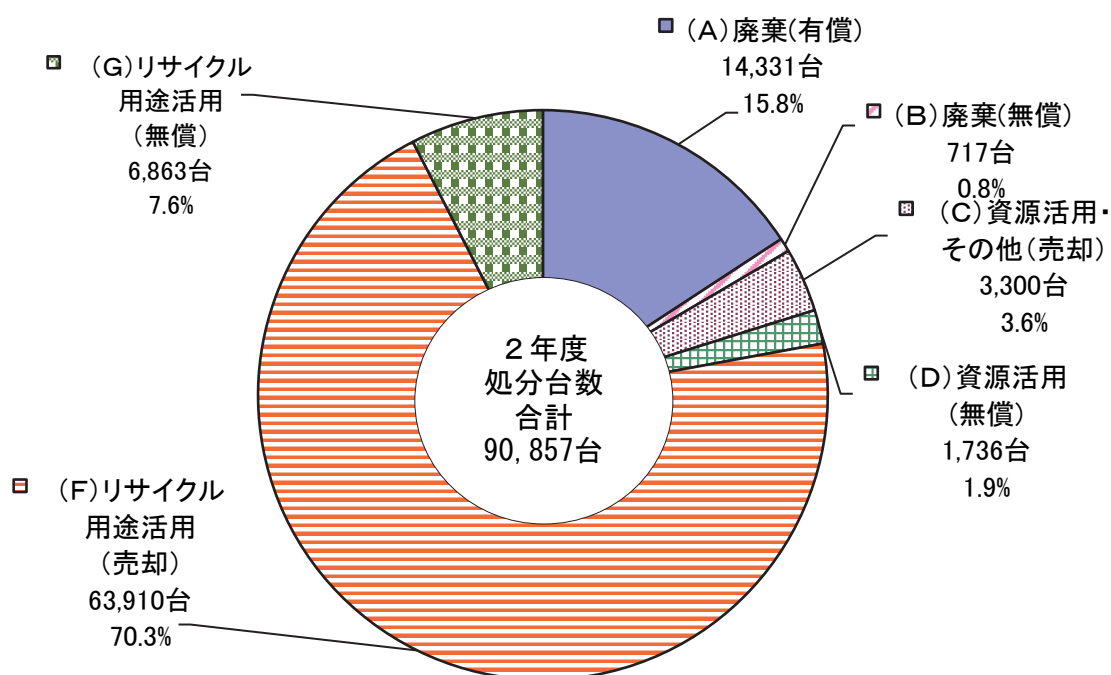
3 放置自転車等の撤去・返還・処分状況

(1) 放置自転車等の撤去・返還・処分台数の推移

・撤去台数と処分台数は、平成18年度をピークに徐々に減少している。



(2) 撤去した自転車等の処分内訳(令和2年度)



(3) 区市町村の撤去・返還・処分状況(令和2年度)

	撤去台数			返還台数			処分台数			(参考) 返還率
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	
総数	215,609	214,378	1,231	132,834	131,911	923	90,857	90,285	572	61.6%
区部計	192,712	191,867	845	120,848	120,258	590	77,676	77,232	444	62.7%
千代田区	2,540	2,524	16	1,441	1,432	9	972	972	0	56.7%
中央区	2,722	2,722	0	1,096	1,096	0	1,751	1,751	0	40.3%
港区	4,345	4,335	10	2,381	2,380	1	2,251	2,235	16	54.8%
新宿区	23,108	22,984	124	16,900	16,801	99	4,904	4,790	114	73.1%
文京区	4,190	4,190	0	3,163	3,163	0	904	904	0	75.5%
台東区	6,076	6,076	0	3,567	3,567	0	2,509	2,509	0	58.7%
墨田区	8,219	8,219	0	5,123	5,123	0	3,322	3,322	0	62.3%
江東区	7,404	7,357	47	3,865	3,838	27	3,740	3,725	15	52.2%
品川区	7,781	7,712	69	5,602	5,571	31	2,338	2,267	71	72.0%
目黒区	6,842	6,796	46	5,251	5,203	48	1,994	1,980	14	76.7%
大田区	13,265	13,183	82	8,568	8,492	76	4,883	4,877	6	64.6%
世田谷区	20,624	20,442	182	14,800	14,662	138	6,080	6,036	44	71.8%
渋谷区	6,704	6,680	24	4,569	4,560	9	2,416	2,386	30	68.2%
中野区	6,384	6,383	1	3,410	3,409	1	3,176	3,176	0	53.4%
杉並区	8,924	8,911	13	4,623	4,623	0	4,624	4,598	26	51.8%
豊島区	13,802	13,714	88	9,485	9,412	73	4,277	4,262	15	68.7%
北区	13,769	13,769	0	7,991	7,991	0	5,778	5,778	0	58.0%
荒川区	2,676	2,666	10	821	820	1	2,363	2,354	9	30.7%
板橋区	6,397	6,347	50	3,272	3,240	32	3,664	3,619	45	51.1%
練馬区	5,779	5,724	55	3,012	2,969	43	3,446	3,421	25	52.1%
足立区	4,939	4,911	28	1,830	1,828	2	3,085	3,071	14	37.1%
葛飾区	7,788	7,788	0	5,084	5,084	0	4,715	4,715	0	65.3%
江戸川区	8,434	8,434	0	4,994	4,994	0	4,484	4,484	0	59.2%
市部計	22,787	22,404	383	11,956	11,623	333	13,044	12,921	123	52.5%
八王子市	1,920	1,850	70	996	940	56	1,490	1,439	51	51.9%
立川市	1,221	1,206	15	479	465	14	742	741	1	39.2%
武蔵野市	1,873	1,860	13	1,124	1,112	12	942	942	0	60.0%
三鷹市	980	973	7	499	492	7	586	578	8	50.9%
青梅市	218	212	6	65	61	4	249	247	2	29.8%
府中市	1,678	1,678	0	794	794	0	527	527	0	47.3%
昭島市	587	581	6	249	246	3	394	393	1	42.4%
調布市	2,851	2,829	22	1,978	1,961	17	1,000	997	3	69.4%
町田市	1,547	1,428	119	1,015	895	120	676	676	0	65.6%
小金井市	1,119	1,114	5	549	546	3	539	537	2	49.1%
小平市	1,271	1,249	22	591	579	12	723	713	10	46.5%
日野市	689	671	18	241	213	28	476	468	8	35.0%
東村山市	551	547	4	180	177	3	382	382	0	32.7%
国分寺市	1,006	998	8	583	574	9	548	548	0	58.0%
国立市	482	482	0	207	207	0	319	319	0	42.9%
福生市	179	179	0	103	103	0	384	380	4	57.5%
狛江市	213	212	1	106	106	0	291	281	10	49.8%
東大和市	129	129	0	60	60	0	242	242	0	46.5%
清瀬市	314	313	1	105	104	1	236	236	0	33.4%
東久留米市	432	426	6	226	223	3	241	239	2	52.3%
武蔵村山市	151	151	0	0	0	0	151	151	0	0.0%
多摩市	859	815	44	642	604	38	232	224	8	74.7%
稲城市	144	143	1	59	59	0	114	111	3	41.0%
羽村市	647	647	0	207	207	0	524	524	0	32.0%
あきる野市	311	306	5	121	119	2	190	187	3	38.9%
西東京市	1,415	1,405	10	777	776	1	846	839	7	54.9%
町村部計	110	107	3	30	30	0	137	132	5	27.3%
瑞穂町	110	107	3	30	30	0	118	114	4	27.3%
日の出町	0	0	0	0	0	0	19	18	1	-
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-

※ 撤去台数の値と、返還台数と処分台数の合計値が一致しない理由は、「凡例 2調査方法 (3) 放置自転車等の撤去・返還・処分状況」に記載している。

(4) 処分の内訳(区市町村別)

	処分台数合計 〈A+B+C+D+E〉			〈A〉 廃棄 (有償)			〈B〉 廃棄 (無償)		
	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付	計	自 転 車	原 付
総 数	90,857	90,285	572	14,331	14,225	106	717	685	32
区部計	77,676	77,232	444	12,094	12,018	76	249	229	20
千代田区	972	972	0	942	942	0	0	0	0
中央区	1,751	1,751	0	1,287	1,287	0	0	0	0
港区	2,251	2,235	16	0	0	0	0	0	0
新宿区	4,904	4,790	114	0	0	0	0	0	0
文京区	904	904	0	0	0	0	0	0	0
台東区	2,509	2,509	0	187	187	0	0	0	0
墨田区	3,322	3,322	0	0	0	0	0	0	0
江東区	3,740	3,725	15	0	0	0	69	68	1
品川区	2,338	2,267	71	0	0	0	0	0	0
目黒区	1,994	1,980	14	0	0	0	0	0	0
大田区	4,883	4,877	6	1,204	1,198	6	0	0	0
世田谷区	6,080	6,036	44	0	0	0	0	0	0
渋谷区	2,416	2,386	30	0	0	0	180	161	19
中野区	3,176	3,176	0	0	0	0	0	0	0
杉並区	4,624	4,598	26	1,473	1,447	26	0	0	0
豊島区	4,277	4,262	15	3,177	3,162	15	0	0	0
北区	5,778	5,778	0	3,413	3,413	0	0	0	0
荒川区	2,363	2,354	9	0	0	0	0	0	0
板橋区	3,664	3,619	45	312	283	29	0	0	0
練馬区	3,446	3,421	25	0	0	0	0	0	0
足立区	3,085	3,071	14	99	99	0	0	0	0
葛飾区	4,715	4,715	0	0	0	0	0	0	0
江戸川区	4,484	4,484	0	0	0	0	0	0	0
市部計	13,044	12,921	123	2,218	2,189	29	467	455	12
八王子市	1,490	1,439	51	0	0	0	0	0	0
立川市	742	741	1	0	0	0	0	0	0
武蔵野市	942	942	0	507	507	0	0	0	0
三鷹市	586	578	8	0	0	0	0	0	0
青梅市	249	247	2	124	124	0	0	0	0
府中市	527	527	0	0	0	0	0	0	0
昭島市	394	393	1	0	0	0	6	5	1
調布市	1,000	997	3	0	0	0	223	222	1
町田市	676	676	0	0	0	0	0	0	0
小金井市	539	537	2	0	0	0	0	0	0
小平市	723	713	10	0	0	0	0	0	0
日野市	476	468	8	476	468	8	0	0	0
東村山市	382	382	0	0	0	0	0	0	0
国分寺市	548	548	0	0	0	0	0	0	0
国立市	319	319	0	0	0	0	0	0	0
福生市	384	380	4	0	0	0	0	0	0
狛江市	291	281	10	0	0	0	117	107	10
東大和市	242	242	0	0	0	0	0	0	0
清瀬市	236	236	0	95	95	0	0	0	0
東久留米市	241	239	2	0	0	0	0	0	0
武蔵村山市	151	151	0	151	151	0	0	0	0
多摩市	232	224	8	8	0	8	121	121	0
稲城市	114	111	3	114	111	3	0	0	0
羽村市	524	524	0	0	0	0	0	0	0
あきる野市	190	187	3	105	102	3	0	0	0
西東京市	846	839	7	638	631	7	0	0	0
町村部計	137	132	5	19	18	1	1	1	0
瑞穂町	118	114	4	0	0	0	1	1	0
日の出町	19	18	1	19	18	1	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	<C> 資源活用・ その他(売却)			<D> 資源活用(無償)			<E> リサイクル用途活用 <E> = (F)+(G) = (H)+(I)			リサイクル用途活用の内訳① (F) 売却		
	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付	計	自転車	原付
	総数	3,300	3,212	88	1,736	1,726	10	70,773	70,437	336	63,910	63,576
区部計	2,143	2,063	80	1,513	1,505	8	61,677	61,417	260	56,449	56,189	260
千代田区	0	0	0	0	0	0	30	30	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0	0	464	464	0	464	464	0
港区	0	0	0	0	0	0	2,251	2,235	16	1,823	1,807	16
新宿区	0	0	0	0	0	0	4,904	4,790	114	4,904	4,790	114
文京区	0	0	0	0	0	0	904	904	0	854	854	0
台東区	0	0	0	0	0	0	2,322	2,322	0	2,022	2,022	0
墨田区	0	0	0	0	0	0	3,322	3,322	0	3,138	3,138	0
江東区	0	0	0	0	0	0	3,671	3,657	14	2,751	2,737	14
品川区	2,134	2,063	71	0	0	0	204	204	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	188	180	8	1,806	1,800	6	1,806	1,800	6
大田区	0	0	0	0	0	0	3,679	3,679	0	3,500	3,500	0
世田谷区	0	0	0	0	0	0	6,080	6,036	44	5,816	5,772	44
渋谷区	0	0	0	0	0	0	2,236	2,225	11	2,236	2,225	11
中野区	0	0	0	1,325	1,325	0	1,851	1,851	0	1,721	1,721	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	3,151	3,151	0	2,465	2,465	0
豊島区	0	0	0	0	0	0	1,100	1,100	0	1,000	1,000	0
北区	0	0	0	0	0	0	2,365	2,365	0	2,365	2,365	0
荒川区	9	0	9	0	0	0	2,354	2,354	0	1,879	1,879	0
板橋区	0	0	0	0	0	0	3,352	3,336	16	3,122	3,106	16
練馬区	0	0	0	0	0	0	3,446	3,421	25	3,446	3,421	25
足立区	0	0	0	0	0	0	2,986	2,972	14	2,931	2,917	14
葛飾区	0	0	0	0	0	0	4,715	4,715	0	4,247	4,247	0
江戸川区	0	0	0	0	0	0	4,484	4,484	0	3,959	3,959	0
市部計	1,157	1,149	8	223	221	2	8,979	8,907	72	7,344	7,274	70
八王子市	0	0	0	0	0	0	1,490	1,439	51	1,490	1,439	51
立川市	0	0	0	0	0	0	742	741	1	582	581	1
武蔵野市	0	0	0	0	0	0	435	435	0	435	435	0
三鷹市	481	473	8	0	0	0	105	105	0	105	105	0
青梅市	0	0	0	0	0	0	125	123	2	125	123	2
府中市	209	209	0	0	0	0	318	318	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	0	0	0	388	388	0	388	388	0
調布市	0	0	0	0	0	0	777	775	2	771	769	2
町田市	258	258	0	0	0	0	418	418	0	418	418	0
小金井市	0	0	0	223	221	2	316	316	0	316	316	0
小平市	0	0	0	0	0	0	723	713	10	595	585	10
日野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0	0	382	382	0	382	382	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0	548	548	0	548	548	0
国立市	0	0	0	0	0	0	319	319	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0	0	384	380	4	372	368	4
狛江市	0	0	0	0	0	0	174	174	0	174	174	0
東大和市	209	209	0	0	0	0	33	33	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0	0	141	141	0	0	0	0
東久留米市	0	0	0	0	0	0	241	239	2	93	93	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	0	0	0	0	0	0	103	103	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0	0	524	524	0	524	524	0
あきる野市	0	0	0	0	0	0	85	85	0	26	26	0
西東京市	0	0	0	0	0	0	208	208	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0	0	117	113	4	117	113	4
瑞穂町	0	0	0	0	0	0	117	113	4	117	113	4
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	リサイクル用途活用の内訳①			リサイクル用途活用の内訳②							
	(G) 無償			(H) 自転車				(I) 原付			
	計	自転車	原付	計	国内向け	国外向け	不明	計	国内向け	国外向け	不明
総数	6,863	6,861	2	70,437	14,487	47,749	8,201	336	16	273	47
区部計	5,228	5,228	0	61,417	11,918	41,861	7,638	260	14	205	41
千代田区	30	30	0	30	30	0	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	464	464	0	0	0	0	0	0
港区	428	428	0	2,235	315	113	1,807	16	0	0	16
新宿区	0	0	0	4,790	0	4,790	0	114	0	114	0
文京区	50	50	0	904	0	904	0	0	0	0	0
台東区	300	300	0	2,322	300	2,022	0	0	0	0	0
墨田区	184	184	0	3,322	184	3,138	0	0	0	0	0
江東区	920	920	0	3,657	920	2,737	0	14	0	14	0
品川区	204	204	0	204	204	0	0	0	0	0	0
目黒区	0	0	0	1,800	0	1,800	0	6	0	6	0
大田区	179	179	0	3,679	3,560	119	0	0	0	0	0
世田谷区	264	264	0	6,036	44	5,992	0	44	0	44	0
渋谷区	0	0	0	2,225	0	2,225	0	11	0	11	0
中野区	130	130	0	1,851	1,851	0	0	0	0	0	0
杉並区	686	686	0	3,151	686	2,465	0	0	0	0	0
豊島区	100	100	0	1,100	1,100	0	0	0	0	0	0
北区	0	0	0	2,365	0	2,365	0	0	0	0	0
荒川区	475	475	0	2,354	475	1,879	0	0	0	0	0
板橋区	230	230	0	3,336	230	3,106	0	16	0	16	0
練馬区	0	0	0	3,421	0	0	3,421	25	0	0	25
足立区	55	55	0	2,972	562	0	2,410	14	14	0	0
葛飾区	468	468	0	4,715	468	4,247	0	0	0	0	0
江戸川区	525	525	0	4,484	525	3,959	0	0	0	0	0
市部計	1,635	1,633	2	8,907	2,545	5,799	563	72	2	64	6
八王子市	0	0	0	1,439	0	1,439	0	51	0	51	0
立川市	160	160	0	741	160	581	0	1	0	1	0
武蔵野市	0	0	0	435	0	435	0	0	0	0	0
三鷹市	0	0	0	105	105	0	0	0	0	0	0
青梅市	0	0	0	123	123	0	0	2	2	0	0
府中市	318	318	0	318	280	38	0	0	0	0	0
昭島市	0	0	0	388	388	0	0	0	0	0	0
調布市	6	6	0	775	6	769	0	2	0	2	0
町田市	0	0	0	418	418	0	0	0	0	0	0
小金井市	0	0	0	316	0	316	0	0	0	0	0
小平市	128	128	0	713	277	436	0	10	0	10	0
日野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	382	0	382	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	548	0	548	0	0	0	0	0
国立市	319	319	0	319	84	235	0	0	0	0	0
福生市	12	12	0	380	12	0	368	4	0	0	4
狛江市	0	0	0	174	34	140	0	0	0	0	0
東大和市	33	33	0	33	33	0	0	0	0	0	0
清瀬市	141	141	0	141	141	0	0	0	0	0	0
東久留米市	148	146	2	239	93	0	146	2	0	0	2
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	103	103	0	103	92	11	0	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	524	140	384	0	0	0	0	0
あきる野市	59	59	0	85	36	0	49	0	0	0	0
西東京市	208	208	0	208	123	85	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	113	24	89	0	4	0	4	0
瑞穂町	0	0	0	113	24	89	0	4	0	4	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 国内向けリサイクル用自転車の譲渡、売却先

	計	<A> 自転車商組合、 自転車販売業者	 その他の 民間事業者	<C> 社会福祉法人、 シルバー人材センター等	<D> 一般住民	<E> その他
総数	14,487	5,491	4,562	4,213	0	221
区部計	11,918	3,943	4,082	3,778	0	115
千代田区	30	30	0	0	0	0
中央区	464	464	0	0	0	0
港区	315	0	0	315	0	0
新宿区	0	0	0	0	0	0
文京区	0	0	0	0	0	0
台東区	300	0	0	300	0	0
墨田区	184	184	0	0	0	0
江東区	920	0	0	920	0	0
品川区	204	51	0	153	0	0
目黒区	0	0	0	0	0	0
大田区	3,560	418	3,082	0	0	60
世田谷区	44	0	0	44	0	0
渋谷区	0	0	0	0	0	0
中野区	1,851	1,721	0	130	0	0
杉並区	686	0	0	686	0	0
豊島区	1,100	100	1,000	0	0	0
北区	0	0	0	0	0	0
荒川区	475	0	0	475	0	0
板橋区	230	0	0	230	0	0
練馬区	0	0	0	0	0	0
足立区	562	507	0	0	0	55
葛飾区	468	468	0	0	0	0
江戸川区	525	0	0	525	0	0
市部計	2,545	1,524	480	435	0	106
八王子市	0	0	0	0	0	0
立川市	160	0	0	160	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0	0
三鷹市	105	105	0	0	0	0
青梅市	123	123	0	0	0	0
府中市	280	280	0	0	0	0
昭島市	388	97	291	0	0	0
調布市	6	0	0	6	0	0
町田市	418	229	189	0	0	0
小金井市	0	0	0	0	0	0
小平市	277	149	0	128	0	0
日野市	0	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0	0
国立市	84	0	0	0	0	84
福生市	12	0	0	0	0	12
狛江市	34	34	0	0	0	0
東大和市	33	33	0	0	0	0
清瀬市	141	0	0	141	0	0
東久留米市	93	93	0	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0
多摩市	92	92	0	0	0	0
稲城市	0	0	0	0	0	0
羽村市	140	140	0	0	0	0
あきる野市	36	26	0	0	0	10
西東京市	123	123	0	0	0	0
町村部計	24	24	0	0	0	0
瑞穂町	24	24	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0

(6) 撤去自転車等の保管場所の状況

	設置数	収容予定台数(台)	敷地面積(m ²)
総数	128	123,456	179,350
区部計	95	92,260	125,993
千代田区	3	1,653	1,526
中央区	2	1,450	3,379
港区	6	2,300	3,403
新宿区	3	5,900	5,901
文京区	2	1,086	1,119
台東区	6	5,300	8,745
墨田区	4	5,000	5,552
江東区	2	5,399	7,726
品川区	2	6,000	5,778
目黒区	3	3,635	4,900
大田区	4	3,000	5,269
世田谷区	7	5,450	11,200
渋谷区	5	2,980	3,915
中野区	4	2,390	2,590
杉並区	4	3,220	5,411
豊島区	4	2,160	3,194
北区	7	5,170	6,927
荒川区	3	2,200	2,788
板橋区	4	3,928	5,527
練馬区	4	7,700	10,812
足立区	5	5,660	6,674
葛飾区	5	4,679	6,113
江戸川区	6	6,000	7,544
市部計	32	31,096	53,277
八王子市	3	1,725	2,024
立川市	1	6,088	15,524
武蔵野市	1	1,200	3,367
三鷹市	1	700	1,486
青梅市	1	600	826
府中市	2	1,830	1,830
昭島市	1	600	993
調布市	2	2,664	2,471
町田市	1	2,100	2,567
小金井市	1	510	1,937
小平市	1	1,300	1,190
日野市	1	328	1,872
東村山市	1	1,460	1,843
国分寺市	1	1,000	3,314
国立市	1	1,045	1,150
福生市	1	336	729
狛江市	1	750	1,365
東大和市	1	500	512
清瀬市	1	1,000	918
東久留米市	1	350	416
武蔵村山市	1	200	200
多摩市	2	1,330	2,057
稲城市	1	2,000	1,820
羽村市	2	380	1,000
あきる野市			
西東京市	2	1,100	1,866
町村部計	1	100	80
瑞穂町	1	100	80
日の出町			
檜原村			
奥多摩町			

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

2 自転車等の駐車対策の推進に関する協議会等の設置等

3 放置自転車対策費

- (1) 対策費（歳出額・歳入額）の年度別推移
- (2) 地域別自転車対策費（歳出額）の年度別推移
- (3) 区市町村における対策費の概況
- (4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳
- (5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

4 区市町村における条例制定等

- (1) 制定状況一覧
- (2) 条例の主な制定内容

5 放置禁止区域等の指定状況

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

第2 区市町村の担当組織・取組

1 担当組織

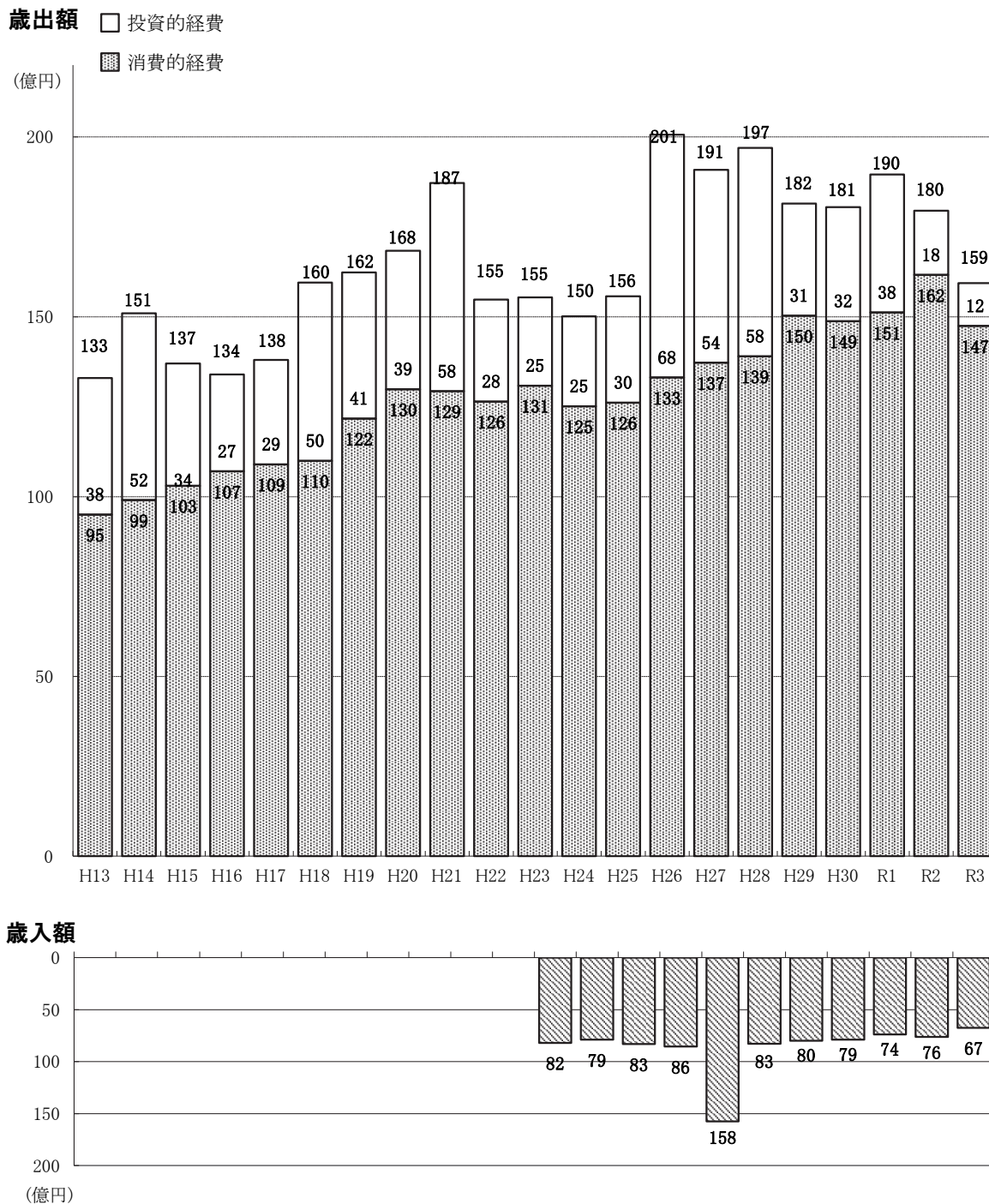
区市町村	組 織 名	電 話 番 号
千代田区	環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 交通対策・監察係	03-3264-2111(代) 内2767 03-5211-4345(直)
中央区	環境土木部 環境政策課 交通対策係	03-3543-0211(代) 内5443 03-3546-5667(直)
港区	赤坂地区総合支所 まちづくり課 まちづくり係	03-3578-2111(代) 内3834 03-5413-7038(直)
新宿区	みどり土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3209-1111(代) 内4672 03-5273-4144(直)
文京区	土木部 管理課 交通安全係	03-3812-7111(代) 内3009 03-5803-1244(直)
台東区	都市づくり部 交通対策課 自転車対策担当	03-5246-1111(代) 内3442 03-5246-1305(直)
墨田区	都市整備部 土木管理課 交通安全担当	03-5608-1111(代) 内5035 03-5608-6203(直)
江東区	土木部 交通対策課 自転車対策係	03-3647-9111(代) 内6495 03-3647-4789(直)
品川区	防災まちづくり部 土木管理課 自転車対策係	03-3777-1111(代) 内5430 03-5742-6786(直)
目黒区	都市整備部 土木管理課 自転車撤去担当	03-3715-1111(代) 内3133 03-5722-9569(直)
大田区	都市基盤整備部 都市基盤管理課 交通安全・自転車総合計画担当	03-5744-1111(代) 内3155 03-5744-1315(直)
世田谷区	土木部 交通安全自転車課 交通安全自転車担当	03-5432-1111(代) 内60-538 03-6432-7968(直)
渋谷区	土木部 交通政策課 交通政策係	03-3463-1211(代) 内7474 03-3463-1854(直)
中野区	都市基盤部 交通政策課 自転車対策係	03-3389-1111(代) 内5723 03-3228-5561(直)
杉並区	都市整備部 土木管理課 自転車対策係	03-3312-2111(代) 内3456 03-5307-0735(直)
豊島区	都市整備部 土木管理課	03-3981-1111(代) 内2689 03-3981-2169(直)
北区	土木部 施設管理課 自転車対策係	03-3908-1111(代) 内2986 03-3908-9218(直)
荒川区	防災都市づくり部 土木管理課 自転車対策係	03-3802-3111(代) 内2716 03-3802-4420(直)
板橋区	土木部 土木計画・交通安全課 交通安全係	03-3964-1111(代) 内2513 03-3579-2513(直)
練馬区	土木部 交通安全課 自転車対策係・交通施設係	03-3993-1111(代) 内8319・8312 03-5984-1993・1996(直)
足立区	都市建設部 交通対策課 自転車係	03-3880-5111(代) 内2283 03-3880-5914(直)
葛飾区	都市整備部 交通政策課 交通安全対策係	03-3695-1111(代) 内3508 03-5654-8386(直)
江戸川区	土木部 施設管理課 駐輪対策係	03-3652-1151(代) 内2672 03-5662-1997(直)

区市町村	組 織 名	電 話 番 号
八 王 子 市	道路交通部 交通事業課 自転車対策担当	042-626-3111(代) 内3480 042-620-7427(直)
立 川 市	まちづくり部 交通対策課 自転車対策係	042-523-2111(代) 内2285 042-528-4360(直)
武 蔵 野 市	都市整備部 交通企画課 自転車対策係	0422-51-5131(代) 内2735 0422-60-1860(直)
三 鷹 市	都市整備部 都市交通課 交通安全係	0422-45-1151(代) 内2885 0422-29-9709(直)
青 梅 市	都市整備部 管理課 交通担当	0428-22-1111(代) 内2579
府 中 市	生活環境部 地域安全対策課	042-336-4111(代) 内2445 042-335-4069(直)
昭 島 市	都市整備部 交通対策課 交通安全係	042-544-5111(代) 内2508
調 布 市	都市整備部 交通対策課 自転車対策係	042-481-7111(代) 内7420 042-481-7420～2(直)
町 田 市	道路部 道路管理課 適正利用推進係	042-722-3111(代) 内3841 042-724-3257(直)
小 金 井 市	都市整備部 交通対策課 交通対策係	042-383-1111(代) 内3425 042-387-9850(直)
小 平 市	都市開発部 交通対策課 自転車対策担当	042-341-1211(代) 内2623 042-346-9549(直)
日 野 市	まちづくり部 道路課 管理係	042-585-1111(代) 内3322 042-514-8421(直)
東 村 山 市	まちづくり部 交通課 交通事業係	042-393-5111(代) 内2733
国 分 寺 市	建設環境部 交通対策課	042-325-0111(代) 内363
国 立 市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-576-2111(代) 内355
福 生 市	都市建設部 道路下水道課 管理・交通安全対策グループ	042-551-1511(代) 内2838 042-551-1969(直)
狛 江 市	都市建設部 道路交通課 交通対策係	03-3430-1111(代) 内2521 03-3430-1314(直)
東 大 和 市	都市建設部 土木課 交通安全対策係	042-563-2111(代) 内1213
清 瀬 市	都市整備部 道路交通課 交通安全係	042-492-5111(代) 内3225 042-497-2096(直)
東 久 留 米 市	都市建設部 管理課 管理調整担当	042-470-7777(代) 内2740・2741 042-470-7764(直)
武 蔵 村 山 市	都市整備部 道路下水道課 維持補修係	042-565-1111(代) 内264
多 摩 市	都市整備部 道路交通課 交通係	042-375-8111(代) 内2752 042-338-6826(直)
稲 城 市	都市建設部 管理課 交通対策係	042-378-2111(代) 内313
羽 村 市	市民生活部 防災安全課 防犯・交通安全係	042-555-1111(代) 内215・216
あ き る 野 市	総務部 地域防災課 交通防犯係	042-558-1111(代) 内2345
西 東 京 市	まちづくり部 交通課 駐輪駐車対策係	042-464-1311(代) 内22453～22455 042-438-4057(直)
瑞 穂 町	住民部 地域課 安全係	042-557-0501(代) 内2130 042-557-7610(直)
日 の 出 町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511(代) 内332 042-588-5067(直)
檜 原 村	総務課 総務係	042-598-1011(代) 内216
奥 多 摩 町	総務課 交通防災係	0428-83-2111(代) 内204 0428-83-2349(直)

区市町村	名称	協議会等														総合計画等				
		発足 (策定) 年月	令和2 年度 開催 回数	構成員						協議対象事項					根拠		総合 計画 の策定	根拠		
				区市町村	国・都 道管 理者	警 察 署	鉄 道 事 業 者	商 店 会	自 転 車 等 利 用 者	そ の 他	放 置 禁 止 区 域 の 設 定	自 転 車 駐 車 場 の 整 備	放 置 自 転 車 等 の 撤 去 ・ 処 分	広 報 ・ 啓 発 活 動	そ の 他	自 転 車 法 に 基 づく 条 例		知 事 あ て 通 達 に よ る も の	そ の 他	自 転 車 法 に 基 づく も の
葛飾区	金町駅周辺放置自転車及び路上駐車対策等連絡協議会	S57.4	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○			
	堀切菖蒲園駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.9	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			
	新小岩駅周辺放置自転車及び路上駐車対策連絡協議会	S57.10	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			
	青砥駅周辺自転車対策連絡協議会	S57.12	0	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○			
	お花茶屋駅周辺交通対策連絡協議会	S59.5	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			
	クリーン亀有連絡協議会	S60.1	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			
	高砂駅周辺自転車対策連絡協議会	H1.2	0	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○			
立川市	立川市自転車施策推進協議会	R2.10	3		○	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○	○	○
武蔵野市	武蔵野市自転車等駐車対策協議会	H7.6	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		
府中市	府中市自転車対策審議会	S58.6	0	○						○	○					○				
調布市	調布市自転車等駐車対策協議会	H12.8	2	○	○	○	○	○		○	○	○		○	○		○	○		
小金井市	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	S58.10	1		○	○	○	○		○			○	○	○		○			
国分寺市	国分寺市交通安全対策協議会	S41	3	○		○	○	○		○	○	○	○	○			○			
国立市	国立市自転車対策審議会	H28.6	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
狛江市	狛江市自転車等駐車対策協議会	H9.10	1	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○					
東大和市	東大和市自転車等駐車対策協議会	H7.10	1		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○		
東久留米市	東久留米市自転車等放置防止審議会	S63.4	4	○		○	○		○	○	○	○			○					○
西東京市	西東京市自転車等駐車対策協議会	H13.4	0		○	○	○	○		○	○	○	○		○					

3 放置自転車対策費

(1) 対策費(歳出額・歳入額)の年度別推移



(注) ・令和2年度までは決算額、令和3年度は予算額

- ・歳入額は、平成24年度から調査を実施
- ・投資的経費は、自転車等駐車場の建設、増・改築に要する経費
- ・消費的経費は、放置自転車等の整理・撤去・返還、自転車等駐車場の維持管理、普及啓発等に要する経費

(2) 地域別自転車対策費(歳出額)の年度別推移

(単位：千円)

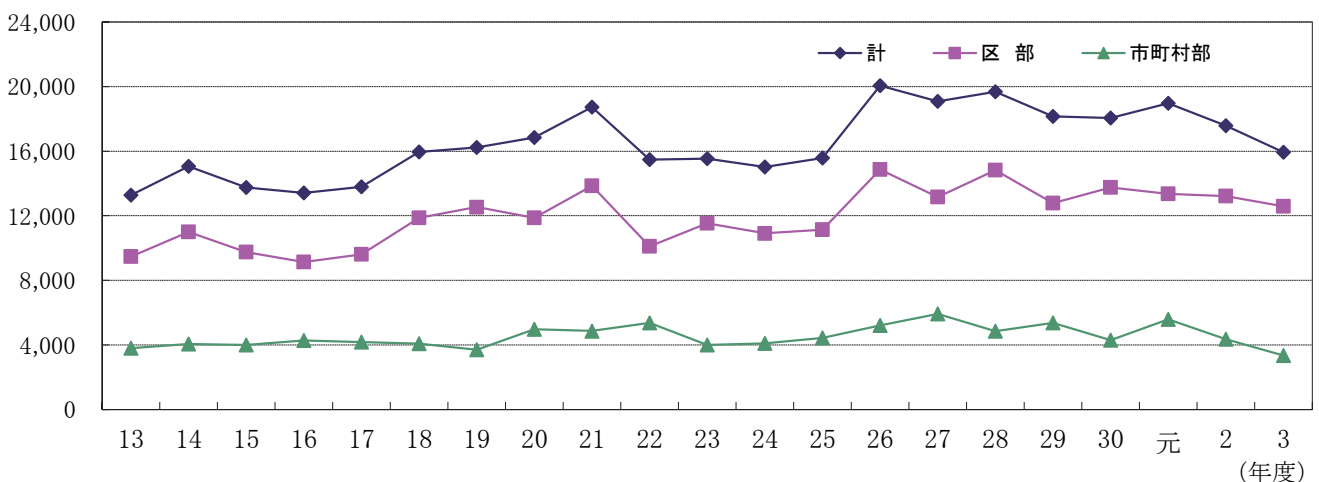
種 別	地域	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
自転車対策費 計	計	15,953,940	16,236,407	16,838,333	18,722,564	15,478,806	15,543,267	15,014,053	15,573,826
	区 部	11,878,701	12,534,821	11,865,243	13,856,280	10,107,031	11,538,499	10,910,595	11,132,407
	市 部	4,058,518	3,684,772	4,956,094	4,849,506	5,353,804	3,983,580	4,087,762	4,425,702
	町村部	16,721	16,814	16,996	16,778	17,971	21,188	15,696	15,717
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	4,959,717	4,065,454	3,851,350	5,791,997	2,836,397	2,456,946	2,501,242	2,960,407
	区 部	4,158,968	3,881,922	2,531,465	4,510,922	1,265,392	2,110,805	1,929,265	2,041,860
	市 部	800,749	183,532	1,319,885	1,281,075	1,571,005	344,141	571,977	918,547
	町村部	0	0	0	0	0	2,000	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費・ 広報費等	計	10,994,223	12,170,953	12,986,983	12,930,567	12,642,409	13,086,321	12,512,811	12,613,419
	区 部	7,719,733	8,652,899	9,333,778	9,345,358	8,841,639	9,427,694	8,981,330	9,090,547
	市 部	3,257,769	3,501,240	3,636,209	3,568,431	3,782,799	3,639,439	3,515,785	3,507,155
	町村部	16,721	16,814	16,996	16,778	17,971	19,188	15,696	15,717

種 別	地域	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
自転車対策費 計	計	20,065,505	19,085,266	19,680,769	18,151,909	18,050,512	18,961,662	17,580,740	15,938,762
	区 部	14,854,674	13,151,849	14,827,239	12,775,050	13,752,811	13,363,585	13,219,709	12,592,332
	市 部	5,206,840	5,915,260	4,838,566	5,361,839	4,282,551	5,581,495	4,337,758	3,320,893
	町村部	3,991	18,157	14,964	15,020	15,150	16,582	23,273	25,537
(投資的経費) 自転車等駐車場 整備費	計	6,756,523	5,361,957	5,761,003	3,121,259	3,173,611	3,843,218	1,912,813	1,195,500
	区 部	5,207,835	3,121,054	4,414,666	1,899,346	2,589,071	2,042,586	1,230,786	960,837
	市 部	1,548,688	2,237,987	1,346,337	1,221,913	584,540	1,800,632	682,027	234,663
	町村部	0	2,916	0	0	0	0	0	0
(消費的経費) 自転車等駐車場 管理費・撤去費・ 広報費等	計	13,308,982	13,723,309	13,919,766	15,030,650	14,876,901	15,118,444	15,667,927	14,743,262
	区 部	9,646,839	10,030,795	10,412,573	10,875,704	11,163,740	11,320,999	11,988,923	11,631,495
	市 部	3,658,152	3,677,273	3,492,229	4,139,926	3,698,011	3,780,863	3,655,731	3,086,230
	町村部	3,991	15,241	14,964	15,020	15,150	16,582	23,273	25,537

(注) 令和2年度までは決算額、令和3年度は予算額

【自転車対策費の年度別推移】

(百万円)



(3) 区市町村における対策費の概況

(単位:千円)

区市町村	令和3年度予算				令和2年度決算			
	計	歳出額		歳入額	計	歳出額		歳入額
		投資的経費	消費的経費			投資的経費	消費的経費	
総計	15,938,762	1,195,500	14,743,262	6,748,384	17,580,740	1,912,813	15,667,927	6,720,542
区部計	12,592,332	960,837	11,631,495	5,360,676	13,219,709	1,230,786	11,988,923	5,437,921
千代田区	150,265	0	150,265	56,802	102,998	9,362	93,636	56,841
中央区	243,013	0	243,013	55,449	233,329	3,300	230,029	55,338
港区	372,472	0	372,472	6,490	495,655	11,550	484,105	4,957
新宿区	507,902	800	507,102	99,006	536,798	1,328	535,470	134,573
文京区	184,768	0	184,768	96,641	181,483	19,997	161,486	77,885
台東区	368,767	0	368,767	164,452	367,459	7,634	359,825	139,612
墨田区	399,580	0	399,580	263,775	374,161	0	374,161	196,198
江東区	233,118	11,145	221,973	21,815	255,047	10,655	244,392	25,736
品川区	441,363	4,800	436,563	306,303	469,757	49,440	420,317	242,681
目黒区	155,067	9,588	145,479	48,348	123,823	0	123,823	34,804
大田区	1,549,994	59,927	1,490,067	775,208	1,448,831	35,503	1,413,328	623,300
世田谷区	423,068	3,000	420,068	98,488	464,333	30,117	434,216	86,507
渋谷区	78,571	0	78,571	59,717	77,817	0	77,817	51,331
中野区	479,017	2,134	476,883	219,264	485,450	1,321	484,129	168,006
杉並区	1,167,923	66,236	1,101,687	574,776	1,006,442	1,453	1,004,989	534,706
豊島区	648,128	0	648,128	405,256	646,427	0	646,427	302,293
北区	336,121	46,123	289,998	145,690	321,780	63,368	258,412	140,471
荒川区	164,572	0	164,572	30,522	139,364	0	139,364	21,624
板橋区	1,102,169	140,631	961,538	453,342	1,034,862	70,978	963,884	435,262
練馬区	1,565,744	279,427	1,286,317	122,678	1,869,245	651,126	1,218,119	55,035
足立区	913,848	165,385	748,463	455,754	837,168	130,216	706,952	365,912
葛飾区	378,674	62,546	316,128	661,646	489,063	63,305	425,758	529,507
江戸川区	728,188	109,095	619,093	239,254	1,258,417	70,133	1,188,284	1,155,342
市部計	3,320,893	234,663	3,086,230	1,387,641	4,337,758	682,027	3,655,731	1,282,567
八王子市	148,574	0	148,574	16,810	153,499	2,365	151,134	10,800
立川市	520,879	81,821	439,058	252,476	408,525	0	408,525	197,321
武蔵野市	405,555	0	405,555	5,419	423,449	0	423,449	3,788
三鷹市	277,386	6,488	270,898	2,125	284,632	40,932	243,700	2,048
青梅市	71,124	0	71,124	64,345	67,966	0	67,966	47,837
府中市	156,980	0	156,980	61,291	157,991	5,786	152,205	57,225
昭島市	160,775	7,974	152,801	96,380	195,173	31,900	163,273	97,763
調布市	90,914	86,592	4,322	245,095	465,180	32,893	432,287	188,267
町田市	60,021	3,218	56,803	7,980	56,860	5,685	51,175	3,089
小金井市	152,620	0	152,620	55,158	155,875	0	155,875	56,448
小平市	283,337	5,000	278,337	151,270	335,416	45,033	290,383	136,866
日野市	28,715	0	28,715	1,810	27,167	0	27,167	657
東村山市	76,389	0	76,389	772	239,947	0	239,947	133,923
国分寺市	240,940	0	240,940	224,439	257,775	0	257,775	172,954
国立市	107,669	0	107,669	109,264	115,865	0	115,865	100,614
福生市	34,417	0	34,417	220	39,617	0	39,617	266
狛江市	17,973	0	17,973	576	17,972	0	17,972	486
東大和市	23,138	0	23,138	2,953	23,686	0	23,686	2,845
清瀬市	34,863	0	34,863	8,700	36,855	0	36,855	11,391
東久留米市	130,235	12,000	118,235	57,489	573,942	485,863	88,079	49,345
武蔵村山市	24,848	0	24,848	0	15,371	0	15,371	0
多摩市	75,587	31,570	44,017	3,020	89,617	31,570	58,047	1,283
稲城市	2,270	0	2,270	1,196	2,372	0	2,372	893
羽村市	19,993	0	19,993	1,108	20,474	0	20,474	911
あきる野市	12,898	0	12,898	573	12,383	0	12,383	577
西東京市	162,793	0	162,793	17,172	160,149	0	160,149	4,970
町村部計	25,537	0	25,537	67	23,273	0	23,273	54
瑞穂町	22,733	0	22,733	67	20,543	0	20,543	54
日の出町	2,768	0	2,768	0	2,694	0	2,694	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	36	0	36	0	36	0	36	0

(4) 放置自転車等対策に係る歳入額の内訳

(単位:千円)

区市町村	令和3年度予算					令和2年度決算				
	計	撤去 自転車等の 返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入	計	撤去 自転車等の 返還手数料	売却による 収入	公営の 自転車等 駐車場の 利用料	その他 の収入
総計	6,748,384	625,184	134,844	5,654,839	333,517	6,720,542	598,581	133,385	5,751,892	236,684
区部計	5,360,676	572,423	123,698	4,380,845	283,710	5,437,921	437,689	122,676	4,661,231	216,325
千代田区	56,802	4,640	0	52,162	0	56,841	4,680	0	52,161	0
中央区	55,449	3,198	229	51,053	969	55,338	3,138	232	51,614	354
港区	6,490	6,215	275	0	0	4,957	4,655	302	0	0
新宿区	99,006	35,845	13,103	49,973	85	134,573	50,438	12,090	71,960	85
文京区	96,641	16,680	413	77,565	1,983	77,885	12,452	1,170	62,353	1,910
台東区	164,452	23,010	2,859	138,583	0	139,612	17,415	4,631	117,566	0
墨田区	263,775	31,970	7,944	223,811	50	196,198	25,195	5,729	164,224	1,050
江東区	21,815	18,125	3,690	0	0	25,736	15,143	4,480	0	6,113
品川区	306,303	27,360	6,810	272,133	0	242,681	16,645	4,577	216,444	5,015
目黒区	48,348	28,362	7,642	10,726	1,618	34,804	15,646	4,309	9,813	5,036
大田区	775,208	41,400	5,122	726,825	1,861	623,300	25,185	6,469	591,646	0
世田谷区	98,488	58,029	10,174	21,028	9,257	86,507	44,785	12,969	21,451	7,302
渋谷区	59,717	14,120	2,775	0	42,822	51,331	9,147	3,052	0	39,132
中野区	219,264	23,328	4,293	191,643	0	168,006	16,485	4,506	147,015	0
杉並区	574,776	20,950	3,498	550,191	137	534,706	22,160	5,013	506,001	1,532
豊島区	405,256	63,000	2,100	283,133	57,023	302,293	46,754	1,798	205,506	48,235
北区	145,690	42,500	3,300	94,890	5,000	140,471	42,990	3,949	88,532	5,000
荒川区	30,522	7,575	4,654	13,860	4,433	21,624	3,787	3,262	12,688	1,887
板橋区	453,342	26,581	13,588	406,265	6,908	435,262	15,002	9,434	403,863	6,963
練馬区	122,678	22,150	9,527	86,582	4,419	55,035	11,621	8,124	30,823	4,467
足立区	455,754	8,115	8,044	437,500	2,095	365,912	5,104	10,893	347,816	2,099
葛飾区	661,646	28,458	7,882	624,854	452	529,507	14,874	6,664	507,517	452
江戸川区	239,254	20,812	5,776	68,068	144,598	1,155,342	14,388	9,023	1,052,238	79,693
市部計	1,387,641	52,721	11,119	1,273,994	49,807	1,282,567	160,869	10,678	1,090,661	20,359
八王子市	16,810	8,004	3,485	0	5,321	10,800	2,990	2,409	0	5,401
立川市	252,476	2,305	607	235,274	14,290	197,321	940	491	190,707	5,183
武蔵野市	5,419	4,776	634	0	9	3,788	3,273	506	0	9
三鷹市	2,125	1,631	494	0	0	2,048	1,185	863	0	0
青梅市	64,345	51	51	63,849	394	47,837	44	63	47,302	428
府中市	61,291	2,111	696	58,484	0	57,225	1,459	620	55,146	0
昭島市	96,380	760	540	95,080	0	97,763	424	397	96,942	0
調布市	245,095	12,075	2,080	230,938	2	188,267	4,833	1,241	182,191	2
町田市	7,980	7,370	610	0	0	3,089	2,684	405	0	0
小金井市	55,158	1,798	154	53,201	5	56,448	1,314	483	54,646	5
小平市	151,270	1,434	266	141,170	8,400	136,866	134,935	801	1,130	0
日野市	1,810	1,810	0	0	0	657	657	0	0	0
東村山市	772	229	298	0	245	133,923	164	401	133,069	289
国分寺市	224,439	1,729	519	220,440	1,751	172,954	1,131	1,057	169,434	1,332
国立市	109,264	456	0	108,700	108	100,614	454	0	100,047	113
福生市	220	180	40	0	0	266	172	94	0	0
狛江市	576	455	121	0	0	486	300	186	0	0
大和市	2,953	219	2	0	2,732	2,845	112	1	0	2,732
清瀬市	8,700	280	0	8,420	0	11,391	182	0	11,209	0
東久留米市	57,489	571	100	56,818	0	49,345	414	93	48,838	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
多摩市	3,020	1,400	0	1,620	0	1,283	1,283	0	0	0
稲城市	1,196	450	0	0	746	893	147	0	0	746
羽村市	1,108	701	407	0	0	911	363	548	0	0
あきる野市	573	0	15	0	558	577	0	19	0	558
西東京市	17,172	1,926	0	0	15,246	4,970	1,409	0	0	3,561
町村部計	67	40	27	0	0	54	23	31	0	0
瑞穂町	67	40	27	0	0	54	23	31	0	0
日の出町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(5) 放置自転車等対策に係る歳出額の内訳

ア 令和3年度予算

(単位:千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	1,195,500	1,020,958	98,877	74,755	910
区部計	960,837	826,084	98,877	34,966	910
千代田区	0	0	0	0	0
中央区	0	0	0	0	0
港区	0	0	0	0	0
新宿区	800	0	0	0	800
文京区	0	0	0	0	0
台東区	0	0	0	0	0
墨田区	0	0	0	0	0
江東区	11,145	6,145	0	5,000	0
品川区	4,800	4,800	0	0	0
目黒区	9,588	0	9,588	0	0
大田区	59,927	16,298	43,629	0	0
世田谷区	3,000	0	0	3,000	0
渋谷区	0	0	0	0	0
中野区	2,134	1,674	460	0	0
杉並区	66,236	62,236	0	4,000	0
豊島区	0	0	0	0	0
北区	46,123	44,253	0	1,870	0
荒川区	0	0	0	0	0
板橋区	140,631	140,521	0	0	110
練馬区	279,427	279,427	0	0	0
足立区	165,385	161,635	0	3,750	0
葛飾区	62,546	0	45,200	17,346	0
江戸川区	109,095	109,095	0	0	0
市部計	234,663	194,874	0	39,789	0
八王子市	0	0	0	0	0
立川市	81,821	81,821	0	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0
三鷹市	6,488	6,488	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	0	0	0	0	0
昭島市	7,974	7,974	0	0	0
調布市	86,592	86,591	0	1	0
町田市	3,218	0	0	3,218	0
小金井市	0	0	0	0	0
小平市	5,000	0	0	5,000	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	0	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	12,000	12,000	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	31,570	0	0	31,570	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

(単位:千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	14,743,262	8,749,101	2,755,151	2,023,261	40,721	1,049,308	10,205	115,515
区部計	11,631,495	6,641,059	2,213,109	1,794,733	33,708	908,216	7,822	32,848
千代田区	150,265	81,120	41,237	23,893	1,445	2,086	0	484
中央区	243,013	204,630	31,506	3,253	2,332	1,292	0	0
港区	372,472	208,705	138,668	19,839	198	5,024	20	18
新宿区	507,102	89,009	109,675	72,982	0	229,135	5,353	948
文京区	184,768	109,155	62,142	10,815	55	171	0	2,430
台東区	368,767	198,440	121,510	42,435	3,749	2,613	0	20
墨田区	399,580	(※1) 316,719	7,740	(※2) 74,136	640	345	0	0
江東区	221,973	38,876	89,908	74,248	172	10,953	0	7,816
品川区	436,563	295,942	651	111,171	56	28,743	0	0
目黒区	145,479	36,979	53,716	32,920	0	19,461	0	2,403
大田区	1,490,067	970,132	159,933	102,513	4,162	240,596	516	12,215
世田谷区	420,068	100,178	123,431	143,995	1,968	50,496	0	0
渋谷区	78,571	0	77,954	617	0	0	0	0
中野区	476,883	316,515	98,904	49,884	4,293	1,302	0	5,985
杉並区	1,101,687	873,662	87,573	116,665	1,089	20,804	1,419	475
豊島区	648,128	440,781	107,331	95,156	4,860	0	0	0
北区	289,998	29,432	174,538	80,854	4,180	994	0	0
荒川区	164,572	53,531	13,284	31,169	0	66,588	0	0
板橋区	961,538	661,957	0	(※3) 163,332	247	136,002	0	0
練馬区	1,286,317	918,468	245,543	32,100	709	89,443	0	54
足立区	748,463	386,857	930	354,655	3,553	1,954	514	0
葛飾区	316,128	66,532	91,281	158,101	0	214	0	0
江戸川区	619,093	243,439	375,654	0	0	0	0	0
市部計	3,086,230	2,082,603	541,980	228,528	6,977	141,092	2,383	82,667
八王子市	148,574	75,176	53,385	15,550	0	1,618	0	2,845
立川市	439,058	413,590	5,444	18,110	1	1,913	0	0
武蔵野市	405,555	203,890	180,083	3,424	495	1,514	0	16,149
三鷹市	270,898	194,002	137	69,976	0	0	2,000	4,783
青梅市	71,124	66,217	3,684	1,109	108	0	0	6
府中市	156,980	75,114	57,034	14,587	4,585	0	0	5,660
昭島市	152,801	141,132	6,438	4,922	16	293	0	0
調布市	4,322	(※4) 4,322	0	0	0	0	0	0
町田市	56,803	0	54,598	392	0	1,813	0	0
小金井市	152,620	121,784	10,149	17,179	0	3,488	0	20
小平市	278,337	224,292	10,673	8,660	0	22,637	383	11,692
日野市	28,715	10,226	3,287	7,112	0	8,090	0	0
東村山市	76,389	30,815	1,244	7,391	0	36,164	0	775
国分寺市	240,940	218,822	5,949	5,744	0	10,404	0	21
国立市	107,669	87,874	14,913	4,882	0	0	0	0
福生市	34,417	20,274	9,455	4,688	0	0	0	0
狛江市	17,973	1,799	3,286	4,387	0	8,193	0	308
東大和市	23,138	7,260	1,747	1,059	0	13,072	0	0
清瀬市	34,863	20,523	930	4,199	75	8,760	0	376
東久留米市	118,235	54,551	9,453	8,100	0	10,136	0	35,995
武蔵村山市	24,848	24,242	0	0	606	0	0	0
多摩市	44,017	2,803	25,196	2,502	243	12,368	0	905
稲城市	2,270	746	251	1,105	168	0	0	0
羽村市	19,993	18,977	154	862	0	0	0	0
あきる野市	12,898	12,466	77	0	355	0	0	0
西東京市	162,793	51,706	84,413	22,588	325	629	0	3,132
町村部計	25,537	25,439	62	0	36	0	0	0
瑞穂町	22,733	22,671	62	0	0	0	0	0
日の出町	2,768	2,732	0	0	36	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	36	36	0	0	0	0	0	0

(※1) ②③を含む。(※2) ⑤を含む。(※3) ②を含む。(※4) ②③④⑤を含む。

イ 令和2年度決算

(単位：千円)

区市町村	投資的経費				
	計	①公営の自転車等駐車場(②の保管所を除く。)の建設、増・改築に要する経費	②撤去した放置自転車等の公営保管所の建設、増・改築に要する経費	③民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	④その他
総計	1,912,813	1,816,036	13,156	55,581	28,040
区部計	1,230,786	1,177,634	10,791	14,321	28,040
千代田区	9,362	9,362	0	0	0
中央区	3,300	3,300	0	0	0
港区	11,550	11,550	0	0	0
新宿区	1,328	0	0	0	1,328
文京区	19,997	19,997	0	0	0
台東区	7,634	0	0	0	7,634
墨田区	0	0	0	0	0
江東区	10,655	10,655	0	0	0
品川区	49,440	49,440	0	0	0
目黒区	0	0	0	0	0
大田区	35,503	25,023	7,480	3,000	0
世田谷区	30,117	10,423	616	0	19,078
渋谷区	0	0	0	0	0
中野区	1,321	1,013	308	0	0
杉並区	1,453	700	0	753	0
豊島区	0	0	0	0	0
北区	63,368	63,368	0	0	0
荒川区	0	0	0	0	0
板橋区	70,978	70,978	0	0	0
練馬区	651,126	651,126	0	0	0
足立区	130,216	130,216	0	0	0
葛飾区	63,305	50,350	2,387	10,568	0
江戸川区	70,133	70,133	0	0	0
市部計	682,027	638,402	2,365	41,260	0
八王子市	2,365	0	2,365	0	0
立川市	0	0	0	0	0
武蔵野市	0	0	0	0	0
三鷹市	40,932	40,932	0	0	0
青梅市	0	0	0	0	0
府中市	5,786	5,786	0	0	0
昭島市	31,900	31,900	0	0	0
調布市	32,893	32,528	0	365	0
町田市	5,685	0	0	5,685	0
小金井市	0	0	0	0	0
小平市	45,033	41,393	0	3,640	0
日野市	0	0	0	0	0
東村山市	0	0	0	0	0
国分寺市	0	0	0	0	0
国立市	0	0	0	0	0
福生市	0	0	0	0	0
狛江市	0	0	0	0	0
東大和市	0	0	0	0	0
清瀬市	0	0	0	0	0
東久留米市	485,863	485,863	0	0	0
武蔵村山市	0	0	0	0	0
多摩市	31,570	0	0	31,570	0
稲城市	0	0	0	0	0
羽村市	0	0	0	0	0
あきる野市	0	0	0	0	0
西東京市	0	0	0	0	0
町村部計	0	0	0	0	0
瑞穂町	0	0	0	0	0
日の出町	0	0	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0
奥多摩町	0	0	0	0	0

(単位：千円)

区市町村	消費的経費							
	計	①公営の自転車等駐車場(③の保管所を除く。)の維持管理経費	②放置自転車等の撤去、移送及び所有者への連絡に要する経費	③放置自転車等の保管所の維持管理経費	④放置自転車等の処分・リサイクルに要する経費	⑤放置防止のための広報・啓発に要する経費	⑥民間の自転車等駐車場の①に準じる経費に対する補助金	⑦その他
総計	15,667,927	9,911,547	2,526,459	2,036,423	27,688	1,062,814	6,908	96,088
区部計	11,988,923	7,248,068	1,970,138	1,808,041	22,985	909,958	6,227	23,506
千代田区	93,636	44,615	32,228	13,903	1,132	1,379	0	379
中央区	230,029	188,516	33,199	5,536	2,048	730	0	0
港区	484,105	244,234	201,242	28,120	132	10,357	20	0
新宿区	535,470	127,745	109,550	72,789	0	220,487	3,600	1,299
文京区	161,486	90,496	60,488	10,296	44	162	0	0
台東区	359,825	206,189	108,112	40,923	2,415	2,186	0	0
墨田区	374,161	(※1) 293,345	7,760	(※2) 69,001	0	4,055	0	0
江東区	244,392	74,790	79,237	73,625	0	10,385	0	6,355
品川区	420,317	285,060	189	111,193	0	23,875	0	0
目黒区	123,823	34,837	41,702	30,694	0	15,147	0	1,443
大田区	1,413,328	904,371	153,211	105,026	2,790	239,645	0	8,285
世田谷区	434,216	99,615	118,427	166,651	1,968	47,555	0	0
渋谷区	77,817	0	77,228	589	0	0	0	0
中野区	484,129	322,853	100,079	49,318	4,506	1,674	0	5,699
杉並区	1,004,989	797,829	67,899	115,020	953	21,141	2,145	2
豊島区	646,427	440,646	108,886	93,180	3,715	0	0	0
北区	258,412	16,413	162,531	78,099	886	483	0	0
荒川区	139,364	47,759	10,546	32,296	0	48,763	0	0
板橋区	963,884	665,080	0	(※3) 162,661	220	135,923	0	0
練馬区	1,218,119	815,369	241,815	36,469	157	124,265	0	44
足立区	706,952	349,992	884	352,107	2,019	1,488	462	0
葛飾区	425,758	173,114	91,841	160,545	0	258	0	0
江戸川区	1,188,284	1,025,200	163,084	0	0	0	0	0
市部計	3,655,731	2,640,285	556,256	228,382	4,689	152,856	681	72,582
八王子市	151,134	74,486	53,730	17,923	0	3,224	0	1,771
立川市	408,525	386,892	1,963	18,007	0	1,663	0	0
武蔵野市	423,449	187,721	199,508	5,270	166	1,506	0	29,278
三鷹市	243,700	170,089	53	69,010	0	0	322	4,226
青梅市	67,966	63,179	3,609	1,109	54	0	0	15
府中市	152,205	77,223	52,498	13,852	3,625	0	0	5,007
昭島市	163,273	151,858	6,257	4,820	0	338	0	0
調布市	432,287	(※4) 432,287	0	0	0	0	0	0
町田市	51,175	0	48,840	446	0	1,889	0	0
小金井市	155,875	121,763	10,064	19,497	0	3,527	0	1,024
小平市	290,383	230,185	10,048	8,645	0	22,905	359	18,241
日野市	27,167	14,234	1,858	7,281	0	3,794	0	0
東村山市	239,947	196,150	1,241	7,012	0	32,981	0	2,563
国分寺市	257,775	228,495	5,807	5,538	0	17,915	0	20
国立市	115,865	93,983	16,892	4,990	0	0	0	0
福生市	39,617	25,261	10,243	4,113	0	0	0	0
狛江市	17,972	1,615	3,170	4,319	0	8,772	0	96
東大和市	23,686	7,063	1,725	1,965	0	12,933	0	0
清瀬市	36,855	22,798	818	4,067	35	8,759	0	378
東久留米市	88,079	54,911	6,323	7,069	0	13,336	0	6,440
武蔵村山市	15,371	15,122	0	0	249	0	0	0
多摩市	58,047	2,897	33,055	2,105	137	18,972	0	881
稲城市	2,372	746	404	1,105	117	0	0	0
羽村市	20,474	19,545	132	797	0	0	0	0
あきる野市	12,383	12,256	39	0	88	0	0	0
西東京市	160,149	49,526	87,979	19,442	218	342	0	2,642
町村部計	23,273	23,194	65	0	14	0	0	0
瑞穂町	20,543	20,478	65	0	0	0	0	0
日の出町	2,694	2,680	0	0	14	0	0	0
檜原村	0	0	0	0	0	0	0	0
奥多摩町	36	36	0	0	0	0	0	0

(※1) ②③を含む。(※2) ⑤を含む。(※3) ②を含む。(※4) ②③④⑤を含む。

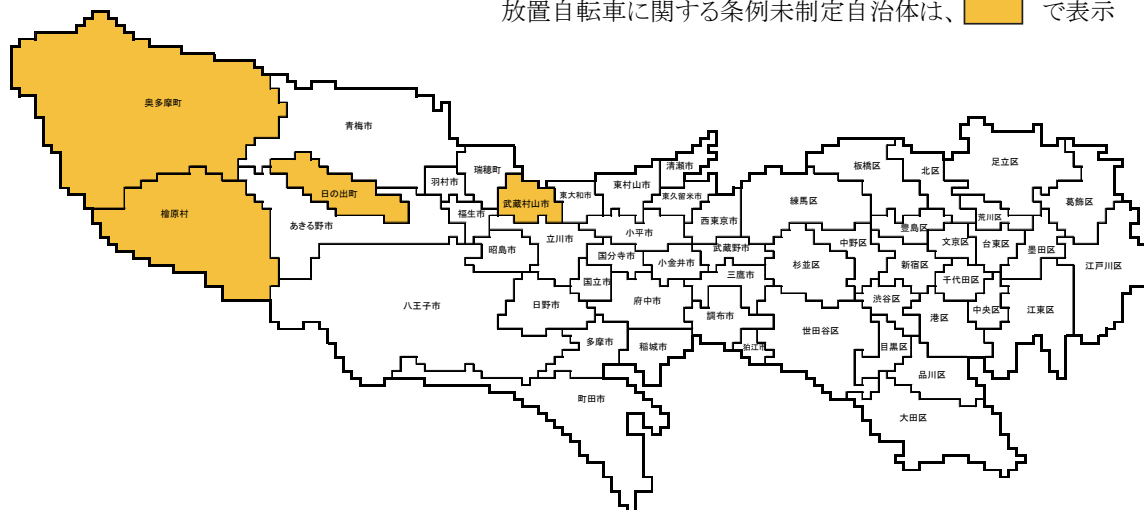
4 区市町村における条例制定等

(1) 制定状況一覧

公布年	区 部	市 部	町村部
昭和56年		国立市	
57年	葛飾区	武蔵野市	
58年	北区 板橋区 足立区	府中市 町田市 小金井市 小平市	
59年	台東区 世田谷区	墨田区 杉並区	瑞穂町
60年	江東区 練馬区	荒川区	国分寺市 稲城市
61年	中野区		
62年	豊島区	江戸川区	三鷹市
63年	中央区 大田区	東久留米市	
平成元年	目黒区		
2年	渋谷区	東村山市 清瀬市	
3年		八王子市 昭島市 羽村市	
4年		青梅市 日野市	
6年		福生市	
7年	新宿区 文京区	東大和市	
9年		調布市 狛江市 あきる野市	
11年	千代田区 港区		
13年	品川区	西東京市	
計	23	25	1

※ 放置自転車に関する条例を制定していない自治体は、区域内に駅がない武蔵村山市、日の出町、檜原村と、放置自転車が極めて少ない奥多摩町の4市町村である。

放置自転車に関する条例未制定自治体は、 で表示



(2) 条例の主な制定内容

令和3年6月末現在

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																										
					自転車	原付	自二																															
千代田区 東京都千代田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H 11 ・ 3 ・ 26	H 11 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 10 ・ 18	H 25 ・ 10 ・ 18	○	○	—	放置禁止区域	—	<ul style="list-style-type: none"> ■登録料(有料) <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>区民</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> </table> <p>※区外・自転車は学割あり</p> ■機械式駐車場使用料等 自転車 2時間まで無料、10時間まで100円、以後5時間ごとに100円加算 原付 2時間まで無料、10時間まで200円、以後5時間ごとに200円加算 			自転車	原付	年間	区民	3,000円	3,500円	その他	6,000円	7,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 6,000円 																
		自転車	原付																																			
年間	区民	3,000円	3,500円																																			
	その他	6,000円	7,000円																																			
中央区 東京都中央区自転車の放置防止に関する条例	S 63 ・ 12 ・ 1	H 1 ・ 4 ・ 1	H 30 ・ 6 ・ 29	H 30 ・ 9 ・ 1	○	—	—	放置禁止区域	努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■定期登録制 区民・一般 1,500円/月 区民・学生 1,000円/月 区外 2,000円/月 ■一時利用 最初の2時間まで無料 以後8時間ごとに100円加算 連続72時間まで利用可 	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→保管(30日)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 																											
港区 東京都港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	H 11 ・ 9 ・ 27	H 12 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 22	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ■承認制(有料) 定期利用使用料 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,300円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </table> 			自転車	原付	1か月	一般	1,800円	2,700円	学生	1,300円	2,200円	1日利用		150円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→告示→保管→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円 												
		自転車	原付																																			
1か月	一般	1,800円	2,700円																																			
	学生	1,300円	2,200円																																			
1日利用		150円	200円																																			
新宿区 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例	H 7 ・ 6 ・ 19	H 7 ・ 12 ・ 1	H 30 ・ 12 ・ 10	H 31 ・ 1 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令	<ul style="list-style-type: none"> ■承認制(有料) (条例上の上限金額) 駐輪場定期利用 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>7,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,500円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>150円</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1時間利用</td> <td>—</td> <td>200円</td> </tr> </table> <p>※原付の1時間利用には、自二を含む 整理区画(1年間の整理手数料)</p> <table border="1"> <tr> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>11,000</td> <td>16,500</td> </tr> </table> 	一般	1か月	2,500円	5,000円	3か月	7,000円	14,000円	学生	1か月	2,000円	4,000円	3か月	5,500円	11,000円	1日利用		150円	400円	1時間利用		—	200円	自転車	原付	11,000	16,500	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→保管(30日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 8,000円 	
一般	1か月	2,500円	5,000円																																			
	3か月	7,000円	14,000円																																			
学生	1か月	2,000円	4,000円																																			
	3か月	5,500円	11,000円																																			
1日利用		150円	400円																																			
1時間利用		—	200円																																			
自転車	原付																																					
11,000	16,500																																					
文京区 文京区自転車等の放置防止に関する条例	H 7 ・ 3 ・ 22	H 7 ・ 7 ・ 1	H 25 ・ 9 ・ 27	H 26 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■一時利用制 2時間まで無料 2時間後以降10時間ごとに自転車100円 ■定期利用制 年額24,000円(自転車) 	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→告示→保管(40日)→処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付 6,000円 																											
文京区 文京区自転車等駐車場条例	H 7 ・ 7 ・ 11	H 7 ・ 10 ・ 1	H 29 ・ 10 ・ 2	H 30 ・ 2 ・ 1	○	○	—	—	—	—	—																											
台東区 東京都台東区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 12 ・ 15	S 60 ・ 2 ・ 1	H 25 ・ 6 ・ 26	H 26 ・ 3 ・ 25	○	—	—	指導 整理区域	努力義務	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">自転車</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1か月</td> <td>隅田公園</td> <td>区内一般</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>鶯谷第5</td> <td>区内高校生以下</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>御徒町</td> <td>区外一般</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">上記以外</td> <td rowspan="3">1か月</td> <td>区内一般</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>区内高校生以下</td> <td>1,500円</td> </tr> <tr> <td>区外一般</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> 			自転車		1か月	隅田公園	区内一般	1,500円	鶯谷第5	区内高校生以下	1,000円	御徒町	区外一般	2,500円	上記以外	1か月	区内一般	2,000円	区内高校生以下	1,500円	区外一般	3,000円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 移送→告示→1か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料 ○自転車 5,000円 					
		自転車																																				
1か月	隅田公園	区内一般	1,500円																																			
	鶯谷第5	区内高校生以下	1,000円																																			
	御徒町	区外一般	2,500円																																			
上記以外	1か月	区内一般	2,000円																																			
		区内高校生以下	1,500円																																			
		区外一般	3,000円																																			

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																									
					自転車	原付	自二																														
墨田区 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 59 ・ 11 ・ 30	S 60 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 9 ・ 30	H 29 ・ 4 ・ 1	○	—	—	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令 公表 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■使用料(条例上の上限金額) 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の範囲内で規則で定める額を納付しなければならない (登録制) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>区民</td> <td>区民以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>一般</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,800円</td> <td>3,500円</td> </tr> </table> (月別又は当日) <table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>区民</td> <td>区民以外</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>2,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,400円</td> <td>1,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td colspan="2">100円</td> </tr> </table> ■時間利用可能な自転車駐車場の使用料 2時間まで無料、以降1時間ごとに100円加算、ただし、24時間までごとに300円を上限とし、72時間までの利用			区民	区民以外	年間	一般	4,000円	5,000円	学生	2,800円	3,500円			区民	区民以外	1か月	一般	2,000円	2,500円	学生	1,400円	1,700円	1日利用		100円		■手続 撤去・保管→通知又は告示→相当の期間→処分 ※利用者等を確認できない機能喪失車は、直ちに処分 ■撤去費用 ○自転車 5,000円	
		区民	区民以外																																		
年間	一般	4,000円	5,000円																																		
	学生	2,800円	3,500円																																		
		区民	区民以外																																		
1か月	一般	2,000円	2,500円																																		
	学生	1,400円	1,700円																																		
1日利用		100円																																			
江東区 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例	S 60 ・ 10 ・ 11	S 60 ・ 11 ・ 1	R 2 ・ 12 ・ 15	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令 罰金 〔10万円〕 〔3万円〕	■有料制(条例上の上限) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	2,000円	4,000円	1日	150円	300円	■手続 移送→告示又は通知→保管(30日) ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 4,000円 ○原付及び自二 5,000円	○																	
	自転車	原付																																			
1か月	2,000円	4,000円																																			
1日	150円	300円																																			
品川区 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例	H 13 ・ 4 ・ 1	H 13 ・ 10 ・ 1	H 28 ・ 12 ・ 8	H 30 ・ 3 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令	■有料制(条例上の上限) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,500円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>150円</td> <td>250円</td> </tr> </table>		自転車	原付	1か月	2,500円	3,500円	1日	150円	250円	■手続 警告→撤去→告示→保管(30日) ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円																		
	自転車	原付																																			
1か月	2,500円	3,500円																																			
1日	150円	250円																																			
目黒区 目黒区自転車等放置防止条例	H 1 ・ 12 ・ 1	H 2 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 6 ・ 30	H 28 ・ 6 ・ 30	○	○	—	放置禁止区域 義務付 立入検査 措置命令 公表	■登録制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </table> ※減免措置あり ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>2,000～ 2,600円</td> <td>3,000～ 3,900円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>300円</td> </tr> </table> ※学割制あり：半額、その他減免あり		自転車	原付	年間	3,000円	3,000円		自転車	原付	自二	1か月	2,000～ 2,600円	3,000～ 3,900円	6,000円	100円	150円	300円	■手続 撤去→通知又は告示→相当期間経過後処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円	○									
	自転車	原付																																			
年間	3,000円	3,000円																																			
	自転車	原付	自二																																		
1か月	2,000～ 2,600円	3,000～ 3,900円	6,000円																																		
	100円	150円	300円																																		
目黒区 目黒区立自転車等駐車場条例	H 10 ・ 3 ・ 31	H 10 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 12 ・ 4	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	○	—	—	■登録制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>500～ 2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000～ 6,000円</td> </tr> <tr> <td>100～ 200円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table>		自転車	原付	自二	年間	3,000円	4,000円	8,000円		自転車	原付	自二	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円	100～ 200円	200円	300円	■手続 撤去→保管(30日)→処分 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円 ■自転車等駐車場不正使用の場合 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円 ※R1.10.1 うち、一部ただし書き R2.1.1	○						
	自転車	原付	自二																																		
年間	3,000円	4,000円	8,000円																																		
	自転車	原付	自二																																		
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円																																		
	100～ 200円	200円	300円																																		
大田区 大田区自転車等の適正利用及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 63 ・ 3 ・ 18	S 63 ・ 10 ・ 1	R 1 ・ 10 ・ 1	※	○	○	○	放置禁止区域 義務付 (新築)立 入検査 措置命令 公表	■登録制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>8,000円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> <td>自二</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>500～ 2,000円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000～ 6,000円</td> </tr> <tr> <td>100～ 200円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table>		自転車	原付	自二	年間	3,000円	4,000円	8,000円		自転車	原付	自二	1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円	100～ 200円	200円	300円	■手続 撤去→保管(30日)→処分 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円 ■自転車等駐車場不正使用の場合 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円 ○自二 10,000円 ※R1.10.1 うち、一部ただし書き R2.1.1	○							
	自転車	原付	自二																																		
年間	3,000円	4,000円	8,000円																																		
	自転車	原付	自二																																		
1か月	500～ 2,000円	3,000円	4,000～ 6,000円																																		
	100～ 200円	200円	300円																																		

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																			
					自転車	原付	自二																																								
世田谷区 世田谷区自転車条例	S 59 ・ 3 ・ 13	S 59 ・ 4 ・ 1	R 2 ・ 3 ・ 4	R 2 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査 措置命令 公表	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,000～ 2,000円</td> <td>2,500～ 3,000円</td> </tr> </tbody> </table> ※それぞれ学割あり		自転車	原付	1か月	1,000～ 2,000円	2,500～ 3,000円	■手続 撤去→保管→法令に基づき処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,000円 ○自動二輪 総排気量0.25L以下 7,000円 総排気量0.25超及び大型 8,000円	○																													
		自転車	原付																																												
1か月	1,000～ 2,000円	2,500～ 3,000円																																													
世田谷区立レンタルサイクルポート条例	H 5 ・ 11 ・ 12	H 6 ・ 1 ・ 10	H 30 ・ 10 ・ 1	H 30 ・ 10 ・ 1	○	—	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1回利用</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table> ※料金は普通自転車利用の場合			自転車	1か月	一般	3,000円	学生	2,700円	1回利用		200円	1日利用		300円																								
		自転車																																													
1か月	一般	3,000円																																													
	学生	2,700円																																													
1回利用		200円																																													
1日利用		300円																																													
渋谷区 渋谷区自転車等の放置防止等に関する条例	H 2 ・ 9 ・ 25	H 3 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■手続 撤去(公示)→保管(1か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円																																					
中野区 中野区自転車駐車場条例	S 61 ・ 3 ・ 31	S 61 ・ 4 ・ 1			○	○	—	放置規制区域	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>900～ 2,500円</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,400～ 6,900円</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> ※杉山公園地下自転車駐車場、東中野駅前広場地下自転車駐車場における自転車の1日利用料金は150円 ■登録制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table> ■整理区画 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間</td> <td>7,200円、9,600円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1か月	900～ 2,500円	なし	3か月	2,400～ 6,900円	なし		自転車	年間	7,200円		自転車	年間	7,200円、9,600円	■手続 撤去→公示→保管(1か月)→売却→処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○																
		自転車	原付																																												
1日	100円	200円																																													
1か月	900～ 2,500円	なし																																													
3か月	2,400～ 6,900円	なし																																													
	自転車																																														
年間	7,200円																																														
	自転車																																														
年間	7,200円、9,600円																																														
中野区 中野区自転車等放置防止条例	S 63 ・ 3 ・ 3	S 63 ・ 10 ・ 1																																													
杉並区 杉並区自転車の放置防止及び駐車場整備に関する条例	S 59 ・ 9 ・ 29	S 60 ・ 4 ・ 1	R 1 ・ 12 ・ 6	R 2 ・ 4 ・ 1	○	—	—	放置禁止区域	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付 自二 125cc以下</th> <th>自二 125cc超過</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,000～ 2,600円</td> <td>4,200円</td> <td>8,400円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,900～ 7,400円</td> <td>12,000円</td> <td>23,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>4,800～ 12,500円</td> <td>20,200円</td> <td>40,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学生</td> <td>1か月</td> <td>800～ 2,400円</td> <td>3,800円</td> <td>7,600円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,300～ 6,800円</td> <td>10,800円</td> <td>21,500円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>3,600～ 11,300円</td> <td>17,800円</td> <td>35,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日(1回)※</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>400円</td> </tr> </tbody> </table> ※1日使用は、入庫当日の午前0時まで。 ※1回使用は、入庫から24時間まで。 入庫から最初の1時間は無料。			自転車	原付 自二 125cc以下	自二 125cc超過	一般	1か月	1,000～ 2,600円	4,200円	8,400円	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円	23,900円	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円	40,300円	学生	1か月	800～ 2,400円	3,800円	7,600円	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円	21,500円	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円	35,500円	1日(1回)※		100円	200円	400円	■手続 撤去→保管(30日)→告示→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去料 ○自転車 5,000円	○
			自転車	原付 自二 125cc以下	自二 125cc超過																																										
一般			1か月	1,000～ 2,600円	4,200円	8,400円																																									
	3か月	2,900～ 7,400円	12,000円	23,900円																																											
	6か月	4,800～ 12,500円	20,200円	40,300円																																											
学生	1か月	800～ 2,400円	3,800円	7,600円																																											
	3か月	2,300～ 6,800円	10,800円	21,500円																																											
	6か月	3,600～ 11,300円	17,800円	35,500円																																											
1日(1回)※		100円	200円	400円																																											
杉並区 杉並区自転車駐車場条例	H 5 ・ 9 ・ 30	H 6 ・ 4 ・ 1	R 1 ・ 12 ・ 6	R 2 ・ 4 ・ 1	○	○	—	—	—																																						

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																																											
					自転車	原付	自二																																																
豊島区 豊島区自転車等の放置防止に関する条例 豊島区立自転車等駐車場条例	S 62 ・ 10 ・ 14	S 63 ・ 4 ・ 1	H 26 ・ 7 ・ 7	H 26 ・ 7 ・ 7	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100～150円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>650～3,000円</td> <td>1,200～4,500円</td> </tr> </table> ※時間利用（コイン式）自転車駐車場は6時間毎に100円		自転車	原付	1日	100～150円	200円	1か月	650～3,000円	1,200～4,500円	■手続 撤去→告示→保管(30日)→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■撤去・保管手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 8,000円																																			
		自転車	原付																																																				
1日	100～150円	200円																																																					
1か月	650～3,000円	1,200～4,500円																																																					
北区 東京都北区自転車等の放置防止に関する条例 東京都北区自転車等駐車場条例	S 58 ・ 12 ・ 12	S 59 ・ 4 ・ 1	H 27 ・ 9 ・ 29	H 27 ・ 10 ・ 1	○	—	—	整理区域	努力義務	■登録制(有料) 駅からの直線距離が800m以上の者 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>区民</td> <td>4,110円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>8,220円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>自転車</td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>区民</td> <td>770～2,160円</td> <td>1,620～3,240円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,150～3,240円</td> <td>2,430～4,860円</td> </tr> <tr> <td>1日利用</td> <td>100～150円</td> <td>150～200円</td> </tr> </table> ※学割制あり		自転車		年間	区民	4,110円	その他	8,220円		自転車	原付	1か月	区民	770～2,160円	1,620～3,240円	その他	1,150～3,240円	2,430～4,860円	1日利用	100～150円	150～200円	■手続 移送→通知及び告示→1か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円	○																						
		自転車																																																					
年間	区民	4,110円																																																					
	その他	8,220円																																																					
	自転車	原付																																																					
1か月	区民	770～2,160円	1,620～3,240円																																																				
	その他	1,150～3,240円	2,430～4,860円																																																				
1日利用	100～150円	150～200円																																																					
荒川区 荒川区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例 荒川区自転車等駐車場条例	S 60 ・ 12 ・ 10	S 61 ・ 4 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 21	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令公表	■登録制(自転車のみ) 駅からの直線距離が700m以上の者 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">年間</td> <td>区民</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,600円</td> </tr> </table> ■有料制 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">1か月</td> <td rowspan="2">区民</td> <td>一般</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1日利用</td> <td colspan="2">2時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2時間超～8時間以内</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8時間超</td> <td>200円</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>原付</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>区民</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1日利用</td> <td colspan="2">2時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td colspan="2">2時間超～8時間以内</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">8時間超</td> <td>300円</td> </tr> </table>	年間	区民	3,300円	その他	6,600円	1か月	区民	一般	2,000円	学生	1,400円	その他	一般	4,000円	学生	2,800円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		100円	8時間超		200円		原付	1か月	区民	3,000円	その他	6,000円	1日利用	2時間以内		無料	2時間超～8時間以内		150円	8時間超		300円	■手続 撤去→告示→2か月→処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 ■移送料・手数料 ○自転車 5,000円 ○原付 7,500円	○
	年間	区民	3,300円																																																				
その他		6,600円																																																					
1か月	区民	一般	2,000円																																																				
		学生	1,400円																																																				
	その他	一般	4,000円																																																				
		学生	2,800円																																																				
1日利用	2時間以内		無料																																																				
	2時間超～8時間以内		100円																																																				
	8時間超		200円																																																				
	原付																																																						
1か月	区民	3,000円																																																					
	その他	6,000円																																																					
1日利用	2時間以内		無料																																																				
	2時間超～8時間以内		150円																																																				
	8時間超		300円																																																				

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																													
					自転車	原付	自二																																		
板橋区 自転車等の駐車場の整備及び放置の防止に関する条例	S 58 ・ 12 ・ 1	S 59 ・ 4 ・ 1	R 3 ・ 6 ・ 29	R 4 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令表	<p>■有料制(当日利用)</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">自転車</th> <th colspan="2">原付・自二</th> </tr> <tr> <th>125cc以下</th> <th>125cc超</th> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>300円</td> </tr> </table> <p>※コイン式自転車駐車場については、場所により、24時間80円または12時間100円の設定もあり</p> <p>■有料制(定期利用) ※駐車場により異なる</p> <table border="1"> <tr> <th>区内在住</th> <th>自転車</th> <th>原付・自二 125cc以下</th> <th>自二 125cc超</th> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)</td> <td>4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)</td> <td>6,000円ほか (4,500円、 1,500円)</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)</td> <td>11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)</td> <td>16,800円ほか (12,600円、 4,200円)</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)</td> <td>20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)</td> <td>31,200円ほか (23,400円、 7,800円)</td> </tr> </table> <p>※区外料金あり ※区内、区外料金ともに減免制度あり</p>		自転車	原付・自二		125cc以下	125cc超	1日	100円	200円	300円	区内在住	自転車	原付・自二 125cc以下	自二 125cc超	1か月	2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)	4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)	6,000円ほか (4,500円、 1,500円)	3か月	5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)	11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)	16,800円ほか (12,600円、 4,200円)	6か月	10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)	20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)	31,200円ほか (23,400円、 7,800円)	○				
	自転車	原付・自二																																							
		125cc以下	125cc超																																						
1日	100円	200円	300円																																						
区内在住	自転車	原付・自二 125cc以下	自二 125cc超																																						
1か月	2,000円ほか (1,500円、 1,000円、 500円)	4,000円ほか (3,000円、 2,000円、 1,000円)	6,000円ほか (4,500円、 1,500円)																																						
3か月	5,600円ほか (4,200円、 2,700円、 1,400円)	11,200円ほか (8,400円、 5,400円、 2,800円)	16,800円ほか (12,600円、 4,200円)																																						
6か月	10,400円ほか (7,800円、 5,000円、 2,600円)	20,800円ほか (15,600円、 10,000円、 5,200円)	31,200円ほか (23,400円、 7,800円)																																						
練馬区 練馬区自転車の適正利用に関する条例	S 60 ・ 12 ・ 12	S 61 ・ 7 ・ 1	H 28 ・ 6 ・ 23	H 28 ・ 6 ・ 23	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令表	<p>■手続 撤去→告示→1か月→法令の定めるところにより処理</p> <p>■撤去手数料 ○自転車 4,000円 ○原付 7,000円</p>	○																														
練馬区 練馬区立ねりまタウンサイクル条例	H 3 ・ 12 ・ 12	H 4 ・ 4 ・ 6	H 29 ・ 9 ・ 4	H 29 ・ 10 ・ 1	○	—	—	—	—	<p>■有料制</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="5">自転車・一般</th> </tr> <tr> <th>半日</th> <th>1日</th> <th>1か月</th> <th>3か月</th> <th>6か月</th> </tr> <tr> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>2,000円</td> <td>5,700円</td> <td>9,600円</td> </tr> </table> <p>※学割あり ※半日は4時間以内、1日は24時間以内</p>	自転車・一般					半日	1日	1か月	3か月	6か月	100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円	○															
自転車・一般																																									
半日	1日	1か月	3か月	6か月																																					
100円	200円	2,000円	5,700円	9,600円																																					
練馬区 練馬区立自転車駐車場条例	H 4 ・ 3 ・ 19	H 4 ・ 7 ・ 16	R 2 ・ 6 ・ 22	R 2 ・ 9 ・ 1	○	○	—	—	—	<p>■有料制</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">一般</th> <th>自転車</th> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> </tr> <tr> <td>1か月</td> <td>1,000～ 2,200円</td> <td>1,000～ 1,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>500～ 1,700円</td> <td>600～ 1,300円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,400～ 4,800円</td> <td>1,700～ 3,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1回利用</td> <td>6か月</td> <td>2,400～ 8,100円</td> <td>2,800～ 6,200円</td> </tr> <tr> <td>100円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※時間制利用導入施設あり</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="4">原付 (50ccまで)</th> <th>1か月</th> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <th>3か月</th> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <th>6か月</th> <td>16,000円</td> </tr> <tr> <th>1回利用</th> <td>200円</td> </tr> </table> <p>※時間制利用導入施設あり</p>	一般	自転車	屋根付	屋根無	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円	学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円	1回利用	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円	100円			原付 (50ccまで)	1か月	3,000円	3か月	8,000円	6か月	16,000円	1回利用	200円	○
一般	自転車	屋根付	屋根無																																						
	1か月	1,000～ 2,200円	1,000～ 1,700円																																						
学生	1か月	500～ 1,700円	600～ 1,300円																																						
	3か月	1,400～ 4,800円	1,700～ 3,700円																																						
1回利用	6か月	2,400～ 8,100円	2,800～ 6,200円																																						
	100円																																								
原付 (50ccまで)	1か月	3,000円																																							
	3か月	8,000円																																							
	6か月	16,000円																																							
	1回利用	200円																																							
足立区 足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例	S 58 ・ 3 ・ 19	S 58 ・ 4 ・ 1	R 元 ・ 10 ・ 23	R 2 ・ 1 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付立入検査措置命令罰金 [10万円] [3万円]	<p>■承認制 駅からの直線距離が800m以上の者</p> <p>■有料制 障害者・高齢者(70歳以上)減額又は免除 学生割引や階層割引あり</p> <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">一時利用 (1日)</th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> <tr> <td>120円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <th>定期利用 (1か月)</th> <td>2,100円</td> <td>3,500円</td> </tr> </table> <p>※自転車の一時利用は、1部で50円、100円もあり</p>	一時利用 (1日)	自転車	原付	120円	200円	定期利用 (1か月)	2,100円	3,500円	○																						
一時利用 (1日)	自転車	原付																																							
	120円	200円																																							
定期利用 (1か月)	2,100円	3,500円																																							

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の手続、撤去料	民営駐車場への助成																									
					自転車	原付	自二																														
葛飾区 葛飾区自転車駐車場及び自転車置場条例	S 57 ・ 3 ・ 11	S 57 ・ 5 ・ 10	H 30 ・ 3 ・ 28	H 31 ・ 4 ・ 1	○	—	—	整理区域 義務付 立入検査 措置命令 罰金 〔10万円〕 公表	■承認制 限定駐車場は駅からの直線距離が 1,000m又は800m以上の者 その他は制限無し ■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>900～ 2,700円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>600～ 1,900円</td> <td>2,100円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月	一般	900～ 2,700円	3,000円	学生	600～ 1,900円	2,100円	■手続 撤去→通知又は告示→保管(1か月)→ 自転車法等により処分 ただし、機能喪失 車は廃棄物処理法等により直ちに処分又、 程度のよいものは再利用 告示の日から規定で定める保管期間を経 過してもなお保管自転車を返還するこ とができない場合、当該保管自転車を売却 することができる。 ■撤去料 ○自転車 3,000円	○															
			自転車	原付																																	
1か月	一般	900～ 2,700円	3,000円																																		
	学生	600～ 1,900円	2,100円																																		
S 57 ・ 7 ・ 7	S 57 ・ 7 ・ 30	H 30 ・ 6 ・ 28	H 30 ・ 8 ・ 1																																		
江戸川区 江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例	S 62 ・ 3 ・ 25	S 62 ・ 9 ・ 1	R 2 ・ 12 ・ 18	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域 努力義務	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,880円</td> <td>3,770円</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,050円</td> <td>3,150円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3か月</td> <td>一般</td> <td>5,130円</td> <td>10,270円</td> <td rowspan="2">—</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,830円</td> <td>8,380円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>210円</td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	自二	1か月	一般	1,880円	3,770円	—	学生	1,050円	3,150円	3か月	一般	5,130円	10,270円	—	学生	2,830円	8,380円	1日利用		100円	210円	320円	■手続 撤去→告示→保管 (15日)→処分 ■撤去料 自転車 4,000円 原付 4,500円	
			自転車	原付	自二																																
1か月	一般	1,880円	3,770円	—																																	
	学生	1,050円	3,150円																																		
3か月	一般	5,130円	10,270円	—																																	
	学生	2,830円	8,380円																																		
1日利用		100円	210円	320円																																	
H 11 ・ 12 ・ 20	H 12 ・ 4 ・ 1	R 3 ・ 6 ・ 30	R 3 ・ 8 ・ 1	○	○	○																															

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																			
						自転車	原付	自二																								
八王子市	八王子市自転車等の放置の防止に関する条例	H 3 ・ 4 ・ 12	H 3 ・ 10 ・ 1	H 22 ・ 3 ・ 5	H 22 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付		■手続 通告又は警告→撤去→保管→告示及び通知→告示から60日経過後、売却又は処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円																				
立川市	立川市自転車等放置防止条例	S 59 ・ 3 ・ 31	S 59 ・ 11 ・ 10	R 1 ・ 4 ・ 30	R 1 ・ 10 ・ 1	○	○	○	放置禁止区域	義務付	■有料制 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,000～ 2,600円</td> <td>2,700～ 5,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>600～ 1,500円</td> <td>1,600～ 3,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>70～130円</td> <td>160～260円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、5時間を超え24時間まで上記1日利用料金、24時間を超え24時間ごとに上記1日利用料金 ※一部、自転車の1日利用は、最初の3時間は無料、3時間を超え5時間まで50円、4時間ごとに100円			自転車	原付	1か月	一般	1,000～ 2,600円	2,700～ 5,200円	学生	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円	1日利用		70～130円	160～260円	■手続 移送→保管→告示及び通知→告示した日から2月経過後、売却、無償譲渡→売却できなかった自転車は、廃棄物処理法その他の法律に基づく措置 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円 ○普通二輪車 6,000円 ○大型二輪車 8,000円					
			自転車	原付																												
1か月	一般	1,000～ 2,600円	2,700～ 5,200円																													
	学生	600～ 1,500円	1,600～ 3,100円																													
1日利用		70～130円	160～260円																													
	立川市自転車等駐車場条例	H 5 ・ 6 ・ 18	H 5 ・ 6 ・ 18	R 2 ・ 3 ・ 23	R 2 ・ 10 ・ 2	○	○	○																								
武蔵野市	武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例	H 6 ・ 12 ・ 20	H 7 ・ 6 ・ 15	H 19 ・ 12 ・ 26	H 20 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■利用登録制 (駅から直線距離500m以上の者) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">6か月</td> <td rowspan="2">市民</td> <td>一般</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>一般</td> <td>4,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>3,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	6か月	市民	一般	3,000円	4,500円	学生	2,000円	3,000円	その他	一般	4,000円	6,000円	学生	3,000円	4,500円	■手続 撤去→告示→30日→条例に基づき処分 ■撤去料 (撤去及び保管手数料) ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○
		自転車	原付																													
6か月	市民	一般	3,000円	4,500円																												
		学生	2,000円	3,000円																												
	その他	一般	4,000円	6,000円																												
		学生	3,000円	4,500円																												
三鷹市	三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例	H 30 ・ 12 ・ 27	H 31 ・ 4 ・ 1	-	-	○	○	—	放置禁止区域	義務付	※下記の種類の駐輪施設あり ・定期利用駐輪場 ・一時利用駐輪場 ・無料駐輪場(サイクル・アンド・バスライドを含む) ・サイクルシェア駐輪場	■手続 撤去→通知又は告示→保管(2か月)→処分(売却含む) ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付 4,000円	○																			

	名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成															
						自転車	原付	自二																				
青梅市	青梅市自転車等の放置防止に関する条例	H 4 ・ 3 ・ 31	H 4 ・ 10 ・ 1	H 24 ・ 6 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	努力義務	<p>■定期利用…1ヵ月単位</p> <p>東青梅駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 原付1階:3,000円</p> <p>青梅駅自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,600円 自転車3階:1,200円 原付1階:3,000円</p>	<p>■手続 移動→通知(告示)→ 60日→売却→ 廃棄物処理法により処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円</p>																
	青梅市有料自転車等駐車場条例	H 24 ・ 6 ・ 28	H 25 ・ 4 ・ 1	R 2 ・ 6 ・ 24	R 2 ・ 7 ・ 1	○	○	○	—	—	<p>河辺駅北口自転車等駐車場 自転車1階:2,000円 自転車2階:1,800円 自転車3階:1,600円 原付1階:3,000円 自二(総排気量0.1250以下) 2,700円</p> <p>河辺駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 自二(総排気量0.1250以下) 2,700円 自二(総排気量0.2500以下) 3,200円</p> <p>東青梅駅南口自転車等駐車場 自転車:1,800円 原付:2,700円 自二(総排気量0.1250以下) 2,700円 自二(総排気量0.2500以下) 3,200円</p> <p>■一時利用…1日単位</p> <p>東青梅駅北口、南口、河辺駅北口、南口、青梅駅 共通 自転車:150円 原付:250円</p>																	
府中市	府中市自転車等の放置防止に関する条例	S 58 ・ 6 ・ 30	S 58 ・ 10 ・ 1			○	—	—	放置禁止区域	義務付	<p>■有料制 割引制度あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヵ月(定期)</td> <td>800～ 2,000円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>一時使用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自二	1ヵ月(定期)	800～ 2,000円	2,500円	3,000円	一時使用	100円	150円	200円	<p>■手続 撤去→告示→60日→処分</p> <p>■撤去料 2,000円</p> <p>■保管料 14日まで無料 15日以降1日50円 限度1,000円</p>				
		自転車	原付	自二																								
1ヵ月(定期)	800～ 2,000円	2,500円	3,000円																									
一時使用	100円	150円	200円																									
府中市立自転車駐車場条例	H 3 ・ 3 ・ 22	H 3 ・ 3 ・ 22			○	○	○	—	—	<p>府中駅南自転車駐車場 時間使用 24時間につき300円 (駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用料は無料とする)</p> <p>府中駅北自転車駐車場 時間使用24時間までごとにつき100円 (駐車時間が2時間以内の時間使用に係る使用料は無料とする)</p>																		
昭島市	昭島市自転車等の放置防止等に関する条例	H 3 ・ 9 ・ 24	H 4 ・ 4 ・ 1	H 19 ・ 12 ・ 21	H 20 ・ 1 ・ 1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付	<p>■承認制(有料) 学生割引あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>1ヵ月</td> <td>700～ 2,000円</td> <td>1,500～ 2,500円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月</td> <td>1,600～ 5,000円</td> <td>3,500～ 6,500円</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月</td> <td>3,200～ 10,000円</td> <td>7,000～ 13,000円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	1日	100円	200円	1ヵ月	700～ 2,000円	1,500～ 2,500円	3ヵ月	1,600～ 5,000円	3,500～ 6,500円	6ヵ月	3,200～ 10,000円	7,000～ 13,000円	<p>■手続 警告→撤去→保管→ 告示→60日→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円</p>	
		自転車	原付																									
1日	100円	200円																										
1ヵ月	700～ 2,000円	1,500～ 2,500円																										
3ヵ月	1,600～ 5,000円	3,500～ 6,500円																										
6ヵ月	3,200～ 10,000円	7,000～ 13,000円																										
昭島市自転車等駐車場条例	H 10 ・ 10 ・ 1	H 11 ・ 7 ・ 1	R 3 ・ 6 ・ 29	R 3 ・ 7 ・ 1	○	○	—	—	—																			

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																
						自 転 車	原 付	自 二																					
調布市	調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例	H 9 ・ 12 ・ 18	H 10 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 10 ・ 1		○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制 学生等割引制度あり (駅からの距離別設定) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自 転 車</th> <th>原 付</th> <th>自 二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>600～ 2,600円</td> <td>2,500～ 3,200円</td> <td>4,000～ 4,200円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>1,600～ 7,400円</td> <td>7,000～ 9,100円</td> <td>11,300～ 11,900円</td> </tr> <tr> <td>6か月</td> <td>2,800～ 14,100円</td> <td>13,200～ 17,400円</td> <td>21,300～ 22,500円</td> </tr> </tbody> </table>		自 転 車	原 付	自 二	1か月	600～ 2,600円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円	3か月	1,600～ 7,400円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円	6か月	2,800～ 14,100円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円	■手続 警告→撤去→保管→ 告示→30日→処分 ■移送料 ○自転車 2,500円 ○原付 5,000円	○
		自 転 車	原 付	自 二																									
1か月	600～ 2,600円	2,500～ 3,200円	4,000～ 4,200円																										
3か月	1,600～ 7,400円	7,000～ 9,100円	11,300～ 11,900円																										
6か月	2,800～ 14,100円	13,200～ 17,400円	21,300～ 22,500円																										
	調布市立自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H 11 ・ 12 ・ 22	H 12 ・ 4 ・ 1			○	○	○	—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自 転 車</th> <th>原 付</th> <th>自 二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日ぎめ</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円 12時間</td> <td>200円 12時間</td> <td>300円 12時間</td> </tr> </tbody> </table>		自 転 車	原 付	自 二	日ぎめ	100円	200円	—	一時利用	100円 12時間	200円 12時間	300円 12時間						
	自 転 車	原 付	自 二																										
日ぎめ	100円	200円	—																										
一時利用	100円 12時間	200円 12時間	300円 12時間																										
町田市	町田市自転車等の放置防止に関する条例	S 58 ・ 4 ・ 1	S 58 ・ 4 ・ 1	H 16 ・ 3 ・ 31	H 16 ・ 7 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■手続 移送→表示→2か月→ 告示→自転車法により 処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円	○																	
小金井市	小金井市自転車等の駐車秩序に関する条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 58 ・ 12 ・ 15	H 29 ・ 12 ・ 22	H 30 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 学生割引あり <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自 転 車</th> <th>原 付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>1,200～ 2,000円</td> <td>2,400～ 3,000円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		自 転 車	原 付	1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→保管→告示→6か月 経過→所有権帰属告示→ 処分 ■撤去料 ○自転車 2,500円 ○原付 4,000円	○							
		自 転 車	原 付																										
1か月	1,200～ 2,000円	2,400～ 3,000円																											
一時利用	100円	150円																											
	小金井市有料自転車駐車場条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 59 ・ 12 ・ 1	H 31 ・ 3 ・ 27	H 31 ・ 7 ・ 1																								
小平市	小平市自転車等の放置防止に関する条例	S 58 ・ 10 ・ 8	S 58 ・ 12 ・ 15	R 2 ・ 12 ・ 25	R 3 ・ 2 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	努力義務	■有料制、承認制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自 転 車</th> <th>原 付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 2,500円</td> <td>2,000～ 2,700円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> ※自転車(1か月)は学割あり ※自転車(一時利用)は小平駅南口のみ150円		自 転 車	原 付	1か月	500～ 2,500円	2,000～ 2,700円	一時利用	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管 (2か月)→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円	○							
	自 転 車	原 付																											
1か月	500～ 2,500円	2,000～ 2,700円																											
一時利用	100円	150円																											
日野市	日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例	H 4 ・ 6 ・ 30	H 4 ・ 9 ・ 1	H 28 ・ 3 ・ 31	H 28 ・ 4 ・ 1	○	○	—	放置禁止区域	義務付 立入検査	■有料制(2か所)、その他は無料 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自 転 車</th> <th>原 付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1か月</td> <td>500～ 3,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>		自 転 車	原 付	1か月	500～ 3,000円	3,000円	1日	100円	150円	■手続 撤去→告示→保管 (2か月)→条例により 処理 ■撤去手数料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円								
	自 転 車	原 付																											
1か月	500～ 3,000円	3,000円																											
1日	100円	150円																											

名称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																							
					自転車	原付	自二																												
東村山市 東村山市有料 自転車等駐輪 場条例	H 20 ・ 12 ・ 26	H 21 ・ 6 ・ 1	R 2 ・ 3 ・ 30	R 3 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	努力義務	<p>■有料制 (有料駐輪場は「年間登録制駐輪場」1か所を含め、全18か所)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,200～ 1,500円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■年間登録制駐輪場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td></td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月	一般	1,600～ 2,000円	3,000円	学生	1,200～ 1,500円	1日利用		100円	150円			自転車	一般		9,600円	学生		7,200円	<p>■手続 撤去→告示→保管 (60日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 1,100円 ○原付 2,200円</p>	
												自転車	原付																						
1か月	一般	1,600～ 2,000円	3,000円																																
	学生	1,200～ 1,500円																																	
1日利用		100円	150円																																
		自転車																																	
一般		9,600円																																	
学生		7,200円																																	
東村山市 東村山市自転車 等の放置防 止に関する条 例	H 2 ・ 12 ・ 13	H 2 ・ 12 ・ 13	H 27 ・ 3 ・ 30	H 27 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	—	<p>■年間登録制駐輪場</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td></td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td></td> <td>7,200円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	一般		9,600円	学生		7,200円																
		自転車																																	
一般		9,600円																																	
学生		7,200円																																	
国分寺市 国分寺市自転 車等の放置防 止に関する条 例	S 60 ・ 3 ・ 30	S 60 ・ 7 ・ 1	H 15 ・ 5 ・ 1	H 15 ・ 5 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>市内居住者</td> <td>1,000～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> <td>1,200～ 2,400円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※自転車の1か月は学割あり</p>			自転車	原付	1か月	市内居住者	1,000～ 2,000円	3,000円	市外居住者	1,200～ 2,400円	1日		100円	150円	<p>■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(60日)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円</p>	○									
												自転車	原付																						
1か月	市内居住者	1,000～ 2,000円	3,000円																																
	市外居住者	1,200～ 2,400円																																	
1日		100円	150円																																
国分寺市 国分寺市有料 自転車等駐車 場条例	H 2 ・ 9 ・ 29	H 2 ・ 11 ・ 1	R 1 ・ 9 ・ 27	R 2 ・ 8 ・ 1	○	○	○	—	—	<p>※自転車の1か月は学割あり</p>																									
国立市 国立市自転車 安全利用促進 条例	S 56 ・ 3 ・ 25	S 56 ・ 5 ・ 20	R 3 ・ 9 ・ 24	R 3 ・ 10 ・ 1	○	—	—	整理 区域	義務付	<p>■承認制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>市内居住者</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> <td rowspan="2">3,500～ 4,500円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> <td>2,000円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1日</td> <td>市内居住者</td> <td rowspan="2">100円</td> <td rowspan="2">150円</td> <td>250～ 300円</td> </tr> <tr> <td>市外居住者</td> </tr> </tbody> </table> <p>※屋根のない自転車駐輪場その他特別な理由により利用率が低いと市長が認めた自転車駐輪場は表の額に100分の80を乗じて得た額(1か月の自転車使用料にのみ適用) ※中央線高架下自転車駐輪場のみ、自転車1ヶ月1,000円 ※使用料の50/100減額、免除制度あり</p>			自転車	原付	自二	1か月	市内居住者	1,500円	1,800円	3,500～ 4,500円	市外居住者	2,000円	2,400円	1日	市内居住者	100円	150円	250～ 300円	市外居住者	<p>■手続 撤去→告示(14日)→ 保管(2か月)→処分</p> <p>■撤去料 ○自転車 2,000円</p>					
												自転車	原付	自二																					
1か月	市内居住者	1,500円	1,800円	3,500～ 4,500円																															
	市外居住者	2,000円	2,400円																																
1日	市内居住者	100円	150円	250～ 300円																															
	市外居住者																																		
国立市 国立市自転車 安全利用促進 条例	H 6 ・ 9 ・ 30	H 7 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 12 ・ 22	H 29 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td></td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月		1,600～ 2,000円	3,000円	1日	100円	150円	<p>■手続 警告→撤去→告示→ 保管(3か月)→所有権 取得→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 1,000円 ○原付 2,000円</p>													
		自転車	原付																																
1か月		1,600～ 2,000円	3,000円																																
	1日	100円		150円																															
福生市 福生市自転車 等の放置防 止に関する条 例	H 6 ・ 9 ・ 30	H 7 ・ 4 ・ 1	H 28 ・ 12 ・ 22	H 29 ・ 4 ・ 1	○	○	○	放置 禁止 区域	努力義務	<p>■承認制(有料)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td></td> <td>1,600～ 2,000円</td> <td rowspan="2">3,000円</td> </tr> <tr> <td>1日</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月		1,600～ 2,000円	3,000円	1日	100円	150円	<p>■手続 警告→撤去→保管→ 告示→通知→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>													
												自転車	原付																						
1か月		1,600～ 2,000円	3,000円																																
	1日	100円		150円																															
福生市 福生市自転車 等駐車場条例	H 9 ・ 12 ・ 24	H 9 ・ 12 ・ 24	H 28 ・ 12 ・ 22	H 29 ・ 4 ・ 1	○	○	○	—	—																										
狛江市 狛江市自転車 等の放置防 止等に関する 条例	H 9 ・ 10 ・ 1	H 9 ・ 10 ・ 1	H 25 ・ 3 ・ 29	H 25 ・ 4 ・ 1	○	○	○	自転 車等 放置 禁止 区域	努力義務		<p>■手続 警告→撤去→保管→ 告示→通知→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>																								
											<p>■手続 警告→撤去→保管→ 告示→通知→処分</p> <p>■撤去保管料 ○自転車 3,000円 ○原付 5,000円</p>																								
東大和市 東大和市自転 車等放置防 止に関する条 例	H 7 ・ 3 ・ 28	H 7 ・ 10 ・ 1	H 29 ・ 3 ・ 3	H 29 ・ 3 ・ 3	○	○	○	放置 禁止 区域	努力義務		<p>■手続 撤去→公示→保管(6か月) →処分</p> <p>■移送料・手数料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円</p>																								
											<p>■手続 撤去→公示→保管(6か月) →処分</p> <p>■移送料・手数料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円</p>																								
東大和市 東大和市自転 車等放置防 止に関する条 例	H 7 ・ 3 ・ 28	H 7 ・ 10 ・ 1	H 29 ・ 3 ・ 3	H 29 ・ 3 ・ 3	○	○	○	放置 禁止 区域	努力義務		<p>■手続 撤去→公示→保管(6か月) →処分</p> <p>■移送料・手数料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円</p>																								

名 称	公布日	施行日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐車場 への 助成																						
					自転車	原付	自二																											
清瀬市 清瀬市自転車等の放置防止に関する条例	H2・10・1	H3・1・10			○	○	-	放置禁止区域	努力義務	700m(自肅範囲) ■有料制 清瀬駅北口地下駐輪場(原付利用不可)	■手続 警告→撤去→保管(60日) →処分・リサイクル ■移送料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円																							
										<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,800～ 2,000円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,800～ 5,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>1,600～ 1,800円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>4,200～ 4,800円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一時利用</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>					自転車	一般	1か月	1,800～ 2,000円	3か月	4,800～ 5,400円	学生	1か月	1,600～ 1,800円	3か月	4,200～ 4,800円	一時利用		100円						
		自転車																																
一般	1か月	1,800～ 2,000円																																
	3か月	4,800～ 5,400円																																
学生	1か月	1,600～ 1,800円																																
	3か月	4,200～ 4,800円																																
一時利用		100円																																
清瀬市有料自転車等駐輪場条例	H7・7・1	H7・9・22						—	—	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>6か月</td> <td>7,200円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>14,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>6か月</td> <td>5,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>年間</td> <td>10,000円</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">一時利用</td> <td>100円</td> <td>150円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	一般	6か月	7,200円	12,000円	年間	14,000円	24,000円	学生	6か月	5,000円	12,000円	年間	10,000円	24,000円	一時利用		100円	150円		
		自転車	原付																															
一般	6か月	7,200円	12,000円																															
	年間	14,000円	24,000円																															
学生	6か月	5,000円	12,000円																															
	年間	10,000円	24,000円																															
一時利用		100円	150円																															
東久留米市 東久留米市自転車等の放置防止に関する条例	S63・3・31	S63・4・1	R3・6・30	R3・6・30	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■登録制(年間)	■手続 撤去→告示→保管(2か月) →処分・リサイクル ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 4,000円																							
									<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">自転車</th> <th rowspan="2">原付</th> </tr> <tr> <th>屋根付</th> <th>屋根無</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>28,800円</td> <td>24,400円</td> <td>30,200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>17,280円</td> <td>14,640円</td> <td>18,120円</td> </tr> </tbody> </table>				自転車		原付	屋根付	屋根無	一般	28,800円	24,400円	30,200円	学生	17,280円	14,640円	18,120円									
	自転車		原付																															
	屋根付	屋根無																																
一般	28,800円	24,400円	30,200円																															
学生	17,280円	14,640円	18,120円																															
										■有料制(1日利用)																								
										<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>100円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>50円</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	一般	100円	200円	学生	50円	100円															
	自転車	原付																																
一般	100円	200円																																
学生	50円	100円																																
多摩市 多摩市自転車等の放置防止に関する条例	S59・12・27	S60・4・1	H17・6・27	H17・6・27	○	○	—	放置禁止区域	義務付	■有料制	■手続 撤去→告示→保管(60日) →処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円																							
													<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>1か月</td> <td>1,920円</td> <td>3,410円</td> <td>4,480円</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>5,460円</td> <td>9,930円</td> <td>13,140円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学生</td> <td>1か月</td> <td>850円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3か月</td> <td>2,250円</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1日利用</td> <td>100円</td> <td>160円</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>		自転車	原付	自二	一般	1か月	1,920円	3,410円	4,480円	3か月	5,460円	9,930円	13,140円	学生	1か月	850円	—	—	3か月	2,250円	—
	自転車	原付	自二																															
	一般	1か月	1,920円	3,410円	4,480円																													
3か月		5,460円	9,930円	13,140円																														
学生	1か月	850円	—	—																														
	3か月	2,250円	—	—																														
1日利用		100円	160円	210円																														
多摩市 多摩市営駐輪場条例	H8・10・14	H9・4・1	H27・3・1	H27・4・1	○	○	○	—	—																									
稲城市 稲城市自転車等の放置防止に関する条例	S59・12・27	S60・4・1	R元・12・18	R2・4・1	○	○	—	自転車等放置禁止区域	義務付		■手続 警告→撤去→保管→告示(60日)→処分 ■撤去料 ○自転車 3,000円 ○原付 4,500円	○																						
羽村市 羽村市自転車等の放置防止に関する条例	H3・3・26	H3・10・1	R2・3・24	R2・7・1	○	○	—	放置禁止区域	義務付		■手続 撤去→保管→告示(60日) →処分 ■撤去料 ○自転車 2,040円 ○原付 3,060円	○																						

	名 称	公 布 日	施 行 日	最新改正公布日	最新改正施行日	対象車両			放置禁止区域の名称	附置義務	駐車場の利用料金	撤去・返還・処分の 手続、撤去料	民営 駐 車 場 へ の 助 成												
						自 転 車	原 付	自 二																	
あきる野市	あきる野市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例	H 9・12・24	H 9・12・24	H 22・6・21	H 22・8・1	○	○	—	—	—		<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→告示(通知)→60日 →条例に基づき処分 ただし、機能喪失車は直ちに処分 													
西東京市	西東京市自転車等の放置防止に関する条例	H 13・1・21	H 13・1・21			○	○	—	放置禁止区域	義務付	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> <th>自二 (125ccまで)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月極</td> <td>500～ 2,300円</td> <td>3,000円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>一時利用</td> <td>100円</td> <td>200円</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> ※無料もあり		自転車	原付	自二 (125ccまで)	月極	500～ 2,300円	3,000円	3,500円	一時利用	100円	200円	200円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 警告→撤去→保管(60日) →告示→処分 ■撤去料 ○自転車 2,000円 ○原付 3,000円 	
	自転車	原付	自二 (125ccまで)																						
月極	500～ 2,300円	3,000円	3,500円																						
一時利用	100円	200円	200円																						
瑞穂町	瑞穂町自転車等の安全利用に関する条例	S 59・12・14	S 60・4・1	H 16・12・13	H 17・4・1	○	○	—	—	義務付	<ul style="list-style-type: none"> ■有料制、許可制 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>自転車</th> <th>原付</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1か月</td> <td>一般</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>学生</td> <td>1,000円</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>			自転車	原付	1か月	一般	1,500円	1,800円	学生	1,000円	1,200円	<ul style="list-style-type: none"> ■手続 撤去→告示(14日)→保管 (2箇月)→リサイクル・処分 ■保管手数料 ○自転車 1,000円 ○原付 1,500円 		
		自転車	原付																						
1か月	一般	1,500円	1,800円																						
	学生	1,000円	1,200円																						

5 放置禁止区域等の指定状況

令和3年6月末現在

区分	指定区域の名称	箇所(駅)数	指定区域(駅名)
総数		554	
区部		423	
千代田区	放置禁止区域	12	飯田橋、秋葉原、市ヶ谷、神田、水道橋、御茶ノ水、四ツ谷、九段下、岩本町、大手町、有楽町、東京(丸の内側・八重洲側一部)
中央区	放置禁止区域	10	築地、新富町、月島、浜町、築地市場、勝どき、八丁堀、人形町、東京(八重洲口)、銀座一丁目
港区	放置禁止区域	16	田町、品川、白金高輪、浜松町、青山一丁目駅、芝浦ふ頭駅、六本木、表参道、麻布十番、赤坂見附、新橋、広尾、白金台、お台場海浜公園、芝公園、高輪ゲートウェイ
新宿区	放置禁止区域	31	新大久保、曙橋、新宿、信濃町、高田馬場、市ヶ谷、大久保、新宿三丁目、早稲田、西新宿五丁目、神楽坂、落合南長崎、飯田橋、新宿御苑前、都庁前、中井、若松河田、牛込柳町、落合、下落合、四ツ谷、四谷三丁目、西武新宿、初台、新宿西口、東新宿、国立競技場、都電早稲田、牛込神楽坂、西新宿、西早稲田
文京区	放置禁止区域	17	後楽園、東大前、根津、茗荷谷、護国寺、江戸川橋、本郷三丁目、千駄木、本駒込、春日、駒込、白山、千石、巣鴨、新大塚、水道橋、飯田橋
台東区	指導整理区域	12	鶯谷、御徒町、浅草橋、三ノ輪、浅草、入谷、上野、日暮里、新御徒町、蔵前、浅草(つくばエクスプレス)、稲荷町
墨田区	放置禁止区域	14	押上、小村井、鐘ヶ淵、菊川、錦糸町、京成曳舟、とうきょうスカイツリー、東あずま、東向島、曳舟、本所吾妻橋、森下、八広、両国
江東区	放置禁止区域	21	亀戸、東陽町、西大島、辰巳、大島、東大島、住吉、潮見、新木場、南砂町、門前仲町、木場、東雲、森下、清澄白河、越中島、豊洲、東京レポート、亀戸水神、有明テニスの森、国際展示場・有明
品川区	放置禁止区域	23	大井町、荏原町、大崎、戸越公園、不動前、青物横丁、立会川、戸越、中延、武蔵小山、新馬場、旗の台、五反田、大森、西大井、西小山、大井競馬場前、荏原中延、下神明、戸越銀座、目黒、天王洲アイル、品川シーサイド
目黒区	自転車等放置禁止区域	14	池尻大橋、都立大学、緑が丘、洗足、祐天寺、学芸大学、中目黒、駒場東大前、自由が丘、大岡山、西小山、武蔵小山、目黒、駒沢大学
大田区	放置禁止区域	35	大森、蒲田、田園調布、大岡山、石川台、長原、平和島、京急蒲田、矢口渡、池上、千鳥町、馬込、穴守稲荷、天空橋、武蔵新田、西馬込、多摩川、下丸子、糀谷、蓮沼、久が原、大島居、梅屋敷、昭和島、北千束、御嶽山、雪が谷大塚、六郷土手、雑色、大森町、洗足池、沼部、鶉の木、大森海岸、流通センター
世田谷区	放置禁止区域	36	駒沢大学、成城学園前、下北沢、桜新町、千歳鳥山、豪徳寺、用賀、経堂、喜多見、等々力、池尻大橋、三軒茶屋、祖師ヶ谷大蔵、千歳船橋、梅ヶ丘、二子玉川、尾山台、八幡山、下高井戸、桜上水、九品仏、明大前、上北沢、芦花公園、上野毛、東松原、松原、池ノ上、代田橋、奥沢、新代田、自由が丘、上町、世田谷代田、世田谷、東北沢
渋谷区	放置禁止区域	16	渋谷、恵比寿、笹塚、幡ヶ谷、初台(北口・南口)、参宮橋、代々木、千駄ヶ谷、代々木上原、代々木八幡、代々木公園、原宿、広尾、新宿(南口)、西新宿五丁目、明治神宮前
中野区	放置規制区域	14	中野、鷲ノ宮、富士見台、沼袋、新江古田、都立家政、落合、東中野、中野坂上、中野新橋、中野富士見町、野方、新井薬師前、新中野
杉並区	放置禁止区域	22	下井草、井荻、上井草、高円寺、阿佐ヶ谷、荻窪、西荻窪、東高円寺、新高円寺、南阿佐ヶ谷、中野富士見町、方南町、永福町、西永福、浜田山、高井戸、富士見ヶ丘、久我山、代田橋、桜上水、下高井戸、八幡山
豊島区	放置禁止区域	17	池袋(東口・西口)、東長崎、要町、椎名町、千川、駒込、落合南長崎、西巣鴨、巣鴨、目白、高田馬場、下板橋、東池袋、板橋、雑司が谷、大塚、新大塚
北区	整理区域	16	赤羽、王子、北赤羽、浮間舟渡、十条、東十条、田端、駒込、尾久、上中里、赤羽岩淵、志茂、王子神谷、板橋、西巣鴨、西ヶ原
荒川区	放置禁止区域	7	南千住、町屋、日暮里、西日暮里、三河島、熊野前、赤土小学校前
板橋区	放置禁止区域	22	板橋、ときわ台、成増・地下鉄成増、志村坂上、志村三丁目、西台、高島平、本蓮沼、蓮根、板橋本町、浮間舟渡、下赤塚・地下鉄赤塚、東武練馬、小竹向原、中板橋、大山、板橋区役所前、上板橋、下板橋、西高島平、新高島平、新板橋
練馬区	放置禁止区域	22	江古田、桜台、練馬、富士見台、石神井公園、大泉学園、保谷、上井草、上石神井、武蔵関、氷川台、平和台、小竹向原、新桜台、東武練馬、地下鉄赤塚、中村橋、練馬高野台、練馬春日町、新江古田、光が丘、豊島園

区 分	指定区域 の名称	箇所 (駅)数	指 定 区 域 (駅 名)
足 立 区	放置禁止 区域	23	綾瀬、千住大橋、京成関屋、牛田、竹ノ塚、北千住、西新井、梅島、大師前、五反野、小菅、北綾瀬、青井、六町、足立小台、扇大橋、高野、江北、西新井大師西、谷在家、舎人公園、舎人、見沼代親水公園
葛 飾 区	整理区域	12	金町、堀切菖蒲園、新小岩、青砥、お花茶屋、亀有、四ツ木、京成高砂、綾瀬、京成立石、柴又、新柴又
江戸川区	放置禁止 区域	11	小岩、平井、京成小岩、葛西、西葛西、一之江、瑞江、船堀、篠崎、東大島、葛西臨海公園
市 部		131	
八王子市	自転車等 放置禁止 区域	11	八王子、京王八王子、西八王子、高尾、北野、南大沢、京王堀之内、長沼、片倉、めじろ台、八王子みなみ野
立 川 市	放置禁止 区域	10	立川、武蔵砂川、西武立川、西立川、西国立、玉川上水、高松、泉体育館、柴崎体育館、砂川七番駅
武蔵野市	放置禁止 区域	3	吉祥寺、三鷹、武蔵境
三 鷹 市	放置禁止 区域	4	三鷹、井の頭公園、つつじヶ丘、三鷹台
青 梅 市	自転車等 放置禁止 区域	3	青梅、河辺、東青梅
府 中 市	放置禁止 区域	12	東府中、府中本町、中河原、分倍河原、多磨霊園、府中、北府中、多磨、白糸台、是政、西府、武蔵野台
昭 島 市	自転車等 放置禁止 区域	5	拝島、昭島、中神、東中神、西立川
調 布 市	放置禁止 区域	9	仙川、つつじヶ丘、柴崎、調布、西調布、飛田給、京王多摩川、布田、国領
町 田 市	放置禁止 区域	8	町田、成瀬、南町田、玉川学園前、相原、すずかけ台、多摩境、鶴川
小 金 井 市	放置禁止 区域	3	武蔵小金井、東小金井、新小金井
小 平 市	放置禁止 区域	8	小川、鷹の台、新小平、青梅街道、一橋学園、小平、花小金井、東大和市
日 野 市	放置禁止 区域	10	日野、豊田、高幡不動、百草園、南平、平山城址公園、甲州街道、万願寺、程久保、多摩動物公園
東 村 山 市	放置禁止 区域	5	秋津、東村山、萩山、新秋津、久米川(北口)
国 分 寺 市	放置禁止 区域	4	国分寺、西国分寺、恋ヶ窪、国立
国 立 市	整理区域	3	国立、谷保、矢川
福 生 市	放置禁止 区域	5	福生、牛浜、熊川、拝島、東福生
狛 江 市	自転車等 放置禁止 区域	3	狛江、和泉多摩川、喜多見
東 大 和 市	放置禁止 区域	5	東大和市、玉川上水、武蔵大和、上北台、桜街道
清 瀬 市	放置禁止 区域	2	秋津、清瀬
東久留米市	放置禁止 区域	1	東久留米
多 摩 市	放置禁止 区域	4	聖蹟桜ヶ丘、多摩センター、永山、唐木田
稲 城 市	自転車等 放置禁止 区域	6	稲城長沼、矢野口、京王よみうりランド、稲城、南多摩、若葉台
羽 村 市	放置禁止 区域	2	羽村、小作
西 東 京 市	放置禁止 区域	5	田無、保谷、ひばりヶ丘、東伏見、西武柳沢

6 条例による自転車等の駐車場附置義務

遊技場、百貨店・スーパーマーケット等大規模小売店舗を新設する場合の自転車駐車場の附置義務は下表のとおり

【区 部】

令和3年6月末現在

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
港 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積が5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分は60㎡、5,000㎡を超える部分は120㎡毎に1台
新 宿 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積1,200㎡を超える部分は60㎡、5,000㎡を超える部分は120㎡毎に1台
墨 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
江 東 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
品 川 区	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
目 黒 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
世 田 谷 区	150㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
渋 谷 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は床面積30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える部分は40㎡毎に1台
中 野 区	150㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	200㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
杉 並 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
豊 島 区	150㎡以上	15㎡毎に1台	スーパーマーケット等 200㎡以上	20㎡毎に1台
			上記以外 400㎡以上	40㎡毎に1台
北 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
荒 川 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
板 橋 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
練 馬 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
足 立 区	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
葛 飾 区	200㎡を超えるもの	10㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台
江 戸 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備 考
	規制対象面積 店舗面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合			
港 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
新 宿 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※最大50%削減の規模の特例あり 平成31年1月1日施行
墨 田 区	400㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※店舗面積5,000㎡を超える部分は、 基準面積の2倍毎に1台 ※病院及び診療所は、300㎡を超えるも の15㎡毎に1台、5,000㎡を超える部分 は30㎡毎に1台
江 東 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
品 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 50㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
目 黒 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※飲食店400㎡を超えるものは20㎡毎 に1台
大 田 区	200㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
世 田 谷 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	200㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
渋 谷 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を超える 部分は50㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は50㎡ 毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台 ※床面積5,000㎡を 超える部分は 30㎡ 毎に1台	※渋谷区土地利用調整条例 平成26年 4月2日公布、平成26年10月1日施行
中 野 区	250㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	250㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	150㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	※200台を超える部分は基準面積の2倍 毎に1台 ※病院、診療所等の医療を提供する施 設、150㎡を超えるものは15㎡毎に1台
杉 並 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は算定 した自転車駐車場の規模の1/2
豊 島 区	250㎡以上	25㎡毎に1台	400㎡以上 40㎡毎に1台	150㎡以上 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
北 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台	600㎡を超えるもの 30㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
荒 川 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
板 橋 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	
練 馬 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台
足 立 区	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
葛 飾 区	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの 25㎡毎に1台	300㎡を超えるもの 15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準 面積の2倍毎に1台 ※対象は商業地域及び近隣商業地域
江 戸 川 区	300㎡を超えるもの	25㎡毎に1台以上	施設用途による必要 台数(1台以上)	施設用途による必要 台数(1台以上)	

【市 部】

	遊 技 場 等		百貨店、スーパーマーケット、 その他の大規模小売店舗	
	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合	規制対象面積	店舗面積に対する 自転車駐車場の割合
	店舗面積		店舗面積	
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台
立川市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
三鷹市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
青梅市	300㎡を超えるもの	30㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	40㎡毎に1台
府中市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
昭島市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
調布市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
町田市	300㎡を超えるもの	20㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	30㎡毎に1台
小金井市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
小平市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	500㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
日野市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東村山市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国分寺市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
国立市	建築延面積が 500㎡以上のもの	遊技場: 延床面積15㎡毎に1台	建築延べ面積が 500㎡以上のもの	延床面積10㎡毎に1台
福生市	建築延面積が 500㎡以上のもの	15㎡毎に1台以上	建築延床面積が 500㎡以上のもの	10㎡毎に1台
清瀬市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
東久留米市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
武蔵村山市				
多摩市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
稲城市	建築延面積が 300㎡以上のもの	20㎡毎に1台	建築延べ面積が 300㎡以上のもの	10㎡毎に1台
羽村市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
西東京市	300㎡を超えるもの	15㎡毎に1台	400㎡を超えるもの	20㎡毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ	500㎡を超えるもの	設置義務のみ

	銀行等金融機関		スポーツ、体育、健康増進施設	学習、教養、趣味等の施設	備考
	規制対象面積	店舗面積に対する自転車駐車場の割合			
	店舗面積				
八王子市	300㎡を超えるもの	35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの、35㎡毎に1台	300㎡を超えるもの35㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台、店舗面積10,000㎡を超える部分は基準面積の4倍毎に1台
立川市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵野市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※官公署その他左記の用途に分類されないものは、延面積が900㎡を超えるもの45㎡毎に1台
三鷹市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える施設(混合用途施設を除く)は、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分については左記の規定により算定した自転車等駐車場の規模に店舗面積が5,000平方メートルを超える部分については、左記の方法で算出した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た台数とする
青梅市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
府中市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
昭島市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
調布市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		300㎡を超えるもの15㎡毎に1台	店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
町田市	500㎡を超えるもの	40㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積500㎡を超えるもの40㎡毎に1台
小金井市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
小平市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
日野市	500㎡を超えるもの	50㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台 ※左記の用途に分類されない施設は店舗面積200㎡を超えるもの20㎡毎に1台
東村山市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国分寺市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
国立市	建築延面積が500㎡以上のもの	延床面積20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は延床面積20㎡毎に1台
福生市	建築延床面積が500㎡以上のもの	20㎡毎に1台以上			延床面積が5,000㎡を超える施設の設置基準はそのを超える部分は基準面積で算定した台数の2分の1を乗じた台数
清瀬市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする
東久留米市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
武蔵村山市					「まちづくり条例」に延べ面積500㎡以上の集客建築物の延べ面積200㎡毎に1台
多摩市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
稲城市	建築面積が300㎡以上のもの	20㎡毎に1台			左記の用途に分類されない施設は店舗面積20㎡につき1台
羽村市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台			1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積で計算した台数の2分の1
西東京市	500㎡を超えるもの	25㎡毎に1台		教室面積が300㎡を超えるもの15㎡毎に1台	左記の用途に分類されない施設は延べ面積が900㎡を超えるもの延べ面積45㎡毎に1台。1台あたりの面積は1㎡以上とする。店舗面積5,000㎡を超える部分は基準面積の2倍毎に1台
瑞穂町	500㎡を超えるもの	設置義務のみ			

7 民営自転車駐車場の育成(補助事業)

[種別] A-建設・維持管理補助 B-低利融資 C-税の減免 D-その他

	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和2年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
江東区	江東区民営自転車駐車場整備事業補助金	平成29年度	<p>【補助対象者】</p> <p>(1) 法人又は個人であって、補助金交付後、当該自転車駐車場を開設した日から3年以上運営する見込みのある者(鉄道事業者は対象外)。</p> <p>(2) 申請年度の2月末日までに補助対象事業に関する契約及び工事等が完了し、3月末日までに当該補助対象事業に係る支払が全てが完了し、かつ、要綱第12条に規定する書類が提出できる者</p> <p>(3) 補助金を受けることが適当であると区長が認める者。</p> <p>【補助対象事業】</p> <p>(1) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること。</p> <p>(2) 自転車駐車場を新設、増築又は改修する場所が鉄道駅の周辺、商業施設、観光地の周辺等放置自転車が発生する見込みが高いと区長が認める地域であること。</p> <p>(3) 自転車駐車場が不特定の一般区民が利用する自転車を収容できるものであること。</p> <p>【補助金額】</p> <p>(1) 補助対象経費の3分の1以内の額または形式ごとに定める1台あたりの標準整備費(実額ではない標準的な費用の額)に整備台数を乗じて得た額とし、500万円を上限として予算の範囲内で交付する。 なお、1台あたりの標準整備費は平置式で5,000円、機械式で15,000円である。</p> <p>(2) 補助金の額は1,000円単位とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>	A	3	173台 3,206千円	0 0千円	0台 0千円
目黒区	民営自転車等駐車場に対する助成	平成29年度	<p>【補助対象】</p> <p>以下の者には助成しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者 ・国又は他の公共団体から寄付又は補助を受けて設置し、又は経営している者 <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅から概ね200m以内 ・継続して3年以上運営すること ・自転車が概ね50台(原付は概ね40台)以上収容できること 	A	0	0台 0千円	0 0千円	0台 0千円

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
				発足からの累計		令和2年度	
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
大田区 大田区民営自転車等駐車場育成補助	昭和63年度 平成27年8月に改正	【補助対象】 ●対象事業 ①駅から概ね300m以内 ②収容能力が概ね30台以上 ③平地式は5年、立体自走式(地上式)は7年、立体自走式(地下式)及び立体機械式は10年以上運営されること ④設備や構造が利用者の安全を確保できるものであること ※駐車場の設置・経営を目的とする財団法人で、国その他の公共団体から寄付・補助金を受ける者が設置・経営する駐車場、条例の附置義務の適用を受けて設置される駐車場、遊技場、百貨店、スーパーマーケットその他事業者等がその利用者及び従業員等のために設置する駐車場は対象外 ●交付対象 ・駐車場の設置者(借地権者または借家人が駐車場を設置した場合における当該土地の所有者を除く) ※鉄道事業者は建設費のみ対象 【補助額】 ●建設費補助金 次のうち低い方の額 ①建設費の1/2の額 ②1台あたりの基準単価に収容台数を乗じて得た金額の1/2の額 ●維持管理補助金 初年度交付から5年間交付敷地及び立体構造で単独かつ専用施設である建物の固定資産税及び都市計画相当税額	A	14	3,169台 93,220千円	2	120台 3,000千円
世田谷区 世田谷区民営自転車等駐車場育成事業	昭和59年度	【補助対象】 ・民営自転車等駐車場を設置しようとするもので、当該事業において他の補助金の交付を受けていないもの 【補助条件】 ・平置き3年又は5年、立体自走式7年、立体機械式10年以上運営。 【補助額】 ・建設費の1/3以内。ただし平置き500万円、立体自走式1,000万円を限度。 【その他】 ・対象箇所数は交付実績。収容台数は既に廃止になっているものを除く10箇所の収容可能台数。 (※29年度末時点では、12箇所1,897台の実績)	A	23	1,685台 不明	1	0台 0千円
中野区 中野区民営自転車駐車場設置補助	平成元年度	【補助対象】 ・鉄道駅から概ね300m以内で主な利用者は通勤通学者 ・収容台数:平置き50台・立体式又は機械式100台以上で2分の1以上を自転車利用に充てるもの 【補助条件】 ・運営期間:平置き3年・立体式又は機械式5年以上	A	2	232台 8,300千円	0	0台 0千円

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
				発足からの累計		令和2年度	
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
杉並区 杉並区民営自転車駐車場育成補助	昭和60年度	<p>(1) 自転車駐車場の位置が条例で定める放置禁止区域内にあること</p> <p>(2) 自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車が有効に駐車できるものであること</p> <p>(3) 一般区民の利用する自転車を収容する施設であること</p> <p>(4) 当該自転車駐車場が継続して5年以上運営されること</p> <p>(5) その他区長が必要と認めるもの</p> <p>※ただし、次に掲げる自転車駐車場は、補助の対象としない。</p> <p>(1) 鉄道事業者又は財団法人が設置し、運営する自転車駐車場</p> <p>(2) 条例第21条及び第24条の規定の適用を受けて設置される自転車駐車場(附置義務)</p> <p>【建設費補助金】 補助金の交付額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 建設費 標準建設費(収容台数1台につき、単価110,000円を乗じて得た額)又は建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は1,000万円とする。</p> <p>(2) 管理費 自転車の年間駐車実績台数を供用した日数で除して得た台数又は収容台数のいずれか低い台数に単価3,000円を乗じて得た額とする。</p>	A	20	2,401台 46,601千円	1 753千円	57台 753千円
北区 北区民営自転車駐車場助成	昭和61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民営自転車駐車場の設置者 ・継続して6年以上運営すること。 ・自転車駐車場の設置が自転車の放置防止に寄与すると認められること。 ・自転車駐車場の位置が鉄道駅からおおむね300メートル以内の地域にあること。 ・自転車駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ自転車が有効に駐車できること。 ・自転車の収容能力がおおむね50台以上あり主として通勤または通学のため、住居と自転車駐車場との往復に利用する。 	A	1	180台 4,860千円	0 0千円	0台 0千円
荒川区 民営自転車駐車場育成補助	昭和61年度	<p>【対象・条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場の位置が鉄道駅から概ね300m以内の地域であること。 ・構造・設備が利用の安全を確保でき、自転車が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が50台以上あり、通勤通学用の利用者の自転車を主に収容するものであること。 ・継続して3年以上運営すること。 <p>【補助額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の2分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×21,000円 ②立体式駐車場 収容台数×42,000円 ○標準建設費または建設に要した経費が30万円未満の場合は、補助金の対象としない。 ○交付限度額 ①平置式駐車場 200万円 ②立体式駐車場 400万円 	A	15	1,497台 10,920千円	0 0千円	0台 0千円

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
				発足からの累計		令和2年度	
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
板橋区 民営自転車 駐車場助成	昭和 60年度	【補助対象】 ・3年連続して放置台数が100台を超える鉄道駅から概ね200m以内 【補助条件】 ①収容台数が10台以上又は通路部分を除いた駐車場の規模が20㎡以上 ②3年以上継続経営	A	不明	不明	0	0台 0千円
足立区 民営自転車 駐車場設置 補助	昭和 58年度	【対象・条件】 ・駐車場の設置(増改築を含む。)の目的が公共の用に供すると認められること。 ・駐車場の位置が鉄道駅等から概ね300m以内の地域であり、かつ近隣の自転車収容台数に余裕があると認められないこと。 ・駐車場の構造及び設備が利用者の安全を確保することができ、自転車等が有効に駐車できるものであること。 ・駐車場の収容能力が30台以上あること(原動機付自転車1台は自転車1.5台として換算する。)ただし、増改築の場合は、自転車等の収容能力が概ね30台以上増加すること。 ・増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること。 【補助額】 (1)設置費補助 ・標準建設費または建設に要した経費のいずれか低い額の3分の1以内 ※標準建設費計算式 ①平置式駐車場 収容台数×40,000円(原付 60,000円) ②立体式駐車場 収容台数×70,000円(原付100,000円) ・交付限度額 ①平置式駐車場 500万円 ②立体式駐車場 1000万円 (2)管理費補助 ・駐車場の敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額(借地は除く) ・駐車場の収容台数のうち、時間単位の貸出し部分が1/2以上で、一回の利用につき2時間以上無料で利用させる時(無料部分が20台以上)は、収容台数1台につき年度ごと3,000円。ただし600,000円を限度とする。 ・交付期間 駐車場として税が賦課される初年度から3年間。	A	106	21,969台	2	202台 462千円
葛飾区 葛飾区民営 自転車等駐 車場整備補 助(要綱)	平成 23年度	【補助対象】 ・自転車等駐車場の構造及び施設が利用者の安全を確保し、自転車等が有効に駐車でき、要件を備えた一般公共用自転車駐車場であること 【補助条件】 ①駐車場の位置が鉄道駅から300m以内の地域にあること ②5年以上継続して運営されること ③自転車等駐車場の収容台数が30台以上であること ④増改築の場合は、補助金の交付を受けてから3年を経過していること	A	48	4,746台	4	210台 5,137千円
武蔵野市 民営自転車 等駐車場設 置費補助金	平成 22年度	【補助対象】 ・建設費及び駐車用機械器具等整備費 【補助条件】 ・駅から500m以内、約50台以上、10年以上設置継続 【その他】 ・市長が別に定める	A	3	1,576台	0	0台 0千円

事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績				
				発足からの累計		令和2年度		
				対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	
三鷹市 三鷹市民間自転車等駐車施設設置・運営等補助金交付要綱	昭和63年度	<p>【補助対象】</p> <p>1 補助金の交付対象となる駐車場は、新設、増設又は改築を行う、次に掲げる要件を備えている駐車場で、市長が適当と認めるものとする。</p> <p>(1) 一般市民の利用に供されるものであること</p> <p>(2) 鉄道駅から概ね300m以内にあること</p> <p>(3) 駐車場に供する面積が、概ね20㎡以上で、かつ、自転車等の収容能力が40台以上のものであること</p> <p>(4) 設置する施設が継続して5年以上運営されるものであること</p> <p>2 前項の駐車場には、三鷹市駐輪場整備運営基本方針に基づき市立自転車等駐車場として公共の用に供するために整備される駐車場を含むものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する駐車場は、補助金の交付対象としない。</p> <p>(1) 鉄道事業者が設置し、経営するもの</p> <p>(2) 条例第4章の規定の適用を受けて設置されたもの</p> <p>(3) 本要綱の規定による補助金を受けてから5年を経過しないもの</p> <p>【補助条件】</p> <p>(1) 駐車場の敷地を所有する者にあつては、その敷地に係る固定資産税及び都市計画税に相当する額</p> <p>(2) 駐車場の新設、増設又は改築のために要する経費の3分の1に相当する額。ただし、500万円を限度とする。</p> <p>(3) 駐車場を運営管理する者にあつては、駐車場の整理等運営管理に要する経費で次に掲げるもの。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の日(12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。)の整理等運営管理に要する経費を除く。</p> <p>ア 自転車等の収容能力が40台以上200台未満の駐車場については、1日当たり自転車等整理員1人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>イ 自転車等の収容能力が200台以上の駐車場については、1日当たり自転車等整理員2人3時間分の別に定める賃金に相当する額を限度とする。</p> <p>※条例第4章 三鷹市自転車の安全で適正な利用に関する条例第4章・・・自転車等駐車場の附置義務</p>	A	14	4,070台	40台	37,246千円	141千円
調布市 民営自転車駐車場設置費補助	昭和59年度	<p>【補助対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平置式(簡易舗装, フェンス囲, 屋根, ラック付) ・立体式(ラック付) <p>【補助条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として通勤・通学の利用者に供するために設置されるものであること。 ・自転車を100台以上収容できるものであること。 ・自転車等の利用者が有効に駐車できる構造及び設備を有するものであること。 ・自転車等放置禁止区域内若しくはその付近又は自転車等駐車場が必要と認められる地域に位置するものであること。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置に要した費用の額が基準に満たない場合は、その額に収容台数を乗じた額の1/4を補助する。 	A	4	867台	146台	3,082千円	365千円

市町村	事業名	発足年度	補助対象・補助率(額)・その他	種別	実績			
					発足からの累計		令和2年度	
					対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)	対象箇所	収容予定台数(台) 金額(千円)
町田市	民営自転車等駐車場助成事業	平成3年度	【補助対象】 ・駅から概ね300m以内に鉄道事業者以外の者が設置する不特定多数の者の用に供されるもの。 【補助条件】 ・収容台数がおおむね50台以上で継続して5年以上運営される見込みであるもの。 【その他】 ・設置費は設置台数により1,200万円を上限に経費の2分の1と比較して少ない方。 ・管理費は固定資産税と都市計画税を5年分。 ※設置費については、令和2年3月31日廃止。ただし、管理費については、継続。	A	14	2,309台 142,755千円	1 2,638千円	274台 0千円
小金井市	小金井市民営自転車駐車場補助金交付要綱	昭和63年度	【補助対象】 ・民営自転車駐車場の新設又は増設に係る事業で、自転車等の放置防止に寄与するもの 【補助条件】 ・自走式自転車駐車場の平面式で3年、立体式で5年、機械式で10年以上の補助事業を行うこと。	A	2	347台 4,690千円	1 0千円	0台 0千円
小平市	小平市民営自転車等駐車場補助	平成20年度	【補助対象】 ・建設費補助金:自転車駐車場建設に係る建設費の2分の1(消費税、解体費、用地購入費を除く) ・運営費補助金:建設費補助金を受けた施設の固定資産税相当額を、最初の賦課から3年間 【補助条件】 (1)主に通勤・通学者を対象とした自転車等駐車場を設置する場合で、自転車等の収容台数が概ね30台以上(原付は1.5台で換算)であること。 (2)立地条件として、鉄道駅から概ね300m以内であること。 (3)継続して5年以上運営すること。 (4)車種は、自転車及び原動機付自転車とする。	A・C	21	3,086台 74,682千円	0 0千円	0台 0千円
国分寺市	民営自転車等駐車場の育成(国分寺市自転車等の放置防止に関する条例)	昭和59年度	【補助対象】 ・通勤又は通学等の利用者を対象とした民営有料自転車等駐車場を放置禁止区域内に設置しようとする者に対し、必要に応じて、一定の助成措置を講ずることができる。 【補助条件】 ・当該自転車等駐車場用地に係る固定資産税 ・都市計画税の税額に相当する額を当該自転車等駐車場の建設費の範囲内で設置した年度から3箇年に限り行うことができる。	C	0	実績なし 実績なし	0 0千円	0台 0千円
稲城市	民間自転車等駐車場の育成等	昭和59年度	【補助対象】 ・駐車場の設置 【補助条件】 ・放置自転車禁止区域内に50台以上の駐車場を設置	C	0	実績なし 実績なし	0 0千円	0台 0千円
羽村市	民営有料自転車駐車場補助金	平成3年度	【補助対象】 ・自転車等放置禁止区域内に設置する民営有料自転車駐車場 【補助条件】 ・通勤、通学者の利用に供するために設置されるもの ・自転車等を100台以上収容できる規模を有するもの ・利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できる構造及び設備を有するもの	A	0	実績なし 実績なし	0 0千円	0台 0千円

8 放置自転車等に関する調査・研究等実施状況

調査対象：令和3年度

	調査名	調査時期	調査対象	調査項目・内容
千代田区	放置自転車台数調査	年1回 (10月)	駅周辺の放置自転車台数調査	放置台数調査
港区	駅前自転車等乗入台数調査	年2回 (5・10月)	駅周辺の自転車等の乗入調査	①放置台数調査 ②駐輪場内停車台数調査 ※各自転車・自動二輪・原動機付自転車
新宿区	放置自転車台数調査	年2回 (5・10月)	駅周辺の放置自転車等の台数調査	自転車・第一種原動機付自転車・自動二輪車
江東区	駅周辺自転車台数調査	年2回 (5・10月)	放置自転車禁止区域内の乗入自転車・原付・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場収容台数
杉並区	駅周辺自転車台数調査	年5回 (4・6・9・11・2月)	区内駅及び区隣接駅周辺	①駐輪場等置場内乗入台数 (自転車・バイク) ②駐輪場等置場外乗入台数 (自転車・バイク)
練馬区	放置自転車実態調査	年2回 (5・11月)	放置禁止区域内の自転車(原付含む)と大型バイク	①乗入台数 ②放置台数 ③自転車駐輪場利用台数 ④自転車駐輪場整備台数
葛飾区	駅周辺における放置自転車等実態調査	毎月1回 奇数月午前 偶数月午後	放置自転車整理区域内の乗入自転車・原付車・自動二輪	①放置台数 ②公営駐輪場利用台数 ③民間駐輪場利用台数及び開設状況
江戸川区	駐輪場利用台数調査	毎年2回 (5・10月)	自転車駐輪場内の自転車や原付車	駐輪場別利用台数
	駅別放置自転車等台数調査		区内12駅の自転車や原付車	放置自転車・原付の状況調査 (駅周辺の各地点毎に調査)
八王子市	自転車等台数調査	毎年3回 (6・10・2月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
立川市	実態調査	毎月平日と土曜 の午前午後 1回ずつ	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺の自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
三鷹市	自転車等駐輪台数調査	年2回 (5・10月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	①駅周辺に設置された自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
青梅市	各駅乗入台数調査	毎月 中旬～下旬	市内駐輪場	駐輪場ごとの自転車・バイクの駐車台数
府中市	駅周辺自転車駐輪場台数調査	年1回 (10月)	市内14駅周辺に駐車又は放置している自転車及び自動二輪車	駅周辺毎に昼間及び夜間の台数調査
昭島市	駅周辺民間駐輪場の利用状況調査	年1回 (8月)	自転車 原動機付自転車	駅周辺に設置された自転車等駐輪場の利用状況 と売上試算
調布市	自転車等駐輪利用状況	毎月末	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	駅周辺に設置された自転車等駐輪場の利用状況 放置自転車等の警告数、撤去台数等
町田市	町田駅周辺放置自転車実態調査	年2回 (6・11月)	自転車 原動機付自転車 自動二輪車	自転車・原付・バイクの放置禁止区域内、外それぞれの放置台数
小金井市	駅周辺自転車利用状況	毎月25日前後 (平日)	自転車 原動機付自転車	①駅周辺の自転車等駐輪場の利用状況 ②駅周辺道路の放置自転車等の状況
日野市	駅周辺自転車台数調査	年1回 (10月)	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市内の駐輪場台数調査	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
狛江市	駅周辺自転車等乗入調査	毎月月上旬	駅周辺の放置自転車等、民間を含め市管理の駐輪場	自転車・原付の放置台数、駐輪場の駐輪台数
多摩市	放置自転車等台数調査	年1回 (10月)	市内4駅周辺における駐輪場利用台数及び放置台数の調査	自転車・原付(50ccまで) 小型・中型・大型バイクの駐輪箇所・台数調査
あきる野市	駅周辺自転車等駐輪場駐車台数調査	年2回 (5月・10月)	市内5駅周辺の自転車等駐輪場に駐車されている自転車と原動機付自転車	駐輪場内駐車台数・駐輪場外駐車台数

第3 財政制度

- 1 自転車等に関する財政制度
- 2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)
- 3 社会資本整備総合交付金(道路事業)
- 4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)
- 5 都市構造再編集中支援事業(国庫補助金)
- 6 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業等、道路事業(防災・安全交付金))
- 7 特別区都市計画交付金(都支出金)
- 8 市町村土木費補助事業(都支出金)
- 9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業
- 10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

第3 財政制度

1 自転車等に関する財政制度

(1) 財 源

○は区または市町村に適用
◎は区市町村・民営に適用

使途が特定されない財源

- 地方税等 ————— 地方税、地方譲与税、地方交付税 ほか
- 特別区財政調整交付金 ————— 都と区、区相互の財源均衡を図るための交付金
(普通交付金)

使途が特定されている財源

- 国庫支出金
交通安全対策特別交付金 ————— 交通安全施設（自転車駐車を含む）の整備に
充当
- 国庫補助金
 - ①特定交通安全施設等整備事業 ——— 道路の附属物として整備する自転車駐車が対
象（都市計画事業を除く）
 - ②都市構造再編集中支援事業 ——— 市町村（特別区を含む）が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車が対象
- 社会資本整備総合交付金
 - ①道路事業 ————— 都市計画自転車駐車が対象
 - ②都市再生整備計画事業等 ——— 市町村（特別区を含む）が作成した都市再生整備計
画等に位置付けられている自転車駐車が対象
 - ③都市・地域交通戦略推進事業 ——— 市町村（特別区を含む）が作成した総合交通戦略な
どに位置付けられている自転車駐車が対象
 - ④道路事業（防災・安全交付金） — 道路の附属物として整備する自転車駐車が対象
- 都支出金
 - ①特別区都市計画交付金 ————— 特別区の都市計画事業に対して交付
 - ②市町村土木補助 ————— 道路の附属物として整備する自転車駐車に対し
て支給
- 地方債
- 東京都区市町村振興基金条例に
よる貸付 ————— 区市町村が整備する駐輪場
(区市町村が行う貸付けに係る事業を含む) に
対して融資

他の団体からの補助等

- (一財)日本自転車普及協会による
自転車駐車場設置事業 ————— 区市町村に無償貸与（期間満了後無償譲渡）
- ◎(公財)自転車駐車場整備センターに
よる自転車駐車場設置事業 ————— センターが一定期間有料で運営
(期間満了後、区市町村に無償譲渡)

(2) 補助制度等の概要(国庫支出金を除く)

主体	事業名	条件等	補助率等	備考
国	社会資本整備総合交付金(道路事業)	都市計画事業として設置する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内(新設)、5/10(改築)	平成22年度開始
	特定交通安全施設等整備事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の1/2以内	昭和61年度から平成21年度まで
	都市構造再編集中支援事業	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の1/2	令和2年度開始
	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)等)	都市再生整備計画等に位置づけられている自転車駐車場(市町村が取得する場合に限り、購入を含む)	交付対象事業費の約40%	平成16年度開始 予算科目 一般会計・ 社会資本総合整備事業費・社会資本整備総合交付金
	社会資本整備総合交付金(都市・地域交通戦略推進事業(旧都市交通システム整備事業))	自転車駐車場(駐車台数200台以上(整備計画に位置づけられ、複数箇所ネットワークを形成している場合は合計で200台以上)の駐車施設。ただし、立地適正化計画に位置付けられた事業であって、かつ、戦略(ただし、国土交通大臣の認定を受けているものに限る。)に位置付けられた事業であって、かつ、再編実施計画に位置付けられた地域公共交通再編事業に係る停留所等に設置する自転車駐車場は、50台以上(複数箇所設置の場合は合計で50台以上)の駐車施設。)整備に要する費用のうち、次に掲げるもの。 (1) 設計費 ① 基本設計費 自転車駐車場の基本設計に要する費用 ② 実施設計費 自転車駐車場の実施設計に要する費用 (2) 施設整備費 自転車駐車場の工事に要する費用	設計費、施設整備費の1/3以内(ただし、総合交通戦略の区域に該当し、環境モデル都市に該当する地区は1/2以内)	平成19年度開始
	社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))	道路の附属物として整備する自転車駐車場	施設費及び用地費の5.0/10以内	平成22年度開始
都	特別区の都市計画事業	都市計画事業にかかる道路の附属物として整備する自転車駐車場	特別区の都市計画事業に要する一般財源の概ね25%	都費補助要綱(単年度要綱)に基づく
	市町村の土木補助事業	道路の附属物として整備する自転車駐車場	補助率1/2以内(ただし、補助の対象は事業費の25%とする)	昭和48年度から59年度まで補助率1/2
財団法人	(一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業	①区市町村からの要望による ②設置対象地は、放置自転車が約300台以上ある〔見込まれる〕駅周辺 ③建設用地は8年以上使用可能なこと ④収容規模300台以上 ⑤施設の建設事業主体は、協会とする	建設費総額(設計料を含む)の1/2を協会が負担 ※負担限度額: ①収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては2,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ②収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては3,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ③収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ④収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の1/2に相当する金額 ※本会負担額を越える費用については、すべて当該地方公共団体が分担金として負担する ※建設費には、土地買収や整地造園等に要する経費を含まない	①完成後の施設は区市町村に6年間無償貸与し、貸与期間満了後無償譲渡 ②上記「貸与期間」中の駐輪場運営・維持管理は全て区市町村が行い、経費は当該区市町村の負担
			(公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場の設置	区市町村等からの要請

2 交通安全対策特別交付金(国庫支出金)

(総務省自治財政局、東京都総務局行政部区政課財政担当・市町村課交付税担当所管)

(1) 根 拠

法律 道路交通法附則第16～21条
政令 交通安全対策特別交付金等に関する政令
省令 交通安全対策特別交付金の算定に関する省令

(2) 趣 旨

交通安全対策の一環として、道路交通安全施設（昭和49年度から自転車駐車場を含む。）の設置及び管理に要する費用に充てるため、都道府県及び区市町村に交付するものである。原資は、道路交通法第128条第1項により納付された反則金等である。

(3) 発足年度

昭和43年度

(4) 交付額

①都の基準額

$$\begin{aligned} & \text{交付時期ごとの} \\ & \text{交付金の総額} \times \left\{ \frac{\text{都の交通事故発生件数}}{\text{全国の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{都の人口集中地区人口}}{\text{全国の人口集中地区人口}} \times \frac{1}{4} \right. \\ & \left. + \frac{\text{都内の改良済道路の延長}}{\text{全国の改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

②都分交付額

都の基準額 - 都内区市町村交付額の合算額

③区市町村分交付額

$$\begin{aligned} & \frac{\text{都の基準額}}{3} \times \left\{ \frac{\text{当該区市町村の交通事故発生件数}}{\text{都の交通事故発生件数}} \times \frac{2}{4} + \frac{\text{当該区市町村の人口集中地区人口}}{\text{都の人口集中地区人口}} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{4} + \frac{\text{当該区市町村が管理する改良済道路の延長}}{\text{都内の区市町村が管理する改良済道路の延長}} \times \frac{1}{4} \right\} \end{aligned}$$

なお、道路法第17条第2項及び第3項の規定により一般国道若しくは都道の管理を行う区市又は町村においては、上記算定とは別に算定した額を加算し交付する（交通安全対策特別交付金等に関する政令第4条第4項）。

【交通事故の発生件数】

当該年度の初日の属する年の前年及び前々年に発生した道路交通法第2条第1項第17号に規定する車両等の交通により人の死傷が生じた交通事故の件数を合算したものの2分の1に相当する数値をいう。

【人口集中地区人口】

最近の国勢調査の結果による人口集中地区人口をいう。

【改良済道路の延長】

当該年度の初日の属する年の前年の4月1日以前において道路法第18条第2項の規定による供用の開始があった道路（総務省令で定めるものを除く。）のうち、道路構造令の規定による基準に適合するもの又はこれに準ずるものの延長として総務省令で定めるところにより算定したものをいう。

④最低交付限度基準額

区市町村に交付すべき9月期の交付額が、25万円に満たない場合は、その年度は交付しない。

(5) 交付時期

毎年度9月、3月に交付する。

(6) 交付状況(過去10か年の決算額)

(単位:百万円)

		23	24	25	26	27	28	29	30	R元	2
東京都		3,724	3,663	3,451	2,968	3,102	2,937	2,817	2,645	2,622	2,950
区市町村	特別区	1,235	1,214	1,137	974	1,021	970	926	868	864	976
	市町村	625	617	586	509	529	497	481	454	446	497
	小計	1,861	1,831	1,723	1,482	1,550	1,467	1,407	1,321	1,310	1,474
合計		5,585	5,494	5,174	4,450	4,652	4,404	4,224	3,966	3,932	4,424

※ 端数整理の関係で「合計」と「内訳の合計値」は必ずしも一致しない。

3 社会資本整備総合交付金(道路事業)

(国土交通省都市局、東京都建設局道路建設部街路課事業計画担当、 東京都都市整備局都市基盤部交通企画課交通施設調整担当所管)

※平成22年度より都市計画自転車駐車場整備事業から社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

法律 都市計画法第11条(昭和53年度発足)

要綱 社会資本整備総合交付金交付要綱(令和3年12月17日最終改正)

(2) 採択基準(参考:都市局所管補助事業実務必携(令和2年度版))

都市計画自転車駐車場で、次の各号のすべてに該当し、かつ事業費500,000千円以上のもの
(ただし、交通連携推進事業に該当するものを除く。)

- ① 三大都市圏(東京圏概ね50km圏、京阪神圏概ね50km圏、名古屋圏概ね40km圏)又は人口10万以上の都市圏(通勤圏)の市町村に存在する鉄道駅等の周辺における通勤、通学目的に利用する自転車(原動機付自転車を含む以下同様)の駐車場であるもの。又は、人口10万人以上の都市の中心市街地における公共の用に供する自転車駐車場であるもの。
- ② 自転車駐車場に関する附置義務条例若しくは自転車放置禁止条例が定められた地区、又は定めることが確実な地区にあること。
- ③ 用地についての補助は、通勤・通学目的に利用する自転車駐車場に限る。

(3) 補助率(参考:都市局所管補助事業実務必携(令和2年度版))

新設1/2以内、改築5/10(用地費・工事費とも)

(4) 参 考 : 建設省都市局通達等

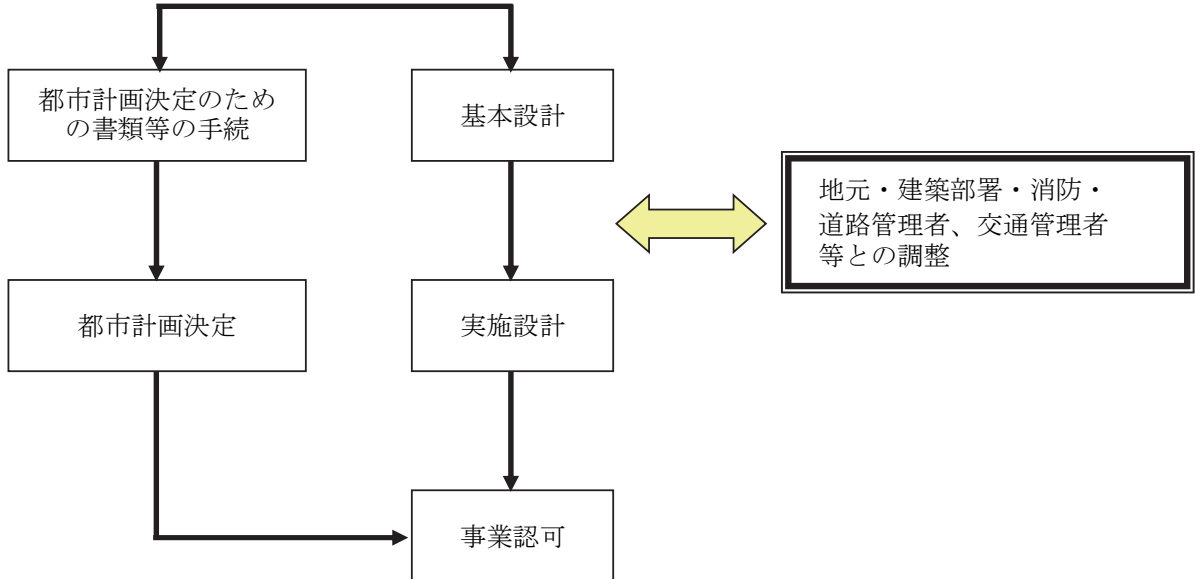
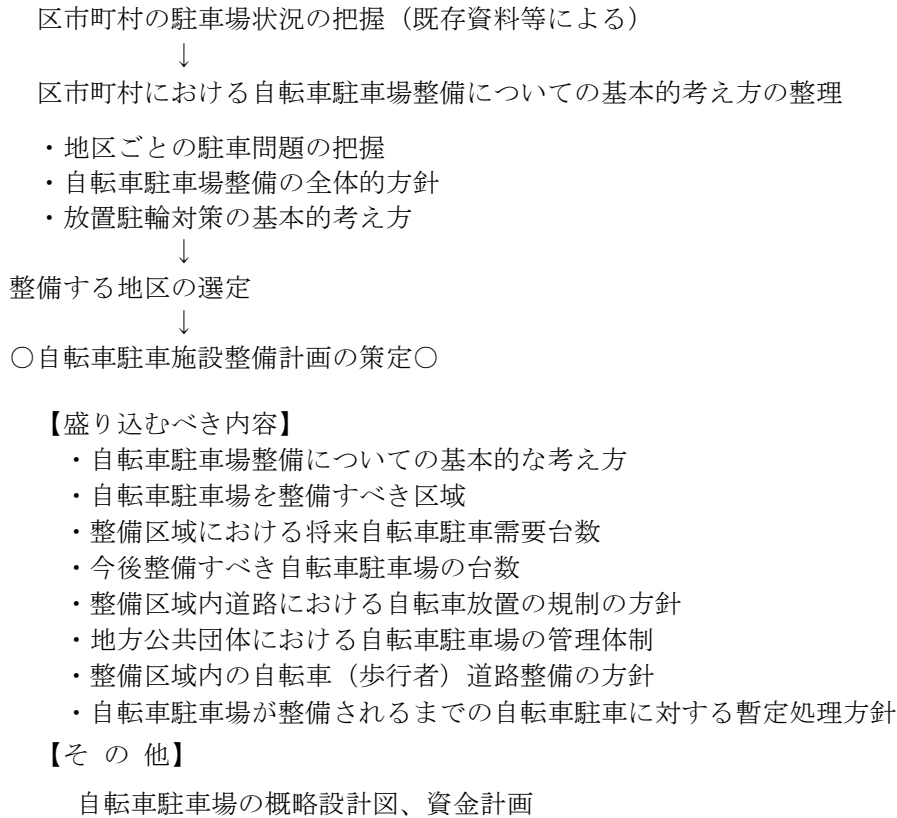
- ① 次に掲げる自転車駐車場で地上一層の構造を有し、かつ道路と一体としての機能を有すると認められるものについては、「道路」に含めて都市計画決定することができる。
 - イ 面積 100㎡以下の自転車駐車場
 - ロ 交通広場内に設ける自転車駐車場

- ② この自転車駐車場の整備は、道路整備事業の一環として行うものであるため、無料を原則とするが、必要に応じ自転車駐車場利用者との計画により、自転車駐車料を支払わせることができる。

※①自転車駐車場の取扱いについて(昭和53年7月20日建設省都計発第44号建設省都市局都市計画課長通達)

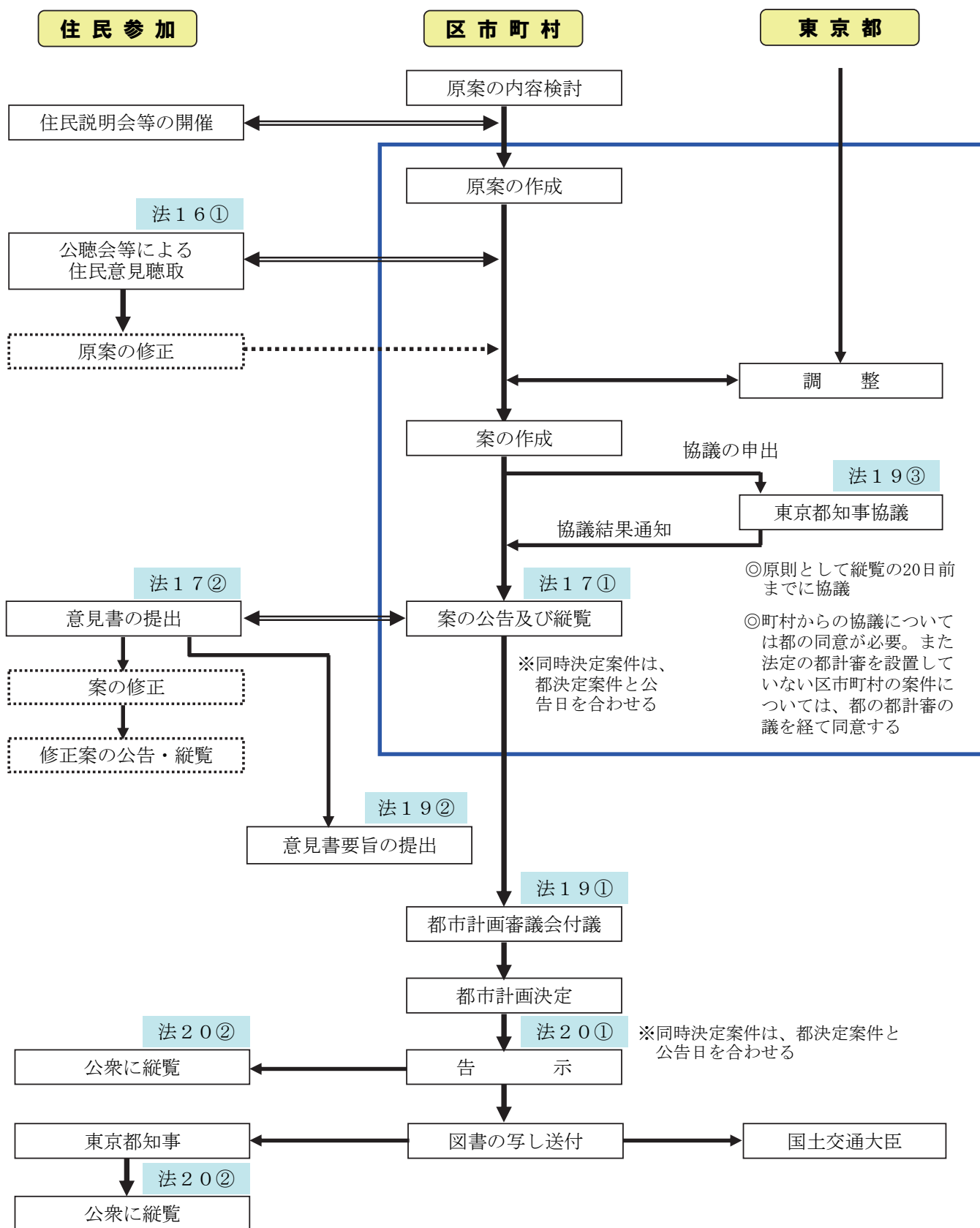
※②自転車駐車場整備事業の取扱いについて(昭和54年5月1日建設省都市局街路課建設専門官事務連絡)

自転車駐車場の都市計画決定までのフロー(例)



都市計画決定手続 (区市町村が定める都市計画)

[都市計画手続]



(5) 実績

都市計画自転車駐車場一覧

令和3年11月30日現在

名称		位置	計画決定年月日	面積(m ²)	構造	計画台数	管理者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供用	備考
番号	駐車場名										
板橋 1	志村	志村3	S54.1.16	1,840	上1	1,000	区	53~56	33(3)	○	都営三田線
国立 1	国立駅南第1	北1	S54.3.22	900	上3	1,700	市	54	156(9)	○	JR
多摩 1	多摩ツケ-駅東	大字落合 字長久保	S54.4.2	2,560	上2	1,200	市	54~55	22(2)	○	小田急線・ 京王線
板橋 2	高島平駅第1	高島平8	S55.1.23	1,200	上2	1,650	区	56	30(2)	○	都営三田線
板橋 3	高島平駅第2	高島平8	S55.1.23	850	上1	850	区			○	都営三田線
足立 1	谷中	谷中4	S55.3.4	520	上1	450	区			未	メトロ千代田線
荒川 1	南千住	南千住2	S57.6.30	290	上1	210	区	57	51(24)	○	JR
江戸川 1	船堀	船堀2	S58.1.11	1,300	上2	2,300	区	58	82(4)	○	都営新宿線
江戸川 2	小松川	小松川1	S58.11.30	1,010	上1	500	区	63~1	12(2)	○	都営新宿線
練馬 1	小竹町	小竹町2	S59.11.15	680	上1	510	区	59~60	5(1)	○	有楽町線
板橋 4	小竹向原	向原1	S59.11.27	490	上1	400	区	59~60	5(1)	○	有楽町線
荒川 3	西日暮里	西日暮里5	S60.6.14	650	上1	790	区	60	43(5)	○	JR
北 1	王子北口	王子1	S60.6.13	660	上1	650	区	60	50(8)	○	JR
北 2	王子南口	栄町	S60.6.13	390	上2	460	区	60	48(10)	○	JR
北 3	王子中央口	王子1	S61.3.18	850	上2	1,090	区	61	124(11)	○	JR
板橋 5	成増駅北口	成増3	S61.8.12	260	上2下1	440	区	61~2	88(20)	○	東武東上線
豊島 1	池袋西	西池袋3	S62.3.31	2,820	下1	1,900	区	62	596(31)	○	JR
杉並 1	新高円寺地下	梅里1, 松ノ木3	H2.1.26	2,500	下1	1,800	区	3~11	1,772(98)	○	丸の内線
台東 1	隅田川公園	花川戸1	H4.2.1	1,400	下1	1,000	区	3~6	1,390(139)	○	東武伊勢崎線 (浅草)
大田 1	西蒲田公園	西蒲田8	H4.3.4	1,500	下1	1,550	区	4~5	937(60)	○	JR・ 東急線
杉並 2	井荻南	下井草5	H4.11.9	1,200	下1	700	区	5~9	282(40)	○	西武新宿線
杉並 3	井荻北	井草3	H4.11.9	600	下1	300	区	5~9	166(55)	○	西武新宿線
江戸川 3	平井北	平井5	H5.3.1	2,800	下1	3,000	区	5~6	1,600(53)	○	JR
中央 1	浜町公園	日本橋 浜町2	H5.10.27	710	下1	300	区	5~7	360(120)	○	都営新宿線
清瀬 1	清瀬駅北口地下	元町1	H6.3.4	2,500	下1	2,500	市	6~7	1,230(49)	○	西武池袋線
墨田 1	錦糸町駅北口	錦糸2, 3	H6.3.17	3,400	下1	3,000	区	6~8	1,492(50)	○	JR・ 有楽町線
台東 2	元浅草駅	小島2, 元浅草1	H7.3.28	990	上1下1	680	区	7~12	1,851(272)	○	TX・ 都営大江戸線
八王子 1	八王子駅北口	旭町	H7.3.22	1,500	下1	1,000	市	7~10	928(93)	○	JR
港 1	麻布十番	麻布十番1	H7.3.24	1,800	下1	450	区		600(133)	未	都営大江戸線・ 有楽町線
世田谷 1	三軒茶屋北	太子堂2	H7.8.10	220	上6	520	区	7~8	200(38)	○	東急田園都市線
豊島 2	駒込駅北	駒込2	H7.8.15	1,000	下1	850	区	7~9	576(67)	○	JR・ 有楽町線
台東 3	新浅草第1	浅草1, 西浅草2	H7.11.8	1,200	下1	460	区	15~17	935(203)	○	TX
台東 4	新浅草第2	浅草2, 西浅草3	H7.11.8	960	下1	300	区	15~17	765(255)	○	TX
江東 1	森下駅	森下1, 2	H7.11.24	1,100	下1	570	区	8~11	510(89)	○	都営大江戸線・ 都営新宿線
江東 2	清澄白河駅	清澄3, 白河 1, 三好1	H7.11.24	1,200	下1	280	区	8~11	539(193)	○	都営大江戸線
中央 2	月島駅	月島1, 2, 3, 4	H8.1.5	2,200	下1	750	区	8~11	580(77)	○	都営大江戸線・ 有楽町線
中央 3	勝どき駅	勝どき1, 2, 3, 4	H8.1.5	2,100	下1	500	区	8~11	642(128)	○	都営大江戸線
中央 4	築地駅	築地5	H8.1.5	1,400	下1	500	区	8~11	550(110)	○	都営大江戸線
中野 1	東中野駅	東中野3, 4	H8.7.4	1,700	下1	1,030	区	9~10	933(91)	○	都営大江戸線・ JR
中野 2	中野坂上駅	中央1, 2	H8.7.4	1,700	下1	1,130	区	9~10	945(84)	○	都営大江戸線・ 丸の内線
港 2	品川駅東口	港南2	H8.7.22	1,900	下1	1,000	区	8~12	1,600(160)	○	JR

名 称		位 置	計画決定 年月日	面 積 (㎡)	構造	計画 台数	管 理 者	事業年度	事業費 百万円 (万円/台)	供 用	備 考
番 号	駐車場名										
足立 2	青井駅	青井3	H9. 1. 10	2, 400	下 1	2, 000	区	9～16	1, 040(52)	○	T X
江戸川 4	西葛西駅南	西葛西6	H9. 1. 14	2, 400	下 1	2, 000	区	9～11	3, 600(80)	○	メトロ東西線
江戸川 5	西葛西駅北	西葛西3, 5	H9. 1. 14	2, 600	下 1	2, 500	区	9～11		○	
葛飾 1	亀有駅南口公園下	亀有3	H9. 10. 31	2, 000	下 1	1, 000	区	9～11	878(88)	○	J R
豊島 3	巣鴨駅北	巣鴨2	H10. 1. 21	450	上機	1, 220	区	11～12	1, 148(94)	○	J R・ 都営三田線
豊島 4	池袋駅東	東池袋1	H10. 1. 21	800	下 1	590	区	10～11	462(78)	○	J R
調布 1	飛田給北	飛田給1	H10. 2. 26	2, 700	下 1	1, 300	市	10～11	896(69)	○	京王線
大田 2	大森町駅	大森西3	H11. 3. 8	300	上 2	310	区	26～27	87(28)	○	京急線
大田 3	梅屋敷駅	大森西6	H11. 3. 8	400	上 2	480	区	26～29	148(31)	○	京急線
大田 4	京急蒲田駅西口	蒲田4	H11. 3. 8	500	上 2	710	区	26～27	146(21)	○	京急線
大田 5	京急蒲田駅東口	南蒲田1	H11. 3. 8	400	上 2	540	区	26～27	102(19)	○	京急線
大田 6	雑色駅	仲六郷2, 3	H11. 3. 8	1, 000	上 2	1, 390	区	26～29	313(26)	○	京急線
大田 7	糞谷駅	西糞谷4	H11. 3. 8	600	上 2	840	区	26～28	170(20)	○	京急線
葛飾 2	お花茶屋駅北口	お花茶屋 1、白鳥2	H11. 8. 4	2, 600	下 1	1, 600	区	11～15	2, 098(131)	○	京成線
江東 3	住吉駅	住吉2	H11. 10. 27	1, 700	下 1	620	区	12～14	1, 116(180)	○	メトロ半蔵門線・ 都営新宿線
江戸川 6	瑞江駅南	瑞江2	H12. 3. 1	2, 400	下 2	4, 000	区	13～17	3, 400(85)	○	都営新宿線
墨田 2	錦糸町駅南口	江東橋3, 4	H12. 8. 1	1, 200	下 1	600	区	13～14	700(120)	○	メトロ半蔵門線・ J R
杉並 4	高円寺北	高円寺北3	H12. 9. 11	1, 300	上 3	2, 500	区	13～15	1, 258(50)	○	J R
品川 1	天王洲アイル駅	東品川2	H12. 11. 20	1, 000	下 1	520	区	13～14	665(127)	○	りんかい線
荒川 4	南千住駅東口	南千住4	H12. 12. 20	1, 000	上3下1	1, 500	区	13	424(28)	○	メトロ日比谷線 (荒川2廃止)
江戸川 7	一之江駅西	春江町4	H13. 3. 1	3, 000	下 1	2, 500	区	14～16	1, 200(48)	○	都営新宿線
大田 8	大岡山駅	北千束1	H13. 3. 5	800	下 1	500	区	16～17	470(94)	○	東急目黒線
荒川 5	日暮里駅前	西日暮里2	H13. 12. 10	1, 900	下 2	1, 300	区	14～19	1, 207(95)	○	J R
東村山 1	久米川駅北口地下	栄町	H15. 6. 16	1, 900	下 1	1, 500	市	17～20	646(43)	○	西武新宿線
江戸川 8	葛西駅地下	中葛西5、 東葛西6	H15. 7. 4	5, 700	下 1	9, 400	区	16～20	7, 260(77)	○	メトロ東西線
葛飾 3	新小岩東北	東新小岩1	H16. 4. 7	1, 100	上 2	1, 500	区	16～21	1, 492(99)	○	J R
東村山 2	東村山駅西口地下	野口1	H16. 10. 20	2, 200	下 1	1, 500	市	16～20	791(53)	○	西武新宿線
板橋 6	上板橋駅南口	上板橋1, 2	H16. 11. 15	2, 600	下 1	1, 500	区			未	東武東上線
江戸川 9	船堀駅地上機械式	船堀4	H17. 3. 30	500	上機	1, 500	区	17～18	384(26)	○	都営新宿線
国分寺 1	国分寺駅北口地下	本町3	H19. 3. 7	2, 600	下 1	3, 000	市	26～31		○	J R、西武線
練馬 2	平和台駅地下	平和台4、 北町6	H22. 3. 31	2, 900	下 2	1, 900	区	22～32		○	メトロ有楽町線
昭島 1	拝島駅南口	松原町4, 5	H24. 5. 22	3, 400	下 1	2, 450	市	24～26	1, 389(56)	○	J R・ 西武拝島線
北 4	十条駅西口地下	上十条2	H24. 10. 2	4, 100	下 1	1, 200	区	29～35		事	J R
中野 3	東中野駅前広場地下	東中野1	H24. 11. 26	400	下 1	220	区	24～26	413(187)	○	都営大江戸線・ J R
江東 4	豊洲駅	豊洲2	H24. 12. 27	2, 600	下 1	2, 000	区	25～27	2, 685(134)	○	メトロ有楽町線・ ゆりかもめ
渋谷 1	渋谷駅東口地下	渋谷2	H26. 6. 16	1, 800	下 1	700	区	26～35		事	J R・東急・メ トロ・京王
江戸川10	小岩駅南	南小岩6	H26. 10. 24	2, 000	上機	3, 000	区	28～38		事	JR
国立 2	国立駅南第1	中1	H27. 4. 7	1, 300	上 3	2, 600	市	27～29	1, 240(47)	○	JR
調布 2	調布駅南地下	小島町2	H27. 11. 26	2, 900	下 1	1, 900	市	28～30		廃	京王線
大田 9	蒲田駅東口地下	蒲田 5	H28. 2. 10	3, 200	下 2	2, 800	区	28～37		事	JR・東急線
中野 4	中野四季の森公園地下	中野 4	H29. 5. 1	2, 000	下 1	1, 500	区	29～30	913(61)	○	JR・メトロ東西 線
江戸川11	小岩駅北	西小岩1	H30. 7. 30	4, 800	下 1	3, 500	区			未	JR
東久留米1	東久留米駅西口第1	本町1	H30. 11. 21	800	上3下1	1, 000	区	31～4		事	西武池袋線
東久留米2	東久留米駅西口第2	本町1	H30. 11. 21	550	上3下1	800	区	31～5		事	西武池袋線
小平 1	小川駅西口地下	小川西町4	R3. 2. 22	2, 400	下 1	1, 200	市			未	
荒川 6	西日暮里駅前	西日暮里5	R3. 6. 18	550	下機	1, 000	区			未	
合 計	85箇所					114, 860					

※ ○……供用中 事……事業中 未……事業未着工 廃……廃止 (合計箇所数には、廃止を含まず)

4 特定交通安全施設等整備事業(国庫補助金)

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

※平成22年度より社会資本整備総合交付金に移行

(1) 根 拠

「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」に基づき実施する事業（昭和51年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている。または、阻害するおそれのある箇所自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

補助率 1/2（用地費・工事費とも）

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成5年度	練馬区	上石神井駅北第4自転車駐車場	369	地上2階3層	639	371,000	371,000
		石神井南自転車駐車場	765	地上3階3層	890	1,050,600	639,000
平成5～8年度	中央区	浜町公園地下自転車駐車場	415	地上1階1層	300	324,000	296,000
平成9・10年度	なし						
平成11年度	練馬区	江古田駅自転車駐車場	500	地上3階 地下1階 4層	880	196,560	186,000
平成12年度	練馬区	江古田駅第二自転車駐車場	313	地上1階1層	178	214,252	156,000
平成13年度	中央区	八丁堀駅自転車駐車場	381	地上1階1層	128	11,970	10,000
	町田市	原町田四丁目自転車駐車場	362	地上2階 地下1階 3層	656	259,247	259,000
平成14～16年度	なし						
平成17年度	三鷹市	すずかけ自転車駐車場	664	立体機械式 地上1階 地下10層	1,700	809,375	732,000
平成17・18年度	練馬区	大泉学園駅北第三自転車駐車場	850	地上3階	1,524	682,144	632,000
平成19年度	足立区	見沼代親水公園駅自転車駐車場	1,035	ラック式	791	293,266	217,000
平成19年度	足立区	谷在家駅東自転車駐車場	227	ラック式	152	172,758	51,000
平成19年度	足立区	西新井大師西駅第3自転車駐車場	57	ラック式	40	12,692	1,700
平成19年度	足立区	高野駅東自転車駐車場	180	ラック式	206	66,348	43,000
平成19年度	足立区	扇大橋駅東自転車駐車場	428	ラック式	263	382,059	131,300
平成20年度	なし						
平成21年度	目黒区	都立大学駅呑川柿の木坂支流駐輪場(仮)	660	ラック式	140	24,675	10,000
平成21年度	港区	こうなん星の公園自転車駐車場	625	立体機械式 地下12層	1,020	753,500	460,000
平成21年度	大田区	石川台駅前自転車駐車場	142	地上2階 地下1階	250	233,500	204,000
平成21年度	練馬区	練馬春日町駅自転車駐車場	1,509	ラック式	1,004	824,118	812,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第一タワー有料自転車駐車場	285	立体機械式 地上14層	794	378,774	366,000
平成21年度	立川市	立川駅南口第二タワー有料自転車駐車場	218	立体機械式 地上13層	414	207,327	202,000
合計		20か所	9,985		11,969	7,268,165	5,779,000

5 都市構造再編集中支援事業(国庫補助金)

(国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第46条
要 綱 都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、立地適正化計画策定済の区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 補助金は、交付対象事業費の1/2。

(3) 実 績

実績なし

6 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業等) (国土交通省都市局、東京都都市整備局市街地整備部企画課補助担当所管)

(1) 根 拠

法 律 都市再生特別措置法第46条
要 綱 社会資本整備総合交付金交付要綱

(2) 要 件

- ① 交付対象は、区市町村。
- ② 区市町村が作成する都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に自転車駐車が位置付けられており、また都市再生整備計画が国土交通大臣の採択を得ていること。
- ③ 自転車駐車の施設の整備に要する費用（区市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）
- ④ 交付金は、交付対象事業費の約40%。なお、交付金を整備計画に位置付けられたどの事業にどれだけ充当するかは区市町村の自由裁量となる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地面積 (㎡)	構 造	収納可 能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成16年度	北区	音無親水公園自転車駐車場	100.00	地上1階1層	104	10,080	6,880
平成17年度	大田区	大岡山自転車駐車場	800.00	地下1階	500	387,846	274,139
平成18年度	目黒区	自由が丘駅南口駐輪場	175.00	機械式地下立体	288	175,823	175,823
平成18年度	稲城市	南多摩駅西自転車等駐車場	397.00	地上1階1層	400	4,182	3,000
平成19年度	足立区	足立小台駅自転車駐輪場	332.31	地上1階1層	123	30,762	5,000
平成19年度	江戸川区	篠崎駅西駐輪場	3,559.00	地下2階	2800	2,278,500	2,278,500
平成20年度	目黒区	池尻大橋駅北口駐輪場	635.60	地上1階	390	64,547	63,753
平成20年度	八王子市	八王子駅南口自転車駐車場	200.00	地下タワー型4基	816	350,000	350,000
平成20年度	調布市	国領北自転車駐車場	272.00	地上1階1層	196	39,564	39,500
平成20年度	東村山市	東村山駅西口地下自転車駐車場	2,146.36	地下1階	1500	756,513	720,500
平成21年度	目黒区	池尻大橋駅東口駐輪場	486.25	地下自走式	231	46,647	39,375
平成21年度	北区	尾久駅前自転車駐車場	412.00	地上2階	565	124,950	84,485
平成21年度	江戸川区	瑞江駅北駐輪場	775.00	鉄骨造2階2層	1200	111,596	100,000
平成22年度	北区	新田端大橋中央自転車駐車場	1,308.00	地上2階	1004	89,901	56,450
平成23年度	墨田区	押上駅前自転車駐車場	3,080.36	鉄骨造地上2階	2620	924,951	924,951
平成23年度	練馬区	石神井南自転車駐車場	133.74	地上1階	116	64,117	45,910
平成25年度	練馬区	練馬駅北地下自転車駐車場	1,088.75	地下1階	700	150,045	146,000
平成26年度	江東区	豊洲駅地下自転車駐車場	2,600.00	地下1階	2000	1,403,865	1,362,362
平成26年度	練馬区	東大泉自転車駐車場	808.32	地下1階	440	142,116	103,000
平成26年度	練馬区	大泉学園駅北第四自転車駐車場	345.47	地上3階地下1階	500	397,736	385,000
平成27年度	港区	桜田公園自転車駐車場	314.80	地下機械式2基	408	436,928	96,107
平成29年度	世田谷区	旧東北沢4号踏切南自転車駐車場	160.00	地上1階	90	59,400	59,400
平成29年度	国立市	国立駅南第1自転車駐車場	1,300.00	地上2階地下1階	2605	1,240,200	1,014,000
			21,429.96		19,596	9,290,269	8,334,135

6 社会資本整備総合交付金(道路事業(防災・安全交付金))

(国土交通省道路局・東京都建設局道路管理部安全施設課施設設計画担当所管)

※平成22年度より特定交通安全施設等整備事業から移行

※平成24年度補正予算より、社会資本整備総合交付金内「防災・安全交付金」による交付金事業

(1) 根 拠

法律：「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」

要綱：「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成22年度開始）

(2) 採択基準

自転車駐車場

道路上に自転車が多数放置されており通行の安全を阻害されている、又は、阻害されるおそれのある箇所自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

(3) 実 績

年 度	補 助 事業者	駐 車 場 名	敷地 面積 (㎡)	構 造	収 容 可能台数 (台)	工事費 総 額 (千円)	補 助 基本額 (千円)
平成22・23年度							
平成24年度	青梅市	東青梅駅北口自転車等駐車場	497	平置き・ ラック併用	原付 73 自転車372	83,611	80,000
	台東区	御徒町南口駅前広場自転車駐車場	916	平置き	自転車200	90,569	70,000
	足立区	高野駅西自転車駐車場	446.85	平置き・ ラック併用	原付 5 自転車155	工事費 45,453 用地費 57,898	24,000
平成26年度	三鷹市	三鷹台第4駐輪場	484.83	平置き	自転車347	用地費 154,930	用地費 134,000
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	2,780	地下自走式	自転車3,000	設計費 15,422	設計費 13,400
平成27年度	八王子市	八王子駅南口第2自転車駐車場	122.93	平置き	自転車100	用地費 43,272	用地費 43,000
	調布市	調布市立調布西第1路上自転車駐車場	871.18	平置き・ ラック併用	自転車430	用地費 239,118	用地費 239,118
		調布市立布田東路上自転車等駐車場	752.74	平置き・ ラック併用	原付 10 自転車390	用地費 149,196	用地費 149,196
	調布市立国領東路上自転車等駐車場	1,443.99	平置き・ ラック併用	原付 30 自転車1,070	用地費 90,645	用地費 89,000	
平成28年度	調布市	調布市立調布西第1路上自転車駐車場	871.18	平置き・ ラック併用	自転車430	147,960	55,000
		調布市立国領東路上自転車等駐車場	1,443.99	平置き・ ラック併用	原付 30 自転車1,070		21,500
		(仮称) 調布市立調布西第1路上自転車等 駐車場	758.86	平置き・ ラック併用	自転車300	用地費 310,278	用地費 310,000
		(仮称) 調布市立調布東第1路上自転車等 駐車場及び(仮称) 調布市立調布東第2路 上自転車駐車場	1,527.14	平置き・ ラック併用	自転車670	用地費 290,799	用地費 283,900
平成30年度	墨田区	(仮称) 錦糸町駅南口機械式地下自転車駐 車場	350.00	地下自走式	自転車450	282,664	281,500
	練馬区	(仮称) 氷川台駅第九自転車駐車場	376.85	平置き・ ラック併用	自転車385	169,995	130,000
		大泉学園駅南第一(拡張)自転車駐車場	60.00	ラック式	自転車39	49,198	44,000
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	3,473.80	地下自走式	自転車3,066	573,895	516,500
令和元年度	練馬区	(仮称) 氷川台第九自転車駐車場	376.85	平置き・ ラック併用	自転車385	114,414	14,600
	国分寺市	国分寺駅北口地下自転車駐車場	3,473.80	地下自走式	自転車3,066	728,285	644,200

7 特別区都市計画交付金(都支出金)

(東京都総務局行政部区政課財政担当所管)

(1) 対象等

特別区の都市計画事業に要する一般財源(起債財源を含む)のおおむね25%を交付する。
(昭和56年度発足)

(2) 自転車駐車場(道路附属物)交付実績

(単位：千円)

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成8年度	中 央	月島駅駐輪場	22,557	2,257
		勝どき駅駐輪場	22,660	2,060
		築地駅駐輪場	27,192	2,492
	台 東	元浅草駅駐輪場	2,472	372
	墨 田	錦糸町駅北口駐輪場	543,840	42,140
	江 東	森下駅駐輪場	85,490	6,690
		清澄駅駐輪場	20,600	1,900
	中 野	東中野駅駐輪場	52,210	7,910
		中野坂上駅駐輪場	52,210	7,910
	杉 並	新高円寺駐輪場	9,600	1,500
		井荻駐輪場	19,081	2,181
	豊 島	駒込駅北駐輪場	400,083	44,483
江戸川	西葛西駅駐輪場	123,000	18,500	
平成9年度	中 央	月島駅駐輪場	139,812	15,512
		勝どき駅駐輪場	78,620	8,720
		築地駅駐輪場	145,668	16,468
	台 東	元浅草駅駐輪場	541	141
	江 東	森下駅駐輪場	95,047	10,347
		清澄駅駐輪場	46,522	6,722
	中 野	東中野駅駐輪場	568,515	61,615
		中野坂上駅駐輪場	711,678	77,178
	杉 並	新高円寺駐輪場	89,389	11,789
		井荻駐輪場	170,000	21,900
	豊 島	駒込駅北駐輪場	39,270	5,570
	足 立	青井駅駐輪場	102,829	16,629
葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	10,099	2,099	
江戸川	西葛西駅駐輪場	568,793	67,293	
平成10年度	中 央	月島駅駐輪場	186,209	24,309
		勝どき駅駐輪場	253,118	32,818
		築地駅駐輪場	156,179	20,479
	台 東	元浅草駅駐輪場	27,720	4,020
	江 東	森下駅駐輪場	105,533	14,133
		清澄駅駐輪場	218,183	28,083
	中 野	東中野駅駐輪場	409,153	53,453
		中野坂上駅駐輪場	276,019	35,819
	杉 並	新高円寺駐輪場	1,331	331
	豊 島	池袋駅東駐輪場	225,430	53,530
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	238,384	32,884
	江戸川	西葛西駅駐輪場	1,081,000	186,900
平成11年度	中 央	月島駅駐輪場	293,308	32,408
		勝どき駅駐輪場	344,638	38,138
		築地駅駐輪場	283,155	31,355
	台 東	元浅草駅駐輪場	100,000	10,100

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成11年度	江 東	森下駅駐輪場	311,998	37,798
		清澄駅駐輪場	365,574	43,974
	豊 島	池袋駅東駐輪場	236,590	47,790
	葛 飾	亀有駅南口公園下駐輪場	548,550	90,550
	江戸川	西葛西駅駐輪場	2,074,826	341,094
平成12年度	台 東	元浅草駐輪場	301,510	43,510
	江 東	住吉駅駐輪場	26,321	6,221
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	69,825	16,325
平成13年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	160,000	35,500
	江 東	住吉駅駐輪場	439,413	65,513
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	398,794	64,694
	足 立	青井駅駐輪場	185,000	27,500
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	305,900	49,000
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	435,400	83,800
		一之江駅西駐輪場	38,850	9,750
平成14年度	墨 田	錦糸町駅南口駐輪場	329,500	66,100
	江 東	住吉駅駐輪場	275,383	50,783
	品 川	天王洲アイル駅駐輪場	306,182	80,382
	足 立	青井駅駐輪場	216,300	42,300
	葛 飾	お花茶屋駅北口駐輪場	544,285	137,885
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	404,216	83,016
		一之江駅西駐輪場	76,881	15,481
平成15年度	台 東	新浅草駅駐輪場	166,450	35,550
	足 立	青井駅駐輪場	534,407	136,307
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	746,400	205,300
		一之江駅西駐輪場	687,330	180,430
		葛西駅駐輪場	84,000	29,400
平成16年度	台 東	新浅草駅駐輪場	480,000	95,800
	大 田	大岡山駅駐輪場	116,310	37,210
	荒 川	日暮里駅前駐輪場	20,000	3,500
	葛 飾	新小岩東北駐輪場	12,628	4,428
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	622,732	158,532
		一之江駅西駐輪場	785,178	201,378
		葛西駅駐輪場	286,205	100,205
平成17年度	台 東	新浅草駅駐輪場	1,034,017	265,817
	大 田	大岡山駅駐輪場	271,536	61,836
	荒 川	日暮里駅駐輪場	4,458	738
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	36,410	11,810
	江戸川	瑞江駅南駐輪場	633,538	184,338
		葛西駅駐輪場	1,517,340	405,040
平成18年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	355,641	35,066
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	25,488	5,188
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,374,750	285,750
平成19年度	荒 川	日暮里駅駐輪場	846,741	112,271
	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	763,484	185,184
	江戸川	葛西駅駐輪場	2,430,249	503,649
平成20年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	318,414	76,614
	江戸川	葛西駅駐輪場	274,271	66,071
平成21年度	葛 飾	新小岩駅東北駐輪場	276,445	71,045

年度	区名	駐 車 場 名	交付対象経費	交付金額
平成22年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	24,785	8,685
平成23年度	なし			
平成24年度	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	379,220	131,220
平成25年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	1,007,518	208,536
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	113,000	19,800
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	266,050	56,067
平成26年度	江 東	豊洲駅自転車駐車場	2,136,073	444,583
	中 野	東中野駅前広場地下自転車駐車場	95,042	16,621
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	745,112	259,812
平成27年度	大 田	大田第2号大森町駅自転車駐車場	105,037	27,237
	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	2,287	887
	大 田	大田第4号京急蒲田駅西口自転車駐車場	168,462	45,562
	大 田	大田第5号京急蒲田駅東口自転車駐車場	154,727	54,227
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	6,358	2,258
	大 田	大田第7号糎谷駅自転車駐車場	69,305	24,305
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	225,813	79,113
平成28年度	大 田	大田第3号梅屋敷駅自転車駐車場	245,146	77,046
	大 田	大田第6号雑色駅自転車駐車場	494,259	155,159
	大 田	大田第7号糎谷駅自転車駐車場	104,928	33,028
	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	28,204	8,904
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	179,904	57,754
平成29年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	76,716	26,916
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	343,810	120,410
平成30年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	38,124	13,343
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	517,248	181,048
令和元年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐車場	33,548	10,682
	練 馬	平和台駅地下自転車駐車場	840,262	264,131
令和2年度	大 田	大田第9号蒲田駅東口地下自転車駐輪場	66,275	23,275
	練 馬	平和台駅自転車駐車場	30,414	8,734
計				8,317,904

<参考> 特別区財政調整交付金

(東京都総務局行政部区政課都区財政調整担当所管)

1 根 拠

法律 地方自治法第282条

条例 都及び特別区並びに特別区相互間の財政調整に関する条例

2 趣 旨

都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都が課税・徴収している市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額と法人事業税交付対象額等との合算額の一定割合を交付金として特別区に対して交付する。

3 交付額(普通交付金)

基準財政需要額－基準財政収入額＝普通交付金

(基準財政収入額が基準財政需要額を超えるときは不交付)

基準財政需要額の中に、自転車駐車場に関する経費を算定している。

4 自転車に関する事項の基準財政需要額への算定額

	算 定 内 容	算 定 額		
		30年度	元年度	2年度
経常的経費	自転車駐車場の維持・管理(当該年度分)	1,197,259 (102.4)	1,222,276 (102.1)	1,235,036 (101.0)
	放置自転車対策(当該年度分)	2,665,503 (101.1)	2,622,558 (98.4)	2,658,921 (101.4)
投資的経費	自転車駐車場の整備(前年度実績)	772,707 (48.2)	990,830 (128.2)	553,683 (55.9)

[上段:需要額ベース、千円 下段:対前年比、%]

8 市町村土木費補助事業(都支出金) (建設局道路管理部安全施設課施設計画担当所管)

(1) 対象等

自転車駐車場補助率 二分の一 ※ただし、補助の対象は 事業費の二十五%とする。	一、 自転車を無秩序に放置してあるため、道路通行に支障を来している箇所、特に駅周辺、公共施設付近を対象とする。 なお、原則として道路敷地内および道路敷に接する区間 二、 用地を確保するために買収する場合は、原則として多額の用地費を要しないもの 三、 施設は状況に応じて次にあげるものを設置する。 (1)金網柵等 (2)簡易な舗装 (3)置台 (サイクルパーク、サイクルラック等) (4)マーキング (5)表示版 (6)照明 (7)その他、自転車駐車場として必要な施設
--	--

東京都土木費補助(交通安全施設等整備事業)採択基準より(平成11年度補助率見直し)

(2) 採択基準

前年度の6月頃までに所管課へ所定の手続を行う。

(3) 実績

年 度	市町村数	箇所数	規 模		事業費 (千円)	補助金 (千円)	設 置 場 所
			面積 (㎡)	台数 (台)			
昭和48年度	5	7	1,897	1,320	33,132	16,297.5	小平市(一ツ橋学園駅前、鷹の台駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)、田無市(田無駅前)、府中市(東府中駅前、府中駅前)
昭和49年度	4	6	2,303	1,092	12,092	6,042.5	小平市(鷹の台駅前、新小平駅前、花小金井駅前)、府中市(分倍河原駅前)、三鷹市(三鷹台駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前)
昭和50年度	5	5	1,348	798	6,316	3,158.0	立川市(立川駅前)、府中市(武蔵野台駅前)、小平市(小平駅前)、東大和市(青梅橋駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和51年度	7	9	2,106	1,564	12,745	6,372.5	秋川市(西秋留駅前)、日野市(豊田駅前)、立川市(立川駅前)、府中市(中河原駅前3ヶ所)、調布市(西調布駅前)、小平市(小川駅前)、東久留米市(東久留米駅前)
昭和52年度	5	8	2,843	2,506	15,290	7,645.0	青梅市(河辺駅前)、多摩市(聖蹟桜ヶ丘駅前2ヶ所)、府中市(武蔵野台駅前、北多摩駅前、多磨墓地駅前)、小平市(一ツ橋学園駅前)、国分寺市(西国分寺駅前)
昭和53年度	1	1	178	150	2,000	1,000.0	五日市町
昭和54～58年度	0	0	0	0	0	0.0	要望なし
昭和59年度	1	1	854	700	10,000	1,250.0	新島村(羽伏浦)
計	28	37	11,529	8,130	91,575	41,765.5	

※ 60年度以降実績なし

9 (一財)日本自転車普及協会による自転車駐車場設置事業

本会が実施する自転車駐車場設置事業の要点は、下記のとおりである。

記

- 1 設置要望申請の資格
地方自治体で、設置対象駅の周辺に現在、概ね300台以上の放置自転車がある〔または将来にわたり見込まれる〕こと。
- 2 設置要望申請の方法
自転車駐車場の設置要望については、次に定める書類を添えて本会まで申請するものとする。
 - (1) 自転車駐車場の設置に関する要望書
 - (2) 設置予定地の登記簿謄本および地積図、借地の場合は、この他に土地の使用貸借契約書
 - (3) 設置予定の自転車駐車場の配置図、平面図（各階別）及び立面図（2方向以上）
 - (4) 工事工程表
 - (5) 関連法規等抜粋の写 —— 自転車関連条例、入札執行規則、都市計画法等
 - (6) その他の関係書類（建設予定地周辺の放置状況写真、放置状況調査ほか）
- 3 自転車駐車場の設置の条件
 - (1) 自転車駐車場設置のため確保された用地は、8年以上使用可能であり、建物を建てることについて関係機関（地域住民を含む）と合意されていること。
 - (2) 自転車駐車場の収容台数は300台以上の規模とする。
 - (3) 建設事業主体は本会とする。但し、駐車場建設に関する業務については本会から当該自治体に委託（一部）して実施する。
- 4 自転車駐車場建設費の本会負担額
 - (1) 駐車場建設費の本会負担額は原則的に総事業費の2分の1とし、収容台数に応じ下記の限度額を設ける。
 - (2) 収容台数が300台以上600台未満の駐車場にあたっては、2,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (3) 収容台数が600台以上1,000台未満の駐車場にあたっては、3,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (4) 収容台数が1,000台以上1,500台未満の駐車場にあたっては、4,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (5) 収容台数が1,500台以上の駐車場にあたっては、5,000万円を限度として建設費の2分の1に相当する金額
 - (6) 本会負担額を上回る費用については全て当該自治体の負担とする。
 - (7) 建設費には土地買収費や整地造園・モニュメント等装飾的構築物等に要する費用を含まない。
- 5 自転車駐車場の引渡し及び貸与、譲渡
自転車駐車場は、「使用貸借契約」締結後、6年間無償で当該自治体に貸与し、貸与期間満了後は無償で当該自治体に譲渡する。
- 6 自転車駐車場の管理
貸与された自転車駐車場の管理は当該自治体が行うものとし、維持管理費は当該自治体の負担とする。
- 7 設置要望の受付期間
現在は事業休止につき受付は行っておりません。
- 8 その他
添付資料の準備等に伴う「要望書」提出期限の猶予等本会との調整事項、その他不明の点については下記まで問い合わせること。
- 9 問い合わせ先
〒141-0021 東京都品川区上大崎3丁目3番1号 自転車総合ビル
一般財団法人 日本自転車普及協会 事業課
TEL 03-4334-7952
FAX 03-4334-7957

自転車駐車場年度別設置状況(東京都内)

令和元年9月末現在

年 度	区市町村名	設 置 場 所 名	収納台数 (台)	備 考
昭和47年度	江戸川区	J R 総武線小岩駅高架下	434	
昭和49年度	足立区	J R 常磐線綾瀬駅高架下	1,424	
		東武線竹ノ塚駅前	1,138	
	町田市	東急田園都市線つくしの駅前	85	
		〃 すすかけ台駅前	149	
昭和50年度	八王子市	J R 中央線西八王子駅前	508	
	※世田谷区	世田谷区北烏山団地 A	96	東京都住宅供給公社を通じて 団地に設置
		〃 B	48	
昭和53年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	114	
昭和54年度	練馬区	西武池袋線大泉学園駅北口	565	
昭和55年度	小平市	西武新宿線小平駅前	292	
昭和57年度	小金井市	J R 中央線武蔵小金井駅前	629	
昭和58年度	葛飾区	京成本線京成高砂駅前	363	
	世田谷区	東急新玉川線駒沢大学駅前	541	
昭和59年度	調布市	京王相模原線京王多摩川駅前	417	
昭和62年度	杉並区	西武新宿線下井草駅前	467	
平成5年度	練馬区	西武池袋線石神井公園駅前	1,289	
平成10年度	東村山市	J R 武蔵野線新秋津駅前	1,104	
		西武池袋線秋津駅前	1,051	
平成11年度	昭島市	J R 青梅線中神駅前	459	
合 計	6 区・7 市 1 公社	20箇所	11,173	

10 (公財)自転車駐車場整備センターによる自転車駐車場設置事業

公益財団法人自転車駐車場整備センター（以下「センター」という。）は、昭和54年4月16日建設大臣の許可を受けて財団法人として設立され、その後、内閣総理大臣の認定を受け平成25年4月1日から公益財団法人に移行しました。この間、地方公共団体等と締結した協定書に基づき、令和元年度末までに1,362か所（収容台数約81万9千台）の自転車等駐車場を建設するとともに、自転車等駐車場の管理運営を行っています。以下がセンターの主な事業です。

1 自転車駐車場等の建設事業

センターは、地方公共団体等からの要請を受けて、自転車駐車場及びミニバイク駐車場等の建設を行うとともに、老朽化した施設の建替え及び大規模修繕事業（リニューアル）も行っています。駐車場の用地は地方公共団体から無償で提供（借地も可）してもらいますが、一定期間管理を行った後、建設した施設は、地方公共団体に無償で譲渡します。また、最近では、従来のBOT方式による整備だけでなく、BT0方式による整備や施設を普通財産としてセンターが無償で貸付を受けた上での施設改良・改修のほか、指定管理者制度を活用した自治体所有施設（条例施設）の建替えなど多様な地方公共団体の要望を踏まえた手法で整備・管理運営を行っています。建設に際しては、建設予定の駅周辺における実態調査や需要見込み調査を行い、その結果を踏まえ、適正規模の自転車駐車場又はミニバイク用の駐車場をセンターの自己資金を活用して整備します。なお、（公財）JKA及び（一財）宝くじ協会の補助金を活用することも可能です。

（申込みについて）

センター事業による自転車駐車場等の整備を希望される場合は、特に申込み期限はありませんが、できるだけ前年度の7月末までに所定の要望書をセンターあてにご提出ください。（詳しくはセンターのホームページ等をご覧ください。）

（負担金について）

地方公共団体が設置を希望される場合には、当該団体は事業費の一部を負担していただくこととなりますが、その負担額は、施設の規模、構造、グレード、立地条件、駐車料金、管理運営の方法等によって異なりますので、当該地方公共団体との協議によって定めることとなっています。

2 自転車駐車場の直営及び貸与事業

センターが建設した自転車駐車場及びミニバイク駐車場は、センターが一定期間、直接管理運営（直営）するか、或いは当該設置要望者に有償で貸与します。

(1) 直営について

地方公共団体からの要望により設置した駐車場は原則としてセンターの直営管理とします。直営管理の期間は当該施設を地方公共団体等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なります。最近の傾向として、概ね15年～30年の期間を管理運営している施設が大半を占めています。

なお、利用料金及び管理運営方式については当該地方公共団体とあらかじめ協議します。

(2) 貸与について

地方公共団体等からの要望により建設した自転車駐車場等は、原則として建設後、当該地方公共団体等に有償貸与します。

貸与の期間は、当該施設を鉄道事業者等に譲渡するまでの期間で施設の構造等によって異なります。

(3) 施設の譲渡について

運営の施設については、直営管理期間の終了後、当該施設の事業費の一部を負担した地方公共団体に、また、貸与施設については貸与期間終了後、貸与を受けた者に無償で譲渡されます。

3 調査研究

センターは公益財団法人として、自転車駐車場改善に関する研究及び自転車駐車場整備に関する調査研究指導を行っています。地方公共団体からの申し出があれば、自転車駐車場整備の地域プラン等の作成について協力します。

4 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、公益財団法人として、地方公共団体が実施する放置自転車解消のための各種施策に協力するため、地方公共団体からの委託を受けて次のような事業を行っています。

(1) 公営自転車駐車場の管理受託業務等

センターは、これまでの経験とノウハウを活かし、現在、7市1特別区35か所において指定管理者の指定を受けて、管理運営を行っているとともに一部受託管理も行っております。

(2) 駅周辺放置自転車の保管返還業務

地方公共団体から委託を受けて駅周辺に放置された自転車の保管及び返還などの業務を行っており、現在3市から委託を受けています。

5 広報

国や地方公共団体と協力して、放置自転車解消のためのクリーンキャンペーン及び自転車交通ルールの啓蒙普及促進等の広報活動を行っているほか、自転車利用促進や自転車と連携したまちづくり政策などをテーマとしたセミナーを開催しています。

6 撤去自転車の海外供与

センターは、地方公共団体が、撤去・保管している自転車で引き取り手のないものについて、無償譲渡を受け、これを海外の発展途上国に無償で供与する事業を行っており、これまで62地方公共団体のご協力をいただき、29年間で延べ27万台余の中古自転車を供与してきました。

以上、詳細につきましては、下記にお問い合わせください。

公益財団法人自転車駐車場整備センター
本部 東京都中央区日本橋本石町4-6-7
TEL 03-6262-5320

自転車駐車場設置状況(東京都地域分)

令和3年3月31日現在

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
昭和56年度	町田市	小田急玉川学園前	立体自走式	671
昭和57年度	八王子市	J R 西八王子駅北口	〃	1,599
	〃	〃 北口第二	平面式	105
	練馬区	赤塚光が丘団地内	〃	300
	町田市	J R 町田駅森野第二	〃	368
昭和58年度	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山	立体自走式	965
	調布市	京王調布駅南口第一	〃	1,529
	〃	〃 南口第二、三	平面式	217
	町田市	J R 町田駅森野第一	立体自走式	1,916
	〃	〃 森野第一バイク	平面式	520
	〃	〃 南口バイク	〃	480
	大田区	J R 大森駅東口	立体自走式	1,067
	府中市	京王武蔵野台駅	〃	650
日野市	京王高幡不動駅前	平面式	262	
昭和59年度	八王子市	J R 高尾駅前	〃	515
	〃	J R 西八王子駅南	〃	190
	町田市	J R 町田駅森野第二バイク	〃	158
	〃	〃 森野第一バイク(増設)	〃	116
	足立区	東武竹の塚駅東A棟	立体自走式	1,636
	〃	〃 東B棟	〃	1,345
	〃	〃 西、南	平面式	1,379
	八王子市	京王長沼駅前	〃	153
	立川市	J R 立川駅前	〃	1,584
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅御殿山バイク	〃	260
昭和60年度	〃	J R 三鷹駅北口	立体自走式	785
	府中市	J R 府中本町駅	〃	848
	多摩市	京王聖蹟桜ヶ丘駅西	〃	1,070
	大田区	J R 蒲田駅南	〃	1,130
	〃	J R 蒲田駅御園	平面式	188
	品川区	J R 大森駅	〃	116
	〃	J R 西大井駅	立体自走式	500
昭和61年度	府中市	京王中河原駅北	〃	900
	〃	〃 東	〃	626
	〃	〃 西一、二	平面式	540
	日野市	J R 豊田駅前	〃	452
	大田区	J R 蒲田駅東	立体自走式	484
	調布市	京王調布駅北口	〃	1,315
昭和62年度	日野市	京王平山城福祉公園駅	平面式	301
	府中市	京王分倍河原駅北	立体自走式	791
昭和63年度	日野市	J R 豊田駅北口第二	平面式	209
	調布市	京王つつじヶ丘駅バイク	〃	97
	品川区	東急荏原町駅	立体自走式	504
平成元年度	町田市	J R 町田駅森野第一バイク	〃	1,000
	日野市	J R 豊田駅第五	平面式	263
	調布市	京王調布駅北口(増設)	〃	190

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成元年度	大田区	J R 蒲田駅生活センター横	立体自走式	311
	〃	〃 東口環八脇	〃	1,014
	府中市	京王多磨壺園駅	〃	1,367
平成2年度	大田区	東急池上駅	〃	671
	品川区	J R 大井駅バイク	〃	525
	田無市	西武田無駅北口	〃	2,157
	町田市	J R 町田駅森野第三	平面式	568
平成3年度	青梅市	J R 青梅駅	立体自走式	1,300
	〃	〃 南バイク	平面式	127
	三鷹市	J R 三鷹駅南口	立体自走式	654
	八王子市	京王北野駅西	平面式	711
平成4年度	品川区	京浜急行青物横丁駅	〃	430
	田無市	西武田無駅南口	立体自走式	2,279
	八王子市	J R 八王子駅北口旭町バイク	〃	507
	〃	〃 南口子安町	〃	1,412
	〃	八王子駅 南口	平面式	335
	〃	〃 北口旭町	立体自走式	2,606
平成5年度	〃	〃 北口東	〃	1,100
	〃	京王南大沢駅第一	平面式	470
	〃	〃 第二	立体自走式	631
	〃	〃 第三	〃	512
	〃	〃 第四	平面式	532
	〃	J R 高尾駅北口	〃	662
	〃	J R 八王子駅南口第二	〃	373
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅南口	立体自走式	1,364
	〃	〃 御殿山	〃	1,211
	品川区	京浜急行立会川駅	平面式	431
	小平市	西武花小金井駅南	立体自走式	2,104
	府中市	京王府中駅東	〃	1,040
	〃	京王府中駅東バイク	平面式	93
立川市	J R 立川駅北口(増設)	〃	90	
平成6年度	小平市	西武花小金井駅北	〃	2,014
	〃	〃 東一、二	〃	604
	〃	〃 東三	〃	398
	八王子市	京王堀之内駅	〃	1,540
	〃	〃 南	〃	324
	〃	京王北野駅東	立体自走式	1,763
平成7年度	〃	J R 高尾駅北口(増設)	〃	44
	小平市	西武小平駅北	平面式	1,538
	〃	〃 東	〃	961
	〃	西武鷹の台駅南	〃	998
	田無市	西武田無駅北口第二	立体自走式	999
	新宿区	J R 新大久保駅	平面式	500
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り	立体自走式	1,515
	〃	J R 西八王子駅北口西	〃	963
平成8年度	小平市	西武花小金井駅北口駅前	〃	480
	新宿区	J R 大久保駅北	平面式	156
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅西三条通り第二	〃	273

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成8年度	多摩市	京王永山駅高架下	平面式	1,190
	〃	京王多摩センター駅暫定施設	〃	500
	〃	〃 東	立体自走式	1,425
	〃	京王多摩センター駅西	〃	1,957
	府中市	J R 北府中駅	〃	1,250
	〃	J R 西八王子駅南	平面式	600
平成9年度	多摩市	京王多摩センター駅多摩そごう	〃	544
	〃	〃 東(増設)	立体自走式	103
	〃	京王永山駅(複合施設)	〃	1,733
	〃	〃 プラザバイク	平面式	90
	八王子市	J R 高尾駅南口	立体自走式	1,109
	〃	J R 高尾駅南口ミニバイク	平面式	195
	〃	J R 片倉駅ミニバイク	〃	230
	町田市	小田急町田駅	〃	927
	福生市	J R 福生駅東口第一	〃	1,105
	〃	〃 東口第二	〃	1,220
	〃	〃 西口	〃	518
	〃	J R 牛浜駅東	〃	590
	〃	〃 西	〃	558
	〃	J R 拝島駅北口	立体自走式	386
〃	J R 熊川駅東	平面式	80	
平成10年度	八王子市	J R 八王子駅南口	〃	809
	〃	〃 北口	立体自走式	1,080
	〃	〃 〃 南	〃	2,012
	〃	〃 〃 中央	〃	298
	〃	〃 〃 東	〃	477
	〃	〃 北口臨時	平面式	491
	〃	J R 片倉駅北口	立体自走式	1,115
	町田市	京王多摩境駅南側	〃	603
日野市	J R 豊田駅北第五	平面式	403	
平成11年度	八王子市	J R 八王子駅北口東	立体自走式	1,382
	〃	〃 旭町バイク	〃	1,385
	保谷市	西武保谷駅北口バイク	平面式	290
	〃	西武ひばりが丘駅北口	〃	1,200
	〃	〃 北口第二	立体自走式	300
	〃	〃 南口第一	平面式	1,528
	〃	〃 南口第二	〃	300
	稲城市	京王若葉台駅前	立体自走式	428
	日野市	京王高幡不動駅前	平面式	168
	〃	京王高幡不動駅南第二	〃	246
	〃	〃 南第三	〃	90
	〃	〃 北第五	〃	426
町田市	J R 成瀬駅南口	立体自走式	559	
平成12年度	江東区	亀戸駅北口第1	平面式	149
	〃	〃 北口第2	〃	175
	〃	〃 北口第3	〃	425
	〃	〃 東口第1	立体自走式	1,047
	品川区	J R 大森駅水神口	平面式	245

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成12年度	練馬区	西武練馬駅東	平面式	945
	〃	西武練馬駅西	立体自走式	846
	〃	西武桜台駅東	平面式	163
	〃	〃 西	立体自走式	498
	武蔵野市	J R 吉祥寺駅吉祥寺大通り東	〃	700
	青梅市	J R 河辺駅北口	〃	2,593
	〃	〃 南口	平面式	899
	保谷市	西武保谷駅北口あらかしき	立体自走式	2,544
	〃	西武東伏見駅北口第1	〃	377
	〃	〃 北口第2	〃	415
	〃	西武東伏見駅 南口第1	〃	920
	〃	〃 南口第2	〃	107
	田無市	西武田無駅北口第3	〃	437
	清瀬市	西武清瀬駅南口	〃	860
	日野市	J R 日野駅北	〃	986
	〃	〃 北バイク	平面式	155
〃	〃 東3	〃	110	
平成13年度	江東区	J R 亀戸駅東口第2	〃	350
	〃	〃 東(増設)	立体自走式	678
	〃	〃 北3(増設)	平面式	245
	〃	森下駅第1	〃	69
	〃	〃 第2	〃	15
	大田区	J R 蒲田駅西口御園(増設)	〃	159
	小平市	西武小平駅北第1	〃	609
	日野市	J R 豊田駅北第6	〃	403
	〃	J R 日野駅東2	〃	228
	保谷市	保谷駅北口第2	立体自走式	2,423
西東京市	西武東伏見駅北口第1B	平面式	96	
平成14年度	港区	品川駅高輪口	立体自走式	489
	江東区	東大島駅	平面式	700
	〃	〃 前	〃	330
	〃	西大島駅	立体自走式	590
	〃	〃 第2	平面式	54
	〃	越中島駅	〃	300
	練馬区	富士見台駅東	〃	501
	〃	〃 西	〃	384
	〃	中村橋駅西	〃	1,508
	〃	練馬駅西(増設)	〃	427
	町田市	京王多摩境駅北	〃	254
	〃	多摩境駅北(増設)	〃	273
	〃	町田駅森野第3バイク	〃	60
	〃	つくし野駅	立体自走式	430
	福生市	拝島駅南口(臨時)	平面式	168
	西東京市	西武柳沢駅南口臨時	〃	236
	〃	ひばりヶ丘駅南口谷戸	〃	500
	〃	西武柳沢駅北口第1	立体自走式	1,257
〃	〃 北口第1-2	平面式	217	
〃	〃 北口第2	〃	243	

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成14年度	日野市	高幡不動南第4	平面式	171
	八王子市	西八王子駅南口第1(改築)	〃	69
	〃	〃 南口第2(改築)	〃	95
	調布市	京王多摩川駅	立体自走式	608
	〃	つつじヶ丘駅南口	〃	1,500
平成15年度	練馬区	中村橋駅東	〃	808
	武蔵野市	吉祥寺駅大通り東2	〃	91
	〃	吉祥寺駅大通り 東	平面式	203
	〃	〃 末広通り2	〃	107
	〃	武蔵境駅北口一時利用	〃	146
	〃	吉祥寺駅北	〃	366
	町田市	町田駅森野第1(増設)	〃	83
	〃	町田駅森野第1バイク(増設)	〃	168
	小平市	東部市民センター北(仮設)	〃	583
平成16年度	江東区	東大島駅東	〃	45
	〃	門前仲町駅	〃	1,196
	〃	〃 第2	〃	300
	〃	〃 黒船橋	〃	99
	〃	東陽町駅	〃	472
	〃	〃 第2	〃	448
	〃	〃 第4	〃	52
	〃	豊洲3丁目	立体自走式	1,960
	八王子市	京王八王子駅中央第2	平面式	76
	〃	JR八王子駅南口臨時第2	〃	329
	武蔵野市	武蔵境駅南	〃	401
	府中市	府中本町駅前第2	〃	100
	〃	中河原駅西口第3	〃	335
	町田市	相原駅西口	〃	767
	〃	相原駅東口バイク	〃	155
	福生市	福生駅東口地下	地下式	2,351
平成17年度	府中市	分倍河原駅南	立体自走式	756
平成18年度	江東区	東陽町第3	〃	135
	練馬区	練馬駅西口仮置場	〃	559
	〃	練馬駅西口(増設)	〃	747
	武蔵野市	吉祥寺駅御殿山第3	平面式	325
	八王子市	南大沢駅バイク	〃	27
	〃	めじろ台駅	地下式	828
	〃	めじろ台駅バイク	平面式	144
	府中市	府中本町駅第2	〃	112
	〃	府中駅南臨時原動機付用	〃	28
	〃	分倍河原駅北第2	〃	842
	〃	多磨駅東口	〃	245
	〃	多磨駅西口	〃	288
平成19年度	調布市	仙川駅東(仮設)	〃	1,057
	町田市	鶴川駅西	立体自走式	1,200
	西東京市	保谷駅南口第1	平面式	180
	〃	保谷駅南口第2	〃	195
	練馬区	練馬駅西臨時	〃	260

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成19年度	稲城市	矢野口駅西	平面式	700
	武蔵野市	吉祥寺駅末広通り第3	〃	202
	八王子市	南大沢駅第1バイク	〃	11
	〃	八王子駅南口仮設第1	〃	450
	〃	八王子駅南口臨時第2(仮設)	〃	281
	〃	高尾駅北口臨時第2	〃	328
	〃	八王子駅北口東(屋外バイク)他	〃	68
	府中市	中河原駅北口広場一時	〃	62
	〃	東府中駅東	〃	115
	江東区	豊洲二丁目	〃	417
	〃	亀戸駅北口第二	〃	67
	調布市	つつじヶ丘駅北口	〃	41
平成20年度	江東区	亀戸駅北口第1(増設)	〃	720
	八王子市	西八サイクルパーク50	〃	130
	〃	八王子駅南口臨時第3(仮設)	〃	506
	〃	八王子駅北口駅前駐輪帯	〃	78
	武蔵野市	吉祥寺大正通北	〃	460
	〃	吉祥寺大通り東第4	〃	118
	稲城市	稲城駅北口バイク	〃	55
	〃	東伏見駅北口	〃	129
	調布市	仙川駅東	立体自走式	3,098
	清瀬市	清瀬駅南口第2	〃	921
町田市	町田駅森野第1増設	平面式	221	
平成21年度	練馬区	光が丘ふれあいの径	〃	1,401
	〃	光が丘IMA	〃	1,937
	八王子市	八王子みなみ野駅西口駅前広場下	〃	1,100
	〃	八王子みなみ野駅西側(仮設)	〃	1,352
	〃	八王子みなみ野駅東臨時バイク	〃	111
	〃	南大沢駅北自転車駐輪帯	〃	133
	武蔵野市	武蔵境駅南	立体自走式	1,050
	西東京市	ひばりヶ丘駅南口	〃	908
	日野市	豊田駅北(仮設)	平面式	468
	足立区	綾瀬袋橋暫定	〃	916
	〃	綾瀬ふげんじ	〃	180
	〃	綾瀬西	〃	978
	八王子市	八王子みなみ野駅東口	〃	292
	〃	西八王子駅北口第3	立体自走式	944
〃	堀之内駅(増設)	〃	199	
平成22年度	江東区	東大島駅(増設)	〃	60
	武蔵野市	吉祥寺大通り北	〃	733
	〃	吉祥寺パーキングプラザ	〃	1,271
	〃	三鷹駅武蔵野タワーズ地下	地下式	1,500
	〃	三鷹駅北口2	平面式	320
	〃	武蔵境駅西高架下暫定	〃	1,721
	〃	〃 東高架下暫定	〃	357
日野市	豊田駅北3	立体自走式	490	
平成23年度	練馬区	光が丘IMA(増設)	平面式	22
	西東京市	保谷駅南口	立体自走式	474

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成23年度	武蔵野市	三鷹駅北口第3	平面式	242
	〃	吉祥寺駅東暫定一時利用 1	〃	294
	〃	〃 2	〃	194
	〃	吉祥寺駅北(増設改良)	〃	393
	〃	三鷹駅中町第1仮設	〃	289
	江東区	亀戸北口第2(増設)	〃	14
平成24年度	〃	東大島駅前(増設)	〃	139
	〃	門前仲町駅黒船橋(増設)	〃	64
	武蔵野市	三鷹駅中央大通り	〃	1,086
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	〃	三鷹駅中町第1	〃	1,514
	〃	三鷹駅中町第2	〃	1,775
	〃	三鷹駅中町バイク	〃	83
	〃	三鷹駅北口中町第2(仮設)	〃	327
	〃	武蔵境駅北口一時利用(増設)	〃	109
	〃	武蔵境駅北口3	〃	116
	〃	武蔵境駅東	〃	465
	〃	吉祥寺駅末広通り第4	〃	303
	〃	武蔵境駅西高架下(改良)	〃	684
	調布市	調布駅北第2	立体自走式	1,616
	町田市	成瀬駅南口臨時(仮設)	平面式	408
	西東京市	保谷駅南口第1	立体自走式	135
平成25年度	小金井市	武蔵小金井駅西側高架下第1	平面式	1,377
	〃	武蔵小金井駅西側高架下第2	〃	615
	武蔵野市	武蔵境駅南第2	〃	985
	〃	武蔵境駅西中央高架下	〃	987
	〃	武蔵境駅みずき通り	〃	762
	〃	三鷹駅北口(増設)	〃	196
	町田市	成瀬駅南口	立体自走式	540
	〃	成瀬駅南口臨時バイク	平面式	61
平成26年度	調布市	調布駅北1	立体自走式	2,051
	武蔵野市	武蔵境駅東高架下	平面式	734
	〃	武蔵境駅五宿東	〃	483
	町田市	多摩境駅北側(増設)	〃	157
	府中市	分倍河原駅南第2	〃	167
	〃	武蔵野台駅南口	立体自走式	583
	〃	西府駅北第2	平面式	136
平成27年度	武蔵野市	武蔵境駅北口第2	立体自走式	1,604
	小金井市	武蔵小金井駅南第1	〃	938
	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅南	〃	1,130
	〃	聖蹟桜ヶ丘駅東	〃	542
	大田区	あすとウィズ公共	地下式	332
	八王子市	高尾駅北口	立体自走式	877
	府中市	分倍河原駅南第2(増設)	平面式	50
町田市	成瀬駅北口路上	〃	128	
平成28年度	〃	南町田駅北口地下	地下式	641
	〃	町田駅森野第1(増設)	平面式	83
	府中市	府中駅東第2バイク	〃	46

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
平成28年度	府中市	分倍河原駅南第2(増設)	平面式	42
	〃	西府駅南第2	〃	70
	稲城市	稲城長沼駅東	〃	459
	〃	稲城長沼駅西	〃	491
	〃	南多摩駅東	〃	333
	〃	南多摩駅西	〃	258
	江東区	亀戸駅東口第2(増設)	〃	100
	〃	東大島駅前(増設)	〃	77
平成29年度	〃	亀戸駅東口(建替え)	立体自走式	1,043
	八王子市	西八王子駅南口臨時	〃	848
	府中市	西府駅南第2(増設)	平面式	64
	武蔵野市	三鷹駅中町第3	〃	90
	〃	三鷹駅中町第4	〃	90
	〃	三鷹駅北口(増設)	〃	43
	稲城市	矢野口駅西(増設)	〃	154
	〃	南多摩駅西(増設)	〃	156
	町田市	鶴川駅南側	〃	859
	東大和市	武蔵大和駅第1公共	〃	256
	〃	武蔵大和駅第2公共	〃	395
	〃	玉川上水駅第1公共	〃	571
	〃	玉川上水駅第2公共	〃	425
	〃	玉川上水駅第3公共	〃	44
	〃	玉川上水駅第4公共	〃	491
	〃	玉川上水駅第5公共	〃	38
	〃	玉川上水駅第6公共	〃	145
	〃	桜街道駅第1公共	〃	46
	〃	桜街道駅第2公共	〃	31
	〃	桜街道駅第3公共	〃	176
	〃	桜街道駅第4公共	〃	231
	〃	上北台駅第1公共	〃	54
	〃	上北台駅第2公共	〃	82
	〃	上北台駅第3公共	〃	412
〃	上北台駅第5公共	〃	103	
〃	上北台駅第6公共	〃	653	
平成30年度	八王子市	西八王子駅南口(建替え)	立体自走式	1,091
	〃	京王八王子駅南臨時	平面式	445
	小金井市	武蔵小金井駅西側	〃	563
	〃	武蔵小金井駅西側バイク	〃	195
	府中市	府中駅南第2	〃	218
	東大和市	上北台駅台4公共	〃	202
	西東京市	ひばりヶ丘駅北口	〃	852
武蔵野市	三鷹駅中町第1・第2(増設)	〃	210	

年度	区市町村名	設置場所	構造	収納台数(台)
令和元年度	多摩市	聖蹟桜ヶ丘駅東	立体自走式	567
	東大和市	上北台駅第7公共	平面式	71
	日野市	甲州街道駅南第1	〃	79
	〃	甲州街道駅北第1	〃	75
	〃	甲州街道駅北第2	立体自走式	446
	調布市	つつじヶ丘駅南第1	〃	620
	〃	つつじヶ丘駅南口西	平面式	1,130
	武蔵野市	武蔵境駅スイング北暫定一時利用	〃	158
令和2年度	町田市	南町田グランベリーパーク駅東バイク	平面式	94
	八王子市	八王子駅南口臨時	〃	116
合計	7区 19市 385箇所(増設を含む)			227,776

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

- (1) 自転車保有状況
- (2) 原動機付自転車保有状況
- (3) 自転車防犯登録台数
- (4) 自転車生産実績（全国）

2 自転車関係団体

- (1) (一財) 自転車産業振興協会
- (2) (一社) 自転車協会
- (3) (一財) 日本自転車普及協会
- (4) (公財) 日本サイクリング協会
- (5) (公財) 自転車駐車場整備センター
- (6) (公財) 東京都道路整備保全公社
- (7) 東京都自転車商協同組合
- (8) 全国自転車施策推進自治体連絡協議会（全自連）
- (9) 再生自転車海外譲与自治体協議会（ムコーバ）

3 関係法令等

- (1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- (2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制
- (3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例
- (4) 東京都自転車安全利用推進計画

第4 参 考

1 自転車等の保有・登録・生産状況

(1) 自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国)

(単位：千台)

年 別	保 有 台 数	備 考	年 別	保 有 台 数	備 考	
昭和22年	6,939	昭和26年及び 28年自治庁、 課税台数資料 による推算	昭和61年	58,178	通産省生産動 態統計等によ る推算	
昭和23年	8,013		昭和62年	60,664		
昭和24年	9,192		昭和63年	63,465		
昭和25年	10,859		平成元年	66,385		
昭和26年	11,693		平成2年	69,002		
昭和27年	12,406		平成3年	71,124		
昭和28年	13,270		平成4年	73,200		
昭和29年	13,667		平成5年	74,962		
昭和30年	13,928		平成6年	76,637		
昭和31年	15,647		平成12年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算	平成7年		74,935
昭和32年	16,005			平成8年		77,022
昭和33年	16,815			平成9年		78,954
昭和34年	18,158	平成10年		80,867		
昭和35年	19,559	平成11年		82,780		
昭和36年	20,785	平成12年		84,815		
昭和37年	21,952	平成13年		85,170		
昭和38年	22,931	平成14年		85,549		
昭和39年	23,765	平成15年		85,933		
昭和40年	24,377	平成16年		86,324		
昭和41年	25,430	平成17年		86,647		
昭和42年	26,375	平成24年度自 転車産業振興 協会の調査に よる人的推算		平成18年	67,225	
昭和43年	27,330		平成19年	67,820		
昭和44年	28,241		平成20年	68,387		
昭和45年	29,291		平成21年	68,921		
昭和46年	30,497		平成22年	69,883		
昭和47年	33,542		平成23年	70,141		
昭和48年	39,087		平成24年	70,472		
昭和49年	42,151		平成25年	71,551		
昭和50年	43,930		平成26年	70,523		
昭和51年	45,555		平成27年	70,135		
昭和52年	46,855		平成28年	69,526		
昭和53年	48,007		平成29年	68,699		
昭和54年	49,541	平成30年	66,068			
昭和55年	51,230	令和元年	67,616			
昭和56年	52,325	令和2年	68,171			
昭和57年	53,630	令和3年	67,604			
昭和58年	55,155	令和4年	67,057			
昭和59年	56,305	令和5年	66,483			
昭和60年	57,291	通産省生産動 態統計等によ る推算				

注：(一財)自転車産業振興協会資料による。

- ・平成12年度の調査は全国の2人以上世帯を対象として、住民基本台帳から無作為に4,500世帯を抽出し、郵送により行い、標本数は3,053世帯である。
- ・平成24年度の調査は全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の160万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は22,931世帯であった。
- ・平成30年度の調査は全国の単身世帯を含む世帯を対象として、インターネット調査会社保有の約230万人のモニターに対してインターネットにより行い、回収した標本数は20,000世帯であった。

イ 都道府県別保有台数の推移

(保有台数の単位:千台)

都道府県別	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成25年	平成30年
1 北海道	2,472	2,511	2,409	2,523	2,802	2,769	2,762	2,683	2,834	2,872	2,540
2 青森	559	557	642	713	542	616	656	618	601	672	500
3 岩手	591	679	560	600	542	530	564	556	541	722	658
4 宮城	946	976	991	1,040	958	959	1,070	1,009	791	1,216	1,041
5 秋田	590	546	622	582	580	547	545	472	456	587	484
6 山形	541	583	560	525	583	516	572	566	536	604	589
7 福島	920	993	766	896	851	975	893	865	794	959	847
8 茨城	1,479	1,461	1,478	1,490	1,439	1,580	1,530	1,468	1,242	1,564	1,489
9 栃木	1,032	1,149	981	1,079	1,039	1,066	979	1,052	928	1,194	1,013
10 群馬	917	1,030	1,014	908	720	837	806	882	889	1,083	1,102
11 埼玉	4,522	4,469	4,448	4,961	4,773	5,011	5,562	5,417	5,436	4,927	4,507
12 千葉	3,326	3,405	3,523	3,750	3,731	3,937	4,085	4,099	3,763	3,711	3,189
13 東京	7,073	7,332	7,406	8,358	8,178	8,362	8,789	8,648	8,999	8,553	8,168
14 神奈川	3,804	3,929	4,244	4,571	4,757	4,894	5,260	5,112	5,315	4,553	4,264
15 新潟	1,258	1,139	1,111	1,121	1,206	1,118	1,243	1,052	1,121	1,117	1,055
16 富山	549	544	526	513	578	524	523	540	459	574	503
17 石川	465	499	429	542	427	467	525	464	493	537	496
18 福井	407	422	348	448	388	351	374	372	394	397	374
19 山梨	336	305	274	303	291	316	398	396	374	401	391
20 長野	954	811	766	1,013	845	937	870	967	830	1,035	1,113
21 岐阜	924	984	945	1,079	906	992	1,045	988	857	1,091	970
22 静岡	1,736	1,834	1,738	1,954	1,790	1,916	1,746	1,835	1,709	1,917	1,853
23 愛知	3,717	4,270	4,074	4,236	4,260	4,088	4,292	4,035	4,084	4,197	4,098
24 三重	906	901	817	917	870	936	976	936	1,039	981	908
25 滋賀	736	811	760	817	858	824	750	838	817	923	865
26 京都	1,359	1,432	1,522	1,567	1,534	1,563	1,664	1,505	1,656	1,682	1,552
27 大阪	5,762	6,084	6,135	6,289	6,602	6,713	7,256	6,593	6,515	6,488	5,969
28 兵庫	2,778	2,984	3,076	3,034	3,283	3,279	3,265	3,071	3,390	3,245	3,073
29 奈良	658	676	701	749	808	818	827	749	772	732	697
30 和歌山	553	596	577	551	603	535	528	458	584	535	475
31 鳥取	261	276	330	309	309	322	286	274	307	279	265
32 島根	290	306	293	305	329	301	322	297	307	338	262
33 岡山	991	1,018	949	1,085	984	890	1,105	1,027	1,035	1,139	1,062
34 広島	1,332	1,308	1,433	1,474	1,412	1,209	1,452	1,465	1,404	1,592	1,346
35 山口	702	678	665	666	633	675	639	723	679	661	662
36 徳島	417	412	377	416	417	442	430	391	443	503	423
37 香川	560	632	574	576	631	598	659	633	606	638	540
38 愛媛	789	834	805	767	870	871	820	798	771	805	742
39 高知	314	365	391	387	371	388	376	415	412	442	413
40 福岡	2,209	2,075	2,050	2,143	2,007	1,900	2,111	1,958	1,870	2,430	2,199
41 佐賀	392	323	340	412	348	459	393	411	380	367	375
42 長崎	333	239	276	382	243	359	276	284	319	361	314
43 熊本	824	890	761	827	821	777	783	908	741	906	771
44 大分	450	499	480	404	483	445	577	500	523	522	473
45 宮崎	509	492	460	522	540	452	490	460	418	507	501
46 鹿児島	619	551	548	600	512	605	543	567	435	604	546
47 沖縄	175	222	210	187	295	212	248	226	230	386	393
計	63,037	65,032	64,385	68,591	67,949	68,881	71,865	69,583	69,100	71,551	66,068

- (注) ① 平成20年までは、自転車の国内市場動向調査<(一社)自転車協会>より抜粋
 ② 平成25年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ③ 平成21年～平成24年、平成26年～平成29年は、自転車統計要覧(一般財団法人自転車産業振興協会)に掲載なし。
 ④ 平成30年は、平成30年度自転車保有実態に関する調査報告書(一般財団法人自転車産業振興協会)より抜粋
 ⑤ 令和元年及び令和2年は、自転車保有実態に関する調査(一般財団法人自転車産業振興協会)がないため、掲載なし。
 ⑥ 保有台数を推計する基礎となる世帯数(国勢調査結果)に基づく人的推計値である。(単身世帯は除く)

ウ 世界の保有台数

国名	年	保有台数 (万台)	保有率 (人口/台)
日本	2021	6,760	1.9
中国	2013	37,000	3.7
韓国	2014	1,000	5.0
インドネシア	1996	2,000	9.6
インド	1990	3,080	24.4
フランス	2000	2,300	2.6
ベルギー	1995	520	1.9
オランダ	2013	2,230	0.8
ドイツ	2016	7,300	1.1
イタリア	1996	2,650	2.2
イギリス	2002	2,300	2.6
デンマーク	2001	420	1.3
スペイン	1995	695	5.7
ノルウェー	1995	300	1.4
スウェーデン	1995	600	1.4
フィンランド	1995	325	1.5
スイス	2001	380	1.9
オーストリア	2002	330	2.4
ロシア	1987	4,000	7.0
ハンガリー	1995	350	3.1
ルーマニア	1999	550	4.1
アメリカ	1998	12,000	2.6
カナダ	1998	1,250	2.7
メキシコ	1995	800	13.2
ブラジル	1996	4,000	4.0

(注) 一般財団法人自転車産業振興協会の資料及び総務省統計局の人口推計データから作成

(2) 原動機付自転車保有状況

ア 保有台数の推移(全国、都)

		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	7,448,862	6,899,459	6,661,807	6,438,002	6,188,710	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,511,440	1,582,925	1,626,094	1,674,884	1,704,083	
	計	8,960,302	8,482,384	8,287,901	8,112,886	7,892,793	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	486,232	463,661	442,874	416,616	405,337	
	原付二種	90CC以下	53,515	49,878	46,571	42,807	40,664
		125CC以下	140,002	145,166	151,204	157,812	160,962
	計	679,749	658,705	640,649	617,235	606,963	

		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 元年	令和 2 年	
全 国	原動機付自転車 (50cc以下)	5,899,276	5,615,360	5,353,473	5,103,395	4,853,131	
	原付二種 (50ccを超125cc以下)	1,717,092	1,737,911	1,752,278	1,787,133	1,818,357	
	計	7,616,368	7,353,271	7,105,751	6,890,528	6,671,488	
都	原動機付自転車 (50cc以下)	379,388	360,936	331,917	314,574	297,794	
	原付二種	90CC以下	37,467	35,100	32,670	30,989	29,430
		125CC以下	163,329	165,169	164,895	166,805	168,066
	計	580,184	561,205	529,482	512,368	495,290	

注：警視庁交通年鑑令和2年版による。

全国の原付自転車には、ミニカーを含む。

イ 区市町村別保有台数

令和2年4月1日現在

区市町村		原付二種		原付自転車	区市町村	原付二種		原付自転車	
		125cc以下	90cc以下	50cc以下		125cc以下	90cc以下	50cc以下	
総 数		168,066	29,430	297,794					
区部	計	109,654	17,340	170,565	市部	町田市	7,508	1,025	18,209
	千代田区	568	119	1,306		小金井市	1,081	194	2,155
	中央区	1,252	203	2,210		小平市	2,137	418	4,172
	港区	2,138	323	3,834		日野市	2,547	523	5,451
	新宿区	3,058	497	5,912		東村山市	1,911	378	3,723
	文京区	1,639	323	3,366		国分寺市	1,006	229	2,034
	台東区	1,950	351	3,339		国立市	729	167	1,289
	墨田区	3,272	487	5,082		福生市	653	244	1,693
	江東区	5,850	775	8,643		狛江市	1,151	204	1,871
	品川区	4,624	676	7,316		東大和市	1,320	309	2,503
	目黒区	2,536	492	4,260		清瀬市	1,064	169	2,431
	大田区	10,384	1,472	13,096		東久留米市	1,857	334	3,398
	世田谷区	9,237	1,524	14,885		武蔵村山市	1,393	365	2,935
	渋谷区	2,112	443	3,383		多摩市	2,333	331	5,062
	中野区	3,276	548	5,144		稲城市	1,482	192	2,800
	杉並区	4,843	889	7,446		羽村市	705	222	1,500
	豊島区	2,324	424	3,379		あきる野市	1,329	605	3,076
	北区	3,595	546	5,905		西東京市	2,387	423	4,348
	荒川区	2,128	388	3,374		計	1,054	399	2,445
	板橋区	8,007	1,195	11,364		郡部	瑞徳町	639	234
練馬区	9,168	1,527	14,197	日の出町	297	112	708		
足立区	11,303	1,624	18,796	奥多摩町	84	31	280		
葛飾区	6,346	1,038	9,340	檜原村	34	22	82		
江戸川区	10,044	1,476	14,988	計	505	138	2,779		
計	56,853	11,553	122,005	島部	大島町	124	57	533	
八王子市	9,589	2,115	25,053	利島村	3	2	27		
立川市	2,065	513	3,910	新島村	43	18	267		
武蔵野市	925	210	1,888	神津島村	92	10	603		
三鷹市	2,055	356	3,730	三宅村	37	6	144		
青梅市	2,179	728	5,087	御蔵島村	6	4	49		
府中市	3,214	535	6,188	八丈町	76	20	456		
昭島市	1,338	335	2,577	青ヶ島村	0	1	8		
調布市	2,895	429	4,922	小笠原村	124	20	692		

注：警視庁交通年鑑令和2年版による。

(3) 自転車防犯登録台数

令和2年12月末現在

区分	登録総台数				区分	登録総台数					
	令和2年	令和元年	増減	増減率(%)		令和2年	令和元年	増減	増減率(%)		
総数	17,321,117	17,650,416	-329,299	-1.9	滝野川	59,222	58,750	472	0.8		
第一方面	麴町	4,958	5,374	-416	-7.7	王子	99,043	98,793	250	0.3	
	丸の内	86,072	88,376	-2,304	-2.6	赤羽	223,354	225,222	-1,868	-0.8	
	神田	16,739	17,014	-275	-1.6	板橋	242,567	244,265	-1,698	-0.7	
	万世橋	127,537	124,146	3,391	2.7	志村	175,773	182,479	-6,706	-3.7	
	中央	19,351	19,364	-13	-0.1	高島平	253,336	259,990	-6,654	-2.6	
	久松	17,827	17,561	266	1.5	練馬	276,130	281,204	-5,074	-1.8	
	築地	51,103	51,076	27	0.1	光が丘	188,969	193,664	-4,695	-2.4	
	月島	36,156	38,598	-2,442	-6.3	石神井	388,875	398,998	-10,123	-2.5	
	愛宕	7,213	7,923	-710	-9.0	十方面計	1,907,269	1,943,365	-36,096	-1.9	
	三田	14,912	15,834	-922	-5.8	上野	239,525	248,900	-9,375	-3.8	
	高輪	16,116	16,569	-453	-2.7	下谷	51,509	47,792	3,717	7.8	
	麻布	55,009	55,098	-89	-0.2	浅草	66,185	67,226	-1,041	-1.5	
	赤坂	46,305	46,522	-217	-0.5	蔵前	7,011	7,802	-791	-10.1	
	東京湾岸 一方面計	69,118	66,049	3,069	4.6	尾久	70,254	71,072	-818	-1.2	
第二方面	品川	103,655	107,294	-3,639	-3.4	南千住	183,112	188,152	-5,040	-2.7	
	大井	103,066	106,044	-2,978	-2.8	荒川	84,612	89,731	-5,119	-5.7	
	大崎	32,368	29,874	2,494	8.3	千井	115,627	120,371	-4,744	-3.9	
	荏原	135,085	135,803	-718	-0.5	西新井	378,584	396,140	-17,556	-4.4	
	大森	297,743	293,878	3,865	1.3	竹の塚	271,521	274,729	-3,208	-1.2	
	田園調布	113,226	117,421	-4,195	-3.6	綾瀬	277,134	271,818	5,316	2.0	
	蒲田	376,044	393,514	-17,470	-4.4	六方面計	1,745,074	1,783,733	-38,659	-2.2	
	池上	207,493	211,468	-3,975	-1.9	深川	337,138	352,313	-15,175	-4.3	
	東京空港	0	0	±0	±0	城東	389,768	391,443	-1,675	-0.4	
	二方面計	1,368,680	1,395,296	-26,616	-1.9	本所	109,976	109,023	953	0.9	
第三方面	世田谷	230,491	229,881	610	0.3	向島	182,780	192,310	-9,530	-5.0	
	北沢	143,835	150,217	-6,382	-4.2	亀有	346,988	355,558	-8,570	-2.4	
	玉川	216,590	217,419	-829	-0.4	葛飾	324,525	329,236	-4,711	-1.4	
	成城	358,013	359,873	-1,860	-0.5	小松川	342,009	332,421	9,588	2.9	
	目黒	115,881	115,675	206	0.2	葛西	503,090	520,947	-17,857	-3.4	
	碑文谷	180,116	184,011	-3,895	-2.1	小岩	152,516	161,682	-9,166	-5.7	
	浜谷	138,835	139,826	-991	-0.7	七方面計	2,688,790	2,744,933	-56,143	-2.0	
	原宿	92,031	90,598	1,433	1.6	昭島	209,740	214,597	-4,857	-2.3	
	代々木	93,477	95,169	-1,692	-1.8	立川	461,413	464,787	-3,374	-0.7	
	三方面計	1,569,269	1,582,669	-13,400	-0.8	東大和	231,498	234,034	-2,536	-1.1	
第四方面	牛込	34,516	31,750	2,766	8.7	府中	403,731	415,044	-11,313	-2.7	
	新宿	295,444	298,437	-2,993	-1.0	小金井	278,532	284,580	-6,048	-2.1	
	戸塚	105,539	113,005	-7,466	-6.6	田無	496,828	501,174	-4,346	-0.9	
	四谷	113,723	111,210	2,513	2.3	小平	216,354	214,703	1,651	0.8	
	中野	161,062	162,959	-1,897	-1.2	東村山	259,698	267,259	-7,561	-2.8	
	野方	142,820	151,579	-8,759	-5.8	武蔵野	333,220	340,473	-7,253	-2.1	
	杉並	205,870	211,821	-5,951	-2.8	三鷹	270,041	267,852	2,189	0.8	
	高井戸	288,130	301,025	-12,895	-4.3	調布	364,509	372,237	-7,728	-2.1	
	荻窪	172,711	179,277	-6,566	-3.7	八方面計	3,525,564	3,576,740	-51,176	-1.4	
	四方面計	1,519,815	1,561,063	-41,248	-2.6	青梅	180,796	187,720	-6,924	-3.7	
第五方面	富坂	44,694	43,766	928	2.1	五日市	38,074	35,518	2,556	7.2	
	大塚	12,543	12,361	182	1.5	福生	246,327	248,612	-2,285	-0.9	
	本富士	97,160	104,183	-7,023	-6.7	八王子	284,586	314,910	-30,324	-9.6	
	駒込	13,388	12,620	768	6.1	高尾	155,559	156,087	-528	-0.3	
	巣鴨	114,015	117,207	-3,192	-2.7	南大沢	210,278	196,407	13,871	7.1	
	池袋	239,335	245,758	-6,423	-2.6	町田	336,947	353,428	-16,481	-4.7	
	目白	110,346	108,772	1,574	1.4	日野	134,262	141,692	-7,430	-5.2	
	五方面計	631,481	644,667	-13,186	-2.0	多摩中央	209,526	213,683	-4,157	-1.9	
	島部	大島	0	0	0	0.0	九方面計	1,796,355	1,848,057	-51,702	-2.8
		新島	0	0	0	0.0	大島	0	0	0	0.0
三宅島		0	0	0	0.0	新島	0	0	0	0.0	
八丈島		339	327	12	3.7	三宅島	0	0	0	0.0	
小笠原		65	62	3	4.8	八丈島	339	327	12	3.7	
島部計		404	389	15	3.9	小笠原	65	62	3	4.8	

注:警視庁交通年鑑令和2年版(生活安全部生活安全総務課調べ)による。登録台数とは、警視庁の電算機に入力されている台数をいう。

(4) 自転車生産実績（全国）

（単位：千台）

年	軽快車	電動アシスト車	子供車・幼児車	ミニサイクル	マウンテンバイク	特殊車	スポーツ車	実用車	計
昭和59年	916		1,322	2,871		181	1,465	57	6,812
昭和60年	1,017		1,360	2,753		308	1,304	42	6,784
昭和61年	1,339		1,268	2,687		254	999	37	6,584
昭和62年	2,296		1,316	2,570		275	883	38	7,378
昭和63年	2,893		1,327	2,192		301	761	35	7,509
平成元年	3,486		1,290	2,065		350	562	38	7,791
平成2年	3,694		1,315	1,822		602	501	35	7,969
平成3年	3,511		1,224	1,426		855	405	27	7,448
平成4年	3,641		1,227	1,197		746	451	24	7,286
平成5年	3,544		1,099	991		773	428	23	6,858
平成6年	3,789		1,045	970		647	230	21	6,702
平成7年	3,956		967	1,022		506	108	21	6,580
平成8年	3,979		841	864	168	215	70		6,137
平成9年	3,951	230	628	840	120	151	60		5,980
平成10年	4,066	213	608	748	103	149	42		5,929
平成11年	3,822	141	619	731	93	185			5,591
平成12年	3,223	147	532	572	63	142			4,679
平成13年	3,013	207	347	474	27	115			4,183
平成14年	2,205	227	220	354	15	55			3,076
平成15年	1,786	209	180	286	11	48			2,520
平成16年	1,688	233	201	255	18	59			2,455
平成17年	1,325	224	108	177	29	65			1,926
平成18年	876	236	52	82	24	65			1,335
平成19年	720	248	39	78	5	46			1,136
平成20年	647	274	46	77	4	46			1,095
平成21年	567	311	52	66	6	47			1,049
平成22年	563	336	49	60	6	44			1,057
平成23年	553	403		145					1,102
平成24年	492	383		137					1,012
平成25年	392	444		130					966
平成26年	346	479		126					952
平成27年	320	465		113					898
平成28年	292	548		100					939
平成29年	240	568		83					891
平成30年	230	553		78					861
令和元年	227	575		83					884
令和2年	191	609		68					869

平成十一年一月以降、特殊車の内数となった。スポーツ車は、

平成八年一月以降、実用車は、含まれることになった。

注：（一財）自転車産業振興協会資料による
千台未満の端数については四捨五入している。

2 自転車関係団体

(1) 一般財団法人自転車産業振興協会

◇代表者	会長 野澤 隆寛
◇所在地	
本 部	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(6409)6920 ファクシミリ(03)(6409)6868
技術研究所	〒590-0948 大阪府堺市堺区戎之町西1丁3-3 電話(072)(238)8731 ファクシミリ(072)(238)8271
◇設 立	昭和33年9月15日(平成25年4月1日 一般財団法人に移行)
◇目 的	自転車及び車いす並びにこれらの部品、附属品の生産、貿易、流通及び消費の増進

◇事 業

- ①技術及び製品の開発、評価、試験、検査
- ②国内外における規格標準化の推進
- ③組立整備に係る技術の向上、普及
- ④国内外の展示会への出展支援
- ⑤国内外情報の収集及び整備並びに提供
- ⑥国内外の調査及び研究
- ⑦講演会、講習会及びイベント等の開催
- ⑧広報及び出版物の発行
- ⑨資金の融資及び助成
- ⑩前号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 一般社団法人自転車協会

◇代表者	理事長 山崎 一
◇所在地	〒107-0052 東京都港区赤坂1-8-1 赤坂インターシティAIR 9階 電話(03)(6230)-9896 ファクシミリ(03)(3588)-3230
◇設 立	昭和23年2月19日(平成24年4月1日 一般社団法人に移行)
◇目 的	安全・安心で環境に優しい自転車の製造、供給、販売を製販一体となって強力に推進することと相俟って、メンテナンスの重要性、交通ルールやマナーの遵守、更には自転車走行空間の確保等を広く訴えることで、自転車が持つ本源的な価値である利便性、健康性、環境性が十分に発揮できるような社会を目指す。

◇事 業

- ①安全・安心で環境に優しい自転車普及に係る事業の推進
- ②自転車等に関する安全性向上のための規格の作成及び標準化
- ③自転車の安全・安心な利用促進に係る諸事業
- ④自転車等に関する資源有効活用に係る調査研究
- ⑤自転車等に関する生産、流通、貿易及び消費に係る調査研究
- ⑥自転車等に関する技術開発及び利用推進に係る調査研究
- ⑦自転車等に関する広報活動及び出版物の発行
- ⑧自転車等に関する情報の収集及び提供
- ⑨不動産の管理及び運営
- ⑩前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

◇会 員

- ①正会員 104名(令和3年5月末現在)
- ②賛助会員 211名

(3) 一般財団法人日本自転車普及協会

◇代表者	会長 石黒 克巳
◇所在地	〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(4334)7950 ファクシミリ(03)(4334)7957 自転車文化センター 〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-3-1 電話(03)(4334)7953 ファクシミリ(03)(4334)7958
◇設 立	昭和46年3月26日(平成24年10月1日 一般財団法人に移行)
◇目 的	自転車利用の健全な普及を図り、もって自転車産業の発展と国民生活の向上に寄与する。

◇事業

- ① 自転車の利用等に関する調査、研究及び普及の推進
- ② 自転車競技大会、自転車月間事業及び各種行事の開催並びに出版物の編集事業
- ③ 自転車部品等の品質性能の改善及び円滑な供給
- ④ 自転車及び自転車競技用関係機器の普及
- ⑤ 自転車競技の近代化促進及び自転車利用の促進に関する情報提供施設の設置及び運営
- ⑥ 自転車に関する紛争等の解決に必要な事業
- ⑦ 前各号に関する啓発、広報活動並びに自転車利用に関する理解促進
- ⑧ 前各号に掲げるものの他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(4) 公益財団法人日本サイクリング協会

◇代表者	代表理事 長 澤 恵 一
◇所在地	〒160-0022 東京都新宿区新宿1-35-3 アクシア新宿御苑607 電話(03)(6273)2147 ファクシミリ(03)(6273)2578
◇設立	昭和39年5月22日(平成25年4月1日 公益財団法人に移行)
◇目的	生涯スポーツとしてのサイクリングの普及と振興、サイクリング環境の整備及びサイクリングに関する総合的な事業を行い、その健全なる発達に努めるとともに、サイクリングに関連する調査研究により理論及び技術の向上を図り、我が国における質の高い余暇活動、生涯学習の場としてのサイクリングの提唱と自転車を取り巻く社会環境の整備推進にあたる。もって円滑な交通社会の実現に寄与するとともに、国民の健康増進と生活環境の向上に資する。

◇事業

- ①サイクリングの普及奨励
- ②サイクリング指導者の育成
- ③サイクリングガイドの養成及び認定
- ④サイクリング大会及びサイクルスポーツ大会の開催
- ⑤サイクリングによる国民の健康維持と体力増強及び青少年の健全育成
- ⑥サイクリング、サイクリング用自転車、サイクリング関連施設、及び道路交通に関する調査研究
- ⑦サイクリングに関する刊行物の発行及び情報の発信
- ⑧サイクリング愛好者の交流と安心、安全の確保
- ⑨関係諸機関との連携や協力及び関係諸団体との交流
- ⑩その他この法人の目的を達成するために必要な事業

◇会員

賛助会員 3,000名(令和3年度)

(5) 公益財団法人自転車駐車場整備センター

◇所在地	
本 部	〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-6-7 日本橋日銀通りビル4階 電話(03)(6262)5320 ファクシミリ(03)(6262)5330
大阪事務所	〒550-0003 大阪府大阪市西区京町堀1-6-2 肥後橋ルーセントビル10階 電話(06)(6449)0991 ファクシミリ(06)(6449)0994
名古屋事務所	〒451-0045 愛知県名古屋市中区名駅3-9-37 合人社名駅3ビル8階 電話(052)(586)6841 ファクシミリ(052)(586)6855
◇設立	昭和54年4月16日
◇目的	自転車、原動機付自転車及び自動二輪車(以下「自転車等」という。)の利用者の利便の増進並びに道路交通の安全と円滑化を図るため、自転車等駐車場の整備に関する事業等を行い、もって地域社会の健全な発展に寄与する。

◇事業

- ①自転車等駐車場の設置及び管理
- ②自転車等駐車施設の貸与及び譲渡
- ③自転車等駐車場改善に関する研究及び指導
- ④自転車等駐車場需要に関する調査研究
- ⑤自転車等駐車場整備推進のための広報活動
- ⑥地方公共団体等の委託に基づく、自転車等駐車場の設置及び管理
- ⑦前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

(6) 公益財団法人東京都道路整備保全公社(旧名称 財団法人東京都駐車場公社)

◇所在地	〒163-0720 東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 小田急第一生命ビル20階 電話(03)(5381)3361 ファクシミリ(03)(5381)3355
◇設立	昭和35年3月19日
◇目的	安全快適な道路環境の創出と駐車対策の推進等を通じて都市再生及び都市機能の維持増進に貢献する。

◇事業

- ①道路及び公有地に関する整備、施設管理及び普及啓発
- ②駐車場に関する利用促進及び普及啓発
- ③防災対応、道路環境の改善等、東京都等の道路行政の補完に資する事業
- ④警備業法に基づく警備業
- ⑤その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- ⑥上記事業の推進に資するために行う収益事業等

(7) 東京都自転車商協同組合

◇所在地	〒101-0021 東京都千代田区外神田3-1-8 電話(03)(3251)8446 ファクシミリ(03)(5256)6820
◇設立	昭和30年8月24日
◇目的	組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図る。

◇事業

- ①組合員の取扱う自転車の共同購買
- ②共同売り出し、広報宣伝などの市場対策事業
- ③不要自転車回収などを柱とした自転車環境事業
- ④組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
- ⑤組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ⑥組合員の福利厚生に関する事業
- ⑦前各号の事業の付帯する事業

(8) 全国自転車施策推進自治体連絡協議会(略称「全自連」)

◇所在地	〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号 越谷市 市民協働部 くらし安心課内 電話048-963-9185 ファクシミリ048-965-7809
◇設立	平成4年2月13日
◇目的	総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら計画的な自転車施策を推進するという理念のもと設立

◇活動 自治体相互の連携を深め、自転車に係わる諸問題の解決を図るとともに、積極的かつ円滑な自転車施策を推進する。

◇会員 (1)正会員 99団体(令和3年5月現在)
(2)賛助会員 8団体
(3)協力団体 内閣府、国土交通省、東京都ほか

(9) 再生自転車海外譲与自治体協議会 英文表記「MCCOBA(ムコーバ)」

◇所在地	〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 大田区都市基盤整備部都市基盤管理課内 電話(03)(5744)1315 ファクシミリ(03)(5744)1527
◇設立	令和元年6月
◇目的	地方自治体の放置自転車対策の結果発生する良質車の有効活用策の一つとして、点検整備された当該良質車を「再生自転車」として開発途上国に無償譲与し、当該国の保健医療従事者等の交通手段として利用することにより、当該国での保健福祉の向上・増進を希求し、国際協力に寄与する。

◇活動実績 再生自転車1,350台を2ヶ国へ譲与(令和3年度末現在)

◇加盟団体 3自治体及び公益財団法人ジョイセフ

3 関係法令等

(1) 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律

〔 昭 和 5 5 年 1 1 月 2 5 日
法 律 第 8 7 号 〕

改正 平成5年12月22日法律第97号

(目的)

第1条 この法律は、自転車に係る道路交通環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し必要な措置を定め、もって自転車の交通に係る事故の防止と交通の円滑化並びに駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止を図り、あわせて自転車等の利用者の利便の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- 二 自転車等 自転車又は原動機付自転車（道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。）をいう。
- 三 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- 四 道路 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。
- 五 道路管理者 道路法第18条第1項に規定する道路管理者をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、第1条の目的を達成するため、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する全般的な施策が有効かつ適切に実施されるよう必要な配慮をしなければならない。

(良好な自転車交通網の形成)

- 第4条 道路管理者は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため必要な自転車道、自転車歩行者道等の整備に関する事業を推進するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、自転車の利用状況を勘案し、良好な自転車交通網を形成するため、自転車の通行することのできる路側帯、自転車専用車両通行帯及び自転車横断帯の設置等の交通規制を適切に実施するものとする。
 - 3 道路管理者、都道府県警察等は、自転車交通網の形成と併せて適正な道路利用の促進を図るため、相互に協力して、自転車の通行する道路における放置物件の排除等に努めるものとする。

(自転車等の駐車対策の総合的推進)

- 第5条 地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等のための自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐車需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要の著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。
- 2 鉄道事業者は、鉄道の駅の周辺における前項の自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体又は道路管理者との協力体制の整備に努めるとともに、地方公共団体又は道路管理者から同項の自転車等駐車場の設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付けその他の措置を講ずることにより、当該自転車等駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。ただし、鉄道事業者が自ら旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置する場合は、この限りでない。
 - 3 官公署、学校、図書館、公会堂等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、周辺の土地利用状況を勘案し、その施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するように努めなければならない。
 - 4 地方公共団体は、商業地域、近隣商業地域その他自転車等の駐車需要の著しい地域内で条例で定める区域内において百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設で条例で定めるものを新築し、又は増築しようとする者に対し、条例で、当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に自転車等駐車場を設置しなければならない旨を定めることができる。
 - 5 都道府県公安委員会は、自転車等駐車場の整備と相まって、歩行者及び自転車利用者の通行の安全を確保するための計画的な交通規制の実施を図るものとする。

- 6 地方公共団体、道路管理者、都道府県警察、鉄道事業者等は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため、必要があると認めるときは、法令の規定に基づき、相互に協力して、道路に駐車中の自転車等の整理、放置自転車等（自転車等駐車場以外の場所に置かれている自転車等であって、当該自転車等の利用者が当該自転車等を離れて直ちに移動することができない状態にあるものをいう。以下同じ。）の撤去等に努めるものとする。

第6条 市町村長は、駅前広場等の良好な環境を確保し、その機能の低下を防止するため必要があると認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去したときは、条例で定めるところにより、その撤去した自転車等を保管しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により自転車等を保管したときは、条例で定めるところによりその旨を公示しなければならない。この場合において、市町村長は、当該自転車等を利用者に返還するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。
- 3 市町村長は、第1項の規定により保管した自転車等につき、前項前段の規定による公示の日から相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、条例で定めるところにより、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市町村長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
- 4 第2項前段の規定による公示の日から起算して6月を経過してもなお第1項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、市町村に帰属する。
- 5 第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用は、当該自転車等の利用者の負担とすることができる。この場合において、負担すべき金額は、当該費用につき実費を勘案して条例でその額を定めたときは、その定めた額とする。
- 6 都道府県警察は、市町村から、第1項の条例で定めるところにより撤去した自転車等に関する資料の提供を求められたときは、速やかに協力するものとする。

（総合計画）

第7条 市町村は、第5条第1項に規定する地域において自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「総合計画」という。）を定めることができる。

- 2 総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合計画の対象とする区域
 - 二 総合計画の目標及び期間
 - 三 自転車等駐車場の整備の目標量及び主要な自転車等駐車場の配置、規模、設置主体等その他整備に関する事業の概要
 - 四 第5条第2項の規定により自転車等駐車場の設置に協力すべき鉄道事業者（以下「設置協力鉄道事業者」という。）の講ずる措置
 - 五 放置自転車等の整理、撤去等及び撤去した自転車等の保管、処分等の実施方針
 - 六 自転車等の正しい駐車方法の啓発に関する事項
 - 七 自転車等駐車場の利用の調整に関する措置その他自転車等の駐車対策について必要な事項
- 3 総合計画は、都市計画その他法律の規定による地域の交通に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、総合計画を定めるに当たっては、第2項第3号に掲げる事項のうち主要な自転車等駐車場の整備に関する事業の概要については当該自転車等駐車場の設置主体となる者（第5条第4項の規定に基づく条例で定めるところにより自転車等駐車場の設置主体となる者を除く。）と、第2項第4号に掲げる事項については当該事項に係る設置協力鉄道事業者となる者と協議しなければならない。
- 5 市町村は、総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前各項の規定は、総合計画の変更について準用する。
- 7 総合計画において第2項第3号の主要な自転車等駐車場の設置主体となった者及び同項第4号の設置協力鉄道事業者となった者は、総合計画に従って必要な措置を講じなければならない。

（自転車等駐車対策協議会）

第8条 市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、自転車等駐車対策協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会は、自転車等の駐車対策に関する重要事項について、市町村長に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、道路管理者、都道府県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害関係を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する。
- 4 前項に規定するもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、市町村の条例で定める。

(自転車等駐車場の構造及び設備の基準)

第9条 一般公共の用に供される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、周辺の土地利用状況及び自転車等の駐車需要に適切に対応したものでなければならない。

2 国は、前項の自転車等駐車場の安全性を確保するため、その構造及び設備に関して必要な技術指針を定めることができる。

(都市計画等における配慮)

第10条 道路、都市高速鉄道、駐車場その他駅前広場の整備に関連する都市施設に関する都市計画その他の都市環境の整備に関する計画は、当該地域における自転車等の利用状況を適切に配慮して定めなければならない。

(交通安全活動の推進)

第11条 国及び地方公共団体は、関係機関及び関係団体の協力の下に、自転車の安全な利用の方法に関する交通安全教育の充実を図るとともに、自転車の利用者に対する交通安全思想の普及に努めるものとする。

(自転車等の利用者の責務)

第12条 自転車を利用する者は、道路交通法その他の法令を遵守する等により歩行者に危害を及ぼさないようにする等自転車の安全な利用に努めなければならない。

2 自転車等を利用する者は、自転車等駐車場以外の場所に自転車等を放置することのないように努めなければならない。

3 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が指定する者の行う防犯登録(以下「防犯登録」という。)を受けなければならない。

(自転車の安全性の確保)

第13条 国は、自転車について、その利用者等の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の基準を整備することなどにより、その安全性を確保するための措置を講ずるものとする。

(自転車製造業者等の責務)

第14条 自転車の製造(組立を含む。以下同じ。)を業とする者は、その製造する自転車について、前条に定める基準の遵守その他の措置を講ずるとともに、欠陥による損害のてん補の円滑な実施に必要な措置を講ずる等安全性及び利便性の向上に努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の取扱方法、定期的な点検の必要性等の自転車の安全利用のための十分な情報を提供するとともに、防犯登録の勧奨並びに自転車の点検及び修理業務の充実に努めなければならない。

3 国は、自転車の製造を業とする者及び自転車の小売を業とする者に対し、前2項の規定の施行に必要な指導及び助言その他の措置を講じなければならない。

(国の助成措置等)

第15条 国は、予算の範囲内において、地方公共団体が都市計画事業として行う自転車駐車場の設置に要する費用のうち、施設の整備に要する費用及び用地の取得に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、地方公共団体が一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。

3 国は、前2項に定めるもののほか、地方公共団体が実施する自転車に係る道路交通環境の整備、交通安全活動の推進その他自転車の安全利用に関する施策及び自転車等駐車場の整備に関する施策が円滑に実施されるよう助成その他必要な配慮をするものとする。

4 国及び地方公共団体は、民営自転車等駐車場事業の育成を図るため、当該事業を行う者が必要と認めるものに対し、資金のあっせんその他必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、地方公共団体が設置する一般公共の用に供される自転車等駐車場の用に供するため必要があると認めるときは、当該地方公共団体に対し、国有財産法(昭和23年法律第73号)及び道路法で定めるところにより、普通財産を無償で貸し付け、又は譲与することができる。

附 則(昭和55、11、25法87)

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則(平成5、12、22法97)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 改正後の第12条第3項の規定は、この法律の施行の日以後に新たに利用する自転車について適用し、この法律の施行の日前から利用している自転車については、なお従前の例による。

3 国家公安委員会規則で定める種類の自転車及び都道府県公安委員会の指定する市町村の区域以外の地域において利用する自転車に係る防犯登録については、改正後の第12条第3項の規定にかかわらず、改正前の第9条第3項の規定の例による。

(2) 自転車・自動車の駐車場に関する主な法規制

ア 主な消防法関係

項目	自転車駐車場	自動車駐車場	
防火対象物の指定 (令6条)	令別表第1、15項「その他の事業場(主たる用途に機能的に従属するものを除く。)」	令別表第1、13項イ「自動車車庫又は駐車場(主たる用途に機能的に従属するものを除く)」	
防火管理者 (法8条) (条例55条の3)	収容人員50人以上	①収容人員50人以上 ②収容台数50台以上の屋内駐車場 (条例)	
消 防 用 設 備 等	消火器 (令10条)	①延面積300㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上	①延面積150㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積50㎡以上
	屋内消火栓設備 (令11条) (条例38条)	①延面積1,000㎡以上(2・3倍読み規定あり) ②地階、無窓階、4階以上の階で床面積200㎡以上(2・3倍読み規定あり) ③地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)	地階を除く階数が5以上(5階以上の階の床面積合計150㎡以下又は150㎡以内ごとに防火区画された場合を除く。2倍読み規定あり-条例)
	スプリンクラー設備 (令12条) (条例39条)	①11階以上の階 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計2,000㎡以上(条例) ③地盤面からの高さ31mを超える階(条例)	同 左
	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (令13条) (条例40条)	規制なし	※1 ①駐車の用に供される部分で次に掲げるものア 当該部分の存する階における当該部分の床面積が(ア)地階、2階以上の階で面積200㎡以上(イ)1階で面積500㎡以上(ウ)屋上で床面積300㎡以上 イ 昇降機等の機械装置によるもので収容台数10台以上 ②延面積700㎡以上(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができるものを除く-条例) ③吹き抜け部分を共有する2以上の階で駐車の用に供する部分の床面積合計200㎡以上(条例)
	自動火災報知設備 (令21条)	①延面積1,000㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ③11階以上の階	①延面積500㎡以上 ②地階、無窓階、3階以上の階で床面積300㎡以上 ※1 ③地階、2階以上の階のうち駐車の用に供する部分の存する階(駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができる階を除く)で当該床面積200㎡以上 ④11階以上の階
漏電火災警報器 (令22条)	①延面積1,000㎡以上 ②契約電流50A超過 (①、②いずれも間柱、根太、野縁、下地などを準不燃材料以外で造った鉄網入り壁、床天井を有する場合に限る。)	規制なし	
消防機関へ通報する火災報知設備(令23条)	延面積1,000㎡以上 (消防機関に常時通報することができる電話を設置した場合を除く。)	同 左	

項 目		自 転 車 駐 車 場	自 動 車 駐 車 場
消 防 用 設 備 等	非常警報設備 (令24条)	①収容人員50人以上 ②地階、無窓階で収容人員20人以上	同 左
	非常ベル及び放送設備 (令24条)	①地階を除く階数11以上 ②地階の階数3以上	同 左
	避難器具 (令25条) (条例44条)	①3階以上の無窓階、地階で収容人員100人以上 ②3階以上の有窓階で収容人員150人以上 ※2 ③3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ④6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)	※2 ①3階以上の階のうち直通階段が1以下で収容人員10人以上 ②6階以上の階で収容人員30人以上 (条例)
	誘導標識 (令26条)	全 部	同 左
	誘導灯 (令26条)	地階、無窓階、11階以上の部分	同 左
	排煙設備 (令28条) (条例45条の2)	規制なし	①地階、無窓階で床面積 1,000㎡以上※1 ②地下4階以下の階で駐車用に供する部分の床面積 1,000㎡以上 (条例)
	連結散水設備 (令28条の2)	地階の床面積合計 700㎡以上	同 左
	連結送水管 (令29条) (条例46条)	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上	①地階を除く階数7以上 ②地階を除く階数5以上で延面積6,000㎡以上 ③地階、無窓階(1、2階を除く)で床面積1,000㎡以上 (条例) ※1④屋上で自動車駐車場の用途に供するもの (条例)
	非常コンセント設備 (令29条の2) (条例46条の2)	①地階を除く階数11以上 ②地下4階以下の階で当該地下4階以下の階の床面積合計 1,000㎡以上 (条例)	同 左
	無線通信補助設備 (条例46条の3)	地下の階数が4以上で、かつ、地階の床面積合計 3,000㎡以上 (条例)	同 左

(注)

法：消防法 令：消防法施行令 条例：火災予防条例

1 主たる用途に機能的に従属するものとして、令別表第1、13項イから除かれるものに対しても適用される規制事項

2 当該階は、区画された部分ごとに1階段の判断を行う。

3 複合用途防火対象物の一部として存する場合には、16項としての規制事項が適用される場合がある。

(3) 東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

平成二十五年三月二十九日
条例第十四号

目次

第一章	総則（第一条—第七条）
第二章	自転車安全利用推進計画（第八条）
第三章	自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及（第九条—第十六条）
第四章	安全な自転車の普及（第十七条—第二十三条）
第五章	自転車利用環境の整備等（第二十四条—第二十六条）
第六章	自転車利用者等による保険等への加入等（第二十七条—第二十八条）
第七章	自転車駐車場の利用の推進（第二十九条・第三十条）
第八章	自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等（第三十一条—第三十六条）
第九章	雑則（第三十七条—第四十一条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、自転車の利用に関し、基本理念を定め、及び東京都（以下「都」という。）、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）、事業者、都民その他の関係者の責務を明らかにするとともに、都の基本的な施策、関係者が講じるべき措置等を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 自転車 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 二 自転車道 自転車道の整備等に関する法律（昭和四十五年法律第十六号）第二条第三項に規定する自転車道をいう。
- 三 事業者 事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- 四 自転車使用事業者 事業者のうち、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を事業の用に供する者をいう。
- 五 都民等 都民、自転車利用者及び事業者をいう。
- 六 自転車貨物運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して貨物を運送する事業（請負その他の方法により当該貨物の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 七 自転車旅客運送事業 他人の需要に応じ、有償で、自転車を使用して旅客を運送する事業（請負その他の方法により当該旅客の運送を他の者に行わせる事業を含む。）をいう。
- 八 自転車貸付事業 自転車を有償又は無償で、反復継続して貸し付ける事業をいう。
- 九 自転車損害賠償保険等 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済をいう。

（基本理念）

第三条 自転車は、都民及び事業者にとって高い利便性を有し、都民生活及び事業活動に極めて重要な役割を果たす一方で、自転車に係る交通事故の多発、道路への放置等の不適正な利用により、都民の安全な生活の妨げとなっていることに鑑み、都、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）並びに都民等の相互の連携により、その安全で適正な利用が促進されなければならない。

（都の責務）

第四条 都は、区市町村及び都民等と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を総合的に実施するものとする。

- 2 都は、自転車の安全で適正な利用を促進するため、都民等に対し必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
- 3 都は、都民に対し、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて、自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を推進するものとする。
- 4 都は、事業者が実施する自転車の安全で適正な利用に関する取組に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 5 都は、区市町村が実施する自転車安全利用促進施策に対し、情報の提供、技術的支援その他の必要な協力を行うものとする。
- 6 都は、区市町村、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

（自転車利用者の責務）

第五条 自転車利用者は、自転車が車両（道路交通法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。）であることを認識して同法その他の関係法令を遵守し、これを安全で適正に利用するものとする。

- 2 自転車利用者は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

（自転車使用事業者等の責務）

第六条 自転車使用事業者は、従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自転車の小売を業とする者（以下「自転車小売業者」という。）、自転車の製造を業とする者、自転車の組立てを業とする者（以下「自転車組立業者」という。）、自転車の整備を業とする者（以下「自転車整備業者」という。）、自転車貸付事業を営む者（以下「自転車貸付業者」という。）、自転車駐車場を利用させることを業とする者（第十三条第

二項において「自転車駐車場業者」という。)その他の自転車に関する事業を行う者は、自転車が安全で適正に利用されるよう、事業の実施に関し必要な措置を講じるとともに、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

(都民及び事業者の責務)

第七条 都民及び事業者(前条に規定する事業者を除く。)は、都が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 自転車安全利用推進計画

(自転車安全利用推進計画)

第八条 知事は、都が実施する自転車安全利用促進施策及び都民等の取組を総合的に推進するための計画(以下この条において「自転車安全利用推進計画」という。)を策定するものとする。

2 知事は、自転車安全利用推進計画の策定に当たっては、都民等の意見を反映することができるよう、適切な措置を講じるものとする。

3 知事は、自転車安全利用推進計画を策定したときは、これを公表するものとする。

4 前二項の規定は、自転車安全利用推進計画の変更について準用する。

第三章 自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及

(都による自転車の安全で適正な利用のための技能及び知識の普及)

第九条 都は、自転車利用者が自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得するための機会の提供その他の必要な措置を講じるものとする。

第九条の二 知事は、自転車に係る交通事故の防止を図るため、自転車利用者に対し、道路上における指導及び助言を行うことができる。

2 知事は、前項の指導及び助言に当たっては、必要に応じて東京都公安委員会の協力を得るものとする。

(自転車安全利用指針)

第十条 知事は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識が適切に習得され、並びにそれらの普及が効果的に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の安全で適正な利用に関する指針を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 自転車の安全で適正な利用に必要な技能に関する事項

二 自転車の安全で適正な利用に必要な知識に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の効果的な普及のために必要な事項

(自転車利用者の技能及び知識の習得)

第十一条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めなければならない。

(従業者の技能及び知識の習得)

第十二条 自転車使用事業者は、その従業者が、事業のために、人の移動、貨物の運送等の手段として自転車を利用するに当たり、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じることにより、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させるよう努めなければならない。

(自転車小売業者等による啓発)

第十三条 自転車小売業者及び自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の販売又は整備の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行わなければならない。

2 自転車組立業者、自転車貸付業者及び自転車駐車場業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者に対して、自転車の組立て、貸付け等の機会を通じ、自転車を安全で適正に利用するための啓発を行うよう努めなければならない。

(事業者による自転車の安全で適正な利用に係る研修の実施等)

第十四条 事業者(就業規則その他これに準じるものにより従業者の自転車を利用した通勤を禁じている事業者を除く。以下「特定事業者」という。)は、自転車を利用して通勤する従業者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(自転車安全利用推進者の選任)

第十四条の二 自転車使用事業者及び特定事業者は、第十二条及び前条に規定する措置を講じるため、東京都規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、自転車安全利用推進者を選任するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者及び高齢者の技能及び知識の習得等)

第十五条 父母その他の保護者(以下単に「保護者」という。)は、その監護する十八歳未満の者が、自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言等を行うことにより、必要な技能及び知識を習得させるとともに、当該十八歳未満の者に反射材を利用させ、乗車用ヘルメットを着用させる等の必要な対策を行うよう努めなければならない。

2 高齢者(六十五歳以上の者をいう。以下この項において同じ。)の親族又は高齢者と同居している者は、当該高齢者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、反射材の利用、乗車用ヘルメットの着用その他の必要な事項について助言するよう努めなければならない。

(十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者による指導等)

第十六条 十八歳未満の者の教育又は育成に携わる者は、当該十八歳未満の者が自転車を安全で適正に利用することができるよう、指導、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第四章 安全な自転車の普及

(安全な自転車の利用)

第十七条 自転車利用者は、規則で定める自転車の安全性に関する基準に適合する自転車(次条において「基準適合自転車」という。)を利用するよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(安全な自転車の製造、販売等)

第十八条 自転車の製造又は販売を業とする者は、基準適合自転車の製造又は販売及び安全性の高い自転車の開発又は普及に努めなければならない。

(安全に資する器具の利用)

第十九条 自転車利用者は、反射材、乗車用ヘルメットその他の交通事故を防止し、又は交通事故の被害を軽減する器具を利用するよう努めるものとする。

(自転車点検整備指針)

第二十条 知事は、自転車の安全で適正な利用の促進のため、自転車の点検又は整備（以下この条から第二十二条までにおいて「点検整備」という。）が効果的かつ適切に行われるよう、次に掲げる事項を内容とする自転車の点検整備に関する指針（次条及び第二十二条において「自転車点検整備指針」という。）を作成し、これを公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 日常的に点検すべき事項及び点検の方法
- 二 定期的に点検すべき事項及び点検の方法
- 三 整備の方法及び確保すべき性能
- 四 前三号に掲げるもののほか、点検整備を効果的かつ適切に行うために必要な事項

(点検整備の実施)

第二十一条 自転車利用者は、その利用する自転車について、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

2 前項の規定は、自転車使用事業者について準用する。

(自転車整備業者による点検整備)

第二十二条 自転車整備業者は、自転車利用者又は自転車使用事業者の求めに応じて点検整備を行うときは、自転車点検整備指針を踏まえ、点検整備を行うよう努めなければならない。

(違法な利用となる自転車の販売等の禁止)

第二十三条 自転車小売業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って自転車を販売してはならない。

2 自転車組立業者又は自転車整備業者は、自転車の利用が道路交通法その他の自転車の交通又は安全性に関する法令の規定に違反することとなることを知って他人の求めに応じて自転車を組み立て、又は改造してはならない。

第五章 自転車利用環境の整備等

(自転車道の整備等)

第二十四条 都は、自転車道、自転車駐車場その他の自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資する事業が効果的かつ適切に実施されるよう、区市町村その他の関係者と連携して必要な措置を講じるものとする。

(自転車利用環境整備協議会)

第二十五条 都は、自転車の安全で適正な利用のための環境の整備に資すると認めるときは、規則で定めるところにより、自転車利用環境整備協議会を置くことができる。

(自転車等駐車対策協議会等に対する都の協力)

第二十六条 都は、区市町村が自転車等駐車対策協議会（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和五十五年法律第八十七号）第八条第一項の自転車等駐車対策協議会をいう。）を置いたときは、当該区市町村の申出等により、必要な協力を行うものとする。区市町村が自転車道の整備等について関係者との協議の場を設けたときも、同様とする。

第六章 自転車利用者等による保険等への加入等

(自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条 自転車利用者（未成年者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車利用者は、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(保護者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の二 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車使用事業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の三 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車使用事業者は、その事業活動において自転車を利用するときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときは、適用しない。

(自転車貸付業者の自転車損害賠償保険等への加入等)

第二十七条の四 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

2 自転車貸付業者は、自転車を貸し付けるときは、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

3 前二項の規定は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、適用しない。

(自転車損害賠償保険等への加入の確認等)

第二十七条の五 自転車小売業者は、自転車を販売するとき、当該自転車を購入しようとする者(以下「自転車購入者」という。)に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により、自転車購入者が自転車損害賠償保険等に加入していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 特定事業者は、その従業者のうち、自転車を利用して通勤する従業者がいるときは、当該従業者に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第二項の規定は、前項の特定事業者について準用する。この場合において、第二項中「自転車小売業者」とあるのは「特定事業者」と、「自転車購入者」とあるのは「自転車を利用して通勤する従業者」と読み替えるものとする。

5 自転車貸付業者は、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の普及等)

第二十八条 自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者は、自転車損害賠償保険等の普及に努めなければならない。

2 学校等(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校並びに同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。)の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対し、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

第七章 自転車駐車場の利用の推進

(自転車の駐車需要を生じさせる事業者による適正な駐車場の促進)

第二十九条 事業の実施により自転車の駐車需要を生じさせる者は、顧客、従業者等による自転車の駐車が道路交通法の規定に違反しないよう、自転車の駐車場の確保、自転車駐車場の利用の啓発その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(通勤に利用する自転車の駐車場の確保又は確認)

第三十条 特定事業者は、従業者の通勤における自転車の駐車について、規則で定めるところにより、当該駐車に必要な場所を確保し、又は従業者が当該駐車に必要な場所を確保していることを確認しなければならない。

第八章 自転車貨物運送事業者等の自転車の安全で適正な利用に関する登録等

(自転車貨物運送事業者の登録等)

第三十一条 自転車貨物運送事業を営む者は、当該自転車貨物運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の登録(以下この条から第三十四条までにおいて「登録」という。)を受けることができない。

一 第三十三条第一項(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により登録を抹消された日から三年を経過しない者

二 第三十四条(第三十五条第二項及び第三十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反したことにより第三十九条第一項の公表をされた日から二年を経過しない者

三 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 登録を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

3 登録を受けようとする者(登録の更新を受けようとする者を含む。)は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

4 知事は、前項の申請に係る事業が第一項の基準に適合すると認めるときは、規則で定めるところにより、申請者を登録簿に登録し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

5 登録の有効期間は、登録の日から三年とする。

(登録に係る事項の変更等)

第三十二条 登録を受けた者は、登録に係る事項に変更があつたとき又は登録に係る事業を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出があつたときは、届出があつた事項について登録簿の当該事項を変更し、又は登録を抹消するとともに、その旨を同項の届出をした者に通知しなければならない。

(登録の抹消等)

第三十三条 登録を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、知事は、当該登録を受けた者の登録を抹消するものとする。

- 一 第三十一条第二項各号に該当することとなったとき。
- 二 不正の手段により登録を受けたとき。
- 三 正当な理由がなく登録に係る事業についての第三十八条の勧告に従わないとき。

2 登録を受けた者は、規則で定めるところにより、知事に登録の抹消を申請することができる。

3 前二項の規定により登録を抹消したときは、知事は、その旨を登録を抹消された者に通知しなければならない。

(表示の制限)

第三十四条 登録を受けていない者は、その営む事業について登録を受けている旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならない。

(自転車旅客運送事業者の登録等)

第三十五条 自転車旅客運送事業を営む者は、当該自転車旅客運送事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から前条までの規定は、前項の登録について準用する。

(自転車貸付業者の登録等)

第三十六条 自転車貸付業者は、当該自転車貸付事業が規則で定める自転車の安全で適正な利用に関する基準に適合することについて、都の登録を受けることができる。

2 第三十一条第二項から第五項まで及び第三十二条から第三十四条までの規定は、前項の登録について準用する。

第九章 雑則

(報告及び調査)

第三十七条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、自転車小売業者、自転車組立業者、自転車整備業者、第三十一条第一項、第三十五条第一項若しくは前条第一項の登録を受けた者、第三十四条（第三十五条第二項又は前条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反しているおそれがあると認める者その他の関係者から必要な報告を求め、又はその職員にこれらの者の事業所その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第三十八条 知事は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に掲げる措置その他の必要な措置を講じるよう勧告をすることができる。

- 一 第二十三条各項の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 二 第三十一条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。
- 三 第三十二条第一項（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をしていない者 当該届出をすること。
- 四 第三十四条（第三十五条第二項又は第三十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反する行為をした者 当該違反する行為を中止すること。
- 五 第三十五条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。
- 六 第三十六条第一項の登録を受けた者であって、当該登録に係る事業が同項の基準に適合しなくなったと認めるもの 当該基準に適合させること。

(公表)

第三十九条 知事は、前条第一号又は第四号の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨の公表をすることができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適用除外)

第四十条 区市町村の条例中に、この条例に定める自転車損害賠償保険等への加入等に相当する規定がある場合は、当該区市町村の区域においては、第六章（第二十八条を除く。）の規定は、適用しない。

(委任)

第四十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則（平成二十八年条例第九十一号）

この条例は、平成二十九年二月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第百三十九号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第四十条を第四十一条とし、第三十九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(4) 東京都自転車安全利用推進計画

第1 はじめに

1 自転車事故等の現況

都内では、令和2年中に1万件を超える自転車に関係した交通事故（以下「自転車事故」といいます。）が発生し、自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方は、34人に上ります。全ての交通事故に占める自転車事故の割合（以下「自転車関与率」といいます。）は4割を超え、全国平均の約2割と比べても高い状況となっています。

また、都内の駅周辺における放置自転車は、統計上は減少しているものの、依然として歩行者等の通行の妨げとなっているとともに、区市町村においては、その対策費として、近年では200億円近い経費が投じられている状況です。

2 東京都自転車安全利用推進計画について

東京都は「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（平成25年東京都条例第14号。以下「東京都自転車安全利用条例」といいます。）を制定し、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体に対して、その社会的責任に応じた義務等を課しています。そうした義務等を各主体が確実に果たすためには、具体的な取組を明確にすることが必要です。そこで、東京都は、東京都自転車安全利用条例第8条第1項の規定に基づき、自転車の安全で適正な利用（以下「安全利用」といいます。）の促進に向けた東京都の施策及び自転車利用者、事業者等の取組を総合的に推進するため、東京都自転車安全利用推進計画（以下「当初計画」といいます。）を策定しました。

さらに、その当初計画を第10次交通安全計画に合わせ、平成28年度から令和2年度までの東京都自転車安全利用推進計画（以下「前計画」といいます。）に改定しました。

3 前計画の成果と課題

前計画（平成28年度から令和2年度まで）の達成状況は次のとおりでした。

項目	現行計画数値目標	令和2年の数値
自転車乗用中死者数	20人以下	34人
自転車事故発生件数	8,000件以下	10,407件
駅前放置自転車台数	20,000台以下	19,487台

自転車乗用中死者数及び自転車事故発生件数については、目標達成とまでいかなかったものの、現行計画初年度である平成28年の自転車乗用中死者数36人、自転車事故発生件数10,417件と比較すると減少しています。

駅前放置自転車台数については、駐輪場の利用促進や撤去等の取組を強化することで目標を達成することができました。

目標の達成状況を分析すると、以下3点の課題が浮かび上がりました。

1点目は、都内の自転車事故発生件数は減少しているものの、前述のとおり、自転車関与率が全国と比較すると高いことが挙げられます。自転車事故の過半数が自転車利用者側にも違反があることから、自転車

利用者が自転車を「車両」と認識し、ルール・マナーを遵守することが必要です。

2点目は、自転車乗用中の死者数のうち65歳以上の高齢者の割合が依然として高く、高齢者の自転車利用時における安全の確保が必要です。

3点目は、目標は達成したものの、いまだ多くの放置自転車が発生していることです。通行の安全等を確保するためにも自転車利用者が適切に駐輪する取組の促進が必要です。

4 計画改定の方向性

新型コロナウイルス感染症の影響（以下「コロナ禍」といいます。）もあり、自転車販売台数の増加や自転車の事業利用、自転車シェアリングの利用など、自転車の新たな利用形態も注目されています。

そこで、こうした自転車の利用形態等の多様化も踏まえ、更なる自転車の安全利用を促進するためには「新しい日常」で注目の集まるデリバリー事業者など多様な主体と連携し、社会全体での自転車安全利用の気運醸成を推進する必要があります。

改定に当たっては、「東京都自転車安全利用推進計画協議会」（行政や警察をはじめ、自転車に関わる様々な団体の代表者で構成）において、自転車に関わる各主体の取組や今後想定される都内における自転車利用環境等の変化などを協議するとともに、都民等からも広く意見を募集しました。

さらに、令和3年に改定予定の東京都自転車活用推進計画など、自転車に関して都が策定する他の計画や、『未来の東京』戦略などとの整合性も図りながら改定を進めてきました。

今後は、変化し続ける都内における自転車利用環境等に適切に対応するため、継続的に自転車利用実態等を調査・分析し、その結果を踏まえた自転車の安全利用施策を展開していきます。

第2 理念

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、環境負荷低減や健康増進に寄与するだけでなく、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。さらに、重要な交通手段の一つとしても見込むことができます。一方で、先に述べたとおり、自転車事故の多発や道路への放置等の問題があり、都民の安全な生活を妨げています。

自転車が安全で適正に利用されるためには、まず自転車を利用する人自身が、自転車は車両であるとの認識の下、自転車を放置しないことも含め、交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することが必要不可欠です。その一方で、自転車は、運転免許が不要であることなどから、幅広い年齢層の利用者があらゆる場面で利用しているとともに、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。したがって、その安全利用を社会全体に浸透させるためには、自転車利用者だけでなく、行政、事業者等の自転車に関わる全ての主体が一丸となって取組を推進することが必要です。

そこで、この計画では、『社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会を実現する』ことを理念として掲げ、究極的には自転車事故や放置自転車がいない社会を目指します。

第3 計画期間

都内における交通安全対策の総合的かつ着実な推進を図るための計画として、第11次東京都交通安全計画（令和3年東京都交通安全対策会議策定）があります。同計画は令和3年度から令和7年度までを計画期間とし、その内容には、自転車の安全利用を推進するための様々な取組も盛り込まれています。

この計画は、第11次東京都交通安全計画に記載された自転車の安全利用に関する取組をより具体化するものであり、同計画と相互に連携するものであるため、計画期間は、第11次東京都交通安全計画に合わせて、令和3年度から令和7年度までとします。

なお、令和7年度以降は、新たな東京都交通安全計画の策定や他の自転車に関連する都の計画などとの整合性をとりながら、この計画も改定することとします。

第4 数値目標

自転車に関わる全ての主体が一丸となり、この計画の理念を実現するため、全ての主体の取組の総合的な結果として目指す数値目標（令和7年中）は、次のとおりとします。

- ・ 自転車乗用中死者数 18人以下
- ・ 自転車事故発生件数 7,000件以下
- ・ 駅前放置自転車台数 15,000台以下

【数値目標の考え方】

数値目標として掲げる項目は、この計画の理念として掲げた「社会全体で自転車の安全利用に取り組み、自転車事故がなく、自転車の交通秩序が確立された社会」にどの程度近づいているかを知ることができるよう、最も基本的なものであり、かつ、第11次東京都交通安全計画の目標（令和7年中の道路交通事故死者数110人以下）とも整合するものである必要があります。

そこで、まず、自転車事故によって人命が失われないようにするとともに、交通事故のない社会を目指すべく引き続き「自転車乗用中死者数」及び「自転車事故発生件数」を項目としました。また、“交通秩序の確立”の観点から「駅前放置自転車台数」も項目としました。

その上で、それぞれの目標数値は、各目標の改善傾向を勘案しながら、これまで実施してきた取組の深化はもちろんのこと、新たな取組により更なる改善を図るため、より一層のペースで減少させる数値を設定しました。

なお、自転車乗用中死者数については、死者数1人の増減により数%の変動が生じることとなるため、具体的な数値を目標とすることは適当ではないという考えもありますが、死者数は最も重要な指標であることに鑑み、数値目標を設定しました。

（参考：令和2年の各数値）

- ・ 自転車乗用中死者数 34人
- ・ 自転車事故発生件数 10,407件
- ・ 駅前放置自転車台数 19,487台（速報値）

第5 安全利用に関する各主体の役割等

第2に掲げたとおり、自転車の安全利用を推進するためには、社会全体で取り組む必要があります。

自転車に関わる主体である行政（東京都、警視庁、国及び区市町村）、自転車利用者、事業者、保護者、子供の教育・育成に携わる者その他関係者には、それぞれ次のような観点から、安全利用の推進の担い手となることが求められます。

○ 行政

行政は、自転車の安全利用を推進するために必要な施策を自ら実施するとともに、自転車に関わる様々な主体による安全利用の取組が社会全体で効果的に行われるよう必要な支援をします。

特に東京都は、この計画の策定主体として、また、広域的自治体として、自転車に関わる様々な主体によるこの計画を踏まえた取組を促進するためのけん引役となります。

○ 自転車利用者

自転車利用者は、自転車を安全で適正に利用すべきであることを自覚し、自転車を放置しないことも含め、交通ルール・マナーを習得し、実践します。

○ 事業者

事業者は、業務上の自転車の利用、従業員による通勤での自転車の利用、自転車の製造・販売等といった自らの事業活動と自転車の関わりの内容・程度に応じて、事業者自身にも自転車の安全利用に関する責任があることを自覚し、必要な取組を実施します。

○ 保護者及び子供の教育・育成に携わる者

保護者及び子供の教育・育成に携わる者は、子供が交通ルール・マナーを習得できるよう指導するとともに、子供の交通ルール・マナーに関する規範意識を醸成します。また、保護者は、子供の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

○ その他関係者

地域の団体、交通ボランティア等は、行政、自転車利用者等と連携しつつ、自転車の安全利用に関する自主的な取組を推進するよう努めます。

そこで、各主体がそれぞれの役割を適切に果たすとともに、互いの役割を十分理解した上で、相互に協力しながら、より効果的な取組が行われるようにするため、第6の実施事項においては、道路交通法（昭和35年法律第105号）、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「自転車法」といいます。）、東京都自転車安全利用条例等に規定された自転車の安全利用に関する事項等を踏まえ、都として、行政、自転車利用者、事業者等がそれぞれ果たすべきと考える具体的な取組を示しました。

自転車に関わる各主体は、この計画の趣旨を踏まえ、自転車の安全利用が社会全体で取り組まれるよう、不断の努力をしていくことが重要です。

第6 実施事項

自転車に関わる各主体は、次の取組を実施します。

- 1 自転車の安全利用の実践
- 2 自転車の安全利用に関する教育の推進
- 3 放置自転車の削減
- 4 安全な自転車利用環境の整備等
- 5 安全性の高い自転車の普及
- 6 自転車事故に備えた措置
- 7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

1 自転車の安全利用の実践

(1) 自転車の利用に関する心構え

自転車は、都市における移動手段として、コスト面を含め利便性が高い一方で、徒歩と比べて速度が高い車両であることから、ひとたび事故が起こると、被害者になるだけでなく、加害者にもなりかねないものです。

また、自転車の放置は、歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、区市町村においては、放置された自転車の撤去・保管等に要する経費として年間180億円以上もの経費が投じられているなど、多大なコストを生じさせています。

したがって、自転車利用者は、交通社会の一員として、自転車を放置しないことも含めた交通ルールを遵守することはもちろん、保険の加入等の応分の経済的負担も含め、自動車と同様の車両を利用している者としての自覚と責任をもって行動しなければなりません。

(2) 自転車利用者等による安全利用の実践

ア 自転車利用者による安全利用の実践

自転車利用者は、自転車事故の過半数が自転車利用者側にも違反があるという現状を踏まえ、次のような基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、安全利用を実践します。

- ・ 信号を遵守する。
- ・ 交差点で一時停止をするなど、急な飛び出しをせず周囲の安全を確認する
- ・ 携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視、イヤホンの使用、傘差し運転、並進等の危険な運転をしない。
- ・ 車道は左側を通行する。
- ・ 道路標識等により歩道を通行することができることとされている場合、子供（13歳未満）や高齢者（70歳以上）等が自転車を利用する場合、車道又は交通の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するためやむを得ない場合において、歩道を通行する際には、歩行者優先で車道寄りを通りし、歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止する。
- ・ 進路変更や駐停車車両を追い越す際には、後方などの安全確認を行う。
- ・ 夜間はライトを点灯する。
- ・ 自転車を放置せず、駐輪場等を利用する。
- ・ 大人も子供もヘルメットを着用する。

- ・ 夕方や夜間は反射材を着用するなど、目立つ服装をする。
- ・ こまめに点検整備をする。
- ・ 自転車の利用によって生じた損害を填補するための保険又は共済（以下「自転車損害賠償保険等」といいます。）に加入する。
- ・ 電動アシスト自転車や幼児二人同乗用自転車の利用に当たってはその特性を踏まえて利用する。
- ・ 自転車事故に遭った場合は、警察への通報、被害者の救護等を行う。

イ 事業者による安全利用の実践

業務で自転車を使用する事業者は、基本的な交通ルール・マナーの遵守を始めとして、自転車の安全利用を実践します。

また、特に、自転車を利用すること自体が事業である自転車貨物運送事業者、自転車旅客運送事業者及び自転車貸付事業者は、東京都が実施する講習会等の受講や社内で自転車安全利用を推進する責任者の選任、定期的な研修を実施することなどにより従業員等自転車利用者の安全利用を促進します。さらに、東京都自転車安全利用条例に規定する他の自転車利用者の模範となるような安全利用の実践等を行います。

2 自転車の安全利用に関する教育の推進

(1) 自転車利用者による取組

ア 主体的な学習

自転車利用者は、自転車の安全利用を実践できるよう、東京都自転車安全利用指針（以下「安全利用指針」といいます。）、東京都自転車点検整備指針（以下「点検整備指針」といいます。）、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、交通ルール・マナーを積極的に習得します。

イ 安全教室等の受講

自転車利用者は、学校、事業所、商業施設等における自転車の安全利用に関する教育（以下「教育」といいます。）の実施状況について、行政の広報誌やウェブサイト等を通じて把握し、積極的に自転車安全教室（以下「安全教室」といいます。）等を受講します。

(2) 様々な主体による教育の推進

ア 保護者による教育

(ア) 保護者による教育

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、子供に対し、交通ルール・マナーを教えます。

(イ) 子供の模範となる自転車利用

保護者は、安全利用指針、点検整備指針、自転車の安全利用に関するリーフレットやウェブサイト等を活用して、自ら正しい交通ルール・マナーを習得・実践することにより、自転車の安全利用について子供の模範となります。

(ウ) 保護者への支援

行政は、自転車の安全利用に関する保護者向けのリーフレットを配布することなどにより、保護者が子供に対して容易に教育を行うことができるようにします。

また、行政及び学校等の子供の教育・育成に携わる者は、主に子供を対象とした安全教室等を開催する際に、保護者の参加も呼び掛けることなどにより、保護者も交通ルール・マナーを習得できる機会を提供できるようにします。

イ 学校における教育

(ア) 学校における教育

学校においては、幼児・児童・生徒が交通ルール・マナーを正しく習得し、実践できるよう、それぞれの発達段階に配慮しつつ、交通安全を含む安全教育を総合的・体系的に推進することを目的とした「安全教育プログラム」（東京都教育委員会作成）等を参考として、次のような参加・体験・実践型の安全教室を行政や警視庁と連携して開催するなど、効果的な教育を推進します。

- ・ スタントマンが自転車事故の現場を再現することで、事故の恐怖を体感させるスケアード・ストレイト方式による安全教室
- ・ 街中での自転車の運転を模擬的に体験できる各種自転車シミュレータを活用した安全教室
- ・ 基本的な交通ルール等を学ぶ座学と実技指導を受講する自転車免許証交通安全教室

特に、自転車通学者に対しては、並走・二人乗りや傘差し運転、携帯電話での通話やスマートフォンの画面の注視といった違反行為を行わないよう指導に努めるほか、自転車通学時のヘルメットの主体的な着用につなげるため、ヘルメットデザインの検討や着用のルール化等を通して、自転車の安全利用を促進します。

(イ) 学校への支援

行政は、学校における教育が推進されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、学校と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、児童・生徒がコロナ禍においても自宅等で自転車の安全利用に関する知識を習得できるよう、安全利用の啓発コンテンツを集めたリンク集を作成し、学校へ提供します。

また、警視庁は学校における教育が推進されるよう、各警察署において、自転車交通事故の発生状況や指導取締り状況など、実情に応じた情報提供を行い、保護者を含めた交通安全教育を推進します。

ウ 事業者による教育

(ア) 事業者による教育

事業者は、業務や通勤で自転車を利用する従業者が自転車を安全で適正に利用できるよう、自転車安全利用に係る責任者や教育担当者（以下「自転車安全利用推進者」という。）を選任し、人事異動期に合わせた定期的な教育機会の確保、安全利用指針を踏まえた教育マニュアルの作成や社内研修の実施など従業者の自転車の利用形態に応じた適切な教育を行います。

また、自転車の安全利用や交通事故に関する情報をすみやかに従業者と共有します。

さらに、「新しい日常」の浸透等により今後も利用の増加が見込まれる、自転車を用いて飲食物等を配達するデリバリーサービスにおいては、事業者（サービスのプラットフォームを提供する事業者を含む。）は、雇用の有無にかかわらず、配達員の交通事故防止に向けて、交通ルールを始めとする交通安全に必要な情報を継続的に提供するとともに、講習会の開催等を行います。

(イ) 事業者への支援

行政は、事業者による従業員への教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、交通事故の発生状況等の情報提供、事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、事業者による従業員への教育が適切に実施されるよう、自転車安全利用TOKYOセミナーなどの講習会を開催するなど、事業所内における自転車安全利用に係る責任者等の人材育成を行います。講習会の開催に当たっては、リモートでの開催を行うなどによりコロナ禍でも受講しやすい環境を整えます。

また、警視庁と連携して自転車安全利用モデル企業や自転車安全利用推進事業者など社内での自転車安全利用に取り組む事業者の拡大を図ります。

さらに、自転車を用いて飲食物等を配達するデリバリーサービス事業者の団体と連携して、交通ルールやマナーなど必要な情報や教材の提供、自転車月間等の機会をとらえた自転車の安全利用に係る啓発活動等を行います。

警視庁は、自転車の安全利用に積極的に取り組む企業を、「自転車安全利用モデル企業」に指定し、安全利用管理者に対して講習を実施し、ホームページで活動状況を公表するなど、従業員の交通安全意識の高揚と自転車の安全管理に努める事業者の拡大を図ります。また、事業者（サービスのプラットフォームを提供する事業者を含む。）を通じて配達員に対する実技の講習会を開催するなど自転車の安全利用を促進します。

各業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促すよう努めます。

エ 地域の団体等による教育

(ア) 地域の団体等による教育

町会・自治会、PTA、老人クラブ、交通ボランティア等は、団体の加入者等が自転車を安全で適正に利用できるよう、教育の実施、団体の広報誌や機関誌への交通ルール・マナーの掲載等に努めます。

(イ) 地域の団体等への支援

行政は、地域の団体等による教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体等と連携した安全教室の開催等を行います。

オ 自転車関連事業者による教育

(ア) 自転車関連事業者による教育

自転車小売業者、自転車貸付事業者、駐輪場の運営等を行う事業者をはじめとした自転車関連事業者は、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、ポスターの掲示、顧客への説明等により、交通ルール・マナーやヘルメット着用、自転車損害賠償保険等への加入の必要性の周知等を実施するとともに、従業員が顧客に対して正確な情報を説明できるように、従業員に対して自転車の交通ルール・マナー等について教育します。また、自転車製造業者は、自転車の取扱説明書に交通ルール・マナーを記載するなどし、交通ルール・マナーを周知します。

(イ) 自転車関連事業者への支援

行政は、自転車関連事業者による顧客に対する教育が適切に実施されるよう、自転車の安全利用

に関するリーフレットや自転車関連事業者と連携した安全教室の開催等を行います。

特に東京都は、東京都自転車安全利用サポーター（カ（イ）参照）や自転車小売業者と連携して、顧客向けの自転車ルール・マナーのチェック様式を提供します。

カ 行政による取組

(ア) 自らが自転車を利用する主体としての取組

業務で自転車を利用する行政職員は、他の自転車利用者の模範となるように自転車を安全で適正に利用します。

(イ) 様々な主体と連携した取組

行政は、安全利用指針により教育の方法等を示すほか、保護者、事業者、地域の団体等と連携し、各種自転車シミュレータを活用した安全教室、スケアード・ストレイト方式による安全教室、自転車免許証交通安全教室等を行います。

特に東京都は、社会全体での自転車安全利用を推進するために都と協定を締結した事業者・団体（以下「東京都自転車安全利用サポーター」といいます。）等や学生などのボランティアと連携し、自転車利用の実態を踏まえた安全利用を促進します。

また、自転車安全利用PRサポーターである「東京交通少年団」と連携し、子供の視点から自転車の安全利用を訴えかけるなど、効果的な啓発活動を行います。さらに、区市町村の取組を促進するため、自転車の安全利用に関する先進的な事例の紹介や情報提供、区市町村による自転車安全利用に係る計画の策定を促進していきます。

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自転車に関する交通ルール・マナーを併せて教えるとともに、自転車シミュレータ、自転車交通安全教育資機材等の各種教育資機材を活用した出前型の交通安全教育の実施、交通安全教育センター等における自転車交通安全教室及びファミリー自転車教室の開催等により、自転車安全利用意識の向上を図ります。また、自転車安全利用指導啓発隊（BEEMS）やモデルサイクリスト等の活動を通じ、効果的な啓発活動を行います。

(ウ) 都内一斉での啓発の実施

行政は、全国交通安全運動、自転車安全利用TOKYOキャンペーン、駅前放置自転車クリーンキャンペーン、TOKYO交通安全キャンペーン等の中で、交通ルール・マナーの周知を都内一斉に行うことにより、効果的な啓発活動を行います。

(3) 対象に応じた適切な教育の推進

ア 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

保護者の監督下で自転車を利用する子供に対しては、座学だけでなく、実際に自転車を利用しながら、保護者が交通ルール・マナー、自転車の利用に潜む危険とその回避方法等を具体的に指導します。

(イ) 保護者の監督下で自転車を利用する者に対する教育の実施への支援

行政は、保護者向けの自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、保護者も対象とした安全教室の開催等により保護者の交通ルール・マナーの知識の向上を図ることで、保護者による家庭での教育を支援します。

イ 一般利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

成人を含め、保護者の監督下を離れて自転車を一人で利用する者（以下「一般利用者」といいます。）に対しては、行政、家庭、学校、事業者、地域の団体等が、様々な機会に、自身の身を守る方法だけでなく、他者に配慮した自転車の利用方法も含めた教育を行います。

行政は、自転車関連のイベントや地域の行事等に合わせて、自転車の安全利用に関するリーフレットの配布、自転車シミュレータ交通安全教室の開催等を行うとともに、インターネットやテレビ等の様々な広報媒体を活用し、幅広い年齢層が教育を受けられるようにします。

警視庁は、自転車交通ルール、自転車交通事故発生状況、自転車交通事故再現映像等の自転車の交通事故防止に関する情報を各種講習、ホームページやインターネットの活用、自転車関連事業者との連携等を通じて広く周知し、自転車安全利用意識の向上を図ります。

(イ) 一般利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、商業施設や自転車小売業者等と連携した安全教室の開催等により、一般利用者に対する教育を支援します。

ウ 高齢者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

高齢者に対しては、身近にいる家族等が、日常生活の中で視聴覚、認知機能、バランス感覚等の身体機能の変化を察知し、高齢者自身にその変化を自覚させることにより、より安全な自転車利用を促します。

また、自転車事故による死者のうち高齢者の占める割合が高いことを踏まえ、自転車利用時のヘルメットや反射材の着用を促します。

行政は、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携するなどし、高齢者向けの安全教室を開催して高齢者の積極的な参加を求め、加齢による身体機能の変化を自覚させるとともに、自転車の安全利用に関する知識・技能を身に付けさせます。

特に東京都は、高齢者を対象とした区市町村主催の交通安全イベント等において、自転車シミュレータを活用した交通安全教室を開催します。

また、運転免許返納者をはじめとした高齢者を対象に、事故情報の提供や交通ルールに関する講義、電動アシスト自転車体験など実技を組み合わせた講習会の開催や自転車の安全利用に関する情報を提供します。

(イ) 高齢者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、老人クラブ、シルバー人材センター等と連携した安全教室の開催等により、高齢者に対する教育を支援します。

エ 従業者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務で自転車を利用する従業者に対しては、事業者が、その業務の特性、自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法を具体的に教育します。また、自転車通勤をする従業者に対しては、事業者が、自転車の安全利用に関するリーフレット、ウェブサイト等を紹介するなどして、従業者が安全に自転車通勤をするとともに、自転車を放置しないように教

育します。

(イ) 従業者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、従業者に対する教育を支援します。

特に東京都は、自転車安全利用推進者を選任した事業者をホームページに掲載するとともに、研修講師の派遣など従業者に対する教育を支援します。

各種業界団体は、傘下事業者における効果的な教育の実施事例や自転車事故の事例等を広報誌や機関誌で取り上げるなどして、傘下事業者における取組を促します。

オ 電動アシスト自転車の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

電動アシスト自転車の利用者に対しては、自転車小売業者等が販売時等に法令基準や車体の重さなど電動アシスト自転車の特性を踏まえた安全な乗り方や、ヘルメット着用の必要性等を具体的に教育します。

行政は、自転車関連のイベントやリーフレットの配布等を通じて、ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、自転車の安全利用を促進します。

特に東京都は、東京都自転車安全利用サポーターと連携し、電動アシスト自転車の特性を踏まえた正しい乗り方を普及啓発します。

(イ) 電動アシスト自転車の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、地域の団体や事業者と連携した安全教室の開催等により、電動アシスト自転車の利用者に対する教育を支援します。

カ 自転車シェアリング等の利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、安全教室の開催や、会員申込時や貸出時に自転車に関する交通ルール・マナーやヘルメット着用の必要性等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。そのうち、電動アシスト自転車の利用者に対しては、法令基準や車体の重さなど電動アシスト自転車の特性を踏まえた安全な乗り方について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 自転車シェアリング等の利用者に対する教育の実施への支援

行政は、自転車の安全利用に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、自転車貸付事業者と連携した安全教室の開催等により、レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対する教育を支援します。

特に東京都は、業界団体と連携して、自転車貸付事業者に対して安全利用や交通事故に関する情報を提供することなどにより、レンタサイクル、自転車シェアリングの利用者に対する教育を支援します。

キ 外国人の自転車利用者に対する教育

(ア) 教育の機会の確保と実施上の留意事項

業務や通勤で自転車を利用する外国人従業者に対しては、事業者が、英語等で、その業務の特性、

自転車を利用する地域の状況等を踏まえ、自転車利用に伴う危険とその回避方法等を具体的に教育します。

観光等でレンタサイクル、自転車シェアリングを利用する外国人に対しては、自転車貸付事業者や行政等が、会員申込時や貸出時に、英語等で、自転車に関する交通ルール・マナー等について周知し、利用者が自転車を安全に利用するよう啓発します。

(イ) 外国人の自転車利用者に対する教育の実施への支援

行政は、英語その他の外国語を活用した交通安全に関するリーフレットやDVD等の視聴覚教材の提供、事業者と連携した安全教室の開催等により、外国人の自転車利用者に対する教育を支援します。

ク 安全教室等の受講を促進するための創意工夫

教育を行う各主体は、次のようなインセンティブを付与するなどして、自転車利用者が自ら積極的に安全教室等を受講するよう、創意工夫します。

- ・ 受講者に対する駐輪場の優先利用
- ・ 会場における自転車の無料の点検整備
- ・ 様々な年齢層に合わせたイベントとの同時開催
- ・ 安全教室の受講成績が優秀な者や他の自転車利用者の模範となる者に対する表彰

東京都は、自転車シミュレータを活用した交通安全教室等の受講者に、「自転車安全利用宣言証」を交付し、自転車利用者が自覚して行動する気運を醸成するとともに、交付を受けた者に対して、協賛企業の特典を付与し、安全教室等の受講を促進します。

3 放置自転車の削減

(1) 自転車利用者による取組

自転車利用者は、道路における自転車の放置が道路交通法に違反する行為であること、また、放置自転車は歩行者等の通行の著しい妨げとなるとともに、その撤去・保管等に多大なコストが生じていることを認識し、自転車を決して放置せず、あらかじめ目的地周辺の駐輪場をインターネット等で確認するなどして、駐輪場等を利用します。

(2) 駐輪場・サイクルポートの整備の推進

ア 行政による整備等

(ア) 駐輪場やサイクルポートの整備

行政は、地域の実情を踏まえ、自転車の駐輪需要に応じた駐輪場の整備を推進します。また、状況に応じて、駐輪場やサイクルポート設置のための用地の提供、道路占用許可、補助金の交付といった適切な手法も活用します。

(イ) 駐輪場やサイクルポートの整備に関する支援・協力

東京都は、駐輪場やサイクルポートの整備に関し、公有地等における用地確保、鉄道事業者や道路管理者等との連絡調整をするなど、区市町村に対する支援・協力を行います。

また、鉄道事業者は、行政から駐輪場の設置に協力を求められたときは、自転車法に基づき積極的に協力します。

イ 小売業者、鉄道事業者等による整備等

(ア) 駐輪場の整備

区市町村が定めた駐輪場の附置義務条例や大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の適用を受ける小売業者等は、それらの法令に基づき、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。その際、商店街の各店舗など、個々の店舗の敷地内に駐輪場所を確保することが難しい場合は、共同での駐輪場の設置、休業日を設けている店舗の敷地の活用等、創意工夫を凝らして駐輪場所の確保に努めます。

また、小売業者、鉄道事業者等は、東京都自転車安全利用条例に基づき、土地の利用状況等を踏まえ、可能な限り、顧客等の駐輪需要を満たす適正な規模の駐輪場を整備します。

(イ) 駐輪場の整備に関する支援

東京都は、各種業界団体等を通じて、東京都自転車安全利用条例をはじめとした関係法令の周知、駐輪場の整備に関する助言、効果的な事例の紹介等を行い、小売業者、鉄道事業者等による駐輪場の整備を促します。

ウ 一般事業者による整備等

(ア) 駐輪場所の確保

事業者は、敷地内における駐輪場所の確保のほか、自動車駐車場の転用、ビルの屋上や荷物置き場等のデッドスペースの活用、業務用スペースへの自転車の持込み等の創意工夫を凝らしつつ、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業者等のための駐輪場所の確保を推進します。

(イ) ビル所有者等による協力

オフィスビル、商業ビル等の所有者は、テナント事業者が東京都自転車安全利用条例の駐輪場所の確保等の義務を果たすことができるよう、敷地内における駐輪場所の確保、オフィスフロアへの自転車の持込み許可等の協力を努めます。

(ウ) 行政による働き掛け

行政は、業界団体を通じるなどして、事業者に対し、東京都自転車安全利用条例に基づく事業者の義務を周知し、事業者による主体的な駐輪場所の確保を促進します。

(3) 適正な駐輪の啓発

ア 行政による啓発

(ア) 駐輪場情報の提供

行政は、ホームページ等で域内の駐輪場情報の提供を促進します。

特に東京都は、インターネット等で地図情報を提供している事業者に都内の駐輪場の情報を提供することにより、自転車利用者による駐輪場の利用を促進します。

(イ) キャンペーン等の実施

行政、鉄道事業者及び関係機関・団体は、一体となって「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を広域的に実施するなど、自転車の放置が道路交通法に違反する行為であることやその撤去・保管等に多大なコストが生じていることの周知を含めて、自転車の放置防止と駐輪場利用促進の啓発活動を行い、自転車の駐輪秩序の確立を図ります。

特に東京都は、放置自転車削減を一層効果的に推進するため、インターネット、デジタルサイネ

ージ等の広報手法も活用し、キャンペーンの周知を行います。

(ウ) 関係者による連携の促進

行政は、鉄道事業者、地元商工会等の関係者による協議会を設置するなどして、関係者による取組を促し、放置自転車対策を推進します。

特に東京都は、効果的な放置自転車対策を推進するため、都心の放置自転車が集中する区等の関係者による会議を開催するなどして、効果的な取組の紹介等、情報共有を図ります。

(エ) 放置自転車、駐輪場の整備等に関する情報提供

東京都は、駅周辺における自転車等の放置台数や収容台数等について調査を実施し、結果を取りまとめ公表することで区市町村等の放置自転車対策に役立てます。

また、区市町村、駐輪場整備業者等に対して、放置自転車に関する規制、撤去、処分や駐輪場の整備等について情報提供します。

イ 小売業者、鉄道事業者等における啓発

(ア) 分かりやすい駐輪場の案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、顧客や鉄道利用者等による駐輪場の利用を促進するため、看板、ホームページ等を活用して、駐輪場を分かりやすく案内します。

(イ) 他の交通手段の利用案内

自転車での来客が多い小売業者、鉄道事業者等は、駐輪場の収容能力以上の自転車利用者の来客が見込まれる場合は、公共交通機関の利用や徒歩での来店を案内するなど、顧客や鉄道利用者等の自転車が違法に放置されないように案内を行います。

ウ 一般事業者による啓発

(ア) 自転車通勤をする従業員に対する駐輪場所の確保・確認

事業者は、東京都自転車安全利用条例に基づき、自転車通勤をする従業員のための駐輪場所を確保し、又は従業員が駐輪場所を確保していることを確認することにより、通勤途中の駅周辺等も含めて従業員が通勤自転車を違法に放置しないようにします。また、通勤自転車が放置されていることが分かった場合は、従業員に対して違法に放置しないように指導します。

(イ) 自転車での来客等への啓発

事業者は、顧客等が自転車を違法に放置しないよう、事業所の周辺の駐輪場や公共交通機関の利用等を案内します。

(4) 放置自転車の撤去等

ア より効果的・効率的な放置自転車の撤去

区市町村は、自転車法に基づき、次のような方法によるなどして、より効果的かつ効率的に放置自転車を撤去することにより、放置自転車を抑止し、安全な通行環境を確保します。

- ・ 放置自転車が歩行者の通行に著しい支障を生じさせている地区等を、駐輪場の整備状況にかかわらず、直ちに放置自転車を撤去できる区域として指定すること。
- ・ 撤去する地区や時間帯をランダムに変えること。
- ・ 撤去自転車の所有者に対する通知を省略すること。
- ・ 撤去自転車の保管場所の確保等のため、撤去自転車の処分までの期間を短縮すること。

イ 撤去に要した費用の確実な徴収等による放置自転車の抑止

区市町村は、放置自転車の撤去・保管等に実際に要した費用に見合う額の手数料を設定した上で、撤去自転車の引取りの有無にかかわらず、その手数料を徴収するよう努め、自転車利用者に対し、自らの放置について確実に経済的負担をさせることにより、放置自転車を抑止します。

ウ 区市町村による撤去に対する支援

東京都は、放置自転車の撤去がより効果的かつ効率的に行われるよう、区市町村に対して、放置自転車対策の効果的な事例等の情報提供を行います。

(5) 各主体が連携した放置自転車の削減

行政、鉄道事業者、小売業者等は、放置自転車の解消に向け、それぞれの役割や取組内容を具体的に協議・決定する会議を設置することなどにより、連携して駐輪場の整備、近隣の駐輪場の利用啓発等を推進します。

4 安全な自転車利用環境の整備等

(1) 自転車利用環境の整備

ア 適切な整備形態の選定による自転車利用環境の整備

道路管理者及び警視庁は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」（平成28年7月国土交通省道路局・警察庁交通局。以下「ガイドライン」といいます。）も参考にして、道路の構造や利用状況等を踏まえ、自転車道、自転車レーン（普通自転車専用通行帯）、車道混在（自転車ナビマーク・自転車ナビライン）、自転車歩行者道における自転車の通行部分の指定等の適切な形態を選定した上で、歩行者、自転車、自動車それぞれが安全に通行できる環境を整備します。特に、貨物の積卸しやバス停留所、タクシー乗り場等、駐停車需要が見込まれ、自転車との交錯の危険性が高い箇所においては、それぞれの安全確保に一層配慮した整備を検討します。

イ 生活道路における自動車の流入抑止等のための幹線道路の整備

道路管理者は、自転車利用者、歩行者等の安全を確保するため、幹線道路の整備を推進し、生活道路に入り込む自動車を排除します。

ウ 効果的な交通安全対策の実施

警視庁と道路管理者は互いに連携し、道路交通状況等を踏まえ、区域を定めて自動車の走行速度を30キロメートル毎時以下に抑制する“ゾーン30”等の生活道路対策や、自動車と自転車の交錯を防ぐ信号制御など、自転車が安全に通行できる環境を整備します。

エ 関係者の連携促進

東京都は、道路管理者や警視庁、バスやタクシー事業者をはじめとした運送事業者、沿道の小売業者等による協議会を設置するなどして、関係者の連携を促し、安全な自転車利用環境が整備されるように促します。

(2) 自転車ネットワークの形成

ア 自転車通行空間の連続性・統一性の確保

道路管理者及び警視庁は、ガイドラインも参考にして、自転車通行空間のネットワーク化を図る計画の策定・実施において互いに連携・協力するとともに、自転車通行空間を整備する際は路面表示の色や形状等について、歩行者、自転車、自動車それぞれにとって安全で分かりやすく、連続性・統一

性のあるものとなるように検討します。

また、まちづくりと連携し、無電柱化事業などにおいても自転車通行空間を確保することにより、ネットワーク化を図ります。

イ 複数の区市町村にまたがる自転車通行空間の整備における調整

東京都は、国、都、区市町村、警視庁等による協議会を設置し、連続した自転車通行空間の整備を推進します。また、区市町村の自転車ネットワーク計画策定を促進します。

(3) 自転車の車道通行に対する自動車利用者の理解の促進

ア 自動車運転者の配慮

自動車運転者は、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をするとともに、貨物の積卸し等の際は自転車の車道走行に配慮した駐停車をします。

イ 自動車運転者に対する説明

行政は、自動車運転者を参加者に含む交通安全教室等において、自転車の通行ルールや自転車の特性等について説明するなどして、自転車が車両の一つであり、車道においてはお互いの安全に配慮した運転をしなければならないことを理解させます。

ウ 自動車運転免許に関する講習、教習所等での指導

警視庁は、自動車運転免許の更新時講習や処分者講習、安全運転管理者講習等の機会を捉え、自動車等の運転者が車道を走行する自転車の安全に配慮した運転を心掛けるよう、運転者が遵守すべき事項の教育を行います。

エ 違法駐車車両の排除

警視庁は、自転車の車道走行を妨害する駐車違反に対し、取締りを強化します。また、駐車監視員等が重点的に活動する場所、時間帯等を定めた「取締り活動ガイドライン」を見直す際には、自転車レーン等を設置した路線を重点路線等に指定するなど、自転車の安全な車道走行の確保を視野に入れて行います。

5 安全性の高い自転車の普及

(1) 自転車の点検整備の推進

ア 自転車利用者等による日常的な点検整備の実施

(ア) 自転車利用者等による点検整備

自転車利用者、業務で自転車を使用する事業者及び自転車貸付事業者は、点検整備指針を踏まえ、日常的な点検整備の方法を習得し、自分自身で日常的な点検を行います。また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行います。

(イ) 点検整備の普及・啓発

東京都は、自転車利用者等による点検整備が行われるよう、点検整備指針で示した日常的な点検整備の方法等を分かりやすく示した教材を公表します。

また、年に一回程度は、自転車店を活用するなどして、定期的な点検整備を行うよう、関係団体と連携し普及啓発を図るほか、自転車の定期的な点検整備や安全な利用を促進する事業に取り組む区市町村を補助します。

イ 自転車関連事業者による定期的な点検整備の啓発・実施

(7) 自転車小売業者等による啓発

自転車小売業者は、自転車を販売する際に点検整備の必要性について購入者に説明し、適切に点検整備を行うように啓発します。

また、行政等が行う安全教室に参加するなどして、点検整備の方法等の周知に努めます。

自転車の点検整備を行っている自転車小売業者等は、その旨を分かりやすく表示するとともに、点検整備を求められたときは、点検整備指針を踏まえて点検整備を実施します。

(イ) 自転車の取扱説明書への記載

自転車製造業者は、製造する自転車の取扱説明書に日常的な点検整備のポイント及び定期的な点検整備を受ける必要があることなどを記載し、自転車利用者による点検整備を促します。

(2) 安定性の高い自転車の開発・普及

ア 自転車製造業者等による取組

自転車製造業者等は、幼児二人同乗用自転車、高齢者向けの三輪自転車等の自転車利用者の利用形態、特性等に配慮したより安定性が高く、転倒しにくい自転車等の開発や普及を図ります。

イ 自転車小売業者による取組

自転車小売業者は、自転車利用者の特性、自転車の利用形態等に配慮し、適切な自転車を紹介するなど、自転車利用者がより安全に自転車を利用できるようにします。

(3) 安全走行に係る器具等の開発・普及

自転車製造業者等は、電池の高性能化やLED照明による省電力化等を踏まえ、テールランプ、オートライト、ドライブレコーダーや側面反射材等の自転車の安全利用に役立つ器具やその器具を備えた自転車の開発や普及を図ります。

東京都、自転車小売業者等は、テールランプ、オートライトや側面反射材等が普及するよう、広報啓発等を行います。

6 自転車事故に備えた措置

(1) ヘルメットの着用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して、ヘルメットの着用効果等を分かりやすく説明するほか、安全教室等におけるヘルメットの展示、割引販売の実施、自らの率先した利用等により、ヘルメットの着用等を促進します。

行政は、ヘルメット着用による頭部保護の必要性について、人口当たりの事故発生件数の多い高校生や事故による死者数の多い高齢者をはじめとした自転車利用者、広報啓発等を行い、社会全体でのヘルメット着用の気運醸成を図ります。

特に東京都は、学校等と連携して高校生に対するヘルメット着用のルール化の促進や対象に応じた媒体を活用した啓発により、ヘルメットの着用等を促進します。

また、リーフレットやDVD等の視聴覚教材をホームページに掲載するなどして、事業者の業務や通勤で自転車を利用する従業者等に対するヘルメット着用促進を支援します。

警視庁は、安全教育、各種指導・取締り、自転車安全利用指導啓発隊（BEEMS）の活動を通じ、ヘルメット着用の重要性を啓発します。

(2) 反射材等の利用

行政、自転車小売業者等は、自転車利用者に対して反射材の利用効果をわかりやすく説明するほか、地域のイベントや交通安全教室等で反射材の効果を体験できるツール等を用いた啓発や反射材の配布等を行い、普及を図ります。

(3) 自転車損害賠償保険等への加入

ア 自転車利用者等による保険加入

自転車利用者（未成年者を除きます。以下同じ。）、業務で自転車を使用する事業者、保護者（監護する未成年者が自転車を利用する場合。以下同じ。）、自転車使用事業者（事業活動において自転車を利用する場合。以下同じ。）、自転車貸付事業者（自転車を貸し付ける場合。以下同じ。）は、自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償することができるよう、東京都自転車安全利用条例で義務付けている自転車損害賠償保険等に参加します。

また、自転車の利用によって生じた他人の財産の損害を賠償することができるよう、自転車損害賠償保険等に参加するよう努めます。

ただし、自転車利用者、保護者、自転車使用事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等への加入の措置が講じられているときを除きます。（自転車貸付業者の場合は、自転車貸付業者以外の者が当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に参加しているときを除きます。）

イ 自転車損害賠償保険等への加入の確認等

自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車を購入しようとする者（以下「自転車購入者」といいます。）に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めます。自転車購入者が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めます。

事業者は、自転車を利用して通勤する従業員がいるときは、当該従業員に対し、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めます。自転車を利用して通勤する従業員が自転車損害賠償保険等に参加していることを確認できないときは、当該従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報を提供するよう努めます。

自転車貸付事業者は、借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の内容に関する情報を提供するよう努めます。

ウ 自転車損害賠償保険等への加入啓発

行政は、自転車利用者に対し、都内で自転車を利用する場合には自転車損害賠償保険等の加入が義務となっていることを、キャンペーンやイベント、交通安全教室などのさまざまな機会を通じて広報啓発します。

特に東京都は、自転車損害賠償保険等の加入状況等を把握することにより、自転車利用中の自転車損害賠償保険等への加入について、自転車損害賠償保険等を引き受ける保険者（以下「保険会社」といいます。）や東京都自転車安全利用サポーターなどと連携しつつ、ホームページやインターネット広告、ポスター・リーフレット等様々な媒体を活用して促進します。

保険会社は、自転車損害賠償保険等の普及に努めます。

自転車小売業者は、自転車の販売時に購入者に対して、自転車損害賠償保険等への加入に関する情報提供を行います。

学校等の設置者は、自転車を利用する児童、生徒及び学生並びにその保護者に対して、自転車損害賠償保険等に関する情報を提供するよう努めます。

(4) 自転車事故に遭った場合の対処方法や応急手当に関する知識の普及

行政や事業者は、自転車事故が起きた場合の基本的な対処手順（他の交通の妨げにならない場所への自転車の移動、被害者の救護、警察への通報等）や応急手当の方法を記載したリーフレットの配布や社内研修などにより、自転車利用者が自転車事故に遭った際に適切な対処を行える知識を普及します。

7 悪質・危険な自転車利用者に対する対処

(1) 自転車利用者による悪質・危険な行為の指導・取締り

ア 効果的な街頭指導の実施

警視庁は、各警察署において、自転車の通行実態や利用実態、自転車事故の発生状況、自転車利用環境の整備状況等を勘案した上で、自転車に対する街頭指導活動を重点的に実施する地区・路線（自転車対策重点地区・路線）を選定し、その地区・路線を中心に、通勤・通学や配達が増える時間帯に指導を行うなど、指導の効果が上がる街頭指導を行います。なお、同地区・路線において、自転車の通行台数及び自転車利用者の交通ルール遵守状況を調査し、その結果を安全対策に活用するとともに、ホームページで公開します。

東京都は、警視庁等と連携し、自転車利用者に対して安全利用に関する街頭での啓発に取り組みます。

イ 指導警告カードの活用

警視庁は、交通ルール・マナーを守らない自転車走行に対しては自転車指導警告カード及び自転車安全マナーカードを活用した街頭指導を強化します。

ウ 悪質・危険な違反者に対する取締りの実施

警視庁は、信号無視やブレーキのない自転車の運転を始めとする悪質・危険な違反者に対しては交通切符による取締りを実施します。

(2) 悪質・危険な行為を繰り返す自転車利用者に対する講習の実施

警視庁は、自転車の運転により交通の危険を生じさせるおそれのある一定の行為を3年以内に反復して行った者に対して、自転車運転者講習の受講を命令する制度（自転車運転者講習制度）の周知及び適切な運用により、悪質・危険な自転車利用者を減らし、自転車の安全利用推進を図ります。

第7 総括

1 各主体の連携による取組

第6で示した実施事項において主体として明示された行政機関、事業者等は、自転車の安全利用に関する自らの社会的責任を自覚した上で、その役割を適切に果たす必要があります。その上で、各主体による取組の効果をより一層高めるため、各主体が相互に連携して必要な取組を実施することが重要です。

2 民間活力の有効利用

自転車の安全利用に関する事業者の取組は、それぞれの社会的責任に鑑み実施すべきものです。しかし、例えば事業者による安全教室や駐輪場の整備、安全性の高い自転車の製造等が採算に合う事業として成立する場合には、事業者の創意工夫や競争が促進され、一層効果的な取組になることが期待できます。

一方で、こうした取組が採算に合う事業として成立するためには、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等が、「自転車の利用により利便性等のメリットを享受するためには、自転車を利用する際に安全教室等の受講による交通ルール・マナーの習得や駐輪場の利用といった一定の手間やコストを負担しなければならない」といった認識を持つ必要があります。

そこで、行政は、自転車利用者や事業で自転車を使用する事業者等に対して、自転車利用に伴う社会的責任やコスト負担の必要性を含め、この計画に記載された取組を求めるなど、民間活力が有効に利用されるための意識を醸成します。

また、自転車に関する物・サービスを提供する側の自転車製造業者、自転車小売業者、駐輪場事業者等は、提供している物・サービスについて創意工夫をすることで、物・サービスの利用を促し、安全利用に関する取組の拡大につなげます。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて

2021年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。東京都では、事故の危険性が高い区間等における自転車走行空間の優先的な整備や、東京都自転車安全利用条例の制定などに取り組んできましたが、東京2020大会開催を踏まえ、より充実した自転車利用環境の整備が求められています。

第6で示した実施事項は、自転車の安全利用を推進するための基礎的かつ普遍的なものです。そのため、自転車に関わる全ての主体が、第6で示した実施事項に一体となって取り組むことで、東京が世界に誇る“誰もが安全で安心できる道路交通”を実現することができます。

おわりに

自転車は、高い利便性を有した乗り物であり、都民生活や事業活動に重要な役割を果たしています。しかし、運転免許が不要であり容易に利用できることなどから、自転車は徒歩と比べて速度が高い車両であるにもかかわらず、交通ルールの遵守といった安全意識の面等では、徒歩での移動と同じ感覚で利用される傾向にあります。

そこで、自転車に対する意識を抜本的に転換し、「自転車は車両であり、その利用には車両の利用者としての責任が伴う」という意識を社会全体に更に浸透させ、全ての者に適切な行動を促すことが重要です。

令和4年3月発行

登録番号(3)61

駅前放置自転車等の現況と対策 令和3年度調査

編集・発行 東京都都民安全推進本部総合推進部
交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5388)3124

印刷所 株式会社モモデザイン
東京都杉並区今川三丁目20番10号
電話 03(5303)2790

リサイクル適性(B)

この印刷物は、板紙へ
リサイクルできます。